

平成 25 年第 4 回定例会会議録

平成25年 第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期17日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
12月 3日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・決算特別委員長報告・質疑・討論・採決 議案上程・提案理由説明
12月 4日	水	休 会	議案調査
12月 5日	木	休 会	議案調査
12月 6日	金	休 会	議案調査
12月 7日	土	休 会	(市の休日)
12月 8日	日	休 会	(市の休日)
12月 9日	月	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
12月10日	火	本 会 議	一般質問
12月11日	水	本 会 議	一般質問
12月12日	木	本 会 議	一般質問
12月13日	金	委 員 会	常任委員会 (総務文教 第1委員会室) (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
12月14日	土	休 会	(市の休日)
12月15日	日	休 会	(市の休日)
12月16日	月	委 員 会	常任委員会 (福祉厚生 第2委員会室) (経済建設 第4委員会室)
12月17日	火	休 会	議事整理
12月18日	水	休 会	議事整理
12月19日	木	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成 2 5 年 第 4 回菊池市議会定例会会議録（目次）

1 2 月 3 日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第 1 号	63
2. 本日の会議に付した事件	65
3. 出席議員氏名	68
4. 欠席議員氏名	68
5. 説明のため出席した者の職氏名	68
6. 事務局職員出席者	69
7. 開 会	70
8. 開 議	70
9. 日程第 1 会議録署名議員の指名	70
10. 日程第 2 会期の決定	70
教育部長 中村鉄男君発言の申し出	71
11. 日程第 3 決算特別委員会の報告・質疑・討論・採決	73
12. 日程第 4 企業誘致促進特別委員会の中間報告	84
13. 日程第 5 議案第 1 2 2 号から議案第 1 6 0 号まで一括上程・説明	88
14. 日程第 6 議案第 1 6 1 号上程・説明・質疑・討論・採決	100
15. 日程第 7 請願第 5 号上程	101
16. 日程通告 散会	101
1 2 月 4 日（水曜日） 休 会	
1 2 月 5 日（木曜日） 休 会	
1 2 月 6 日（金曜日） 休 会	
1 2 月 7 日（土曜日） 休 会	
1 2 月 8 日（日曜日） 休 会	
1 2 月 9 日（月曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第 2 号	105
2. 本日の会議に付した事件	105
3. 出席議員氏名	105
4. 欠席議員氏名	106
5. 説明のため出席した者の職氏名	106
6. 事務局職員出席者	106

7. 開 議	107
総務企画部長 野口祐成君発言の申し出	107
8. 日程第1 質疑	107
9. 日程第2 委員会付託	111
10. 日程第3 一般質問	115
(1) 東 裕人君質問	115
「庁舎整備方針」について	115
○市長 江頭 実君答弁	115
東 裕人君質問	116
○市長 江頭 実君答弁	117
東 裕人君質問	119
○市長 江頭 実君答弁	120
東 裕人君質問	120
○市長 江頭 実君答弁	120
東 裕人君質問	121
○教育長 倉原久義君答弁	122
東 裕人君質問	122
○市長 江頭 実君答弁	123
東 裕人君質問	123
○市長 江頭 実君答弁	123
東 裕人君質問	124
○代表監査委員 宮川貞雄君答弁	125
東 裕人君質問	125
○市長 江頭 実君答弁	126
東 裕人君質問	126
○市長 江頭 実君答弁	128
休 憩	130
開 議	130
(1) 怒留湯健蓉さん質問	130
「菊池市総合計画後期基本計画の「まちづくり基本条例」(仮称)につい	
て」	130
○総務企画部長 野口祐成君答弁	131
怒留湯健蓉さん質問	132
○総務企画部長 野口祐成君答弁	133

怒留湯健蓉さん質問	134
○総務企画部長 野口祐成君答弁	135
怒留湯健蓉さん質問	135
○総務企画部長 野口祐成君答弁	135
怒留湯健蓉さん質問	136
○総務企画部長 野口祐成君答弁	137
怒留湯健蓉さん質問	137
○市長 江頭 実君答弁	138
怒留湯健蓉さん質問	138
○総務企画部長 野口祐成君答弁	139
(2) 怒留湯健蓉さん質問	139
「菊池市総合計画後期基本計画の「グリーンツーリズム」について」	139
○総務企画部長 野口祐成君答弁	140
怒留湯健蓉さん質問	141
○総務企画部長 野口祐成君答弁	141
怒留湯健蓉さん質問	142
○総務企画部長 野口祐成君答弁	143
怒留湯健蓉さん質問	144
○総務企画部長 野口祐成君答弁	144
怒留湯健蓉さん質問	144
○総務企画部長 野口祐成君答弁	144
怒留湯健蓉さん質問	145
○市長 江頭 実君答弁	146
昼食休憩	148
開 議	148
(1) 荒木崇之君質問	148
「菊池市の福祉と教育について」	148
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	149
○教育部長 中村鉄男君答弁	149
荒木崇之君質問	151
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	151
○市民環境部長 下田俊一君答弁	152
○総務企画部長 野口祐成君答弁	152
○教育長 倉原久義君答弁	153

(2) 荒木崇之君質問	153
「公益通報制度の新設について」	154
○市長 江頭 実君答弁	155
荒木崇之君質問	156
○市長 江頭 実君答弁	156
(3) 荒木崇之君質問	157
「市議会議員の税情報の公開について」	157
○市長 江頭 実君答弁	158
荒木崇之君質問	159
○市長 江頭 実君答弁	160
休憩	160
開議	161
(1) 城 典臣君質問	161
「パソコンのセキュリティについて」	161
○総務企画部長 野口祐成君答弁	161
城 典臣君質問	162
○総務企画部長 野口祐成君答弁	162
城 典臣君質問	163
○総務企画部長 野口祐成君答弁	163
(2) 城 典臣君質問	163
「病気の予防について」	163
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	164
城 典臣君質問	165
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	165
城 典臣君質問	166
○市長 江頭 実君答弁	166
城 典臣君質問	166
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	167
城 典臣君質問	167
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	167
(3) 城 典臣君質問	168
「地場産業育成について」	168
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	168
城 典臣君質問	169

○市長 江頭 実君答弁	169
(4) 城 典臣君質問	170
「産廃問題について」	170
○市民環境部長 下田俊一君答弁	170
城 典臣君質問	171
○市民環境部長 下田俊一君答弁	171
○市長 江頭 実君答弁	172
11. 日程通告 散会	174

12月10日(火曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第3号	177
2. 本日の会議に付した事件	177
3. 出席議員氏名	177
4. 欠席議員氏名	178
5. 説明のため出席した者の職氏名	178
6. 事務局職員出席者	178
7. 開 議	179
8. 日程第1 一般質問	179
(1) 葛原勇次郎君質問	179
「森林活性化について」	179
○経済部長 平野國臣君答弁	179
葛原勇次郎君質問	180
○総務企画部長 野口祐成君答弁	181
○市長 江頭 実君答弁	181
葛原勇次郎君質問	182
○経済部長 平野國臣君答弁	182
葛原勇次郎君質問	183
○市長 江頭 実君答弁	183
(2) 葛原勇次郎君質問	184
「学校跡地の活用について」	185
○総務企画部長 野口祐成君答弁	185
休 憩	186
開 議	186
(1) 中山繁雄君質問	186

「庁舎、図書館の建設について」	187
○市長 江頭 実君答弁	187
中山繁雄君質問	188
○市長 江頭 実君答弁	188
中山繁雄君質問	189
○市長 江頭 実君答弁	189
中山繁雄君質問	190
○市長 江頭 実君答弁	190
(2) 中山繁雄君質問	191
「伊坂橋の架け替えについて」	191
○建設部長 松野浩一君答弁	191
(3) 中山繁雄君質問	192
「総合支所について」	192
○総務企画部長 野口祐成君答弁	192
中山繁雄君質問	193
○総務企画部長 野口祐成君答弁	193
(4) 中山繁雄君質問	193
「市有林の活用について」	193
○経済部長 平野國臣君答弁	193
中山繁雄君質問	194
○市長 江頭 実君答弁	194
(5) 中山繁雄君質問	195
「菊池の文化財の保護について」	195
○教育部長 中村鉄男君答弁	195
中山繁雄君質問	196
○教育部長 中村鉄男君答弁	196
(1) 水上彰澄君質問	197
「庁舎建設について」	197
○市長 江頭 実君答弁	197
水上彰澄君質問	198
○市長 江頭 実君答弁	199
水上彰澄君質問	199
○市長 江頭 実君答弁	200
(2) 水上彰澄君質問	200

「桜植樹について」	200
○建設部長 松野浩一君答弁	201
昼食休憩	202
開 議	202
水上彰澄君発言の申し出	202
(1) 泉田栄一郎君質問	202
「GIS活用について」	202
○総務企画部長 野口祐成君答弁	203
泉田栄一郎君質問	204
○市民環境部長 下田俊一君答弁	206
泉田栄一郎君質問	206
○総務企画部長 野口祐成君答弁	207
(2) 泉田栄一郎君質問	207
「憩いの森公園活用について」	207
○建設部長 松野浩一君答弁	209
泉田栄一郎君質問	210
○市長 江頭 実君答弁	211
休 憩	211
開 議	211
(1) 樋口正博君質問	212
「学校跡地の利活用について」	212
○総務企画部長 野口祐成君答弁	213
樋口正博君質問	213
○市長 江頭 実君答弁	214
(2) 樋口正博君質問	215
「職員のスキルアップ制度について」	215
○総務企画部長 野口祐成君答弁	216
樋口正博君質問	217
○市長 江頭 実君答弁	218
休 憩	220
開 議	220
(1) 大賀慶一君質問	220
「ふるさと納税について」	220
○総務企画部長 野口祐成君答弁	221

大賀慶一君質問	223
○総務企画部長 野口祐成君答弁	224
大賀慶一君質問	224
○市長 江頭 実君答弁	224
大賀慶一君質問	225
○市長 江頭 実君答弁	226
(2) 大賀慶一君質問	227
「学校給食について」	227
○教育部長 中村鉄男君答弁	228
大賀慶一君質問	229
○教育長 倉原久義君答弁	229
大賀慶一君質問	230
○市長 江頭 実君答弁	230
9. 日程通告 散会	232

12月11日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	235
2. 本日の会議に付した事件	235
3. 出席議員氏名	235
4. 欠席議員氏名	236
5. 説明のため出席した者の職氏名	236
6. 事務局職員出席者	236
7. 開 議	237
8. 日程第1 一般質問	237
(1) 岡崎俊裕君質問	237
「市民の生命・財産を守り、安全・安心な暮らしの確保について」	237
○総務企画部長 野口祐成君答弁	239
○市民環境部長 下田俊一君答弁	239
(2) 岡崎俊裕君質問	240
「経済対策について」	240
○経済部長 平野國臣君答弁	241
岡崎俊裕君質問	242
○経済部長 平野國臣君答弁	242
岡崎俊裕君質問	243

○市長 江頭 実君答弁	243
(3) 岡崎俊裕君質問	244
「人事管理について」	244
○総務企画部長 野口祐成君答弁	245
岡崎俊裕君質問	247
○総務企画部長 野口祐成君答弁	247
岡崎俊裕君質問	248
○市長 江頭 実君答弁	248
(4) 岡崎俊裕君質問	249
「市道管理について」	249
○建設部長 松野浩一君答弁	249
休憩	250
開議	250
(1) 森 隆博君質問	250
「新市建設計画について」	250
○総務企画部長 野口祐成君答弁	251
森 隆博君質問	253
○総務企画部長 野口祐成君答弁	254
森 隆博君質問	255
○総務企画部長 野口祐成君答弁	256
○市長 江頭 実君答弁	256
(2) 森 隆博君質問	257
「菊池環境保全組合全域加入について」	257
○市民環境部長 下田俊一君答弁	258
森 隆博君質問	259
○市民環境部長 下田俊一君答弁	260
○市長 江頭 実君答弁	261
昼食休憩	262
開議	262
(1) 柘原賢一君質問	262
「庁舎整備について」	262
○市長 江頭 実君答弁	263
柘原賢一君質問	264
○市長 江頭 実君答弁	264

柘原賢一君質問	264
○市長 江頭 実君答弁	265
柘原賢一君質問	265
○市長 江頭 実君答弁	266
柘原賢一君質問	266
○副市長 木村利昭君答弁	267
(2) 柘原賢一君質問	267
「域学連携について」	267
○総務企画部長 野口祐成君答弁	267
柘原賢一君質問	268
○総務企画部長 野口祐成君答弁	269
柘原賢一君質問	269
○総務企画部長 野口祐成君答弁	269
柘原賢一君質問	270
○総務企画部長 野口祐成君答弁	270
休憩	271
開議	271
(1) 森 清孝君質問	271
「太陽光発電について」	271
○総務企画部長 野口祐成君答弁	272
○教育部長 中村鉄男君答弁	272
○市民環境部長 下田俊一君答弁	272
森 清孝君質問	273
○教育部長 中村鉄男君答弁	274
○市民環境部長 下田俊一君答弁	274
森 清孝君質問	275
○市長 江頭 実君答弁	275
(2) 森 清孝君質問	276
「コメ政策転換について」	276
○経済部長 平野國臣君答弁	277
森 清孝君質問	277
○経済部長 平野國臣君答弁	278
森 清孝君質問	278
○市長 江頭 実君答弁	279

(3) 森 清孝君質問	279
「営農集団について」	279
○経済部長 平野國臣君答弁	280
森 清孝君質問	281
○経済部長 平野國臣君答弁	282
(4) 森 清孝君質問	282
「道路整備について」	282
○建設部長 松野浩一君答弁	283
休 憩	284
開 議	284
(1) 隈部忠宗君質問	284
「庁舎等整備について」	284
○市長 江頭 実君答弁	285
隈部忠宗君質問	286
○市長 江頭 実君答弁	286
(2) 隈部忠宗君質問	287
「図書館について」	287
○教育部長 中村鉄男君答弁	287
隈部忠宗君質問	288
○教育部長 中村鉄男君答弁	288
隈部忠宗君質問	289
○教育部長 中村鉄男君答弁	289
隈部忠宗君質問	289
○市長 江頭 実君答弁	289
(3) 隈部忠宗君質問	291
「「中世の歴史資料館」について」	291
○教育部長 中村鉄男君答弁	291
隈部忠宗君質問	291
○教育部長 中村鉄男君答弁	292
(4) 隈部忠宗君質問	292
「域学連携事業について」	293
○総務企画部長 野口祐成君答弁	293
隈部忠宗君質問	294
○総務企画部長 野口祐成君答弁	294

隈部忠宗君質問	295
○総務企画部長 野口祐成君答弁	295
9. 日程通告 散会	296
12月12日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第5号	299
2. 本日の会議に付した事件	299
3. 出席議員氏名	299
4. 欠席議員氏名	300
5. 説明のため出席した者の職氏名	300
6. 事務局職員出席者	300
7. 開 議	301
隈部忠宗君発言の申し出	301
8. 日程第1 一般質問	301
(1) 坂井正次君質問	301
「新市建設計画について」	301
○総務企画部長 野口祐成君答弁	302
坂井正次君質問	302
○総務企画部長 野口祐成君答弁	302
坂井正次君質問	303
○総務企画部長 野口祐成君答弁	303
坂井正次君質問	304
○市長 江頭 実君答弁	304
坂井正次君質問	305
○市長 江頭 実君答弁	306
(2) 坂井正次君質問	307
「児童の安全と県道の整備について」	307
○教育部長 中村鉄男君答弁	307
坂井正次君質問	307
○建設部長 松野浩一君答弁	308
坂井正次君質問	308
○建設部長 松野浩一君答弁	308
坂井正次君質問	309
○建設部長 松野浩一君答弁	309

(3) 坂井正次君質問	309
「農業の振興について」	309
○市民環境部長 下田俊一君答弁	309
坂井正次君質問	310
○市民環境部長 下田俊一君答弁	311
(4) 坂井正次君質問	311
「粗大不燃ごみ収集について」	312
○市長 江頭 実君答弁	312
坂井正次君質問	312
○副市長 木村利昭君答弁	312
坂井正次君質問	313
○市民環境部長 下田俊一君答弁	313
(5) 坂井正次君質問	313
「観光振興について」	314
○経済部長 平野國臣君答弁	314
休憩	315
開議	315
(1) 坂本昭信君質問	315
「市道新設について」	316
○建設部長 松野浩一君答弁	316
坂本昭信君質問	316
○建設部長 松野浩一君答弁	316
(2) 坂本昭信君質問	317
「防災無線について」	317
○市民環境部長 下田俊一君答弁	317
坂本昭信君質問	318
○市民環境部長 下田俊一君答弁	318
坂本昭信君質問	319
○市長 江頭 実君答弁	319
(3) 坂本昭信君質問	320
「図書館の建設について」	320
○教育部長 中村鉄男君答弁	320
(4) 坂本昭信君質問	321
「子育て支援の充実について」	321

○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	321
坂本昭信君質問	322
○健康福祉部長 宮本誠一君答弁	323
坂本昭信君質問	323
○市長 江頭 実君答弁	324
昼食休憩	325
開 議	325
(1) 木下雄二君質問	325
「道路整備について」	325
○建設部長 松野浩一君答弁	326
(2) 木下雄二君質問	326
「たばこ税について」	327
○市民環境部長 下田俊一君答弁	327
木下雄二君質問	327
○市民環境部長 下田俊一君答弁	327
木下雄二君質問	328
○市民環境部長 下田俊一君答弁	328
木下雄二君質問	328
○市長 江頭 実君答弁	329
(3) 木下雄二君質問	329
「小川基金について」	329
○市長 江頭 実君答弁	329
木下雄二君質問	330
○市長 江頭 実君答弁	330
(4) 木下雄二君質問	331
「小水力発電について」	331
○市民環境部長 下田俊一君答弁	331
木下雄二君質問	332
○市長 江頭 実君答弁	332
(5) 木下雄二君質問	333
「ポケットパーク足湯について」	333
○建設部長 松野浩一君答弁	333
木下雄二君質問	334
○市長 江頭 実君答弁	334

(6) 木下雄二君質問	335
「庁舎問題について」	335
○市長 江頭 実君答弁	336
(7) 木下雄二君質問	337
「環境問題について」	337
○市民環境部長 下田俊一君答弁	337
木下雄二君質問	339
○市民環境部長 下田俊一君答弁	340
木下雄二君質問	341
○市長 江頭 実君答弁	341
9. 日程通告 散会	342

12月13日(金曜日)	常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
12月14日(土曜日)	休 会
12月15日(日曜日)	休 会
12月16日(月曜日)	常任委員会(福祉厚生・経済建設)
12月17日(火曜日)	休 会
12月18日(水曜日)	休 会

12月19日(木曜日)	本会議	頁
1. 議事日程第6号		345
2. 本日の会議に付した事件		345
3. 出席議員氏名		345
4. 欠席議員氏名		346
5. 説明のため出席した者の職氏名		346
6. 事務局職員出席者		347
7. 開 議		348
8. 日程第1 各常任委員長報告		348
・総務文教常任委員長報告		348
・福祉厚生常任委員長報告		352
・経済建設常任委員長報告		356
休 憩		361
開 議		361
委員長報告に対する質疑		362

討 論	363
(1) 怒留湯健蓉さん討論	363
(2) 森 隆博君討論	364
(3) 怒留湯健蓉さん討論	365
(4) 東 裕人君討論	366
(5) 中原 繁君討論	367
(6) 樋口正博君討論	367
(7) 東 裕人君討論	368
(8) 荒木崇之君討論	369
採 決	369
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	369
10. 追加議事日程（第6号の追加1）	370
日程第1 意見書案第7号 上程・説明・質疑・討論・採決	370
11. 閉 会	371

第 1 号

1 2 月 3 日

平成25年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成25年12月3日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 決算特別委員会の報告
質疑・討論・採決
- 第4 企業誘致促進特別委員会の中間報告
- 第5 議案第122号 菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する等の条例の制定
について
議案第123号 延滞金の割合の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の
制定について
議案第124号 菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第125号 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第126号 菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定
について
議案第127号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制
定について
議案第128号 平成25年度菊池市一般会計補正予算（第4号）
議案第129号 平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1
号）
議案第130号 平成25年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第131号 平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）
議案第132号 平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第133号 平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第2号）
議案第134号 平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算
（第3号）
議案第135号 平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3
号）
議案第136号 平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第

3号)

- 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市泗水地域福祉センター)
- 議案第138号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池ふれあいセンター)
- 議案第139号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市隈府小学校区児童育成クラブ)
- 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ)
- 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ)
- 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市花房小学校区児童育成クラブ)
- 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ)
- 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ)
- 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城ふれあいプラザ)
- 議案第146号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城高齢者能力活用センター)
- 議案第147号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池老人福祉センター)
- 議案第148号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城老人福祉センター)
- 議案第149号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市旭志老人憩の家(太陽の家))
- 議案第150号 公の施設の指定管理者の指定について
(きくち観光物産館)
- 議案第151号 公の施設の指定管理者の指定について
(旭志ふれあいセンターほたるの里)
- 議案第152号 公の施設の指定管理者の指定について
(七城町特産品センター)
- 議案第153号 公の施設の指定管理者の指定について

- (泗水町特産物センター)
- 議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町第二特産物センター)
- 議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城ふれあい交流館)
- 議案第156号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市リバーサイドパーク)
- 議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市有朋の里泗水孔子公園)
- 議案第158号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市観光情報発信施設)
- 議案第159号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市甲森北集会場)
- 議案第160号 合志市道路線の認定の承諾について

まで一括上程・説明

第6 議案第161号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決

第7 請願第5号 公契約条例の制定を求める請願書
上程



本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 決算特別委員会の報告
質疑・討論・採決
- 日程第4 企業誘致促進特別委員会の中間報告
- 日程第5 議案第122号 菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する等の条例の
制定について
- 議案第123号 延滞金の割合の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条
例の制定について
- 議案第124号 菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第125号 菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第126号 菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の
制定について

- 議案第 1 2 7 号 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 1 2 8 号 平成 2 5 年度菊池市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 1 2 9 号 平成 2 5 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 1 3 0 号 平成 2 5 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 3 1 号 平成 2 5 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 3 2 号 平成 2 5 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 3 3 号 平成 2 5 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 3 4 号 平成 2 5 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 3 5 号 平成 2 5 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 3 6 号 平成 2 5 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市泗水地域福祉センター)
- 議案第 1 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池ふれあいセンター)
- 議案第 1 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市隈府小学校区児童育成クラブ)
- 議案第 1 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ)
- 議案第 1 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ)
- 議案第 1 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市花房小学校区児童育成クラブ)
- 議案第 1 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ)
- 議案第 1 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について

(菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブ)

- 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城ふれあいプラザ)
- 議案第146号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城高齢者能力活用センター)
- 議案第147号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市菊池老人福祉センター)
- 議案第148号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城老人福祉センター)
- 議案第149号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市旭志老人憩の家(太陽の家))
- 議案第150号 公の施設の指定管理者の指定について
(きくち観光物産館)
- 議案第151号 公の施設の指定管理者の指定について
(旭志ふれあいセンターほたるの里)
- 議案第152号 公の施設の指定管理者の指定について
(七城町特産品センター)
- 議案第153号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町特産物センター)
- 議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について
(泗水町第二特産物センター)
- 議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市七城ふれあい交流館)
- 議案第156号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市リバーサイドパーク)
- 議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市有朋の里泗水孔子公園)
- 議案第158号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市観光情報発信施設)
- 議案第159号 公の施設の指定管理者の指定について
(菊池市甲森北集会場)
- 議案第160号 合志市道路線の認定の承諾について

まで一括上程・説明

日程第6 議案第161号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

て

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 請願第5号 公契約条例の制定を求める請願書

上程

出席議員（23名）

1番	荒木崇之君
2番	柁原賢一君
3番	工藤圭一郎君
4番	城典臣君
5番	大賀慶一君
6番	岡崎俊裕君
7番	水上彰澄君
8番	東英俊君
9番	東裕人君
10番	泉田栄一郎君
11番	森清孝君
12番	中原繁君
13番	樋口正博君
14番	中山繁雄君
15番	怒留湯健蓉さん
16番	坂本昭信君
17番	隈部忠宗君
18番	葛原勇次郎君
19番	木下雄二君
20番	坂井正次君
21番	森隆博君
22番	山瀬義也君
23番	境和則君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 江頭 実 君

副市長	木村利昭君
総務企画部長	野口祐成君
市民環境部長	下田俊一君
健康福祉部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	松野浩一君
総務企画部統括審議員	西浦一義君
七城総合支所長	岩下利昭君
旭志総合支所長	水上菊也君
泗水総合支所長	松岡千利君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊藤道俊君
市長公室長	倉原良則君
教育長	倉原久義君
教育部長	中村鉄男君
農業委員会事務局長	松永隆則君
水道局長	原和徳君
監査事務局長	宮村公男君

○

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議事課長	宮川啓子さん
総務審議員	徳永裕治君

午前10時00分 開会

○

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は23名です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第4回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（山瀬義也君） ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

10月15日、合志市において第253回熊本県市議会議長会が開催され、副議長と出席をいたしました。九州市議会議長会提出議案等について審議いたしました。

次に、10月30日に、全国市議会議長会広域行政圏市議会協議会第62回理事会が東京都で開催され、出席いたしました。

また、11月6日には、東京都で開催されました全国市議会議長会第95回評議員会に出席し、全国市議会議長会への提出議案等について審議いたしました。詳細につきましては、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

次に、監査委員から、平成25年8月から10月分までの一般会計、特別会計、並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります

○

午前10時01分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山瀬義也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、隈部忠宗君及び葛原勇次郎君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る11月26日の議会運営委員会におきまして、本日から12月19日まで17日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日まで17日間と決定しました。

○

○議長（山瀬義也君） ここで、執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、先の9月議会においてお尋ねのあったおりました菊池市文化会館の借地料につきまして、教育委員会からその調査結果を報告させていただきます。調査対象期間が当初契約を行った昭和53年度から現在までと長期にわたりましたので、時間を要し報告が遅くなりましたことをまずお詫び申し上げます。

それでは、お手元に配付させていただいております報告書をご覧ください。調査の目的及び調査の方法につきましては、そこに記載のとおりでございますので、説明は省かせていただき、早速調査結果について説明をさせていただきます。

調査結果につきましては、報告書の2枚目に土地の賃借料の支払い状況について、3枚目に固定資産税相当額の支払い状況について、記載をしているところでございます。まず2枚目の土地の賃借料の支払い状況についてでございますが、土地の賃借料については、土地賃貸借契約書第3条第2項で、翌年度以降の賃借料については、前項の金額に人事院勧告による菊池市職員の平均給与改定の平均上昇率を加算した額とすると規定されており、それに基づいた算定により借地料が計算され、支払われてきているところでございます。

表の見方といたしましては、1番左側は年度、その右側の給与勧告%と記載しているA欄は国の人事院勧告の率でございます。その右側のB欄は人事院勧告に伴います、本市職員給料の平均上昇率でございます。C欄は借地料の算定に用いました本市職員給料の改定率で、D欄及びE欄は地権者2名への支払い額でございます。ご覧いただきますように、人事院勧告の率とおおむね近い率で、市職員給料も改定されているところでございますが、その中で昭和58年度の人事院勧告は4.58%でございましたが、国会の議決により実施見送りとなっております。

また、昭和59、60年度においても、人事院勧告は6%台でございましたが、

国会の議決により2.03%と、3.37%となったものでございます。また平成13年度の勧告0.12%と、平成14年度の勧告0.08%につきましては、扶養手当のみの改定と、特例一時金のみの改定であり、市職員給料の改定はあっておりません。なお平成18年度におきましては、給与構造改革に伴いマイナス4.8%という給料表の大幅な改定がっております。しかし職員には、緩和措置としての現給補償がされた関係で、実質的にはマイナス0.36%の改定率でございます。

借地料算定に当たって、どちらの改定率を適用するか、当時の職員課等と協議をし、これまでも賃借料の改定は給料表の改定に沿って行っており、これにつきましても給料表の改定、マイナス4.8%による算定を行うべきと判断し、その率を用いて算定を行ったものでございます。なお勧告では、号級水準の引き下げは、平成18年度から平成22年度までの5年間の経過措置期間で行うようになっており、平成18年度にその減額分、マイナス4.8%を前倒し適用した関係で、経過措置期間の5年間は職員給料の改定はあっても、借地料の改定は見送ったものでございます。その後、経過措置期間が平成25年4月1日まで国のほうで継続となりましたので、平成23、24年度についても改定していないものでございます。

以上が土地の賃借料に関します支払い状況でございます。

次に3枚目の固定資産税相当額の支払い状況についてでございますが、契約書において、この土地を賃貸借することにより、地目変換によって生ずる固定資産税及び相続税の増額分については乙において負担するものとする、との規定に基づき、それぞれの地権者に払っているものでございます。

表は1番左が年度、その右のA欄が固定資産税率で、B欄がこれまでの支払実績額でございます。C欄は農地課税相当額として、本来差し引くべきだった額でございます。その右のD欄が本来の支払い額を示しております。E、F、G欄についても、同様でございます。なお、備考欄に記載しておりますように、平成18年度には税率の変更がっており、また平成23年度からは地積調査による面積の増がっているところでございます。

支払状況でございますが、昭和53年度から平成9年度までは、公共用地として非課税扱いをしていたということで、支払いは行っておりません。その後、議会からの指摘もあって、平成10年度から支払いを始めておりますが、契約書にあります地目変換によって生ずる増額分を払ったのは平成10年度のみであり、その後については農地課税相当額を差し引かず、全額の支払いを現在までやっていることが判明いたしました。

以上のような結果を受けて、今後の対応でございますが、まず固定資産税相当額につきましては、今後地権者の方々と是正に向けて相談してまいりたいと考えてお

ります。また今回の調査に当たり、一部の期間の関係書類が見当たらないという状況がございましたので、本市文書規定に基づき、文書保存年限にかかわらず、契約期間中はきちんと関係文書等保存していくよう徹底したいと考えております。借地料の算定に関する関係部署との協議内容についても文書として残し、後任者の事務に支障がないようにマニュアル化していきたいと考えております。更に契約書の文言についても、誰が見ても疑義が生じないようなものに変更できないか、関係者の方々と協議してまいりたいと考えております。

以上、菊池市文化会館借地料に関する調査・報告とさせていただきますが、本日配付いたしました資料の2枚目と3枚目につきましては、個人情報が含まれた部分もございますので、議長におかれましては資料の管理につきまして、特段のご配慮をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 以上です。次に進みます。

○

日程第3 決算特別委員会の報告

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、決算特別委員会委員長より、議案第99号から議案第109号までの11案件について、審査結果の報告がっておりますので、これを議題とします。

決算特別委員会の審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、坂井正次君。

[登壇]

○決算特別委員会委員長（坂井正次君） 時間が相当かかりますけれども、ご容赦お願いしたいと思います。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果について、ご報告をいたします。9月定例会で当委員会に付託されました議案は、議案第99号、平成24年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第109号、平成24年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、までの11案件でございました。

9月30日には、委員の皆さんと決算の意義と考え方や、審査において配慮すべき点などを確認いたしました。併せて執行部の説明の要領についても、統一したものになるよう協議を行ったところであります。

審査は9月30日から4日間の予定で、執行部の説明を求めながら、慎重に進めてまいりましたが、一般会計、歳入歳出決算の認定の中で、先ほど執行部から発言がありましたが、文化会館の土地賃借料について、執行部の調査を待って審査するというので、11月25日にも本特別委員会を開いております。これにつきまして

では、後ほど詳しく報告をさせていただきます。

それではまず、各会計ごとに出されました主な質疑や意見等を報告いたします。

歳入の点について報告しますと、一般会計から特別会計までについて、それぞれ収入未済額一覧表にまとめ提出されました。数字の報告はいたしません、市税分担金及び負担金、保険税、保険料、使用料及び手数料等、多くの費目で滞納金が発生しており、不納欠損処分、滞納処理状況について、それぞれ担当から報告がありました。執行部もそれぞれの部署で、催告、督促から電話による相談、自宅訪問、夜間相談の開設、法的な滞納処理など懸命に取り組んでおられますが、各委員からはそれぞれの事務については、更なる執行部の努力を求める意見が強く出されました。

歳出の主なものについて、報告をいたします。議案第99号、平成24年度菊池市一般会計決算の中で、国際交流費について、菊池市の人口からして、1,700万円近くもかけていることについて、それだけの費用対効果が上がっているのか、また国際交流費は商工観光にあるべき事業ではないか、との質疑がありました。執行部より、今年1年を見ながらその成果も含めて考えていきたい、とのことでした。また、事業の推進については、誘客を目的とする交流もあるし、スポーツ、文化、教育等の交流もあり、全てを分けることは現実として非常に難しいところもあり、商工観光課の観光客誘致というのを主とすれば、そういうところも当然であるけれども、トータル的に国際交流係で行っているが検討したい、とのことでした。

電子入札システムについて、この実施について行革の一環か、業者の方々のためなのか、という指摘がありました。執行部より、行革の一環である、入札場所、駐車場、公文書の発送等、節減効果を図ることができる、併せて入札の公平性、透明性も図ることができるのではないかと、ということでした。

住宅新築資金貸付金について、収入の状況、今後の対応について、質疑がありました。執行部より、平成24年度末の滞納額は14人、19件、金額にして4,611万3,289円であるとの報告がありました。委員より、死亡されたり払うことができない方もいる状況であり、不納欠損の考え方について質疑がありました。同和対策事業の特別措置法による事業である、返済については分納等、わずかずつではあるが返済されている方もおられ、平成33年の償還期間までは督促、納付依頼、自宅訪問等で回収に努めたい、とのことでした。

行政改革推進費について、執行予算はわずかであるが、主要施策の成果に記載がない、監査委員の意見書には、第2次行政大綱及び実施計画に基づき、養護老人ホーム、公立保育園の民営化、職員定数の見直し、小学校の統廃合、新公会計制度の整備等々記載がある、成果に記載すべきではないか、との質疑がありました。執行

部より、行政改革の実施項目の進捗状況については企画振興課が行っているが、その項目は20ほどあり、現在は項目別に適宜議会に報告している状況である、主要施策の成果にまとめると、量的にもかなりなものになり、進捗状況を別な機会に半年ごとに出すことは不可能ではない、とのことでした。

企画費の「きくち夢・元気づくり戦略委託料」について、商工観光課、ブランド推進課や福祉関係など、庁内で多くの課が予算執行しているとのことについて、適正なものか質疑がありました。執行部より、この委託料については市長の戦略的なもので臨時的に緊急に対応したいものについて対応するものであり、そのため予算的な事務は企画振興課が対応している、とのことでした。

教育費の「英語の森・きくち」事業について、参加者が51名で、執行額が284万5,000円について、費用対効果の面から、全小中学校を対象にした外国語指導授業を実施されたほうがいいのか、という質疑がありました。執行部より、外部評価、参加した子どもたち、中学の先生等からは、良い事業であるとのことと評価はいただいております、募集については広げていきたい、事業の継続については外部評価委員会にもかけるが、当初5年の事業として進めているので、その後の方向性については検討したい、とのことでした。

組織機構について、消防担当課は広域連合や警察との連携等から、総務企画部であるべきではないか、また各総合支所の消防担当職員も、もうしばらくは土地勘があるなど、地元詳しい職員を配置すべきではないか、という意見もありました。執行部より、総合支所の消防担当職員の配置も含め、組織機構についても今後検討していきたい、とのことでした。

生活保護の扶助費について、不用額が7,800万円ほど多いのではないかと、また福祉課の職員の時間外は、他の課の職員数と時間外手当を比較してみても多い。これは福祉課の事務量が多いためであり、福祉課の必要な職員確保について、ぜひ実現するよう意見がありました。執行部より、生活保護の扶助費については、医療費扶助が大きい要因になっており、少ない月で1,700万円、多い月で5,400万円ほど支出があり、見込みが予想できない。ある程度の予算は見込んでおく必要があり、結果的に不用額が多くなってしまう場合もあるとのことでした。また時間外手当、職員の増員については職員係と協議していきたい、とのことでした。

高齢者福祉費で、「ふれあいサロン運営事業」や、「ふれあい喫茶事業」などは、予算の執行率などの観点もあるが、利用される高齢者の方の満足度をはかることが大事ではないか、という質疑がありました。執行部より、利用される方の満足度が一番重要な部分であり、今年度いろいろな意識調査をしていく中で、可能であるな

ら利用される方々の満足度の調査も実施してまいりたい、とのことでした。

農業費の家畜導入事業で、本市は補助金が1頭あたり5万円となっているが、近隣市町は10万円のところもある。対応はできないのか、という質問がありました。執行部より、本市の家畜の使用頭数が多く、他市町のように10万円という補助は厳しいが、今後検討することは必要である、とのことでした。また、ブランド推進を進めるに当たって、商工観光や農業振興など関連する部分が多く、一体的に一つの課など、統合できるところは統合できないか、という質疑がありました。市長が推進しておられる、食と農業、農業と観光等の中で、組織の再編も市長は考えていかれるのではないかと、という答弁でした。

市営住宅の収入と修繕、維持管理などの予算執行額について、費用対効果はどうか、また今後公営住宅のあり方について質疑がありました。執行部より、現在市営住宅は30団地、1,200戸を管理しているが、採算の面だけで考えると現状は厳しい。公営住宅は福祉との関連もあり、セーフティネットとしての位置付けもある。どこでその数を維持すべきか、常に考えるところである、との答弁でした。

議案第100号、平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入歳出差引き残額は3,900万円あまりとなっているが、繰り入れの状況、国保税の収納率等からして、今後の国保の特別会計の考え方について質疑がありました。執行部より、国保加入者は低所得者の方が多く、また医療費も毎年5%前後上昇が見込まれ、大変厳しい状況である。そのため、医療費の伸びを抑えるために健診の受診者を増やすこと、ジェネリック医薬品の使用促進、広報等による重複受診などをやめることなど、あらゆる取り組みを行っている、とのことでした。また、保険税の徴収についても、催告、督促、滞納処分など収納率の向上に努めていく、とのことでした。

議案第101号、平成24年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算については、延滞滞納が発生することについて質疑があり、納付書による保険料の支払いがある場合、滞納延滞金など生じる、という説明がありました。

議案第102号、平成24年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、介護保険料の未済額について、徴収の方法と介護保険料が未納のまま、介護サービスはどうなるのか、という質疑がありました。執行部より、介護保険料が年金から天引きとなる65歳までの分と、年間18万円未満の年金の方が普通徴収で収入未済が生じる。督促、電話での対応、自宅訪問などで対応している。また、滞納等によるサービスの違いは、段階的に分かれているが、1割負担のところは3割負担になるなどペナルティが発生する、とのことでした。

議案第103号、平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算については、簡易水道による畜産農業などの水の使用については、多量に使わなければならない現状もあり、農業経営の圧迫など考えられるが、農業政策の一環として捉え、前向きに考えていくべきではないか、という質疑があり、その点については今後の課題としたい、とのことでした。

議案第104号、平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、公共下水道事業に限らないが、特別会計は独立採算制が求められている。特別会計単独では採算は取れないのか、質疑がありました。執行部より、使用料の滞納がある中で、一般会計から繰り入れることは運営上致し方ない状況である。独立採算がいつから、というのは言えないが努力する、とのことでした。

議案第105号、平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、償還金利子の割合が使用料収入の割には高いのではないかと、という質疑がありました。執行部より、償還のピークに近いところにあり、割合的に高くなってきているのではないかと、という説明がありました。

議案第106号、平成24年度菊池市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、1戸当たりの負担が世帯の人数に関係なく家の面積で算出されていたものが、条件はあるものの緩和された、との報告がありました。

議案第107号、平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、処理場の数、対象戸数などについての報告がありました。

議案第108号、平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算については、施設介護サービス事業で、短期入所サービスについては定員が14名で、平均利用者数は10.13人、利用率は72.4%である。待機者も多いと聞きますが、この定員14名は確保する必要があるのか、という指摘がありました。執行部より、ショートステイの利用直前に入院されるなどあって、利用率は72%台であるが、月に数日は満床の日もある。ショートステイの利用希望者も多く、また待機者も多い状況であり現状から熟慮したい、とのことでした。

次に、議案第109号、平成24年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算については、質疑がありませんでした。

次に、議案第99号の中で、文化会館の土地賃借料については、先ほど報告もありましたが、11月25日に教育委員会より出席をいただき説明を受けました。契約書の写しなどの提出をお願いし、慎重に審議をいたしました。

文化会館の土地賃借料については、2人の地権者に対して、人事院勧告に基づく計算と固定資産税に基づく計算で積算されております。固定資産税に基づく計算では、平成10年から、宅地課税分から、もともとの農地課税分を差し引いて支払う

ことになっていましたが、事務的に引き忘れて支払っていた。2人の地権者に対して合計30万5,741円多く支払っているとのことでした。これにつきましては、今年度の支払いの中で、地権者との話し合いで、調整できる分は調整していきたい、とのことでした。

次に、人事院勧告に基づくもので、昭和53年の契約以来、金額の計算に当たって、時には繰り上げ、時には繰り下げるなどの計算の一貫性がないこと、毎年人勧の上昇率をかけてあるが、累積するとは書いてないこと、についての質疑がありました。執行部より、契約書の中に、いくら単位で支払うと定めてなかったため、その都度、各課、係で検討して支払ったと。また人事院勧告を基に、累積で計算していくのは、市の顧問弁護士によると、本件契約における賃借料の解釈について、現在の菊池市の解釈に誤りはないと思慮する報告があった、とのことでした。委員より、市の顧問弁護士の見解もあるが、他の弁護士にも相談をし、その見解も確認すべきではないかという質疑がありました。執行部より、指摘を踏まえ、また地権者とも十分協議をし、今後誰が見ても疑義が出ないような契約書の文言にできるよう努力したい、とのことでした。この件につきましては、途中の年度の書類がないなど、文書管理についても厳しい指摘がありました。また、新年度予算編成に当たっても、この特別委員会の意見等を十分取り入れるよう、意見もありました。執行部より、文書管理についてもマニュアルを作成することなどで対応すること、その他、今後庁内で十分検討していきたい、とのことでした。

以上、5日間にわたります本特別委員会の審査の中で、全体的に事業や予算の執行が前年の踏襲になっていないか、費用対効果が上がっているのか、という観点からの質疑などが多かったと思います。

また、先ほど行政改革に主要施策の成果にないことも報告しましたが、その他にも当然成果に挙げる事業が上がっていないことも指摘がありました。執行部は、決算書に添付する主要施策の成果も今後十分検討していただく必要があります。また逆に、主要施策でなく、通常業務が成果に記載されている、との指摘もありました。主要施策の成果について、全体的に見直すよう要望がありました。

最後に、決算書の記載方法についても意見がありました。一般会計も特別会計も、決算書に予算現額、調定額、収入済額、予算現額と収入済額との比較、対予算現額の記載があるが、予算現額に対して収入済額が多かった場合、その比較がマイナスに表示してあるのはおかしいのではないかと、ということでした。執行部より、決算書の記載について規定はなく、各自治体の判断になっているとのことでした。しかし、この記載について、今後他の市の状況を調べながら、分かりやすく、見やすい決算書を作っていただくよう委員会として要望をいたしました。

以上、慎重に審議をしました結果、議案第100号から議案第108号につきましては討論もなく、原案のとおり認定すべきものと決しました。議案第109号についても、討論もなく、原案のとおり認定、可決すべきものと決しました。

議案第99号、平成24年度菊池市一般会計歳入歳出決算につきましては、文化会館の土地賃借料について、平成24年度分について固定資産税分を払い過ぎている、ということで不認定とする、という反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご賛同いただけますよう、よろしくお願いをいたします。これで終わります。

○議長（山瀬義也君） 以上で、決算特別委員長の報告を終わります。ただいまの決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） おはようございます。議案第99号、平成24年度菊池市一般会計歳入歳出決算について、質疑を行います。

まず、9月議会のこの決算が上程された議会での質疑で、私は小学校売却の際の不動産鑑定委託料の問題を取り上げました。この委託料が平成24年度の当初予算でも、補正予算でも計上されていないこと。本来、地域振興費で支出すべきものを企画費のきくち夢・元気づくり戦略委託料から支出していること。契約も違う業務名、違う場所での変更契約を行っていること等々、問題点を指摘し、代表監査委員の意見もお聞きしました。その際、代表監査委員は、本来なら正しくない、適切でないといった旨の答弁をされ、担当課にも注意を促したことも、その際明らかになりました。こうした問題を決算特別委員会では、どう審議をしたのか、仮にしていなければ、なぜ審議しなかったのか、その理由についてお聞きしたいと思います。

併せて、一括質疑ですので、2点目に、この重要事項と思われる問題の審議については、当然慎重さが必要ではありますが、同様の問題として、先ほども委員長報告でも触れられた文化会館の賃借料の問題があります。執行部も払い過ぎを認めた支出が、なぜ委員会で認定をされたのか、報告では認定の理由が賛成多数で認定をされたという話がありましたが、理由がよく分からなかったので、その理由をお答えいただきたいと思います。

3点目に、おととしの2011年の決算特別委員会では、議員の要望によって、中小企業振興基本条例の運用と現在の入札状況の審査が行われていました。この審査の問題で、私は昨年12月の決算特別委員会の報告に対する質疑で、この問題を取り上げて次のように聞きました。「審査するにせよ、しないにせよ、やった

り、やらなかったりというのは、よろしくないと考えているのでお聞きするが、もし審議していないのであれば、なぜ審議しなかったのか、またその理由について合意を得ているのかどうか」こうお聞きをしました。その際、答弁は審議はありませんでした、というものでした。そこで今回も、昨年と同じ質疑をしますが、中小企業振興基本条例の運用と入札状況の審査を今回決算特別委員会でされたのかどうか、していなければなぜしなかったのか、またしなかった理由について、委員会として合意を得てしなかったのか、そこらへんをお聞きしたいと思います。

以上、3点について質疑をします。

○議長（山瀬義也君） 決算特別委員長、坂井正次君。

[登壇]

○決算特別委員会委員長（坂井正次君） 東議員の質疑にお答えをいたします。

まず、小学校売却の不動産鑑定委託料の問題を委員会で審議したかという質疑にお答えいたします。執行部より、この委託料については市長の戦略的なもので、臨時的に緊急に対応したいものについては対応するものであり、このために予算的な事務は企画振興課が対応している、とさっきの委員長報告で行いました。そのような説明を執行部からいただきました。それに対して、委員からは意見とか質疑は出ませんでした。

2点目の文化会館の払い過ぎですね。これに関しまして、これは本当に慎重に詳しい意見を提出していただいて、委員さん本当に慎重に審議をされました。そんな中で、執行部から今年度の支払いの中で、地権者との話し合いで調整するものは、調整していきたいという報告もありました。また詳しい説明を聞きながら、反対討論もありましたけれども、委員会としては賛成多数で採決になったわけでございます。

3点目につきましては、中小企業基本条例のことに関しまして、委員会では質問がございませんでしたので、以上報告をいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） 1点目、2点目の問題で、再度お聞きします。不動産鑑定委託料の問題で、質疑はなかったという話は分かります。それから、文化会館の賃借料についても、反対の理由は分かります。この二つの問題で、それぞれいま質疑がなかった、賛成多数で認定されましたという話ありましたが、理由ですね。1点目の不動産鑑定委託料の問題で、上程の際の質疑で、本来なら正しくないというような話もされたのを受けて委員会の審議ですから、私は当然、取り上げるべき、取り上げただろうなと思っていましたけど、それについて審議がされなかった理

由。それから文化会館については、執行部も誤りを認めた支出が賛成多数となった理由について、答えられる範囲で答えていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 決算特別委員長、坂井正次君。

[登壇]

○決算特別委員会委員長（坂井正次君） 東議員のご意見も、もつともだと思います。

ただ、不動産鑑定委託料に関しましては、委員長の私としましては、やはり委員さんから意見が出ませんでしたので、そう答えるしかございません。

また、文化会館に関しましては、いまも申しましたように、その間違いについて、地権者と話し合いながらこれは調整していきたいというような執行部のそういう答弁がございましたので、多分委員の皆さんはそのように思われたのではないかと。だから、そのようにしか答えられませんけれども。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） 終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第99号から、議案第109号までの11案件について、討論を行います。討論はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） 議案第99号、議案第100号、議案第101号について、不認定の討論を行います。

まず、議案第99号、平成24年度菊池市一般会計歳入歳出決算についてです。私はこの平成24年度の当初予算の際に、全体として歳入の源泉、市民の懐をどう暖めるのかという問題や、中小企業支援など地域産業政策、また歳入が基本的に維持されている下で、市民が求める緊急的な問題、暮らし・福祉・雇用の課題等に対応した当初予算となっているのか、という点で不十分であること。また行き詰った構造改革路線の下での行革路線等、予算編成上からも、検討を深めるべき課題が未消化のままであることなどを挙げて、反対討論を行いました。その後、1年間の施策、予算執行状況を見ても、これらの指摘事項が改善されたとは言い難いので、認定をすることはできません。とりわけ、市民の懐をどう暖めるのかという問題や、重税解消などの緊急課題に対する姿勢、取り組みの弱さは重大視すべきであります。

さらには、先ほど質疑で述べたような行政自身や代表監査委員が疑問符を付けるような問題について、特別委員会で今も質疑もしましたが、審議されないまま認定されたことは残念であります。詳細な個別質疑を行うことのできない委員外の議員にとって、委員会付託前の質疑はその慎重審議を委員会に託す場でもあるわけですから、全く審議もないというのは、質疑をした者として納得しかねます。今後の課題としていただきたいと思います。

また最後に、中小企業振興基本条例に基づく審査は2年続けて審査なしという状況を見れば、その審議の必要性も問われるわけで、委員会での審査事項からの削除の判断をすべきであることも申し添えて、不認定の討論としたいと思います。

次に、議案第100号、平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてです。平成24年度の国保の状況は、1世帯当たり平均所得が131万円、所得200万円未満の世帯が80.3%を占めています。先ほども、報告もありましたが、所得の低い層が多くを占めるという特徴を持つ国保は、税負担能力に対する行政の認識が市民の暮らしを直接左右します。執行部自身、繰り返し国保税は高過ぎる、こう言いながら税率据え置きで推移している現状について、私は認めることはできません。社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とした国保が高過ぎて、逆に住民を苦しめているという、この矛盾を直視して、負担軽減のために何が必要か、今一度真剣に調査、検討し、担税力に対する行政の認識が直ちに施策に反映するよう、速やかな対応を求める討論としたいと思います。

次に、議案第101号、平成24年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてです。75歳以上の高齢者が亡くなるまで、少ない年金から保険料を天引きされ、受ける医療さえ制限をされる。そして保険料は平成24年4月の見直しで、1人当たり平均保険料額が1,375円増の5万3,266円となりました。この制度で、本市の高齢者がどういう状況にあるのか、姿や実態が見えにくく、高齢者の声が広域連合にも、自治体にも届きにくいという問題も解消されないままです。高齢者に負担と差別を強いるこの制度は速やかに廃止し、安心して老後を送れる制度にすべきであると考えます。よって制度そのものからも、この議案については不認定としたいと思います。

以上で、不認定の討論を終わります。

○議長（山瀬義也君） ただいま議案第99号、議案第100号、議案第101号に対する反対討論がありましたので、まず議案第99号に対する討論を行います。

次に、議案第99号に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。議案第99号に対する、他に討論はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○1番(荒木崇之君) 決算特別委員会に付託されました議案第99号、平成24年度菊池市一般会計歳入歳出決算について、反対討論をいたします。

先ほど、教育委員会の発言の申し出であったとおり、平成24年度の文化会館の賃借料、そのうち固定資産税分の差額を引かなかつた、詳しく言えば2万727円の過払いであります。ということは、決算書の291ページ、歳出総額242億600万1,000円も違ってくるということです。数字が合わないのに認定する、来年もし1億円合わなくても、平成24年度の決算を認めているから今年も認めないといけないという、悪しき前例になるのではないのでしょうか。額の大きさの問題ではありません。数字が合わないなら、過払いがあるなら、不認定にすべきと考えます。そうしないと、決算特別委員会の存在意義さえ問われてしまいます。

以上の理由から、議案第99号の反対討論といたします。

○議長(山瀬義也君) 議案第99号について、ほかに討論はありませんか。

これで議案第99号に対する討論を終わります。

次に、議案第100号について、反対討論がありましたので、議案第100号に対する討論を行います。議案第100号に対する賛成者の発言を許します。議案第100号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) これで、議案第100号に対する討論を終わります。

次に、議案第101号について、反対討論がありましたので、議案第101号に対する討論を行います。議案第101号に対する賛成者の発言を許します。議案第101号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) これで、議案第101号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(山瀬義也君) これで、討論を終わります。

これより採決します。ただいま討論がありました議案第99号、議案第100号、議案第101号、及び議案第109号を除き一括採決します。

お諮りします。議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第106号、議案第107号、議案第108号、以上7案件については、決算特別委員長の報告は原案のとおり認定であります。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。

よって、以上7案件については、決算特別委員長の報告のとおり、認定することに決定しました。

次に、議案第109号については、原案のとおり可決、認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。

よって、議案第109号については、決算特別委員長の報告のとおり、可決、認定することに決定しました。

次に、討論がありました、議案第99号、議案第100号、議案第101号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第99号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第99号は認定することに決定しました。

次にお諮りします。議案第100号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第100号は認定することに決定しました。

次にお諮りします。議案第101号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第101号は認定することに決定しました。

ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前11時00分

開議 午前11時08分

○

日程第4 企業誘致促進特別委員会の中間報告

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第4、企業誘致促進特別委員会の中間報告を議題とします。企業誘致

促進特別委員会から付託中の案件について、中間報告の申し出がっております。
お諮りします。本件は、申し出のとおり中間報告を受けることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって企業誘致促進特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

企業誘致促進特別委員会委員長、中山繁雄君。

[登壇]

○企業誘致促進特別委員会委員長（中山繁雄君） こんにちは。企業誘致促進特別委員会の中間報告を行います。議会の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定に基づき、企業誘致促進特別委員会の中間報告をさせていただきます。

執行部の企業誘致への取り組みを促し、側面的に支援するために、企業誘致促進特別委員会が設置されたものであります。平成24年6月25日に、平成24年度第1回目の委員会を開催しました。協議内容は、1、企業誘致について、2、工業団地の状況についてであります。

まず、①企業誘致の状況につきましては、平成23年度熊本県と立地協定を締結し、菊池市を立地先とした企業は新設1件、増設4件であった。②菊池市への立地状況としましては、新設1件、増設5件となっていることの報告を受けました。

2、工業団地の状況につきましては、菊池市には10カ所の工業団地がある中、48の企業が操業されており、分譲可能な用地や補助制度及び優遇制度をパンフレットで紹介しているとの説明を受けました。

委員より、このパンフレットに記載されている菊池市の補助制度、優遇制度が3年前と変わっていないようだが、他市の状況と比べてどうなのか、との質疑に対し、執行部より、用地取得補助金については、取得費の30%、最高3億円であり、菊池市が一番良い。菊池市工業設置奨励条例では、3,000万円以上を超えた場合の固定資産税は課税免除であり、他市町村については課税減額となっているので、本市が企業に対しては一番優遇されているとの答弁でした。

次に、菊池市の工業状況は、48の企業が操業中とのことだが、例えばインフラ整備において、企業が来るよう要望等を把握するような協議会などはないのか、との質疑に対し、執行部より、企業連絡協議会があり、以前、泗水、七城、菊池と協議会が別れていたのが、今度統一するような協力でいきたい、との答弁がありました。

また、その他に、田島工業団地へのメガソーラーを設置したいと申し込みがあったが、土地開発公社の理事会や執行部等で審議した結果、雇用の確保、市経済への

波及効果、税源の増加等の目的のため増設されたメガソーラーの事業を行った場合、最重要目的である雇用の確保ができないこと、それから20年の賃貸契約のため、その間動けないことなどの結果、しばらく様子を見ることの報告を受けました。

7月25日は、県庁商工観光労働部へ委員11名と副市長、議長に同行していただき、菊池市への企業誘致を推進していただくよう、要望活動を行いました。まずは、蘇崎、林原、田島のそれぞれの工業団地は、造成済みでありますので、県へ更なるご支援と、菊池テクノパークへの1日も早い造成と企業誘致をお願いし、九州北部豪雨での菊池市の被害状況等を報告し、様々な意見交換を行いました。その際、泗水地区日向川への工業用排水による梅雨時増水の調査及び対策についても、要望を伝えました。

次に、3月6日に委員会を開催し、菊池市内にある任意売却の工業団地に企業誘致を進出できるよう、1、菊池市企業誘致促進補助金交付要綱の一部改正について、2、分譲中工業団地等土地の事業用借地権設定実施基準についてを協議いたしました。

まず、①企業誘致促進補助金交付要綱の一部改正は、以前は菊池市外から進出してきた新設の企業のみ補助金対象であったが、今後は菊池市内でも新たな用地を取得し、増設計画を持った企業を菊池市から流出を防ぐため改正するとの説明を受けました。

次に、②分譲中工業団地等の土地事業用借地権設定実施基準については、既に土地開発公社において、賃貸借事業を行えるよう設定はされていたが、借地権設定基準がなく企業と交渉が困難のため改正、との説明を受けました。委員より、借地料の設定で根拠となっている行政財産使用料条例の31.5円が基準になっているが、評価額を出して賃貸料を算定するのが普通財産の賃貸料ではないのか、また契約期間の10年は適当かとの質疑に対し、執行部より、価格については、検討し10年以内に土地を購入していただくのが基本であり、購入する時は差し引いた金額で売却となるという形になったが、今回の意見を収集し内部でさらに検討したいとの答弁でした。

平成25年度の第1回目の委員会を6月19日に開催いたしました。協議内容は、1、企業誘致の行動戦略について、2、企業誘致促進特別委員会の年間計画についてであります。企業誘致の行動戦略につきましては、ターゲット企業の絞込みとしまして、

①本市既立地企業全社を対象とした定期訪問を行い、企業活動を行うに当たっての行政への要望等については、関係機関と情報の共有化を図り、速やかな対応を図

っていくこと。

②企業誘致可能性企業のデータベース調査としまして、本市の立地環境に則した企業データベースを新たに取得し、効率的な企業誘致活動に繋げること。

③効果的なトップサービスとしまして、定期訪問を通じて、新たな立地を検討している企業等につきましては、タイミングを見てトップセールスを実施すること。

次に、ワンストップサービスの強化としまして、

①情報提供や各種手続きが一度に済むよう、企業誘致対策室を総合窓口として、必要な情報や各種手続きへの協力をサポートすること。

②立地に当たっての手続きや優遇制度等をホームページ上で検索し、入手できるようホームページを活用した、立地情報のワンストップ提供サービスの推進を図ること。

次に、年間計画として、8月上旬に情報収集活動や菊池テクノパーク完成次第、視察を予定していること。

次に、その他、平成25年度6月現在までの企業立地件数の報告を受けました。委員より、田島工業団地では、高圧線や軟弱地盤等の諸条件の中で、企業誘致をするために、農地を企業誘致に転用した条件として行ったから、あくまでもその時の趣旨が、製造製品企業でないと駄目だということであったが、用途変更を含めて考慮すべきではないかとの質問に対し、執行部より、現在、田島工業団地の用途としては、事務所、倉庫、工場のための許可は得ているから、その他の用途になり、用途変更の申請も必要である。この用途の基準に適用した物流センターというのは、その倉庫、事務所等に入るので、そのまま物流関係の企業を誘致したいと考えているが、ご指摘のあったように、今後厳しい状況であれば、その折に用途変更も考慮すべき、との答弁がありました。

平成25年度2月6日から8日にかけて、また7月31日から8月2日にかけて、正副委員長と企業誘致対策室の同行を受け、大阪事務所及び東京事務所並びに企業を訪問いたしました。自民党政権になり、2月から7月の半年で日本は目まぐるしく変化し、円安が進み、株価も著しく値上がりし、大企業においてはこれまでになく利益を得ているようではありますが、まだ中小企業の普及に至っていないようであります。2、3年前までの企業は、円高で中国での生産拠点が進んでいましたが、尖閣列島問題、治安、賃金アップにより、東南アジアに拠点が変わりつつあるようであります。代議士からの助言の中で、ベトナムでは日本人1人雇うと、現地人は3人雇えるということでした。企業誘致は、企業の誘致、世界の景気状況などの把握が必要だと思われました。

企業を訪問した中で、社長さんから「市長とお会いしたことがない」との意見で

した。社長さんは、いろいろな人との繋がりを持っておられますので、緻密な付き合いをしていかなければ企業進出の情報もあると思います。また、ある企業では、企業の土地で太陽光発電を計画したら、職員（企業誘致・農業委員会）が対応してくれたので、早急に着手できたと大変喜んでおられました。企業との関係を緻密にし、好印象を持たれることにより、進出先も考えられると思いました。それから、企業誘致においては、県が県南優先であること、またこの円安で企業は日本国内での生産も考えているとのことでした。大阪、東京での活動をもっとすべきだと思いました。

次に、11月18日に委員会を開催。協議内容は、企業誘致の状況について、菊池テクノパークの進捗状況について。

企業誘致の状況につきましては、三菱電機が住吉工業団地に多機能・高画質液晶ディスプレイの開発にかかる技術管理棟の建設に当たり増設することや、平成25年度の現在の状況としまして、新設3件、増設4件との報告を受けました。本市にとりましては、過去最高の立地件数となったとのことでした。

次に、菊池テクノパークの完成に向け、現在の状況を聞き、現地を視察いたしました。企業誘致においては、職員が企業を回り情報を収集し、他市へ移転しようとしたのを未然に防ぐことができたのは、大変喜ばしいことでした。今後、市長と企業誘致対策室が一体となり、トップセールスをしていただきたい。それと、菊池テクノパークが完成するに当たり、国道325号線沿いの農振解除を考慮し、田島工業団地の等の早期完売を目指して取り組んでいただきたいと思います。

以上、これまでの活動経過を報告いたしました。今後も本委員会に残された期間はわずかではありますが、所期の目的を達成できるよう、努めてまいりたいと思います。議員各位のご協力を受け賜りますよう、よろしくお願いしまして、中間報告といたします。

○議長（山瀬義也君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第5 議案第122号から議案第160号まで一括上程・説明

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第5、議案第122号から議案第160号まで一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さま、おはようございます。本日、平成25年第4回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては本会議にご出席をくださいます、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月19日までの17日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由をご説明いたします前に、1件明るい話題に触れておきたいと思えます。既にご承知のことではございますが、去る10月17日に横浜市で行なわれました、第21回全国女性消防操法大会におきまして、本市女性消防隊が熊本県の代表として出場をしまして、準優勝に輝きました。この大会は2年に一度開催される大会でありまして、全国から47チームが出場し、本市からの出場は水源校区婦人消防隊以来、27年ぶりというふう聞いております。台風26号の影響が幾分残る中での大会ではありましたが、半年に及ぶ厳しい訓練の成果を各隊員が発揮しまして、見事な成績を収めたものでございます。全国大会という大舞台で、菊池の名を大いにアピールできたことを隊員を初め、指導、ご協力いただいた消防関係者の方々に対しまして、改めて感謝申し上げたいと思えます。今回の女性の活躍が多くの方々に、地域防災に対する関心を持っていただく機会となり、今後の自主防災組織の拡充に向けた、一つの契機になればというふうに願っているところでございます。

それでは、ただいま上程されました議案第122号から議案第160号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第122号、菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する等の条例の制定につきましては、厚生労働省令に基づき、ユニット型及び従来型施設をそれぞれ追加、指定することに伴い、つまごめ荘で行うそれぞれの事業ごとに細分化されている条例を集約整備するための一部改正でございます。

議案第123号、延滞金の割合の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正による税外収入の延滞金の割合の見直しを行なうため、関係条例の整備を行なうものでございます。

議案第124号、菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営富の原団地の新設に伴い条例の一部を改正するものでございます。

議案第125号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第126号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市税に準じた延滞金の割合の見直し、及び消費税法等の一部改正に伴う使用料の見直しを併せて行なうため、条例の一部改正を行なうものでございます。

議案第127号、消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、同じく消費税法等の一部改正に伴い、地域生活排水処理施設等の使用料、及び上水道料金の見直しを行なうため、関係条例の整備を行うものでございます。

次に、議案第128号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入の主なものといたしまして、平成24年度決算繰越金を計上し、財政調整基金繰入金の減額調整を行うものでございます。歳出の主なものといたしましては、「癒しの里」づくりの実現に向けた、桜の植栽に係る桜の里プロジェクト推進委託料。及び森の中のまちプロジェクトの全体計画策定経費を初め、保育園途中入所児童の増に伴う保育所運営費負担金、並びに現在建設中の菊池地区学校給食共同調理場に係る調理器具等の消耗品購入費、受け入れ校の施設整備工事費などをお願いするものでございます。

議案第129号から議案第136号の8議案につきましては、一般被保険者の療養費増に伴う、平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）ほか各特別会計の補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、議案第137号から議案第159号の23議案につきましては、今年度末で指定管理期間が満了します公の施設について、指定管理者の指定をお願いいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第160号、合志市道路線の認定の承諾につきましては、本市区域内において、合志市が市道認定することを承諾するに当たり、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務企画部長が説明をいたしますので、議員各位におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。

それでは、今議会に提出の議案第122号から議案第160号まで、一括して説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第122号、菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する等の条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、ユニット型及び従来型施設をそれぞれ追加指定することに伴い、つまごめ荘で行う事業ごとに細分化されている条例を集約整備するた

め、条例を改正するものでございます。開けていただきまして、2ページが一部を改正する条例案でございます。それでは、別冊の新旧対照表の1ページから2ページをお開きください。右が改正案でございます。改正点としましては、下線部分でございますが、つまごめ荘の場合、現在120人定員の施設ですが、そのうち102床がユニット型として県の指定する介護老人福祉施設となり、18床がユニット以外の施設として、市の指定する地域密着型介護老人福祉施設となり、また併設している短期入所、及び介護予防短期入所についても、ユニット型及びそれ以外の型に分けた指定取り扱いとなり、施設が行う全事業について、第3条に明記し、その内容に沿ったものを改正するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第122号の説明とさせていただきます。

次に3ページをお願いいたします。

議案第123号、延滞金の割合の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合等が改められたことに伴い、市税に準じて介護保険料等の市の歳入に係る延滞金の割合の特例について見直しを行なうため、関係条例の整備を行なうものでございます。開けていただきまして、4ページから6ページが関係条例の整理に関する条例案でございます。それでは、別冊の新旧対照表の3ページから7ページをお開きください。改正点としましては、下線部分でございますが、3ページの菊池市介護保険条例で説明いたしますと、第4条中、「延滞金額の年7.3%の割合」は、「年14.6%の割合及び年7.3%の割合は」とし、「各年の特例基準割合、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法、第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により、告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう」とし、「その年中においては当該特例基金割合（当該割合）に0.1%未満の端数がある時は、これを切り捨てる」を「その年（特例基準割合適用年）中においては、年14.6%の割合にあつては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に、年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては、当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とする」ものでございます。その他、第2条関係、菊池市後期高齢者医療に関する条例、第3条関係、菊池市地域生活排水処理事業分担金徴収条例、第4条関係、菊池市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、第5条関係、菊池市農業集落排水処理施設事業分担金等徴収条例等の関係条例を同じように整備するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成26年1月1日

から施行するものです。

以上、議案第123号の説明とさせていただきます。

次に、7ページをお願いいたします。議案第124号、菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、菊池市営富の原団地の新設に伴い、条例の一部を改正するものでございます。開けていただきまして、8ページが改正する条例案でございます。それでは、別冊の新旧対照表の8ページをお願いいたします。下線部分が改正案でございますが、別表第1と第2に、富の原団地の名称、構造、戸数、位置等を加えるものでございます。附則といたしましては、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第124号の説明とさせていただきます。

続きまして、9ページをお願いいたします。議案第125号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合等が改められたことに伴い、市税に準じて使用料に係る延滞金の割合の特例について、条例の一部を改正するものでございます。また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行により、使用料の見直しを行なうため、条例の一部を改正するものでございます。開けていただきまして、10ページから11ページが改正する条例案でございます。それでは、別冊の新旧対照表の9ページから12ページをお願いいたします。主な改正点は、先ほど議案第123号、延滞金の割合の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてで、ご説明いたしました内容と同じでございます。併せて消費税法と一部改正に伴う使用料金を10ページから12ページに示しております。附則といたしましては、この条例は平成26年1月1日から施行することとしております。ただし、別表第1及び第2の改正規定は、平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第125号の説明とさせていただきます。

続きまして、13ページをお願いいたします。議案第126号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由等につきましては、ただいま説明いたしました議案第125号と同じでございます。開けていただきまして、14ページが改正する条例案でございます。別冊の新旧対照表では13ページになります。主な改正点及び施行期日も、議案第125号と同じでございますので、省略をさせていただきます。

以上、議案第126号の説明とさせていただきます。

次に、15ページをお願いいたします。議案第127号、消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、社会保障の安定財源の確保等を図る、税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴い、地域排水処理施設使用料等の見直しを行なうため、関係条例の整備を行うものでございます。開けていただきまして、16ページから20ページが消費税法の一部改正に伴う、関係条例の整理に関する条例案でございます。別冊の新旧対照表の14ページから20ページをお願いいたします。右側が改正案でございますが、下線部分が改正した使用料額でございます。

以上、議案第127号の説明とさせていただきます。

続きまして、21ページをお願いいたします。議案第128号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。次の22ページをお開きください。今回の補正は、予算の総額に5億1,419万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ253億5,300万9,000円とするものでございます。

まず歳入について、事項別明細の主なものをご説明いたします。36、37ページをお願いいたします。款の12分担金及び負担金、目の3民生費負担金及び款の14国庫支出金、目の3民生費国庫負担金、並びに款の15県支出金、目の3民生費県負担金につきましては、保育所への途中入所に伴う入園児童数の増及び障がい者自立支援事業におけるサービス利用者増による負担金の増が主なものでございます。

次に40、41ページをお願いいたします。款の19繰越金、目の1繰越金につきましては、平成24年度の決算により、繰越金が確定しましたので、当初予算との差額5億3,770万9,000円を計上いたしております。また、この剰余金につきましては、今回の補正財源及び財政調整のため、款の18繰入金、目の1財政調整基金繰入金を減額することで調整いたしております。

次に、歳出について、事項別明細の主なものをご説明いたします。44ページ、45ページをお願いいたします。款の3民生費、目の3障がい者福祉費としまして、障がい者福祉サービス利用者の増による、介護給付事業費の追加分として、8,050万円を計上いたしております。

次に、46、47ページをお願いいたします。款の3民生費、目の2児童手当費としまして、当初見込みより該当者が増えたことに伴い、児童手当給付金の追加分1,069万5,000円を計上いたしております。

次に、48、49ページをお開きください。節の19負担金補助及び交付金の保育所運営費負担金6,695万円は市立保育園17園の途中入所児童の増に伴い、負担金を増額するものでございます。

次に、54、55ページをお開きください。款の7土木費、目の1道路橋梁総務費の中にあります桜の里プロジェクト推進委託料500万円の主なものは、癒しの里づくりの実現に向けた日本一の桜の里プロジェクトの一環として、菊池川堤防へ100本の桜を植栽する経費でございます。次の目の2道路橋梁新設改良費として総額6,140万6,000円。目の3道路橋梁維持費として総額1,185万4,000円を計上し、用地確定等に伴い、市民生活の基礎的社会基盤として、安全性と利便性を考慮した道路整備に取り組むものでございます。

56、57ページをお願いいたします。項の4都市計画費、目の4公園費の中にあります調査設計等委託料375万円及び工事請負費1,135万円のうち、245万円を森の中のまちプロジェクトに係る事業費として計上し、癒しの空間づくりに向けた全体計画の策定及び植栽工事を行うものでございます。款の8消防費、目の5災害対策費の中にあります自立防災組織設置促進補助金100万円は市民が自らの手で生命、身体、財産を守ることを目的とした自主防災組織の設立件数の増に伴い、補助金を100万円増額するものでございます。

次に、60、61ページをお願いいたします。款の9教育費、目の1学校給食費の中にあります、消耗品費3,300万6,000円、工事請負費7,609万4,000円、及び備品購入費1,420万7,000円は現在建設中の菊池地区学校給食共同調理場に係る調理器具等の消耗品購入、本体及びに付帯施設並びに受け入れる2校の施設整備工事及び配送車両の2台の購入に係る事業費として、計上いたしております。また、全体的に燃料費の高騰や電気料金の値上げ等により、各施設の維持管理費が増額となっております。

戻っていただきまして、26ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費補正でございます。年度内の事業完了が見込めない事業につきまして、電子システム構築事業、他4事業を追加計上しており、合計金額は2億2,284万7,000円となっております。右の27ページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正でございます。公共施設の指定管理委託に伴う21件、及び平成26年契約分1件の、合計22件を債務負担行為として設定するもので、期間及び限度額は記載のとおりでございます。

次に、31ページをお願いいたします。第4表、地方債補正でございます。今回の補正に伴い、合併特例事業債の変更を行っており、補正後の限度額を30億1,550万円とするものでございます。

以上、議案第128号、平成25年度菊池市一般補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

次に、69ページをお願いいたします。議案第129号、平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

次の70ページをお開きください。今回の補正は、予算総額に1億6,039万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ71億6,574万円とするものでございます。78、79ページをお願いいたします。主なものとしましては、当初予定より一般被保険者の療養費が増加したことに伴う療養給付費負担金9,400万円及び高額療養費負担金9,900万円でございます。

以上、議案第129号、平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

次に、81ページをお願いいたします。議案第130号、平成25年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。次の82ページをお願いいたします。今回の補正は、予算の総額に8,631万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億3,236万7,000円とするものでございます。90、91ページをお開きください。主なものとしましては、平成24年度事業費の精算に伴う介護給付費準備基金積立金4,014万1,000円及び次の93ページにあります一般会計繰出し金4,470万1,000円でございます。

以上、議案第130号、平成25年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

次に、95ページをお願いいたします。議案第131号、平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。次の96ページをお願いいたします。今回の補正は、予算の総額に214万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,985万7,000円とするものでございます。104、105ページをお開きください。主なものとしましては、平成24年度新規発行地方債利子の不足分160万8,000円でございます。

以上、平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

次に、107ページをお開きください。議案第132号、平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。次の108ページをお願いいたします。今回の補正は、予算の総額から159万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,244万5,000円とする

ものでございます。112、113ページをお開きください。主なものといたしましては、ポンプ場等の修繕料及び平成24年度事業の確定に伴い、消費税額が確定したことによる消費税530万6,000円の減額でございます。

以上、議案第132号、平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

次に、115ページをお開きください。議案第133号、平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。次の116ページをお願いいたします。今回の補正は、予算の総額に221万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,747万5,000円とするものでございます。120、121ページをお願いいたします。主なものといたしましては、七城中央浄化センター及び七城中央地区マンホールポンプの修繕料116万6,000円と、汚泥処理等の委託料105万円でございます。

以上、議案第133号、平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、123ページをお願いいたします。議案第134号、平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。今回の補正は、債務負担行為の補正のみで、平成26年度の浄化槽保守点検及び清掃業務委託、限度額217万9,000円を設定するものでございます。

以上、議案第134号、平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

次に、127ページをお願いいたします。議案第135号、平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。次の128ページをお願いいたします。今回の補正は、予算総額に263万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,974万円とするものでございます。132、133ページをお開きください。主なものとしましては、七城南部地区のマンホールポンプ5基の修繕料263万6,000円でございます。

以上、議案第135号、平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

次に、135ページをお願いいたします。議案第136号、平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。次の136ページをお願いいたします。今回の補正は、予算総額に54万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,072万9,000円とするものでございます。140、141ページをお開きください。主なものとしましては、電気料金等の値上げに伴うものでございます。

以上、議案第136号、平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

次に、143ページをお願いいたします。議案第137号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。提案理由といたしましては、公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。なお、議案第137号から議案第159号までの23件につきましては、全て提案理由の内容が同じでございますので、この後の説明を省略させていただきます。まず、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は菊池市泗水地域福祉センター。指定管理者に指定しようとする団体は、菊池市隈府888番地、社会福祉法人 菊池市社会福祉協議会。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日でございます。

以上、議案第137号の説明とさせていただきます。

次に、145ページをお願いいたします。議案第138号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市菊池ふれあいセンター。指定管理者に指定しようとする団体は、菊池市重味2380番地7、社会福祉法人 ケイアイカイ。指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日となっております。

以上、議案第138号の説明とさせていただきます。

次に、147ページをお願いいたします。議案第139号から議案第144号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。議案番号、施設の名称は、表のとおり、議案第139号、菊池市隈府小学校区児童育成クラブ。議案第140号、菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ。議案第141号、菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ。議案第142号、菊池市花房小学校区児童育成クラブ。議案第143号、菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ。議案第144号、菊池市泗水東小学校区放課後児童クラブでございます。指定管理者にしようとする団体及び指定の期間については、記載のとおりでございます。

以上、議案第139号から議案第144号の説明とさせていただきます。

次に、149ページをお願いいたします。議案第145号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市七城ふれあいプラザ。指定管理者に指定しようとする団体は、菊池市隈府888番地、社会福祉法人 菊池市社会福祉協議会。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日でございます。

以上、議案第145号の説明とさせていただきます。

次に、151ページをお願いいたします。議案第146号、公の施設の指定管理

者の指定についてでございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市七城高齢者能力活用センター。指定管理者に指定しようとする団体は、菊池市限府888番地、社会福祉法人 菊池市社会福祉協議会。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日でございます。

以上、議案第146号の説明とさせていただきます。

次に、153ページをお願いいたします。議案第147号から議案第149号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。議案番号・施設の名称は表のとおり。議案第147号、菊池市老人福祉センター。議案第148号、菊池市七城老人福祉センター。議案第149号、菊池市旭志老人憩の家（太陽の家）でございます。指定管理者に指定しようとする団体、指定の期間は、記載のとおりでございます。

以上、議案第147号から議案第149号までの説明とさせていただきます。

次に、155ページをお願いいたします。議案第150号から議案第154号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。議案番号、指定の名称は表のとおり。議案第150号、きくち観光物産館。議案第151号、旭志ふれあいセンターほたるの里。議案第152号、七城町特産品センター。議案第153号、泗水町特産物センター。議案第154号、泗水町第2特産物センターでございます。指定管理者に指定しようとする団体及び指定の期間は、記載のとおりでございます。

以上、議案第150号から議案第154号までの説明とさせていただきます。

次に、157ページをお願いいたします。議案第155号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市七城ふれあい交流館。指定管理者に指定しようとする団体は、菊池市七城町岡田306番地、有限会社 七城町特産品センター。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日でございます。

以上、議案第155号の説明とさせていただきます。

次に、159ページをお願いいたします。議案第156号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市リバーサイドパーク。指定管理者に指定しようとする団体は、菊池市七城町林原962番地1、有限会社 七城町振興公社。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

以上、議案第156号の説明とさせていただきます。

次に、161ページをお願いいたします。議案第157号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市有朋の里泗水孔子公園。指定管理者に指定しようとする団体は、菊池市泗水

町豊水3393番地、有限会社 有朋の里泗水。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

以上、議案第157号の説明とさせていただきます。

次に、163ページをお願いいたします。議案第158号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市観光情報発信施設。指定管理者に指定しようとする団体は、菊池市隈府1273番地1、一般社団法人 菊池観光協会。指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。

以上、議案第158号の説明とさせていただきます。

次に、165ページをお願いいたします。議案第159号、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、菊池市甲森北集会場。指定管理者に指定しようとする団体は、菊池市森北1510番地1、甲森北区。指定の期間は、平成26年4月1日から、平成27年3月31日まででございます。

以上、議案第159号の説明とさせていただきます。

次に、167ページをお願いいたします。議案第160号、合志市道路線の認定の承諾についてでございます。提案理由といたしましては、合志市長が本市行政区域内において、合志市道路線として認定することを承諾することについては、道路法第8条第4項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。開けていただきまして、168ページから169ページが路線名二子上1号線と、下岩迫線の市道路線認定調書と位置図でございます。

以上、議案第122号から議案第160号までの説明とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 暫時休憩します。

○
休憩 午後零時07分

開議 午後零時08分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務企画部長、野口祐成君。

○総務企画部長（野口祐成君） ただいまの説明の中で、新旧対照表の8ページでございますけれども、富の原団地の位置でございますけれども、泗水町田島となっておりますけど、これは泗水町吉富の間違いでございます。こちらにつきましては、後日、新旧対照表のほうをちょっと修正をさせていただきたいと思っております。

それともう1点、145ページの説明の中で、菊愛会をケイアイカイと私のほう

で発言しましたので、こちらの文字は訂正をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 以上で、議案の説明を終わります。

○

日程第6 議案第161号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第6、議案第161号を議題とします。本案については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は、除斥する必要がありますが、関係する議員はありませんか。

関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま、上程されました議案第161号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の171ページをお開きください。現在、本市の区域におきましては、14人の委員さんが法務大臣の委嘱を受けまして、人権擁護活動に従事されております。その中で、菊池地域の高山和子委員が来年3月31日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありました。推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。十分検討いたしました結果、議案第161号、石原克子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。石原さんの経歴につきましては、裏面のとおりでございます。各学校の評議員を務めてきておられまして、これまでの経験から人権問題に関しての理解と認識が豊富な方であります。今後、積極的に人権擁護活動に取り組んでいただけるものと確信し、推薦するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第161号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。採決は、起立により行います。

お諮りします。議案第161号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、議案第161号は、適任とすることに決定しました。

○

日程第7 請願第5号 公契約条例の制定を求める請願書 上程

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第7、請願第5号を議題とします。請願第5号は、今定例会までに提出されました請願であります。その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議は来る9日午前10時から開き、質疑・委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備え付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日4日の正午まで事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後零時14分

第 2 号

1 2 月 9 日

平成25年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成25年12月9日（月曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問



本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 委員会付託
- 日程第3 一般質問



出席議員（23名）

- | | |
|-----|---------|
| 1番 | 荒木崇之君 |
| 2番 | 柁原賢一君 |
| 3番 | 工藤圭一郎君 |
| 4番 | 城典臣君 |
| 5番 | 大賀慶一君 |
| 6番 | 岡崎俊裕君 |
| 7番 | 水上彰澄君 |
| 8番 | 東英俊君 |
| 9番 | 東裕人君 |
| 10番 | 泉田栄一朗君 |
| 11番 | 森清孝君 |
| 12番 | 中原繁君 |
| 13番 | 樋口正博君 |
| 14番 | 中山繁雄君 |
| 15番 | 怒留湯健蓉さん |
| 16番 | 坂本昭信君 |
| 17番 | 隈部忠宗君 |
| 18番 | 葛原勇次郎君 |

19番 木下雄二君
20番 坂井正次君
21番 森隆博君
22番 山瀬義也君
23番 境和則君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	木村利昭君
総務企画部長	野口祐成君
市民環境部長	下田俊一君
健康福祉部長	宮本誠一君
経済部長	平野國臣君
建設部長	松野浩一君
総務企画部統括審議員	西浦一義君
七城総合支所長	岩下利昭君
旭志総合支所長	水上菊也君
泗水総合支所長	松岡千利君
財政課長	小川秀臣君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊藤道俊君
市長公室長	倉原良則君
教育長	倉原久義君
教育部長	中村鉄男君
農業委員会事務局長	松永隆則君
水道局長	原和徳君
代表監査委員	宮川貞雄君
監査事務局長	宮村公男君

○

事務局職員出席者

事務局長	城主一君
議事課長	宮川啓子さん

議 事 係 長

松 原 憲 一 君

○議長（山瀬義也君） 全員起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで発言の申し出がっておりますので、これを許します。

総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、議案目次の訂正をお願い申し上げたいと思います。議案目次の最後、下から3番目でございますけど、議案第159号、公の施設の指定管理者の指定について、菊池市甲森北集会所とありますが、これが菊池市甲森北集会場に訂正をお願いするものでございます。議案書で申しますと、165ページになりますけれども、議案書では菊池市甲森北集会場となっておりますけれども、目次のほうが先ほど申しましたように、集会所になっておりますので、その部分の訂正をお願いするものでございます。

なお、先日訂正をお願いいたしました新旧対照表の訂正と併せ2カ所、後ほど議員さん個別にお持ちの議案書及び新旧対照表について、訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

申し訳ありませんでした。

○

日程第1 質疑

○議長（山瀬義也君） それでは、日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。

ここで、申し合わせ事項について申し上げます。質疑は、一括質疑として3回までとなっております。質疑は、提出議案に対して疑義を質すものであり、一般質問と違って、自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） おはようございます。議案第137号から、ただ今訂正がありました議案第159号までの、公の施設の指定管理者の指定について、質疑を行い

ます。

まず、まずと言いますか、この問題では平成23年6月議会で、住民の福祉の増進を目的とする公の施設が指定管理者制度導入後、適正に運営されているか、財務会計は問題がないか、管理はどうかなどを質問し、問題点を指摘した上で総点検せよと求めたことがあります。その際、答弁は総点検を行うというものでした。また、その後の月例会において、指定管理者についての報告もあったと記憶をしています。それから1年以上たったわけですが、今回上程されている指定管理者の指定はピシッと総点検した上での指定なのか、まず伺います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 東議員の質疑にお答えいたします。モニタリングの実施につきましては、本市が定める「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に基づき実施をしているところでございます。指定管理者からの実績報告書、アンケート結果、自己評価及び現地調査などから施設管理所管課において、指定管理者とコミュニケーションを取りながら業務の履行確認を行い、点検・評価を行っております。平成23年第2回定例会での一般質問の中で、東議員よりご指摘いただいた以降、施設所管課が点検・評価し、指定管理業務総括評価表を作成した後、総務課で集約点検を行い、議員控え室に評価表を備え付け、確認をいただけるようにしているところでございます。点検評価の状況につきましては、施設によっては評価項目の一部に課題があるという評価の場合もございますが、その都度、施設所管課において改善指示を行うこととしております。このように、モニタリング指針に沿い、適正な点検が行われており、協定書、仕様書を遵守し、水準に沿った管理運営が行われております。公募または継続の判断につきましては、原則公募制という制度の趣旨を踏まえ、第三セクター等が管理する九つの施設について、今回新たに公募制を導入したところでございます。

説明会等においては、複数団体の参加がありましたが、結果的に応募がありましたのは、旭志ふれあいセンターほたるの里が2団体、その他の施設は既存の指定管理者のみの応募でございました。いずれも指定管理候補者選定委員会の審議を経て、候補者を選定いたしております。非公募によるものにつきましては、モニタリングによる点検・評価の結果を踏まえ、施設の性格や機能性を考慮した上で判断しております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） では、もう一点だけ。指定の期間が2年から5年というふうにありますけれども、その基準について教えていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質疑にお答えいたします。指定管理期間の基本的な考え方につきましては、施設によって特別な事情がある場合を除き、原則として第1回目の指定が3年間、2回目以降の指定を5年間として運用いたしております。ただし、地域住民が専ら使用している施設や、地域住民等の団体が管理する施設は、地域密着型施設として10年間といたしております。今回指定管理者の指定をお願いしております施設につきましても、この考え方に基づき指定管理期間を設定しておりますが、今後公募に適するものであるか等の検討を行う必要がある施設や、今後の施設の取り扱いを検討する必要がある施設につきましては、指定管理期間を短縮し設定しているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） おはようございます。私のほうからは、議案第147号について、質疑したいと思います。この議案は、菊池市老人福祉センターの指定管理が2年という議案であります。この2年の意味をまずお尋ねしたいのと、もう一点、ここの老人福祉センターを公募するつもりがあるのかどうかについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） おはようございます。お答えします。菊池老人福祉センターにつきましては、平成24年4月から施設の運用を開始し1年半が経過しておりますが、維持管理経費等を見極める必要があるため、平成24年度及び平成25年度においては単年度契約とし、その指定管理委託料は毎年度精算という形で契約を行っているところです。このため、施設に要する経費については、本年度まで概ね一定の金額になるものと見込んでおりますが、公募する場合、より安定した経費を見極める必要があるため、平成26年度まで経費の状況を確認するとともに、その間に公募に適するものであるかなどの検討と、公募することとした場合は、公募条件等の要綱を策定し、その後公募を実施するものとなります。なお、公募を実施する場合、募集期間、審査、選定、さらには選定事業者が変わった場合などの引き継ぎに要する期間等を考慮し、指定管理の期間を2年間としたものです。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） 今の部長のお答えを聞いておりますと、公募をする方向なのかなというふうに、私は理解しますが、市長に再度お尋ねしたいと思っておりますが、市長はこの老人福祉センターについてのお考えをどういうふうに思っておられるのか、その公募についてですね、そういうことをこの議案を審議する上で、どうしても聞いておきたいということで質問したいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

ここで執行部に申し上げます。質疑に対する答弁は、議題の範囲内で答弁してください。

[登壇]

○市長（江頭 実君） おはようございます。ただ今、公募するつもりはないのかという、今後の私の考え方ということのご質問がございましたが、質疑の場という性格踏まえですね、私の詳細な意見の表明は控えさせていただきますが、公募を含めて今後検討していきたいという、先ほどの健康福祉部長の考え方同様でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山瀬義也君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○3番（工藤圭一郎君） あとは所管の常任委員会がしっかり議論をしてくれると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。



日程第2 委員会付託

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第122号から議案第160号まで、及び請願第5号については、お手元に配付しております議案・請願等付託表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分審査いただきますよう、お願ひいたします。

平成25年 第4回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第128号 請願第5号	平成25年度菊池市一般会計補正予算（第4号） 公契約条例の制定を求める請願書
福祉厚生 常任委員会	議案第122号	菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する等の条例の制定について
	議案第123号	延滞金の割合の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第128号	平成25年度菊池市一般会計補正予算（第4号）
	議案第129号	平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	議案第130号	平成25年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第136号	平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
	議案第137号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市泗水地域福祉センター）
	議案第138号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市菊池ふれあいセンター）
	議案第139号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市隈府小学校区児童育成クラブ）
	議案第140号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ）
	議案第141号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ）
	議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市花房小学校区児童育成クラブ）
	議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ）
	議案第144号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市泗水東小学校区放課後児童育成クラブ）
議案第145号	公の施設の指定管理者の指定について （菊池市七城ふれあいプラザ）	

付託委員会	議案番号	件名
	議案第146号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城高齢者能力活用センター)
	議案第147号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市老人福祉センター)
	議案第148号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城老人福祉センター)
	議案第149号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志老人憩いの家(太陽の家))
経済建設 常任委員会	議案第124号	菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第125号	菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第126号	菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第127号	消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第128号	平成25年度菊池市一般会計補正予算(第4号)
	議案第131号	平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)
	議案第132号	平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第133号	平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第134号	平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第135号	平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第150号	公の施設の指定管理者の指定について (きくち観光物産館)
	議案第151号	公の施設の指定管理者の指定について (旭志ふれあいセンターほたるの里)
	議案第152号	公の施設の指定管理者の指定について (七城町特産品センター)

付託委員会	議案番号	件名
	議案第153号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町特産物センター)
	議案第154号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町第二特産物センター)
	議案第155号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあい交流館)
	議案第156号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市リバーサイドパーク)
	議案第157号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市有朋の里泗水孔子公園)
	議案第158号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市観光情報発信施設)
	議案第159号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市甲森北集会場)
	議案第160号	合志市道路線の認定の承諾について

日程第3 一般質問

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は、答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答となっています。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） 改めまして、おはようございます。日本共産党の東裕人です。

通告に沿って質問をします。

まず初めに、庁舎整備方針についてです。11月21日の月例会で、市長は庁舎等整備について自らの考えを議会に報告をしました。これを聞いて、私自身、これに諸手を挙げて賛成、そして推進していいのかどうか、これまでずっと考えてきましたが、率直に言ってまだ疑問点や未消化の問題が残っています。この問題では、市民の間でも様々な声が既に起こっています。当然です。この問題は、本市のこの数年に及ぶ混乱の要因の一つであり、遡れば合併前後から10年かけて、やっと基本方針が決まった問題だからであります。そこで今回は、疑問点を残さないよう市長にお聞きをして、最後に判断を求めてみたいと考えています。

市長は就任以降、これまで庁舎問題について、私の質問にその認識を述べられてきました。6月議会でも、9月議会でも市長はこれまでの経緯を十分踏まえる、議会で承認、議決された経緯を尊重すると述べています。そこでまず、これまでの答弁に変更があるのか、ないのか、確認したいと思います。どうですか。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 庁舎問題に関するこれまでの答弁に変更はないか、というご質問でございます。庁舎等整備に当たりましては、これまでの一般質問等で答弁してきました考え方に変更はございません。すなわち、市議会においてこれまで承認、議決された経緯については尊重するという、それから市民の皆さまの意見を伺いながら、進めたいということでございます。その中で、市民の皆さまの利便性のさらなる向上というものを第一に考えまして、無理・無駄がないように、合理性や機能性を考慮して検証を進めてまいるということでございます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○9番(東 裕人君) では、これまでの答弁に変更は基本的にないということですので、次に11月21日に発表された庁舎整備等についてと、今回あえて市長の素案と呼ばせていただきますが、それについていくつか伺います。

私は9月議会の一般質問の際に、私自身の私案があるけれども、行政は受け入れますかと、受け入れるとしたらそれは現行計画の枠内ですか、枠外でもオッケーですか、こう質問をしました。市長は、基本的には基本構想、基本計画は議会の承認、議決を経て策定されたことであり尊重すると答弁されて、枠内であればということでしたので、私は10月16日に議会の議論や、ワークショップでの意見も踏まえて、ワンストップの市民窓口は本庁の1階にしたらどうかと、新館生涯学習センターの1、2階を図書館にして、全体として教育棟と位置づけたらどうか、こういったいわゆる現行方針の枠の中での提案をさせていただきました。今回の市長の素案は、私の考えるところと一致点も多く歓迎もするわけですが、一方で疑問点や、これまでの議論の経過からなかなか実現が難しいと思われる問題もあるわけです。そこで市長の素案に沿って、はっきりさせておくべき問題について、これからいくつかお聞きします。

まず、行政機能を1カ所に集約するための具体的検討について述べられました。行政機能が2カ所に現行方針では分かれているので、不便で非効率。それはオッケーです。それはそうだ。図書館を1階にとという意見が根強くある、これもわかります。そういう声もたくさん聞きます。その次のリファイニング建築の勉強会で、一体的な増築のアイデアが示されて、新たな知見と技術がわかるオプションが増えた、ここがよくわからない話です。新たな問題であります。今の本庁舎に一体的な増築をすると、これを10月、11月に突然言われても、なかなか理解しがたいところであります。11月2日に、福社会館の2階で勉強会が行われました。そのときに、既に講師の方から、オプション提案ということでいくつか増築の案が我々に説明がありました。そうすると、市長はこれまでの議決や承認事項を踏まえるとしながら、実はその講師に別案を準備していて、お願いをしたのではないかという声も聞こえてくるわけです。ここは、疑問を残さないように経過について説明を求めたいと思います。

それから、今年から建築基準法の改正があって、増築できる面積が緩和されたという説明も市長の素案の中でありました。義務的な法改正ではない、今年の法改正をもって、現在進行中の計画の出発点に遡って適用して、計画変更をすることができるのかどうか、お聞きします。また、その場合、遡って適用するわけですから、大本の変更となるわけですが、そうした場合に、この大本の議決の取り扱いをどう考

えているのか、この二点、大きくは二点、まずお聞きしたいと思います。

要は、先ほどの学習会の件でいうと、市長は月例会で、学習会の場で新たなそういう建築の方法が見つかったと、新たな知見と技術がわかって、オプションが増えたと言われているけれども、既に学習会の時点では増築のオプションが提案されているわけだから、こちらでは現行どおり進めますと、議会の議決を尊重しますと言いながら、別案の準備をもう事前にされていたんじゃないかという疑念があるから、そこらへんは経過を説明してくださいよと。あとは、建築基準法の問題はおわかりだと思うので、そういうことです。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） まず、ご質問を整理いたしますと、一つには基本方針を尊重しながらも、中身を少し見直そうというふうに至った経緯ということであろうかと思えます。それから、第二点目が、予めこれは新たな増築について、私は何らかの案を持っていたんじゃないかと、こういうご質問でございましょうか。

それではまず、経緯からご説明を申し上げます。まず、庁舎のこの整備方針でございすけれども、これはもう前に、平成23年11月4日の議会庁舎等検討特別委員会におきまして、本庁舎の耐震並びにリニューアル工事に併せて、分散している中央公民館を含む第2庁舎から第4庁舎を統合して、本庁方式とすると。本庁方式とした時の職員配置を考慮しまして、不足する面積を増築する方向で進めると、こう表明されまして、同月24日の議会臨時会において、庁舎等整備基本構想、基本計画の予算が議決されたことは承知しているところでございます。庁舎等の整備につきましては、これまで何回も申し上げておりますけれども、現本庁舎、それから市営プールの場所で整備をしてまいることとなります。その中で今、本庁舎については現在の場所で行政機能を集約できないだろうか、ということで検討を行っている次第でございます。これに至る経緯でございすけれども、市民ワークショップが開催されたりしまして、また、本年9月第3回の議会定例会の一般質問においても出た意見でございすけれども、行政機能が今のままだと二つに分かれてしまうと、これはできたら一つにまとめてほしいと、これを検討してほしいという意見がございました。私も常々、この合理性や機能性の観点から言いますと、この市民の皆さまも利便性がさらに向上するためにはですね、この技術面も含めて、どういったことが可能か、他に方法がないかということをお大変気にかけておりました。

そのような折に、これは9月23日と記憶しておりますが、そこで開催されました「まちづくりワークショップ」というのがございまして、そこに首都大学東京の青木茂教授がいらっしやいまして、リファイニング建築、それからそれを含めたま

ちづくりの新しいやり方というふうな趣旨での講演会がございました。それをお聞きしましてですね、そういうやり方があるんだなと、そうするとこの方法を生かすと、この行政機能を1カ所に集約することが可能ではなかろうかと、思ったところでもあります。これまで庁舎等の整備については、数多くの検討がなれていますけれども、こうしたふうな新しい考え方で検討というのは、今までなされていないところではございましたので、私としましては、この市民目線で考えたときにですね、ひょっとしたらもう少しいい方法があるのかもしれないと、そういう意味では検討するオプションが増えたのではないかと、いうふうに思ったところではございます。

実際にそういうことで、議員の皆さまにお諮りをしてですね、これはもう私だけではなく、広くですね、議員の皆さまにもこういった手法があるということを情報を共有していただきたいと思ひまして勉強会を開催した次第でございます。その際に、青木さんのほうには、ぜひそういう新しい工法についてですね、教えていただきたいというお話をしていたところではございますけれども、先生のほうから、やはり非常にプロフェッショナルでございまして、一般論だけではわかりにくかろうということで、先生のほうで実践的な提案、イメージをお作りになったものというふうに了解しているところでございます。

以上でございます。

[「建築基準法の問題は、緩和の問題で、今年の法改正をもって過去から現在へ進んでいる計画の出発点に遡って適用して、計画変更をするのが可能なのかと、またその場合、その出発点を議決した、その扱いはどう考えているのかということですね。」と呼ぶ者あり]

○市長（江頭 実君） これは、第二点目の。

[「いえ、先ほど聞いた」と呼ぶ者あり]

○市長（江頭 実君） はい、ご質問でございますね、はい、失礼しました。

建築基準法の改正につきましては、その時その時で、基準に適合するように対応していく必要があると思ひます。今回の改正の概要は、昭和56年以前に建築された建物は、現在の耐震基準によって建築されたものではないため、既存不適格建築物とした取り扱いになっております。基本構想、基本計画の検討段階では、この既存不適格建築物に一体的に増築することができる面積というものが、既存建物の延べ面積の2分の1以内となっておりますが、本年よりその2分の1以内の要件がなくなりまして、規制が緩和されたものでございます。私といたしましては、今回に限らず、一般的に法の改正があった場合、それが市や市民のメリットにつながるようであれば、当然その事業は見直しを行うべきというふうに考えております。

また、当時の議決への影響はないかのご質問ですけれども、見直しを行うこと

自体が当時の議決に影響するとは思っておりません。もちろん、見直しの結果がですね、もし議会の判断が必要になるといった場合には、その都度、ご相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） この議決の問題は、また後で触れますので、次に進みます。

生涯学習センターについて、述べられた部分についてお尋ねします。市長の素案では、庁舎の整備方法に関係なく、現在の計画どおり、市営プールの場所に新築すると。それはオッケーと。リノベーション事業が有利だから、採択に向け事務を進めると、そのために整備方法及び場所を決定しないといけない、ここまではわかります。その続きに、庁舎が一体的に整備できたら2階建てで新築をすると、この変更がよくわかりません。現在の一応の配置案では、生涯学習センターいわゆる新館の1階部分が窓口と、3階が教育委員会その他と、それがリノベーション事業の対象にならないから、対象になるように2階建てにして、入れなくなった教育委員会その他を本庁に移すと、1階も含めてですね。そうすると場所が足りないから増築、それをリファイニングでやる、なかなかちよつとこうした手の込んだ変更というのは、かえって時間的には無駄なんじゃないかなというふうに率直に思ったわけです。リノベーション事業は床面積基準だと思いますから、配置変更で対応すれば、その対象面積は概ね変わらないと思います。例えば3階建てのままにして、図書館1階にして、2階を公民館にすると、その他にすると、3階教育委員会や監査事務局含めてその他にするというような庁内配置を考えると、無理はないというふうに考えています。そして、本庁の1階をワンストップの市民窓口配置をしたり、内部造作すれば、余計な増築をしなくて済むのではないかと思います。まず、増築ありきではなくて知恵を出せば、手の込んだ変更をする必要はないと私は考えています。

次に、大事な部分ですけど、市長は基本設計、実施設計の工期は、平成25年度末となっておりますが、困難ですと、無理というふうに言われたことについてお尋ねします。もういよいよ、そういう設計が終わろうとしていて、来年には着工かという段になって、そういう簡単な判断してもらったら、私は困ると思うんですよね。なぜ困難なのか、なぜ遅れたのか、その理由はなんか、遅れたその責任はなんか、責任は誰なのか、ここは説明していただかないと、月例会で平成25年末は無理と言われても、それは無理ですよ。庁舎整備方針の根本見直しとなるような案を9月議会直後、先ほど23日のリファイニングの勉強を聞いて、新たな案が浮かん

だって話もありましたが、9月議会直後からそういう案が浮かんで、新たなイメージを持たれて、それを持ち込んだから平成25年末、今の進んでいる計画が遅れているんじゃないですか。なぜ困難なのか、遅れた理由、その責任、この三点についてお聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ご質問をまず整理させていただきます。まず、庁舎機能を本庁1階に集約したとしても、新庁舎の部分は3階建てで、他のオフィスを上にもってきてもいいじゃないかというご質問かと思います。

[「市長、もうそこはいいです。」と呼ぶ者あり]

○市長（江頭 実君） よろしいですか。

[「はい。その困難な理由。」と呼ぶ者あり]

○市長（江頭 実君） はい。第一点目は、よろしいんですか。

○議長（山瀬義也君） はい、東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） 今言った、基本設計、実施設計の工期が無理だと、予定では無理という点で三点お伺いしました。なぜ困難か、遅れた理由はと、その責任はと、この三点についてお答えいただきたいと思います。

○市長（江頭 実君） はい、わかりました。先ほどから申し上げておおり、今、機能面、それから合理性から見たときにですね、1階に庁舎が窓口機能があって、本庁舎のところに別の行政機能があるということであれば、市民の使い勝手から見たときに大変これは無駄が起きますし、市民の利便性を損なうこととなります。そういうことで、1階の本庁舎を現本庁舎の1階に集約をすると、そうすると一方でですね、残りしました旧の公民館機能、それから図書館機能のところ、これは一方でリノベーションの補助事業を想定しておりますので、この事業におきましては、不必要なものについては、補助の対象となりません。ですから、対象となるのは図書館の部分と、公民館機能の部分だけでございます。もしそこに、そうでない一般庁舎の機能等をつけますと、その分には補助が出ないわけでございますから、面積の案分ということで、割り振りがございます。つまり、庁舎も含めてやりますと、階段とかですね、屋根とか、そういう共有部分も含めて、費用が案分されることとなりますので、むしろ新しい図書館と公民館機能を伴った施設についてはですね、むしろその機能に特化したほうが、私どもの財政的にも大変有利ということになってまいります。これを本庁舎に移した場合、総面積自体は実は変わらないわけでございます、本庁舎に移したから、面積が増えるということでもございませ

ん。そうやって考えますと、財政的には新しいところは図書館と、それから公民館機能に特化したほうがむしろ有利であるというふうに私は考えております。それをこれから検討し直すためにはですね、新たなこの基本設計も含めました見直しも必要となります。そうしますと、こういった検討した結果を市議会にも報告する必要も出てまいります。また、市民検討委員会や地域審議会、区長協議会の説明及び意見聴取、それから併せて市民の皆さまへの周知等々考慮していきますと、おそらく平成25年度末での完了というのは困難であろうなというふうに考えているところでございます。それから、以上が困難と思う理由、それから困難と思う背景、それから理由でございます。

それから、責任ということをおっしゃいましたが、責任ということにつきましては、これは庁舎等整備に限ったことではございませんけれども、普通地方公共団体の長の権限に当たる事項は、私、市長にあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） 庁舎等整備方針に限って言えば、これは今市長が言われたように、内容はいいんですよ、そういった含めて、これから検討すると、基本構想含めた見直しをすると今言われましたけど、その案を持ち込んだことによって、平成25年度末では無理ということなわけです。それから、この問題は最後にもちょっと関わる問題ですから、またまとめて聞きますが、月例会での市長の素案の中で、庁舎整備は4、50年の大計であり、後悔しないようにしっかり検討を行いたい、いうふうに述べられました。これは、この庁舎問題で議論してきた我々議員は、看過できない発言だと思います。いろんな角度から、いろいろやり合いながら、議論して、しっかり検討した結果が現在の方針です。それを踏まえるというのは、これまで市長も言われてきているわけですから、これまでしっかり検討して導き出された現行方針とはまた別のしっかり検討すべき事項があるなら、あれですが、現行方針どおりすべきじゃないかなというふうに私は率直に思ったところです。

次に、図書館のワークショップでも現行計画の枠内で検討をして、図書館1階がいいとか、いろんな意見が出されています。これが、そもそもの議論からの変更というふうになってくると、図書館の議論もやり直しか、別の場所とか、そういう議論にもなりかねないというふうに思います。それは駄目だというふうに思っています。

図書館の話をしたので、ここでちょっと別のことをお聞きしたいと思います。1月23日に文化会館で、「図書館でまちおこし講演会シンポジウム」が開かれま

した。私も参加をしましたが、とても面白くて、聞いていてわくわくするような内容でした。ただ一つ、気になる点がありました。これは、チラシにもありますが、市の教育委員会が後援団体として名を連ねていたことです。そこで、教育長にお尋ねしますが、このシンポジウムを後援するに至る経過について、簡単でいいですので教えていただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 名義後援を教育委員会のほうが行った、その件について、説明をしたいと思います。教育委員会が名義後援を行うに当たりましては、菊池市教育委員会名義後援の基準等を定める要綱、これに基づいて審査しているところでございます。

「菊池の図書館について考える市民の会」は、菊池市の文化的発展に貢献できる図書館を目指して発足したものとお聞きしております。シンポジウムの開催に当たりましては、教育委員会へ名義後援の依頼がございましたので、その趣旨や活動方針についてお尋ねをいたしました。持参されました資料の中には、図書館は1階への項目がありましたので、本市では現在のところ、生涯学習センター2階で計画をしていることなど、計画の内容を説明し、その方針と齟齬いわゆる、くい違いと申しますか、これがあるものについては後援はできないことを理解していただきました。その後、主催者より、今回のシンポジウムは誰もが利用したい図書館のあり方について、市民で考えていこうという趣旨で開催するものであり、菊池市の方針を議論するようなものではなく、そのようなことで名義後援の要綱に従って、後援することを決定いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） つまり、この図書館のシンポジウムも、教育委員会も、図書館のワークショップも、当然議会も、全てがこれまで現行方針の枠内で、新しい庁舎整備どうしようかという議論を進めてきたわけです。このことも、これまでの経緯として、市長が踏まえるべき点だと思います。

次に、財政上の問題から、いくつかお尋ねをします。今の現行方針は合併特例債事業です。そして、耐震リニューアル、生涯学習センター等々で42億円くらい。それを市長の素案で、仮に増築リファインニングとなってくると、同じ耐震事業を工法を変えて2回やることもでてくるわけです。そうすると、これまでの特例債部分の返還が生じるし、新たな申請も、もう1回特例債でやっとして、それをまたや

り変えてっていうふうになってくると、なかなか申請もハードルが高くなるんじゃないかなというふうに考えますが、そのあたりはどうでしょうか。

またこれまでの基本設計、実施設計に8,100万円程度ですかね、予算がありますが、これはどうなるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） まず、最初のご質問が、これまでの耐震工事との関係で、齟齬を来さないかと。2番目がこれまでの基本設計、実施設計料8,000万円はどうなるのか、というご質問でございます。

最初のご質問ですが、本庁舎の耐震補強工事につきましては、平成24年度に防災拠点施設としての社会資本整備交付金、及び緊急防災減災事業債を原資に執行しております。一般論でございますけれども、仮にこの耐震補強工事をやり直すということになった場合は、その部分についての補助金、及び地方債については返還の義務が発生すると思われまます。しかし、手法によっては返還につながらないような工法も考えられます。耐震補強工事を行ったところをそのまま生かして、また計算をし直してやるという方法もあるようでございますので、そういったことも含めてですね、検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、基本設計のところはですね、これは現在、整備内容自体を検討中でありまますので、まだ方針が決定していない状況の中で、きちりとした答弁は難しいところもございまますけれども、今回の委託業者の決定に当たりまましては、そもそもプロポーザル方式により選定をしておりますので、現在の委託契約の取り扱いにつきまましては、今後の方向性を決定する中で、検討していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） 返還の話もありました。

次に財政について、別の大きな問題も二つあります。まず11月2日に開いた、福社会館の2階で行われた、リファイニング事業の勉強会は、これ公務ですか、公務でありませんか。まずそこから、お聞きします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 11月2日の勉強会は公務なのか否か、というご質問でございます。

もう1回、背景のほうからちょっとご説明しますと、これまで申し上げてきたとおり、庁舎等整備につきましては、無理・無駄が起きないように、合理性や機能性に考慮しながら、市民の皆さまの利便性をより高めていくと、いうことが最も重要であると常々考えておりました。そういう中で、先ほど申し上げたように、行政機能を1カ所に集約することができるのではないかと、いうふうな新たな知見と技術があるということがわかったわけでございます。その知見というのは、今まで想定されていなかった、新しい知見というふうに思われましたので、まずその中身を詳しく知りたいということで、勉強会を企画したわけでございます。庁舎等の整備は完成しますと、40年以上にわたり、市民に活用していただく、最も重要な施設の一つとなりますので、議員の皆さまにもですね、この新しい建築手法というものは、ぜひ共通認識をお持ちいただきたいと思ったわけでございます。

先ほど、コメントの中でですね、今さら、基本方針をなぜ変えるんだってというふうなご質問ございましたけれども、それは当時、議員の皆さま方、それから関係するいろいろな委員の皆さまがですね、現方式について、ご検討をされて、今の結論を導き出された時と、その判断根拠とした前提が実は少し変わってきたところがあると、そういうことでございます。一つには、規制がこの間に、私どもにとってはいい方向に変わったということ。これは、当時ない事実でございました。それから、今申し上げた新しい知見というものがですね、その当時はまだ私どもの知識としては、届いていなかったということで、そういう中での方向判断でございましたので、そのときにおいては、当時の持ち得る様々な情報を使ってのベストの判断をいただいた次第でございます。ただここに至って、そういう新しい知見というものが出てきたわけでございますから、それをぜひともですね、議員の皆さまには共有していただくということが極めて大事であると、これは先ほどから申し上げていますが、新しい施設というものを通じて、この30年、40年、50年、もう本当に市民の利便に直接関わってくるものなわけですね。

そういうことございまして、それほど庁舎等整備というのは、市の重要な課題でございます。ですから、それに伴う勉強会の開催というのは、当然ながら、市の公的な行事であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） 市の大切な事業の勉強会であるから、公務だっていうのは、私は通らないと思います。当日は土曜日で、出席もあくまで自由参加と。参加した職員さんたちも、当時聞きましたけれども、公務ではないですよと言っていたもので

す。参加対象とされた議員も自由出席で、約半数は出席していません。これ、どうしても公務というなら、休日出勤手当で、遑って支給しますか。あるいは事前に、休日出勤手当では出ませんよとか、今回は公務であるけれども、代休振り替えはしませんよとか、そういった説明がありましたか。今回の、この勉強会を大事な勉強会だからと言って、公務であるというふうにするのは、私はそれは正しくない。あくまでも、自由参加の市長の私的な勉強会であります。この私的な勉強会の講師の謝金として、企画戦略プロジェクトから報償費、講師への謝金が10万円出ています。公務でない勉強会の講師謝金を公費で賄うのは、私は不適切な支出であると考えますが、代表監査はどう考えますか。

○議長（山瀬義也君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 東裕人議員のご質問にお答えいたします。当然、公務ではないことにつきまして、公費を支出することは適正ではないと、当然に判断されます。しかしながら、今回の11月2日開催の庁舎等整備に係る勉強会は、市長より庁舎整備等につきまして、無理・無駄がないようにするために、新たな建築方法の事例について勉強会を実施したいとのことで、市議会議員の皆さま、市役所部課長会会員、及び庁舎等整備作業部会会員を対象に開催されております。部課長会会員には総務企画部長名で、庁舎等整備作業部会会員には企画振興課長名で、開催通知及び参加依頼がっております。また、この勉強会開催伺いにつきましては公文書で作成されており、市長決裁を受けてあります。以上のことから、公務と捉え、その講師謝金を公費で支出することは問題ないものと判断いたします。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） 公文書で出していると言われていたのですが、11月2日の勉強会の開催通知は10月23日に勉強会がありますよと、皆さんにお知らせで回っています。ところが、勉強会開催伺いは、それから1週間後、10月29日に起案して、謝金も払ってよろしいかっていう伺いを立てています。これ通常、逆じゃないですか。議員や職員に参加を呼びかけていて、1週間後に起案して、企画の開催伺いと謝金の伺いを出すのは、僕は逆だと思います。こう、言ってしまうと、謝金支出のために公文書を作ったと言われてもおかしくないような事例だと、僕は受け止めます。こういう文書をもって公務だとするのは、私は認められないし、これを認める代表監査委員も駄目だと思います。

別の問題を次にお聞きしますが、この勉強会の講師で、建設設計会社主宰である

人がリファイニングという新たな工法を説明をした。その説明の中で、私しかできません、ということも言われました。そこで仮に、市長の素案で、これからそういう案が進んだとして、議員と職員を呼んで対象に事前に一つの業者の、一つの工法を説明して、それが今後、何か議案で出てきた場合ですね、設計委託料とか、工事請負契約かわかりませんが、そういう案が出てきた場合に、これ法に触れると思いますけど、そこらへんはどう考えますか。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただ今のご質問は、議員・職員を対象に、一つの業者の工法について事前説明を行い、それを後日契約するのは法に抵触するのではないかという趣旨のご質問かと思いますが、ご質問の趣旨が、ちょっと私は正確にはわかりかねているんですが、今、私ども、新しい知見を発見したに過ぎませんので、それをきっかけに今検討開始したばかりのところでございますので、業者選定をどうするのかというのは、まだまだ先の段階でございます。リファイニングという手法をきっかけに、あるいは似通ったやり方があるのか、別の方法があるのか、こういったことを大至急検討してまいりたいと思っています。仮に何らかの形で、整備方法というものが決定しましたならば、正規の行政手続きに基づいて事務を進めてまいるといのは、言うまでもないところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） まず言っておきますけど、こういう勉強会で業者の説明がありましたけど、それに我々議員が同席することは基本的にあり得ないわけですよ。計画変更で、いろんな議案が仮に出てきたときに、その説明を事前に、一業者の一工法の説明を僕らが聞いて、議決をして、これは極めてオープンな談合としか言われないわけですよ。こういうのは通らないと思います。

それから、段取りとしては、先ほど公務であると、市長も代表監査委員も突っぱねましたが、公務として説明受けるならですね、本来本市のプロポーザル方式実施要綱に基づいてやるべきであります。きちっとした手立てを踏んで、業者から、そういう新たな工法を説明を受ければいいわけで、その場合にも、将来請負業となる者、それが想定される者に、謝金を払う必要はないわけです。そういう問題もあります。これから、別の方法も含めてっていうふうに増築の話も言われましたが、私は建設業界のこと、よくわかりませんが、今の基本設計、実施設計も完成間近になって、そのときに別の会社の設計や工法を、あるいは似た同様の類の工法での増

築を発注者である市が仮にしたときに、なんか通常の素人考えですが、これはトラブルは起きやせんかなという心配もあるわけで、他にもいっぱいありますけれども、市長の素案を巡っては、いろんなこれまでの経緯や、その工法、謝金の問題、いろいろハードル高いものであるというふうに私は言わざるを得ないかなというふうに思います。そういう問題をはらんだ案であるということを市長はぜひ認識していただきたいと思います。

最後に全体を通して、市長にゆっくりお聞きします。庁舎問題は、これまで繰り返し言っていますが、菊池市の長年の懸案事項であって、これが発端で独立運動まで起こったわけです。それだけ大きな課題だし、様々な苦しみの中で現行方針が決まったと。私は、そういう経緯を踏まえて、これまでの整備方針どおり進めるべきだと考えています。先ほど、前提が変わったという話もありました。前提が変わって、そこに立ち登って基本的なところから見直すという話もされました。

11月2日の勉強会の際に、私、講師の会社の方にお聞きしました。これ設計は、リファインニングの設計でやるとして何年かかりますか、全体としての工期はどのくらいになりますか。設計は今の設計を引き継いで、プラスアルファとする工法なんですか、こういった質問をしました。講師の方は、設計はゼロベースからですよと、工期は5年くらいと言われました。この問題は、中身はもちろんですけど、速度が問われる問題でもあると思うとですよ。もちろん、これまで市長が言われたように、あるいは議員さんたちが言われているように、ワンストップとか、図書館1階とか、配置を変えたり、内部造作で済む分については、あるいは工夫できるものについては、また費用圧縮につながるようなものは、そういうのは許容範囲だと考えています。そういう線では、大いに検討しながらも、基本的なところに立ち返っての検討というのは、時間だけがかかってしまう。さっき言った5年とか、とんでもない。

合併して来年10年。さらにあと5年くらい、庁舎問題を菊池市は議論するんですか。そんな政治判断をしたら、ただでさえ疲れている市民は、もう疲弊してしまいます。市民がそれを望んでいるのかどうか、市民の目って言うふうに言われますけれども、それを望んでいるとは思えません。市長はこれから何年も、また庁舎問題で議論をすべきと、それでいいと考えているのかどうか、聞きたいと思います。私は、もう前に進むべきだと考えますが、どうですか。

それから仮に、5年延びると、まだ庁舎構想の変更は可能だし、時期がずれ込むとなったときに、だったら花房にと、もうその頃には同意も取れていると、土地も買うでしょうという声が再燃したときに、市長、どうしますか。その時は、これまでと明確に違って、混乱を市政に持ち込んだのは、江頭市長というふうになるわけ

ですけど、それでいいですか。それで、駄目だと思うから聞いてますよ。

以上、全体を通して、それだけ指摘をした上で、市長の判断をお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） まず、第一点目は、議員のご認識では、今から見直すと5年くらいかかるのではないかと、それは市民の利益にかなわないのではないかとというご懸念。それから、これが長引いたときに、根本的な問いを再燃するのではなかろうかというご懸念かというふうに思います。

まず、最初の点でございますけども、5年という数字は、私はちょっと今承知しておりませんで、当時勉強会の席上ではですね、その種の質問があった際には、私の記憶でございますけれども、設計自体は大体1年強というふうな言い方をしていたかと思えます。ただ、行政のほうのですね、いろいろな手続きがあるので、そのところは自分たちではわからないと。それが半年くらいかかるんじゃないか、確か私はそのように記憶しておりますね、5年という数字では、私自身は全く想定しておりません。

それから、市民の思いに反するんじゃないか、ということでございますが、今、私がこれだけこだわっておりますのはですね、やはり一旦やりますと、これはもう40数億円を使って、40年、50年の計でございますから、私たちの後に続く、後々の市民がですね、本当にいいものを作ってくれたというものにしたいわけですね。なんでこんなものを作ったんだろうと、なんであのときにもうちょっときちんとやっておかなかったんだろうと、こういったことがあっては、本当に私はそれは責務を果たしたとは言えないと思っているんですよ。そういう意味ではですね、当時議会のほうで、一生懸命ご討議いただいて、大変なエネルギーを使ってご議論をいただいた今の結論というのが、当時になかった条件が今出てきているということなんですね。それは先ほどから申し上げています、今言った新しい工法、あるいは私どもが知見として持っていなかった新しいやり方があるんだということが一つ。それが一つ、どうしてもですね、非常に合理的なものにつながるような気がしているわけですね。

もう一つは、この間に規制がいい方向に変わったということですから、これは市民の利益を本当に考えたときにはですね、いやもう決まっていますから検討しません、ということではないと思うんですよ。やはり、市民にプラスになるんだったら、これは我々一生懸命、力を注いで勉強していかないといかんと、そういうふうに思います。それは、私どものむしろ責務を果たすことであろうというふうに思っ

ております。

それから、二点目の、花房云々のご懸念でございますけども、もうこれは、私も前の議会で申し上げたことです。あの当時、花房台地を巡ったですね、様々な議論がありまして、せっかく合併した市なのに、分離独立という動きも出てきた、その引き金になった話でもございます。当時の花房台地を含めた議論に、もし戻りなさいということに、万が一そういう議論になったときにはですね、またこの菊池市をあのような議論の状態に引き戻すのだろうか。そこから何が生まれるのだろうかということは、私は強く懸念しております。私たちにとって、庁舎の位置の問題というのは、これまで大変たくさんの時間とエネルギーを費やして、そしてその結果、多くの市民の方にはですね、心理的な痛みを伴う大変苦しいプロセスであったわけですね。プラスよりも、マイナスが大変多かったと言わざるを得ません。しかしもう、あったことはあったことです。私たちができるのは、二度とそういうことをしないということのをこれを反省材料として、レッスンとして、生かしていくことだと思います。ですから、私としては、常に未来志向で、将来をにらみながらですね、私たちが市民にとって、何ができるかということに力を注ぐべきだと思います。

従いまして、私としては、位置の問題についてはですね、もう議会でご承認いただいたとおり、今の決まっているところ、つまり本庁舎と市民プールの場所で整備をしていくということ。その上で、先ほどから申し上げてます40年、50年の計で、長期にわたって市民の皆さまの利便性の向上という観点からですね、合理性、機能性を本当に考慮して検証してまいると、それは市民のためなんです。ということで、私はそのことについては、強い決意を持ってですね、汗を流していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） 市民のためと言われましたが、市民が果たして望んでいるかどうか、これからまたずるずる延びて、議論が再燃したりするのを望んでいるかどうかというのは、私は疑問ですね。それで大局に立って四、五十年先を見据えて建築されるのもいいでしょう。しかし、その議論は、我々は先ほども言いましたけど、やってきたわけです。そういう議論の中で、行政も議会も住民の方々も苦勞をされたと、前任の市長も、退職・辞職された議員さんたちも、皆真剣に議論をして、結果を導き出したと。それは踏まえるべきだと私は思います。それを踏まえた上での市長の政治判断は、こういうものであってはならないと私は思っています。

それから市政方針のときに、私、聞いて、市長の答弁で、なるほどなって言いましたが、我々はそういう独立運動の痛みを無駄にしないっていうふうに、当時市長は言われました。無駄にしないように、しっかり検討をされて、もちろん市長はアイディアマンだし、行動力もあるし、非常に元気はつらつの市長ですから、前向きに事態が進むように、これまでの方針を踏まえた上で、菊池市全体が前に進むように、慎重に判断すべきであることを申し添えて、一般質問を終わります。

○議長（山瀬義也君）　ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩　午前11時13分

開議　午前11時21分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん）　これより、一般質問をいたします。通告に従いまして、最初に菊池市総合計画後期基本計画にいう「まちづくり基本条例」について伺います。合併を経た2006年5月に策定された菊池市総合計画、その後期の基本計画も来年度2014年度は最終年度という重要な時期を迎えています。今日の諸施策のバックボーンである後期基本計画策定の時期は、世界的な不況のあおりを受け、中小企業も地方の自治体も体力が低下し、社会の様相が一変するという、そういう時期でもあり、また半世紀ぶりの政権交代が予想される、その後そうなりましたけれども、そういった不安定な時期でもありました。

そういう時代背景にあって、後期基本計画策定に当たって、行政当局においては、前期5年間の慎重な継承を行うとともに、市民アンケートの実施や総合計画策定審議会を設置するなどして、市民の多くの指摘や広範な意見を取り入れていただきました。市民参加という丁寧な経過を通して、後期基本計画では前期基本計画の71の施策を50に見直し、重点施策は15に整理し、併せて成果指標を掲げ、確実に実現できるように取り組むことが公表されたのでした。それが2010年6月でしたが、その後、我々はいわゆる分離独立運動と呼ばれる事態に代表される様々な試練に直面し、それぞれがそれぞれの思いに苦しみ、痛みを負いました。しかし、それも今日では乗り越えたかに見え、何とか前進の兆しがみられるように、そう思いたいと思います。

市政運営に、ひと時も停滞があってはなりません。後期基本計画のタイムリミットは迫っています。進み具合はどうでしょうか。いくつもありますが、ここでは後

期基本計画の重点施策1の、まちづくり基本条例について伺います。計画には、市民が主体の地域社会を実現するために、各種計画事業の決定プロセスに市民自らが主体性を持って参加するシステムとして、まちづくり基本条例、ここでは仮称となっていますけれども、その制定に取り組むと書かれているんですが、今日の状況をまずお聞かせください。制定責任者及び制定の責任部署はどこでしょうか。そこには地方自治の専門家とか、法律の専門家がいらっしゃいますか。条例制定において、何が変わるとお考えでしょうか。まず、最初の質問三点です。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 怒留湯議員のご質問にお答えいたします。

NPO法人の調査によりますと、全国のまちづくり基本条例や自治基本条例といわれるものは、平成25年10月時点で約290の自治体で制定されている模様です。その内容は、自治に関する基本的な理念や市政運営の基本的事項等を定めるもので、市民自治の確立に向けた基本的な考え方を示すものとなっています。

本市におきましては、総合計画後期基本計画において「市民総参加のまちづくりの推進」の施策の一つとして、市民が主体の地域社会実現のため、市民自らが主体性を持って、まちづくりに参加できるシステムとなるよう「まちづくり基本条例」の策定に取り組むこととしております。ご質問の責任者及び責任部署につきましては、責任者は市長で、担当部署は総務企画部の企画振興課でございます。

次に、策定するとなれば、条例の位置づけや住民投票のあり方など、特に重要と考えておりますので、学識経験者などの専門家の意見を取り入れていくことになると思います。また、策定によって何がかわるかということに関しては、一般的には市民自治によるまちづくりへの意識の高揚につながり、より透明性の高い行政運営が行われることになると言われております。

しかしながら、これまで先進地の視察や他市の状況等について、内部ではございますが調査を行ってまいりました。その中で、他市においては、条例の位置づけや住民投票のあり方などから慎重論が多くあること。また、策定に入る前に住民周知等に十分な時間が必要とされていること。さらに、条例が有効に機能するためには、行政主導ではなく住民主導で進めていくことがポイントであるとの意見もあり、時間をかけてより慎重に進めているところです。また、沖縄県南城市がまちづくり基本条例などを制定した自治体を対象に調査した結果では、目標達成度で効果ありと回答した自治体が22.8%に留まっており、市民参加の機会が拡充された、市民自治によるまちづくりを意識するきっかけとなったなどのメリットがあったと回答されたところもございますが、一方では、市民の関心が低い、住民投票な

どの議会制度との整合性の問題、条例の内容がほぼ実践してきた内容である、などのデメリットも多く回答されています。

今のところ、まちづくり基本条例の必要性について、慎重に検討していかなければならないと考え、策定までには至っておりませんが、現在、総合計画の行政評価を行っておりますので、その中で、まちづくり基本条例についても検証してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） はい、大体予想どおりのご答弁だったと思いますが、私は、この同じ質問をちょうど2年前の12月議会で取り上げておりますよね。その際も、野口部長でしたけれども、ご答弁は大変立派なものでした。その条例についてですね、自己決定・自己責任の原理による地方分権がさらに進むことが予想される中で、普遍的な自治の仕組みを確立し、住民自治の強化を図っていくことが必要となっていると。従って、先進地にならない、市民、議会、行政などの責任と役割を明確にするとともに、市政運営の原則を定め、市民と行政の協働の仕組みとして条例作成を検討をしていかなければならないというふうにお答えなっているんですね。大変立派な見解であったことと、その時はですね。まだ3年半の期間があるというところでしたので、制定の意思と熱意はあるという確認ができましたので、今日まで期待をして、ご答弁の内容を待っていたわけですが、今のようなご答弁であれば、まだまだということのようで、組織もできてなくて、プロジェクトもなくて、その中に専門家もまだいらっしやらないということですね。はい。

この菊池市総合計画後期基本計画は、もちろん議会も、これを是として承認しているわけですから、双方に責任があると私は思っています。何の理由もなしで、できなかった、取り組めなかったでは済まない話ですよ。その双方の責任、私どもも、に照らして、自治体の憲法といわれる「まちづくり基本条例」が真に新しい時代に相応しい市民主体の地域社会を実現させるためのルールとして、これをやっぱり成立させるということの責任があると、私は思っています。これについて、どうのご認識でしょうか。ただ今デメリットの話も出ましたけれども、後でこれ触れますが、それから、これもやっぱりデメリットというふうに受けとめていらっしやるのかもしれませんが、いろいろ条例を論議する中で、条例を作っても形骸化されとか、議会基本条例との関連で難しいと、ただ今のご指摘と重なりますよね、これはその前の部長答弁の中でも、そういうニュアンスが伺えましたが、その後、検討の結果、今日ではどうのご認識ですか。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 2年前の答弁から、その期間におきましてでございますけれども、平成23年度には島根県の雲南市のほうに、先進地の事例調査等行っております。平成24年度には内部検討も行いまして、行革大綱でも、取り組む項目に位置づけており、重要な課題と考えて進めているところでございます。現時点では、計画策定におけるアンケートやワークショップの実施、審議会等への公募員の拡充などを加え「市長と語る会」の開催により、よりきめ細やかな市民の意見を伺うこととしており、市政に反映している、そういうのに結びつけていくというか、そういうことも考えております。

ただ、本年度実施しました市民アンケートの速報値でございますけれども、「市政に市民の意見が反映されており信頼できるか」との問いに対し、満足度としては、満足、まあ満足、やや不満、不満がともに2割程度ございました。同等についても、重要度を尋ねているが、重要、やや重要との答えが、8割を大きく超えております。

菊池市では、他の自治体の条例の具体的な内容をなす各種制度も、逐次導入してきている状況でございますけれども、それらを集約することで、まちづくり施策を体系的に整理することと考えております。お隣の合志市の自治基本条例の内容で申しますと、1つ目が総合計画、2つ目が組織づくり、3つ目が総合的な行政サービス、4つ目が情報共有及び説明責任、5つ目が個人情報の保護、6つ目が市民要望の取り扱い、7つ目が行政の手続き、それと8点目が公益通報、9点目が行政評価、10点目が財政運営及び公表、11点目が参画及び協働の原則、12点目が参画機会の拡充、13点目が審議会等への参画、そして14点目がコミュニティ活動などでございます。その中で、本市におきまして、まだ手が付いていないのが、8点目の公益通報、それと参画及び協働の原則、ですかね。そういう部分がございます。この他に、条例の位置づけであったり、市議会の責務、市の執行機関の責務、条例推進委員会の設置と条例の周知、啓発等がございます。まだ条例の制定についてまで至っておりませんが、今後、設置する行政評価の外部評価委員会でございますけど、これは総合計画の策定委員の皆さまの中から、予定では5名ほどお願いをして、その中で外部評価も依頼しながら、いろんな角度で検討を進めたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 市民アンケートとか、いろいろ聞いたとおっしゃいますね、重要だというお答えが8割を超えたというふうなお答えでしたかね、今のはですね。それから、隣の合志市のところとか、先進地に学びに行ったということですが、今日まではかばかしい動きがあってませんようですけども、制定するという方向には変わらないというふうに思っていますよね。それと、外部評価の方にも聞いて、どうするかということではありますが、執行部ご自身はどうお考えになっているのか、これを次のときにお答え願いたいと思うんですけどもね。2年前のご認識とあんまり変わらなくて、ほとんど動いていないということですよ。

私、これ、取り上げてよかったと思うんですけども、ちょっとお話を変えますけれども、ご存じのように、今、菊池市議会では、菊池市議会基本条例の制定に向けて取り組んでいます。ご存じですよ。議長より特別委員の選任を受けて、私もその1人ですが、議会改革検討特別委員会において鋭意努力されており、これまで15回委員会が開催されました。重要な節目においては、私どもは議会全体への中間報告や意見聴取等行いながら、次の3月議会上程へ向けて準備されているわけです。最終合意に達するために、審議、討論は大変民主的に行われています。大変学びの多い経過であると思います。また、既存の政治倫理条例にも踏み込んで、実態に即した実効性のある倫理規範となるように、見直しをかけていこうと、こちらも取り組まれているんです。議会、議員自らが襟を正して、パブリックサーバントとして、市民の負託にしっかり応えていこうという姿勢の表れと、私は思っています。

このように、今、議会では二つの条例に向けて力を傾注しておりますので、3月議会ではですね、立派な条例が誕生すると思われまますけれども、私が懸念するのは、議会基本条例も、政治倫理条例も、どんなに立派な条例であっても、オールマイティではなく、自ずから限界があるということです。なぜならば、部長がおっしゃっていた普遍的な政治の仕組みとか、住民自治の強化の手立てとか、ただ今、合志市にたくさんの項目が盛り込んでありましたが、もちろんそういうことも、そうですね。それから、具体的に言いますと、市民・議会、行政のそれぞれの責任と役割とか、それから協働の仕組みとか、国とか県とか他自治体の関連性のそういう心構え等々は、議会基本条例にも政治倫理条例にも、うたい込めないわけです。これは、まちづくり基本条例にしかうたい込めない項目であるということです。そういう意味で、おっしゃったように、自治基本条例とか、自治体の憲法といわれるわけですが、行政運営の全般が依って立つべき規範としての条例、熊本市もそうですが、あちこちで自治体の不祥事を聞いたりします。我がまちにもいくつかございましたが、そういう行政運営に関わる全体が依拠する、依って立つ規範としての条

例として、まちづくり基本条例の重要性、必要性が明らかになってくるわけです。これは明確ですよ。これについてのご認識はいかがですか。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 2年あまり、先ほど申し上げてからたっていますけど、なかなか進んでいないのではないだろうかというようなご指摘かと思います。その中におきましてですけど、住民自治を確立する上で、まちづくりである市民の役割は大変重要であると思いますし、当然、市、そして市民のまちづくりの参画と行政の関わりの中におきましても、十分その認識を持って進めていることは事実でございます。ただ、その中において、先ほどるる申し上げましたけれども、いろいろな問題がございます、その中において現在の中で進めているものもございまして、これをきちんとした形で示すためには、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

それと、外部評価という形で、今度来年の1月末か2月くらいにはお願いするような形になっていくかと思っておりますけれども、その中でも十分ご意見をお聞きしながら、お互いが共創で、お互いが作り上げるといいますか、そういう部分で進められることができたなら現時点では思っています。今後も、いろいろな形で検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） いろいろな問題があってもなかなか進まないということですが、具体的にいろいろな問題というのは、どういうことでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 2年前の答弁でも、先ほど怒留湯議員が申されましたように、私がお答えしておりますが、市としての立場、それと議会としての立場、それと市民としての立場、その中でこれを作り上げていくためには、市民特に代表の中では、他の聞いたところの自治体によりますと、区長さん方へのやっぱり十分な認識といいますか、そして職員研修もそうでございますけれども、その部分を十分に認識した上でないと、今、いろいろ会合等で話す場合でも、やっぱり住民の皆さまからは、内容によっては議会よりも先に示してというようなこともございまして、やっぱり執行部としては、いろいろな案件にもよりますけれども、議会のほうにご相談、説明をお諮りした上で、話を進めていくこともございますので、そ

ういう中におきましても、やっぱり認識といいますか、もう少し時間をいただいて、そういう部分を周知しながら、作り上げていくべきものだと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 普遍的な自治の仕組みを確立し、住民自治の強化を図っていくということ。これが根幹になると思うんですよね。だから、市民の皆さんにご相談するとか、区長さんにいろいろ配慮するということも当然ですけども、やっぱりね、担い手である執行部が、執行機関の皆さんが、やるという姿勢がやっぱりお示しにならなければいけないと思うんですよね。その辺、もう一度確認します。その姿勢をね。

それとですね、先進地に勉強に行くのはいいし、いろんなところを調べるのはいいんですが、我がまちの課題に照らして何が大事かということが大事ですよ。ですから、先進地のいろんな200いくつ、この条例を持っているところありますが、その辺のいい雛形はたくさんあるわけですから、その辺を取りながらもですね、やっぱり具体的に作業を進めていく、作業部会なども立ち上げてないと、もう部長、ご存じだと思いますけれども、いろいろ作っているところを見ますと、策定の審議会等々、名前は何でもいいんですけれども、一般公募も含めて、市民の皆さんが立ち上げの段階から関わっていらっしゃる、いろんな意見を出しながら、3年から4年かけているんですね。

だから、私、2年前言ったんです、タイムリミットですよ。言ったので、それだけもう立ち上げていらっしゃると、大変いいご見解でしたから、思いましたが、ちょっと遅れてしまいましたね。ちょっと怠慢を指摘せざるを得ません、ですね。できなかったことをやたら追求しても始まりませんので、それこそ未来志向でいきますが、作っていくという方向性は間違いがないということを確認させていただいた上で、あと1年4カ月しかありませんが、この後期計画のね、その期間内にどこまでするのか、作れるのか、その辺とともに、それから昨年、市町村の総合計画策定に係る法律が義務が緩和されましたね。

つまり、総合計画は、何がなんでも作らなければならないということがなくなった、ですよ。これ、法律変わりましたよね。しかし、本市は議会でも説明があったと思いますが、現総合計画が終了する2014年度以降の、2015年度からも時代に即した新しい総合計画を策定するという方針ですよ。これはそうですね。はい、これは立派だと思いますが、そのために、準備として、今、現計画の点検見直しが行われていると思いますが、行財政改革の名の下に、削り過ぎがあつて

はよくありませんので、念のために伺いますが、この計画の期間中に策定することが望ましいわけですが、もし後期基本計画の最終年度までに、条例制定が間に合わなかったら、新総合計画にもきっちりそれをうたい込まれますか。それと、制定へのP D C Aと決意をお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 大変遅れているというご指摘かと思えますけれども、先ほども申し上げましたけれども、策定の方向に向けて検討を進めているところでございます。ただ、現状としては、ご指摘のように遅れているというような形になるかと思えます。

それと、次の総合計画策定に向けて進んでおりますけれども、その中に引き継ぐかっていう、仮にできなかった場合というお話だったかと思えますけれども、そのことも当初申し上げましたけれども、今後設置する行政評価の外部評価委員会において、意見を伺っていきたいと考えております。ただ、策定に向けては、現在進行しておりますので、その分には十分力を入れてがんばっていきたいと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 部長の見解は大体わかりましたので、最後に市長にお伺いしますが、私は前回のご答弁のときに、普遍的な自治の仕組みを確立し、住民自治の強化を図っていくという、これがやはり根幹だと思っています。その条例の制定を待っていたわけですが、その間に、私どものほうで議会基本条例が間もなく完成するだろうと思われまして、自ら政治倫理条例にも踏み込んで、見直しをかけていこうという動きを、これはもう本当に自ら襟を正していこうという、市民の負託に答えていこうという表れなんですね。

それで改めて、まちづくり基本条例の重要性を思ったわけです。私どもが手がけています、条例二つには、住民自治の基本的な仕組みとか、そういうところはうたい込めません。先ほど、部長がおっしゃいました、たくさんの項目がありましたね。協働の仕組みであるとか、男女共同参画の手法であるとか、割合とか、そういったものについて、うたい込めないで、それで行政が依って立つ、全般の運営のときに依って立つ規範となるべき、まちづくり基本条例が別に必要だと、つくづく思ったわけです。それで、それを補うといいましょうか、別枠で、別の規範としての必要性ということについて市長のお考えと、それからP D C Aへのご決意をお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただ今のご質問は、「まちづくり基本条例」の策定に関する私の基本的な考え及び決意と、こういうことであろうかと思えます。

私、就任前からですね、一貫してやはり市民参画型の社会を築いていきたいということをお願いしてきているところがございます、それは全く、今もこれからもですね、変わりはないところでございます。そのためには、いろいろな情報の公開ですとか、共有、それから意見交換などの具体的な仕組み作りが欠かせないわけでございます、私の就任以来、この市民目線というものを常に念頭に置いて、市政を進めておりまして、これまでも具体的に各地区でですね、「市長と語る会」といったものを開催するなど、新しい取り組みも進めておりますし、また総合計画策定審議会等ではですね、半数を公募員にするなど、既存制度の拡充もこれまで図ってきておるところでございます。また、実際にですね、この基本条例自体は、残念ながら、一言でいえば、大変遅れておったという認識でございます。ただ、他の自治体のまちづくり基本条例等にですね、規定されたり、あるいは盛り込まれているような、例えばパブリックコメントの手続きでありますとか、情報公開条例に基づく情報の公開であるとかですね、あるいは各種計画策定でのワークショップの活用だといったふうな、他の自治体で盛り込まれているような制度という意味ではですね、総合計画後期基本計画が策定されましたこの平成22年当時と比べると、ある程度少しずつではありますが、整ってはきてはいるのかなというふうには見受けられます。

ただ、おっしゃられましたとおりですね、まちづくり基本条例というものは、これからのまちづくりの基本理念であるとか、基本原則、それから市民議会、市のそれぞれの役割などを定めるような、いわばこの規範的な、基本的なルールでございますので、やはりこれは今後もですね、なるべく早急に整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。ですから、万一ですね、まだ1年4カ月でございますので、その中で努力してまいりたいと思えますし、万が一、期限内に完成しないような場合にも、必ずこの新総合計画においてですね、きちんと検証していくと、そして実現していくというふうに考えていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 議会基本条例と政治倫理条例は、来年3月の議会では、

ほぼ確立します。まちづくり基本条例については、いつ頃上程の予定か、どのくらい期間をかけるおつもりか、それをちょっとお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） まちづくり基本条例のいつ頃策定かという時期ですか。

[「ええ、上程して成立させる時期」と呼ぶ者あり]

○総務企画部長（野口祐成君） はい、先ほどもちょっと申し上げましたが、取り組んでいってまずけども、今の時点でいつとはちょっと明確にお答えできませんので、申し訳ありませんが、回答に代えさせていただきます。

[「熱意があるわりには、何もね、きっちりとしたあれがないようですね」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） すみません。じゃあ、もう次に進みます。議会外からも、しっかり見ていきたいと思います。

次にですね、後期計画にありますグリーンツーリズムについてですね、お伺いします。私たちのまちのあるべき姿、望ましい姿がそこに描かれているわけですが、いくつもの重要なキーワードがあって、グリーンツーリズムもその一つだと私は思っています。本市のグリーンツーリズムは、東中跡を「きくちふるさと水源交流館きらり水源村」と改めて、これを拠点として2004年度より展開されてきましたね。2006年度からは指定管理者制度を導入するなどの経緯もあり、その進展を行政当局も私どももしっかり模索をしてきたところですが、本市が掲げる水と緑をベースとしたグリーンツーリズムでは、民間でも新しい時代にマッチしたふるさとづくりとして、いろいろ考えられてきました。4年前、民間主導である集落と提携をして、地元農産物の地産地消とヨガ健康法、森林セラピー、それからフットパス等々が取り組まれた経緯があります。それは、人間性の回復や心身の健康維持が求められている今日、菊池のこの資源を生かすことこそが、それに応えられる最善の処方箋だという考え方であったわけです。

このように、人間性の回復や心身の健康維持という価値意識に基づいて、グリーンツーリズムをベースに様々な事業が検討され、付加価値の高いまちづくりをつくるという構想は、今大きな課題であります。この計画に書かれているグリーンツーリズムについて、10年経った今日の状況をお聞かせください。コンセプトは何でしょうか。庁内での連携の様子は怎么样了。それから、庁外、市民団

体との連携はどうなってますか。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） グリーンツーリズムについて、お答えいたします。全国の農山漁村では、長引く経済の停滞、過疎化、高齢化の進行により、農林畜産業を初め地場産業が低迷をしているところがございます。また、少子化も進み、多くの地域に廃校が新たに生まれ、有効活用の道が探られております。このような中、平成15年に「学校が楽しい学校に生まれ変わりました」を合言葉に、「きくちふるさと水源交流館」が開館をいたしております。

総合計画後期基本計画においては、農山村地域の活性化のため、各種団体との連携のもと、グリーンツーリズムの全市的な展開により、都市と農山村の交流を促進することとしております。本市のグリーンツーリズムの取り組みとしましては、この「きくちふるさと水源交流館」をグリーンツーリズムの拠点施設として位置づけ、地域活性化事業、都市農山村交流事業、自然体験活動支援事業、自然環境保全事業を柱にグリーンツーリズムによる地域活性化のコーディネーターとなって、事業を推進しているところがございます。

また、きくちふるさと水源交流館では、数多くの体験プログラムなどにより、菊池市内外より多数の来館があり、平成24年度の来館者数は1万2,905名、宿泊者数は1,656名を数えております。

[「それらは、知ってます。」と呼ぶ者あり]

○総務企画部長（野口祐成君） 次に、庁内の連携部署につきましては、企画振興課が中心となって、農林振興課、ブランド推進課、商工観光課、環境課を初め、関係各課と連携を取っているところがございます。本年度につきましては都市農村共生、対流総合対策事業や環境面での取り組みとしまして、小水力発電など新エネルギーの勉強会を行っているところがございます。また、民間との連携につきましては、菊池市全域でグリーンツーリズムの普及促進を図ることで、魅力と活力ある地域の振興を図っていくために、市民や各種団体によるグリーンツーリズム推進会議を設置しています。近年の活動として、昨年は龍門地域で地域散策コースの検討を行い、本年は先日でございますけれども、12月7日に水源地域の自然、景観、歴史、空間を活用したフットパスに取り組み、地域の活性化に努めているところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） はい、私も存じている範囲でありましたが、たゆまず努力はされているということですよ、それは率直に評価をしたいところですけども、これもですね、2010年の9月議会で私は聞いているんですね。コンセプトは、その時の部長答弁では、これは県にお帰りになった谷口さんでしたが、「環境、食、子ども」ということでした、コンセプトはね。そして、庁内の連携はですね、8課ありました。農林振興課、産業建設課、商工観光課、健康推進課、環境課、子育て支援課、生涯学習課、企画振興課。それから、市民団体との連携はですね、農林畜産従事者、観光業従事者、グリーンツーリズム推進団体、流通関係者、県関係者、庁内関係者、40人で構成されていると。これらの組織で多彩なメニュー、プログラムを作って、推進していきたいということでしたが、いろいろ推移によってはコンセプトも変わってもいいし、発展的に変わるのはいいことですからね。それから、40人というところでありましたが、その辺は、県にお帰りになった部長は、言いつばなしで帰っているのかなという気がしますが、随分要素が変わってますよね。これも非常にやっぱり重要な施策と思って、度々取り上げてきたところですけども、あの水源の交流館が本格化されて以来10年、立ち上げの困難を乗り越えられたのは、地元の皆さんの熱意のおかげでありましたよね。今日、一定程度に評価をいただけるようになったのも、地元の皆さんのご協力があったからだとは私は思ってます。

あれから10年経った今日、水源交流館 きらり水源村も、ご多分にもれず、次のさらなる展開が待たれていると思われませんか。ですよ。なぜならば、グリーンツーリズム、今おっしゃいましたように、例えばUターンであったり、Iターンであったり、本市も取り組んでいます、環境研などと。空き家などの提供等で、地域再生を主要施策に掲げている自治体はたくさんあって、それがみんなしのぎを削っているからですね。次のやっぱり新しい展開が望まれていると思います。次の展開として、何が考えられているのでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 最近におきましては食を中心とした、つい先日もあったところでございますけど、いろんな形で、その季節季節に応じた取り組み等がなされております。それで聞くところによりますと、いろんな方たちが訪ねられて、その周辺をといいますか、いろんな所に足を延ばして、楽しまれているというお話をお聞きしております。今のスタートいたしました、水源小学校跡の美少年酒造なんかもそうでございますけれども、いろんな形で別な形の広がりが見えてくるものもあるかと思えます。また、数年前でしたかね、トヨタの社長がお見えになって、

そしてちょっと雑誌で紹介されたのを私も目にしましたけども、先ほど申し上げましたフットパスもそうですけれども、これから先、いろんなつながりを見せてくると思いますし、そういう形で広がりを見せるように、いろんな形で協力といいますか、いろんな組織で民間の方も協力いただいておりますので、検討しながら、皆さんの大切な思いはずっと変わらないと思いますので、そういう部分におきまして、いろんな協議を重ねて、実のあるものにしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） はい、確認しますけれども、前回のご答弁のコンセプトが「環境、食、子ども」であるということ。これについては、変化はあるのでしょうか。それから先ほど言いましたが、前回のご答弁の8課が連携しているということにも変化があるのでしょうか。それを次にお答えいただきたいと思います。

私は、9月議会のときにですね、人間性の回復や、心身の健康維持という価値意識に基づいて、グリーンツーリズムをベースに森林セラピーを初め、ホースセラピー等も念頭に置いた、菊池農高との提携など、付加価値の高いまちをつくるという構想を提案したところ、谷口部長は、さらなる展開として菊池ふるさと水源交流館を拠点に、自然環境を活用し、森林セラピー、アニマルセラピー等を含め、時代にマッチした心身の快適性を向上させ、癒し効果のあるプログラムをつくり、関係各機関部署と連携を取りつつ、付加価値の高いまちづくりを進めると。その連絡調整を企画振興課が中心となっていく、ということをおっしゃってますが、それに変更がややあっているようですね。今日の変更の変わった状況をご説明、よくなることの変更はちっとも構わないと思いますので、見直しはですね、それをちょっとご説明いただきたいと思います。

あの質問から3年経っていますが、次の展開として、例えば「6次産業化・地産地消法」という新しい法律がありますね。それとの関連とか、最近とみに予防医療、あるいは未病という分野に関心が高まっていますが、そういう分野への着眼はないのでしょうか。6次産業化・地産地消法に関していえば、きりり水源村の一番上の棟には、調理実習室が備わっていますね。私も経験したんですけども、そこですね、地元の豚肉などを使って、ソーセージとか、ベーコンとかが作られたことがあります。食にかかって言いますと、食の文化祭、これは地元で育てた、えごまのドレッシングがこの前試作されておりましたが、そういう6次産業化等の連携ですよね。

それから、予防医療という考え方に立てば、本市は予防医学の権威である菊池養

生園の構成市の一つでもありますので、その養生園から、ちょっとご提案ですが、今、「平成26年度菊池地域、地域ぐるみ健康づくり、いきいきトレ活クラブ計画書」っていうのが健康推進課に出されているでしょう。これなども、とても参考になるのではないかと思います。それから、予防医療の里構想に、いろんな切り口が考えられます。

いくつか自治体をちょっと調べてみたんですけど、お隣の玉名市、ここは薬草を使った地域再生が行われてますね。先日、玉名市に行ってみたんですけども、まず新玉名駅で、たんぼぼコーヒーをいただきました。お昼は、オオバコとか、ムカゴを使ったスローフードのお食事。お土産には、薬草弁当という薬草三昧でして、玉名市職のしかるべき人に聞きましたところ、これからは居酒屋さんとか、スイーツのお店でも薬草を取り入れつつあるということでした。それと、もう一つですね、大分県の竹田市、ここは2011年度より、市独自の温泉療養保険制度を打ち出して注目されましたよね。我が国では、温泉療養が心身の健康維持に優れているということは認められていても、エビデンスの立証というところで、保険適用が認められていませんね。そこで竹田市は、市単独の施策として打ち出したのはですね、温泉療養制度というのは、竹田市の指定の宿泊施設の温泉を使った滞在を3泊以上していただくことを基本としながら、その柱となる温泉入浴のいろんな仕方、それから適度な運動、地場産のスローフード、スローフードですよ、それから転地療養効果としての各種セラピー等々、トータルで提案することで、滞在者一人一人に合った保養と観光を実感できる、しっかりした芯のあるまちを目指すということでした。

さて、本市はどうするかということですけども、本市グリーンツーリズムの新しいコンセプトとして、何が考えられるか、例えば6次産業化・地産地消法の抱き合わせの可能性について、お述べください。それから、グリーンツーリズムにおける人間性の回復や心身の健康維持というところをどう取り入れ、どう構想されるでしょうか。この二つをお答えください。総務部長でいいです。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） まず、関係各課との連携と申しますか、そういう部分に、先ほどいくつかの課を申し上げて、その他の課ということで申し上げましたので、協力する関係各課が減っているということではございません。いろんな機会があるごとには、ご相談があったら、それに応じている状況だと思います。

[「はい、じゃあ議会答弁の8課は間違いないんですね」と呼ぶ者あり]

○総務企画部長（野口祐成君） はい。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○総務企画部長（野口祐成君） その部分につきましては、いろんな提案があった場合は、協力して、より強固に施設を利用しながら、グリーンツーリズムを広げていくといえますか、そういう部分に当たると思います。

それと、予防医学的な部分での関連のお話もあったかと思えます。本市がちょうど2年前、10月ですか。

[「お尋ねはですね、6次産業化・地産地消法の抱き合わせの可能性と、それから人間性の回復、心身の健康維持をどう構想されるのか、この二点でいいです」と呼ぶ者あり]

○総務企画部長（野口祐成君） 6次産業化につきましても、基礎となる部分で、あそこでそのまま6次産業化やっているということではございませんで、その関連として行っているということでご理解いただきたいと思えます。いろんな形です。

それから、水源交流館、含めてグリーンツーリズムに、それから広がっていく部分の中で、それぞれの部署で、そういう広がりを見せている分はあるかと思えますけれども、具体的に6次産業化という形での取り組みは、そこにはまだございません。

[「今後の可能性」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 手を挙げて、やってください。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 質問に的確に、今後の可能性ですよ。

○総務企画部長（野口祐成君） はい。いろんな施策の中で、進めていくことでございますので、その中には内容がマッチしたものがあれば、そういう方向性がまた出てくるかと思えます。温泉療法も、そうでしたね。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 質問を整理して申し上げました。グリーンツーリズムにおける人間性の回復とか、心身の健康維持をどう構想されますか、ということです。

○総務企画部長（野口祐成君） 基本的には、訪れて、水源交流館に限らないですけども、それは水源だけじゃなくて、菊池の全地域だと思いますけれども、皆さんが訪れて、住んでいる人は特にそうですけれども、そういう中でやっぱり体感する中で健康になって、その中に進めていく分は十分役割を果たしているかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 最後に、やっぱり市長にお伺いしますね。

人間性の回復や、心身の健康維持という観点から、さらに伺いたいと思うんですけども、日本人の死因のおよそ3分の2を占める生活習慣病。私たちもそのいくつかを知って、抱えている人もいるわけですが、東洋医学では、病気にならない時、未病から病気を防ぐことが理想であって、そこから様々な養生法とか、健康法が発達して、実践されているわけですよ。西洋医学においても、予防医学の研究が盛んになって、未病という考えに基づいた積極的な養生法とか、健康法への関心が高まっています。一部では、市長にも一度ご紹介したことがあります。統合医療という形態で取り入れられ、自分が自分の未病医であるという、伝統的な養生法、健康法の考え方。それらに基づいた未病の医学の文化的な側面に非常に意味があると考えられているわけです。ここ数年、多くの自治体で現代人の多くが抱える未病の状態に、漢方とか、東洋医学、日本文化の視点から切り込み、既存の健康観への警鐘鳴らし、未病に役立つ食物療法とか、呼吸法とか、温泉療養の強健法など、政策として提案することが、これからのまちづくりの一つのターニングポイントとして、施策化されていますね。ご存じと思いますが。

私は、市長の「癒しの里構想」を大変歓迎している者ですけども、本市は大都市の近郊でも、JRとか私鉄沿線という地の利にもありませんので、都市の富裕層をターゲットとするもう一方で、グリーンツーリズムで、我々が積み上げてきたグリーンツーリズムにおいて、人間性の回復や心身の健康維持という方向も、大いに将来性が期待できると私は考えます。

この度、担当課のご努力によって、域学連携事業が、総務省の採択を勝ち取りましたね。おめでとうございます。ご苦労さまでしたが、今、その具体的な中身づくりが進められていると思いますけれども、例えば、人間性の回復や心身の健康維持の構想をその中にはめ込むこと、またその場として、廃校となった小学校跡地ですね、例えば迫水小学校等々の活用について、その可能性といたしましょうか、お考えをお聞かせください。

それから、今後のやっぱり展開としてですね、いろいろおっしゃいましたけれども、部長のお話は、ほとんどきりぎり水源村を拠点とした構想であったかと思いますが、今後のグリーンツーリズムの展開として、全市的な、癒しの里構想も含めたところで、「人間性の回復と心身の健康維持の構想」それから「いきいきトレ活クラブ計画構想」これはもう既に出されています。それから「6次産業化・地産地消法

構想」これも、いろいろ研究が進んでいます。それから、環境研と連携をしている「空き家活用の構想」等々、これらをですね、新しいコンセプトとして、本市の自然資源を生かす方向としてのグリーンツーリズム、市長のお考えを時間が6分ありますので、お述べください。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） グリーンツーリズムに関する、特に人間性の回復、心身の健康の増進等々の観点からの私の考え、その他、学校活用から様々な活動領域をつないでいく、私の全体構想について述べよという、こういうご質問かというふうに思います。

グリーンツーリズムという言葉自体はですね、総合計画後期基本計画に掲げてあるわけでございますけれども、私が今般申し上げております「安心・安全の癒しの里」という中におきまして、ある意味グリーンツーリズムというのが根幹を成す、キーコンセプトだというふうにお考えいただいて結構だと思います。自然を使おうというのは、要するにそういうことであります。

今、おっしゃいましたとおりですね、近年旅行者の価値観、行動形態が大きく変化しております。これ、今おっしゃった富裕層とかいうことだけではなくてですね、富裕層もそうなんですけれども、全般に健康志向、自然回帰となっております。ですから、このグリーンツーリズムなどの自然に向う体験型というものは、世界的な潮流というふうに思います。私どものほうでは、このグリーンツーリズムというテーマ自体はですね、いち早くこの後期基本計画に取り入れていたようでございますけれども、それを食ですとか、健康とかいった点で、具体的に付加価値をつけて、それが地域経済の活性化につなげるということの狙いという意味ではですね、まだまだ途上である、というのが現状であろうと思います。

そういう中で、私今回、「癒しの里」というキーワードでやっていこうと思っておりますので、やはりど真ん中にくる一つの、このキーワードといいましょうかね、それはやはり、健康、それから食、こういったこと。それから、人間性の回復とか、さっきおっしゃっていましたが、それは心の充足といったような言葉で私は表現しているわけでございます。その健康ということでは、先ほど来、出てきました、例えば森林セラピー、あるいはヨガ、こういったもの、実は今、具体的に進めておましてですね、森林局、それから旅館、それから実際にヨガですとか、統合医療、その接点のおありの方がいらっしゃいますので、そういう方々を実は先だってお集まりいただきましてですね、趣旨をお話しして、具体的なこのプランづくりをですね、今ご検討が始まっております。それから、おっしゃいました竹

田市、竹田市長ともですね、私は実は個別にコンタクトを取っておりまして、ぜひ一緒に働きかけていきたいと思いますということで、今先方のやっつけや、例えばパスポートみたいなもの渡すんですけれどね、そういったような仕組み、大変面白いものがございますので、今検討を進めております。もっと大きな言葉でくりますとですね、かつてあった癒しとしての温泉、即ち、湯治という概念ですね、そういったものが一つ、これからのキーワードになる可能性もあるなというふうに考えております。

それから、その他、全般に述べよということですので、このグリーンツーリズムで最もやはりお客様の心を引きつけやすいのはですね、例えばフットパスであるとか、こういったものは今、おかげさまで市民の方々の共感を得ておりましてですね、具体的に自発的な今コースづくりが私の知る限りでも、四つほど今進んでいるところでございます。

それから、森ですとか、桜、あるいは蛍。この三つのプロジェクトというのも、要すれば、このグリーンツーリズムの環境づくりとしてですね、いわばそういう舞台を作っているところであるわけです。

それから、農業、あるいは食というふうに申し上げますかね。食とのシナジーというのは、非常に大事だと考えておりまして、これから食と観光というのは、もう一体だというふうに考えるべきだと思います。そういう意味ではですね、農業体験ですとかということが可能な民泊、農家民泊のようなものを具体的に今、お声掛けをしております、行政としてのお手伝いも、これは万全にやっていきたいというふうに思っております。また、農家レストラン等々をですね、通じた活性化というのも非常に重要だと思っております、つい先般、時間がないですね。西米良に行ってきましたところ、これが見事に成功して、交通大臣賞をいただいているというふうな事例もございました。

6次産業につきましては、これも当市としてですね、力を入れて、特に高齢者の方々の生きがい創出にもつながることだというふうに考えております。

こうしたことを通じて、まず地元の経済の活性化に貢献するというのは、これ言うまでもないと思いますし、これを通じて、住民の方の地域に対する誇り、郷土愛に必ずやつながることだと思いますので、私としては、これを一番やはり基本に据えてですね、菊池市の活性化を図っていきたいというふうに考えている次第です。

以上でございます。

[「終わります」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、1時30分開会いたします。

○
休憩 午後零時 22分

開議 午後 1時 27分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 議席番号1番、荒木崇之です。高橋泥舟という明治維新の武士の言葉に、「欲深き人の心と降る雪は積もるにつれて道を失う」とあります。あれもこれも欲張らず、そして、あれもしたこれもした、おれがしたと言わずに、しっかりできることから取り組んでいきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。議長のお許しを受けましたので、ボードのほうを提示させていただきたいと思います。一生懸命作りましたので映してください、ちゃんと。見えますか。

菊池市の福祉と教育についてであります。こちらのボードをご覧ください。これは、菊池市の平成17年から平成25年までの人口増減率を示したものです。青くなっている部分が濃くなるにつれて、人口が減少している地域です。黄色もしくは茶色の部分が人口が増加している地域です。下の部分ですね。ご覧いただければわかるように、山間部は青色、人口が10%もしくは15%以上減少しています。逆に、合志市や熊本市に近い泗水地区は、ほとんどが黄色もしくは茶色で、0から10%以上の人口が増加しています。そこで質問いたします。人口が減少している菊池市において、主に山間部ですが、これまでどのような福祉政策をされてきましたか。

もう一点、逆に人口が増加している地域の教育施設について、お尋ねいたします。人口が増加しているということは、子どもの数が増えているということです。実際、泗水小学校は菊池市で1、2番のマンモス校です。その泗水小学校の校舎ですが、本校舎の3階は3クラス、約100名の生徒がいます。要は、3階部分だけで、戸崎小学校の全体と同じ位の生徒がいるのに、トイレの箇所は1カ所、男子トイレの便器が二つ、女子トイレの便器が二つしかありません。休み時間にトイレの列ができると聞いています。

また、泗水東小学校は、現在一部改修工事がされていますが、隈府小学校は建築から約30年で建て替え、要は新築です。一方、東小学校は、建築から約40年経っているのに一部改修、この差は何なんでしょうか。各学校から改修等の要望が上がってくるかと思いますが、どのような順番もしくは基準で予算化されているのか

お尋ねします。また、建て替えと改修の明確な基準があれば、お示してください。消防ポンプを例に出しますと、何年に購入したから、何年の入れ替えだ、あと何年待てばポンプを入れ替えてもらえる、誰が見てもわかるような計画表があるならば、それもお示してください。さらには、教育委員さんとの審議の下に決められているのか、もしくは事務方だけで協議で判断されているのか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。本市の現状につきましては、議員ご指摘のとおり、特に菊池地域は隈府を中心とする市街地に人口が集中し、山間部については人口の減少及び高齢化が顕著であり、深刻な問題となっております。このような中、本市の高齢者施策の取り組みとしまして、山間部に特化したものではございませんが、全体の枠組みの中で各地区の公民館を利用した語らいの場や、ふれあいデイを実施しております。また、講座等を希望される老人クラブに対しましては、認知症予防、健康体操及び栄養指導などを実施しています。また、年々増加しておりますひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯だけでなく、障がい者や子育て支援に関しましても、地域で支え合いを進める必要性が高まっており、社会福祉協議会と連携し、地域福祉計画と活動計画に沿って、住民福祉の観点から座談会やワークショップを開催し、地域住民と一緒に地域での問題点や困っているところを洗い出し、その対策について話し合い、地域の支え合いや住民同士の見守りの必要性について検討しております。

現在策定中の「地域福祉計画」や、その「活動計画」においては、生活支援だけでなく、集落活動の維持、交通手段の確保、有償ボランティアなどについてを検討しており、平成26年度策定作業に入ります「第6期老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、それぞれの地域における福祉ニーズを検討し、計画を策定してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） それでは、荒木議員のご質問のうち、教育についての部分をお答えさせていただきます。

本市児童・生徒の安全・安心な学校施設の確保を目的に、市の耐震化推進計画に基づき、議員皆さまのご理解のもとに、平成18年度から平成24年度にかけ、校舎12棟、体育館9棟の合計21棟を約24億7,900万円の事業費で整備してまいりました。このことから、本市全ての小中学校施設の耐震化率は100%とな

りましたが、課題として構造体の耐震化と同様、天井等落下防止対策といった非構造物の耐震化と老朽した学校施設の長寿命化に向けた、中長期的な視点に立った改修計画の必要性を認識しているところでございます。そこで、現在、計画的・効果的な改修計画とするための「小中学校等長寿命化計画策定業務委託」を進めているところでございます。

ご質問にありました泗水東小学校と隈府小学校の改修と新築の違いはということでございますけれども、改修と新築の明確な基準等は設けてございませんが、今回、泗水東小学校と隈府小学校を事例に、改修と新築のことについて述べさせていただきたいと思っておりますけれども、隈府小学校は昭和46年、47年の3階建ての建築であることから、耐震診断の結果、耐震補強工事の必要性が認められたところでございます。建築後約40年が経過し、耐震補強工事を行う場合は耐力壁も少なく、床や梁のたわみ補強の必要や、コンクリート強度も低下していることが判明したことから、改修と新築の比較検討の結果、新築での施工となったものでございます。一方、泗水東小学校は昭和48年の建築ではございますが、1階建てのため、耐震補強の必要はなく、併せて昭和63年には大規模改修も実施されており、また3階建ての校舎は昭和58年の建築で、新耐震基準の校舎となっております。しかしながら、老朽化も著しく、近年は雨漏り等が発生する状況にあることから、外壁を中心とした防水工事等を施工するため、今年度改修工事を行っているところでございます。

次に、各学校の改修予算の確保については、子どもたちの学習環境として、安全性や緊急性を要する案件を優先的に予算計上し、対応しているところでございます。現在のところ、改修計画の順番や計画表等は定めておりませんが、先に申し上げましたように、昨年度までに小中学校施設の耐震工事が完了しましたことから、本年度中に小中学校等長寿命化計画策定業務の中で、学校施設の劣化状況調査等を行い、中長期的な維持管理に係る経費を精査した上で、計画的かつ効果的な投資効果の高い改修計画を策定しているところであります。その中で、ご指摘がありました泗水小学校のトイレ等につきましても、検討をさせていただくならばと考えております。

最後に、教育委員会議での協議、検討はされているのかということにつきましては、主要な施策に関する事項、予算の状況や条例・規則の整備等を含め、協議、報告はいたしております。また、各学校の状況につきましては、教育委員さん方が学校訪問等の機会に、施設管理状況の確認をされておられます。その際、お気づきの点は、学校側や教育委員会へご提言いただいているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 教育と福祉は平等、この言葉はもう皆さん、よくお使いになることかと思いますが、山間部に限った福祉政策というのは、なかなか難しいと思いますけども、こちらのボードをご覧ください。

これは、菊池市の介護施設関係ですね、その一覧表です。一目瞭然ですが、人口減少地域、高齢化率が高い山間部には、一つも福祉関係の施設がありません。この白くなっているところです。弁利麓も含めて、ありません。福村前市長は福祉の福村、きめ細やかな市政と言っておられたのを覚えています。果たしてこれで、公平な福祉施策を行ってきたといえるのでしょうか。そこで提案ですが、学校小学校跡地でも、JA跡地でも構いません。そこに、山間部の福祉の核となるような施設を設けて、そして高齢化率が高いということは救急車の出動等も増えます。今の乾燥した時期であれば、ひとり暮らしの方の火災も心配ですので、消防署の分署を併設し、さらにはグラウンドはドクターヘリのヘリポート、市役所の出張所、税の支払いや住民票の発行など、簡易業務をする出張所、合志市にありますね、それを併せるといったプランは、市長におありでしょうか。

また、教育施設については、改修の基準はない、改修対象の一覧表もないと、教育委員さんにお示しはされていることなんですが、私、お二人の教育委員さんにお聞きしたんですけど、予算化される時のですね、修繕の一覧表なんか見たことがないと言われたので、やっぱりこれからはですね、教育長と職員、財政課か教育委員会かわかりませんが、そのさじ加減で決めるのではなくて、これからは各学校の台帳整備、そして改修や修繕が各学校から上がってきたなら、それを一覧表にして、見積もりとか、写真とかつけて、どこが一番にしなければならないか、それを教育委員さん方に、皆で協議していただくと。そうすると、一目瞭然どこで何をしなくちゃいけないと、どこどこ学校が言ってきたけれども、あと2年待ってくれと、そういうような言い方をすれば、学校も一生懸命辛抱されて使われるんじゃないかと思います。教育長、その点については、いかがでしょうか。二点目のお尋ねといたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。山間部に介護保険施設等がないことにつきましても、過疎化と高齢化が進行した山間部では、道路交通網の不便性や利用者数が少ないことなどにより、介護サービス事業の採算性が低いため、全国的にも介護サービス事業所の参入が少ない状況となっています。本市におきましても、介

介護保険計画に基づき、地域密着型介護保険施設の設置については、必要な介護サービス量を見込み、計画的に募集を行っておりますが、施設のほとんどが市街地に集中している状況となっております。なお、平成26年度に策定する第6期介護保険計画において、介護保険のサービスのニーズや国が示す推計方法に基づき、介護保険施設を含めた介護保険サービスの必要量を推計し、必要であれば各自治体ごとの日常生活圏域の範囲を基に、サービス供給のバランスと利用者の利便性を考慮して、介護保険施設等の基盤整備を進めてまいりたいと思います。

本市といたしましても、山間部における福祉施設等の必要性は認識しておりますが、山間部に介護保険施設を設置した場合の利用可能な対象者の人数や効果、さらには広範囲に点在する住宅地と道路交通網の状況等を考えますと、市街地の介護保険施設の利用に対する便宜を図ることも念頭に置き、社会福祉協議会等と連携しながら、福祉施策を模索してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） こんにちは。それでは、荒木議員のお尋ね、私のほうからは、消防署の出張所とヘリポートについてお答えいたします。

菊池広域連合消防本部の消防施設整備基本計画の将来的な署の配置によりますと、増設を検討する場合、管内北東部が考えられますとありますが、消防署の出張所については、菊池広域連合施設となりますので、設置については広域連合消防本部において今後検討されていくこととなると考えるところでございます。

また、ヘリポートにつきましては、ドクターヘリが広域連合消防本部と県と連携を行い、既に市内の廃校となりました学校のグラウンドを含めまして、市内全校のグラウンド等に指定場所として発着し、救急時の対応が現在もう既に行われているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、荒木議員の学校跡地への市役所の出張所を整備してはとのご質問にお答えいたします。

現在、学校跡地の活用につきましては、地域住民が主体となった学校跡地等、校区の検討会を中心に、活用事例の研修やアンケート、アイデア募集などを行いながら、検討を重ねているところでございます。その中で、現在のところ、出張所の設置の要望は上がっておりません。また、本市では、第二次行政大綱の主要項目と

いたしまして、行財政の効率化を掲げております。その中で、効率的行政運営、組織のスリム化を推進し、行財政の健全化に取り組んでいるところでございます。このようなことで、中山間地への新たな出張所の整備につきましては、現状としては考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長（倉原久義君） 教育委員会に関しまして、答弁させていただきます。

ご存じのように、本市の学校施設というのは、昭和40年代あるいは50年代に建築されました校舎がほとんどで、最近は学校からの改修等の要望もたくさんございます。予算的にも、需用額というのが、本当に増加傾向にあるわけでございます。そこで、小中学校等長寿命化計画策定で、まずどれくらいの財源が必要となるのか、またどういった規模の改修となるのか、まだ現在のところわかりませんが、全ての学校を改修するということは、莫大な経費が必要となるということは想定されますので、財源確保を図りながら、そして整備計画の中で、基準等も含めまして策定していく必要があるのではないかなというふうに考えております。また、そうした整備計画の一覧等ができましたら、また教育委員会議にもお示しをして、本年度こういうふうに計画をやっていくということは、委員会の中でまた報告をしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 教育委員会のほうは、大変前向きなご回答、本当にありがとうございました。

出張所に限って申しますけれども、消防署は広域連合ですので、なかなか菊池市だけで決められないことですので、出張所に限って申し上げますが、私は学校施設に、そこにどうしてもつくらなんということじゃないんです。どこかですね、空いている土地でもいいんです。そこに作っていただけないかなと思うんですね、簡易業務を行うような出張所を。そしてそこからさらにいろんなオプションをつけて広げていくというやり方もありなんじゃないかなと思うんです。出張所を増やすということは、経費が増加するとわかっています。行革に反しているかもしれないんです。しかし、先日11月17日に、総務省が市町村合併に対して、特例措置で支所数に応じて、地方交付税を加算する方針があることが明らかとなりました。実際の支所の設置状況にかかわらず、今は三つですけど、過去旧市町村ごと四つあると見

なして、必要な交付税を算定するものです。菊池市は合併後、最初の1年は菊池総合支所がありました。交付税が加算されれば、この予算で出張所の開設ができるのではないかと思います。答弁は求めません。これは私の考えですが、行政のサービスがよいか悪いかなんていうのは、サービスを受ける側が判断するしかないんです。保護者、利用者、有権者の判断に任せる。サービスを受けていない人間がいくら知恵を出そうとしても、本当のところはわからないし、単なる時間の無駄で、ややもすれば押しつけとなり兼ねないと考えます。一元的にくくるのではなく、地域、地域に合った施策をお願いして、次の質問に移ります。

次の質問ですが、10月ぐらいから話題になって、最近は落ち着きましたが、阪急阪神ホテルズが食材の誤表記を発表したことに端を発し、全国のホテルや百貨店で、偽装表示の発覚が相次いでいます。他にも、雑誌のプレゼントの当選者数を水増ししたとして、消費者庁に景品表示法違反で措置命令を受けた大手出版社、ずさんな整備状況を放置、隠ぺいし続け連続で事故を起こしたJR北海道など、日本人のモラル、企業のコンプライアンス、法令遵守を疑うようなことが次々に発覚しています。私はこの一連の偽装や隠ぺいは、社内調査で発覚とか言われていますが、詳しい人、要は内部の人による内部告発によって明らかにされたと思っております。内部告発とは、組織内で行われていることは、外部からは不透明です。もし、不正や悪事を働いたとしても、それを外部の者が認識するのは困難です。しかし、悪事や不正を認識した者が外部へ通知、つまり告発することを内部告発といいます。内部告発は、組織をより健全な活動へ修正し、国家国民、消費者に不利益を与えないためにも、犯罪組織などの不正行為を摘発するための非常に重要な意味を持った行為であるとあります。

内部告発で明らかになったのは、何も民間に限った話ではありません。国家レベルでも起こっています。そう、2010年に尖閣諸島沖で、中国の漁船が海上保安庁の巡視船に衝突した映像を海上保安庁の職員がインターネットに流出させ、その行為が守秘義務違反に当たるということで処分されました。しかし、流出させた職員に対する批判よりも、尖閣のビデオ流出は一般公開を避けた政府の責任だと、公開しなかった菅政権を世論は批判しました。これが、特定秘密保護法案が議論に上がるようになった原因の一つといわれております。国会において、特定秘密保護法案は採択されましたが、国民の知る権利と安全保障は、いわば綱引きのような関係です。政府は秘密にしたいと言い、国民は情報を公開してほしいと願う、情報の取り扱いをどのように図ったらいいのか、非常に難しいところであります。私は、特定秘密保護法案については、軍事機密に限ってなら必要だと思いますが、懸念されるのは拡大解釈され、国会議員に都合の悪い情報が秘密にされることです。そんな

らないことを願っています。

話を元に戻しますが、国は2006年に内部通告を行った者が解雇や減給、その他不利益な取り扱いを受けないようにするため、公益通報者保護法を施行しました。これを受け、熊本県は職員による公益的な内部通報のために、弁護士を調査員とする外部窓口を設置、法律、労務、会計など、専門知識を有する県職員で構成する公益通報委員会を設置しています。また、熊本市でも、熊本市自治基本条例の第18条において、市長は公益通報、市の職員等から行われ通報を受ける体制を整備します。2、市長は通報者が公益通報により、不利益を受けないよう適切な措置を講じますと条例化しています。そこでお尋ねしますが、公益通報制度の新設を菊池市もすべきと考えますが、いかがでしょうか。なお、熊本県の県下の状況は、私お調べしておりますので、答弁は要りません。するかしないか、お答えをいただければと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 公益通報制度、この菊池市に導入する考えはないかというご質問かというふうに理解します。今おっしゃったとおり、平成18年に公益通報者保護法というのが施行されておりますが、ご指摘のとおり、現段階では本市において、こういった内部通報窓口等ですね、体制整備が図られておりません。

この際ですので、私の所見をちょっと申し述べておきますが、そもそも法令違反と、あるいはそういった行為というものには許されるものではありませんで、内部通報が起きるような事態がないことが基本であることは言うまでもないわけですが、やはり仮に何らかの問題があったとすればですね、それはもうなるべく早い段階でいち早く発見されて、それが表に出てこないと困るわけですね。ですから、そういう問題提起をして是正していくということが組織の健全性という意味でも非常に大事になると思います。こういう問題点をですね、公益通報者保護法に基づいて、内部から通報があれば、その通報行為というのは、ある意味では、この組織の、この市役所の健全性を維持するという上で、大変貢献しているということになるんだと言えらると思います。それは翻って市民の利益にもつながっていくわけですね。

ただ、そのことで、通報者が不利益をこうむるようなことがあってはならないと思います。そのためのいろいろな仕組みが、もう既に熊本市のみならず、一般の企業ではですね、もう当たり前のように普及しているわけでございます。ですから、庁内においてもですね、行政運営上の違法であるとか、あるいは不当行為があったというふうなことに係る内部通報に対しては、安全にですね、かつ確実にこういっ

た通報がなされるような、そういう仕組みを考えていきたいと。今後必要な体制等整備していく所存であります。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） それでは、市長に再質問いたします。今、ありがたいご答弁いただきました。企業では当たり前のように、そういった内部通報者保護法が定められていると、合志市、熊本市、熊本県、定められております。私、性格的にせっかちなB型ですので、いつに新設を予定されるのか、そのいつ頃っていう、大体いつ頃っていうのを時期だけでもお教えいただければと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 公益通報制度の時期についてのお問い合わせでございますが、その前に、ちなみに私もB型でございますので、非常にスピーディに物事を進めるのが好きな反面、慎重を期してじっくりやるという両面もございます。

さて、ご質問の件でございますが、この制度の重要性というのは、もう今申し上げたとおり、私なりに非常に理解しておりますので、早急に着手していきたいと考えております。ただし、公益通報制度というのは、職務を執行するに当たりましてですね、違反または不適正なものに気付いた職員が公益通報委員会事務局、これは仮にそういう名前で言うておきましょうか。この事務局に通報することになるわけですが、これは企業でもよくある例なんです、実は通報された側に対する例えば嫌がらせであるとかですね、誹謗中傷を目的としたものが実は混在する場合があります。そういうものは、当然、対象から除かれる仕組みにもありますし、またそもそもそういうことは、あってはならぬことですね。

従いまして、職員はですね、この制度の趣旨を十分に理解しておきませんと、作った後も円滑な制度の運用ができないということになりますので、この整備するに当たってはですね、全職員に向けた、この様々な制度運用に向けた研修、教育といったものが大変必要になってまいります。また、委員会の設置におきましても、外部委員の必要性といったですね、様々な課題があると思いますので、十分な準備を行った後に、公益通報者保護要綱というものを制定していきたいと思っております。

ですから、時期としてはですね、気持ちの上ではなるべく早く、できれば今期中に整備したいと思うところではありますが、今言った段取りがちょっとあるものですから、今クリアにですね、いつというふうには、ちょっと申し上げ兼ねるんですが、今期から遅くとも来期のなるべく早い時期に、整備を進めていきたいとい

うふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 「迷ったら、公務員は情報を開示することが原則だ」、この言葉はアメリカのオバマ大統領が一期目の就任初日にメモに記した言葉です。また、大阪市の橋下市長は「まずいと思ったことほど、オープンにしないと駄目、隠し通せることは絶対にない」と言っています。やはり、リーダーは情報を公開し、共有することで、国民や市民の信頼を得ていくものだと、二人の言葉を聞いて納得しました。

菊池市に1日でも早い公益通報制度及び公益通報委員会の設置を望みます。私は、職員からの内部告発を活発にしてくださいと言っているのではなく、日頃から法に沿った業務をしていれば、告発されることはありませんし、この制度が法を勝手に解釈することの抑止力になればと思います。それを願ひまして、次の質問に移ります。

それでは、次の質問は、市議会議員の税情報の公開についてです。私は6月、そして9月の議会の一般質問において、市民の税金から、さらには血税から報酬を得ている市議会議員が仮に市税を滞納している、もしくは滞納していたということであれば、憲法第30条で定められている国民の重要な義務を果たしていないことになるため、真面目に納税している市民を愚弄している行為であり、納税に対する市民の信頼を裏切る大きな問題であるので、市議会議員の税情報を公開してくださいと質問をしました。しかし、江頭市長からの答えは、残念ながらノー。公開しないという答えでした。そして、現在菊池市は公開しないとされたことを不服とされた市民の方から、不開示決定の取り消しを求めて提訴されています。私が裁判記録を閲覧した中で、矛盾点があります。市の公開できない理由の一つに、市議会議員も一市民であることは疑いようもなく、一市民たる市議会議員の納税状況は、個人の重要なプライバシーに属する情報であるため、我が国の税申告制度の維持から、一市民である市議会議員の税情報を開示することは公益上の必要があるとは到底考えられないとする、菊池市の主張です。議員であっても市民なので、市民の滞納状況は公開できないということです。しかし、本当に市はその主張に則って業務を行っているでしょうか。

今回の12月議会の開会日に、決算特別委員会の委員長報告がありました。その中で、同和対策事業費、住宅新築貸付金が平成24年度は14名が滞納し、滞納額は19件で4,611万円と報告されました。この数字は、執行部から決算委員会

に報告され、それを委員長が報告しています。一市民の滞納状況は到底開示できないと市は主張されておきながら、住宅新築貸付金を借りた14名が滞納していると報告されています。何か食い違っていませんか。この理屈からいえば、市議会議員の中に何人が滞納している、もしくは滞納していたのか、その滞納額まで報告できるのではないのでしょうか。それとも市長は、市民の滞納状況は公開しても、議員の滞納状況は公開しないということでしょうか。

9月議会においての私の一般質問に対して、係争中だから答えられない、弁護士に任せているからと、市として非常に主体性のない答弁、そして誠意を感じられないお答えを聞いて、落胆したところであります。いよいよ、この裁判も提訴から約1年が過ぎようとしています。この間、提訴された方のお気持ちはいかばかりかとお察しいたします。私も正しいことを正しいと言える市政にしたいと思い、市役所を辞め市議会議員に立候補しようと決断したのが、ちょうど1年前のこの時期です。市議会議員の税情報の公開を公約に掲げ、何かやるをスローガンに当選させていただきましたが、果たしてどれだけ支持していただいた方のご期待に応えているのか、公約を果たしているか、この議場に立つとまだまだ結果を出せていないことを痛感し、身が引き締まる思いであります。

さて、私は9月議会において、守るべきは5万の市民か、それとも法の解釈をねじ曲げてでも公開しない情報か、江頭市長、一度お一人になられたときに、考えられてくださいと、考えてみてくださいと、質問をしました。あれから3カ月、市長として守るべきは何なのか、考えていただけましたでしょうか。今でも見解は変わっていらっしやらないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 税情報の開示に係る私の見解をということでございました。まず、最初に申し上げておきますと、私の責務ということで、AかBかというふうなご質問ございましたが、当然ながら私の責務というのは、本件に限りませんけれども、市と市民の利益を守るということに尽きるわけでございます。ご質問のありました市議会議員の税情報に関する点でございますけれども、これは今、解釈をねじ曲げているとかいうお話もございましたが、そうではございませんで、経緯としましては昨年度、この税情報に関する外部学識経験者も入れました情報公開審査会ということで、審査をしていただきまして、その答申のプロセスを経て、不開示決定ということが行われております。その不開示決定の妥当性ということを巡って、目下係争中であるわけであります。

先ほど貸付金の話がございましたが、税情報というのは、これは全員が納税義務

がある中で、また各市民の収入、資産に直結する話でございます。一方で市の貸し付けの回収状況というのは、これは市の貸付資産の回収に係る状況でございますので、数字として把握すること、これは当然のことであるかなというふうに思います。

その不開示決定の妥当性を巡って、係争中であるわけでございますけれども、この裁判というのは私の就任前にもう既に始まっておりました。これは、まさしく不開示を巡って、意見の違い、見解の相違があるためでございますから、これをもう司直の目で客観的に判断してもらおうということで裁判が始まっているわけでございます。簡単に言えば、もめていたから裁判しているわけでございますから、その裁判がまだ続いている途中でですね、私が私の個人的な心情等で、これを変える、あるいは所見を述べるということは、またある意味では、もめていた状態にわざわざ戻すようなことになりかねないということですので、裁判となった経緯、趣旨を十分に踏まえまして、そのことは私は適切ではないと判断している次第でございます。

私としては、その結果を待っている状態でございますから、むしろ市長としての公平を期する立場からですね、裁判結果を待って、それに従うということで市長としての責務を忠実に果たしていきたいというふうに考えている次第でございます。万一、開示という判決が出れば、その結果に正々と従うところであるのは、いうまでもありません。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 市長が言われましたように、今、係争中であります。法の解釈をねじ曲げているかいないかは、裁判所が判断すると思います。先ほども申しましたように、市議会議員の税情報公開の不開示決定取り消し裁判は、来年1月15日に結審し、来年の2月には判決が出る予定です。

しかし、当初この裁判は11月11日に結審の予定でした。菊池市は裁判所からの提出を求められたにもかかわらず、必要ないとの答弁書を提出、訴え側の再提出の要望でようやく提出したりと、不誠実な対応をされております。それで1カ月延長され、12月4日になりました。しかし、またまた菊池市は、12月4日が結審とわかっているのに、12月2日、3日付けで、上申書なるものを提出。訴え側の弁護士にも郵送が間に合わず、1月15日に結審がずれ込みました。民法第1条第2項に「権利の行使及び義務の履行は信義に従い誠実に行わなければならない」、また民事訴訟法においても「当事者は信義に従い誠実に民事訴訟を遂行しなければ

ならない」と明記されております。しかし、菊池市は法に定められた信義・誠実の原則に反するとも取れるような行為を裁判所において、繰り返しておられます。さらに、菊池市は裁判所に市議会議員23人の税情報を提出するのに、1カ月間の猶予をほしいとの主張であります。元職員の私が言うのもなんですが、1日あれば十分です。非常に腹立たしいやり方で、菊池市の不誠実とも思われる姿勢が裁判の傍聴を通して見られました。

そこで、お尋ねしますが、裁判の内容を江頭市長には、担当課からどのように報告がっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 担当部署の方からはですね、裁判所に書類を提出する、あるいはそこでの聞き取りがある、そういった節目節目で書面をもって報告を受けているところがございますし、必要があれば口頭で補足することも行っております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 私も裁判記録は、525円払って全部閲覧しました。裁判の傍聴も最初のほうは行けませんでした。他は全部見に行っています。

江頭市長は、先ほども言われたように「市長と語る会」の中で、市民の方から税情報の公開について質問をされたときに、法的判決が出ればそれに従うと明言されております。その議事録は菊池のホームページにも掲載してあります。私は2月に、熊本地方裁判所が「公開」という良識的な判断を下すものと信じております。同僚議員の方の中には、私の質問を不愉快だ、同じ議員なのにとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、私は市議会議員の税情報公開を市民の皆さんにお約束して、議席をいただきました。この問題を追及しないということは、市民への裏切りになります。何度も言いますが、私は誰に何を言われても、どんな圧力をかけられても、たとえ議会で一人になっても、この市議会議員の税金滞納疑惑は必ず追及していきます。3月の議会ときには判決も出ています。3月議会ではさらにギヤを上げ質問いたします。いつも私の背中を押してくれる市民の皆さんにお約束して、一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午後2時15分



○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） こんにちは。元気な荒木議員の後でございますけれども、ご清聴よろしくお願ひしたいと思います。

まず、パソコンのセキュリティについて、お伺ひしたいと思います。XPのサポート終了期間で、市の情報管理は大丈夫かということでお聞きしたいと思います。

ウィンドウズXPは2001年に発売され、基本機能が備わっており、国内のパソコンの約3分の1に搭載されるなど、広く普及しております。しかし、XPは安全性に弱点が多く、機能・ソフトの最新版であるウィンドウズ8に比べ、11倍のウイルス感染率といわれております。ウイルス感染を防ぐため、弱点を修復するプログラムを一定期間無料配布して、開発会社がサポートしてきましたが、そのサポートも来年4月をもって終了するという事です。全国の多くの自治体が新しいソフトへ変更がなされていないといわれております。11月29日、熊日紙上に県内29自治体が更新が間に合わないと書いてありました。

そこで、お聞きしたいと思います。本市の情報管理は大丈夫でしょうか。本市のソフトはどうなっていますか。来年4月サポート終了に間に合うか。対策はどのように考えているのか、まず本市の状況をお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 城議員のパソコンのセキュリティについてのご質問に、お答えいたします。

ウィンドウズXPサポート終了問題でございますが、マイクロソフトのウィンドウズXPは、安定したオペレーティングシステムとして、市でも長期にわたって利用してまいりました。しかし、マイクロソフト社により平成26年4月9日でサポート期間を終了し、セキュリティ更新プログラム等の提供が行われなくなるため、不正プログラム感染や不正アクセスによる情報漏えい等のリスクが高くなるものでございます。

菊池市の現状といたしましては、外部と接続するネットワークにファイヤーウォールと呼ばれるような機器やソフトウェアを何重にも配置し、万全の体制をとっているところでございます。職員が使用するパソコンについても、ウイルス対策ソフトとオペレーティングシステムの機能を使用しながら、外部攻撃のリスクに対応し

てまいりました。本年12月現在、ネットワークに接続し業務使用しているパソコンが539台ございますが、経年劣化によるパソコン更新を毎年100台ほど行っており、現状180台がXPの端末となっております。その180台につきましても平成26年度に更新する計画としており、平成26年度の早い時期に更新を予定しております。ただし、一部の場所を利用しておりますソフトウェアについて、ウインドウズVista及び7での動作保障がされていないものがございますので、業務に支障が出ないように、関係課と対応を協議してまいります。

サポート終了日にXP端末として残る、平成26年度更新予定及び一部の部署での継続使用のパソコンについての対策は、平成25年11月22日付けの総務省通知「ウインドウズXP等のサポート期間の終了に伴う対応について」において、サポート終了後に該当パソコンを使用する場合は、インターネットに接続しない、USBメモリー等の外部媒体使用についてルールを明確化を行い、周知・徹底を図る方針とされています。この方針に従いまして、XP端末につきましても、インターネットを使用しない窓口使用に回す等の対応を執りながら、事務に支障を来さないように対応してまいります。市の情報管理についても、XP対応を含めてこの機会にルールを明確化を行い、周知・徹底を図り、情報管理の安全性向上に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） 180台ほど、まだあるということでもありますけれども、他の自治体でも更新完了しない理由として、最も多いのが予算不足、財政的に厳しい自治体が多く、OS変更が後回しになっているようです。また、リースの契約期間や技術的な問題なども理由が多いようです。後継のOSに更新すると、また使い勝手が変わり、パソコンをうまく使えないのではないかなど心配する職員の声もあるということでもあります。外からの攻撃者は、集中的にXPを狙ってくるだろうともいわれております。自治体は変更を急ぐべきとの指摘がございます。今、部長言われましたように、対策は考えておられるようでございますけれども、平成26年度でということをおっしゃったけれども、これは3月の議会で予算を要求されるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 先ほどの答弁でお答えいたしましたので、180台につきまして、平成26年度に更新する計画としておりますので、新年度予算として対

応してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） その際にですよ、間を置かずに、古いやつから新しいやつに変更ができるんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） こちらの、先ほど答弁したお答えとかぶってきますけれども、多少遅れる分に関しましては、外部媒体使用についてルールの特明確化を行い、周知・徹底を図るという方針、国の方針的なものがございますけれども、総務省の部分です。だから、それが支障がない場所に回しまして、その分も行っていくような形になりますので、切り替えの時期は、その日にちに合わせて、数日で切り替えていくものと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） 重要な部署は大丈夫ということで、理解してよろしいかと思えます。それでは、情報が洩れないようにですね、しっかりやっていただきたいと思えます。

次にいきたいと思えます。病気の予防についてということで、出しております。早期発見で、胃がんを引き起こすピロリ菌除去の取り組みについて、お伺いしたいと思います。また、もう一つ、高齢者の肺炎球菌予防接種について、この二点についてお伺いしたいと思います。

まず、ピロリ菌除去についてご質問いたします。今回の質問は、胃がんを引き起こす原因であるピロリ菌検査を中学生からしませんかということでもあります。しかも、無料で検査をしませんかという質問であります。

日本で唯一実施されております岡山県真庭市の取り組みをご紹介したいと思います。目的としまして、ヘリコバクターピロリについて、胃がん、胃炎、胃かいようの原因としてWHOの認めるところであります。胃がんを早期に発見し、治療に結びつけることはがん予防対策上重要な課題であると。若年層である真庭市内の中学生に尿中ピロリ抗体測定並びに除菌を行うことで、さらに将来的に真庭市の胃がん、胃炎、胃かいよう等の発生を少なくすることを目指す。以上の目的で、今年の8月から無料感染検査を実施されております。昨年6月、真庭市が40歳以上を対

象とした胃がんリスク検診を推奨する市民公開講座を開催した際、参加者から若年層のピロリ菌検査について提案があった。医師会からも同様の要望があったことなどから、市は医師会と連携し、中学生の無料検診を開始したそうです。学校などで一斉ではなく、希望者が市内の特定医療機関に申し込んで、検査を受ける体制になっているようであります。費用としまして、市内医療機関で従来800円かかる少量の尿を採取し試験紙で判定する尿中抗体検査が市の助成により無料。陽性の場合、さらに精度が高い2次検査、尿素呼気試験を従来2,700円のところ500円で受けられる。また、2次検査も陽性で除菌治療を希望する人は、5,000円かかるところを1,000円の自己負担で治療ができるようです。そして、1、2カ月後に再度500円で、尿素呼気試験で除菌ができているかを調べられるということであります。そして、その中で若年層の感染率は約5%と推測されておるようであります。ピロリ菌は胃の粘膜に生息する菌で、幼少期に衛生状態がよくない水を飲むことで感染すると考えられております。若年層で感染する人は5%と推測され、若いうちに除菌することで、将来胃がんを発生するリスクは、ほぼゼロになると期待されております。

それでは、まず本市の胃がん検診の取り組み状況はどうなっておりますか。また、対象となる中学生は何人くらいおられますか。お聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。本年4月現在の本市の生徒数は、中学2年生が456人、中学3年生が444人、合わせて900人でございます。

ピロリ菌は、胃がん発生の大きなリスク要因であるといわれておりますが、本市におきましては、健康増進法に基づく事業として、胃がん検診を実施しております。この胃がん検診について、厚生労働省においては「がん検診実施のための指針」の中で、問診、バリウムによる胃のエックス線検査を40歳以上の方に対して年1回行うことが推奨されておりますが、本市では若いうちから、受診の機会を増やすために、30歳以上の方を対象に胃がん検診を行っております。ピロリ菌検査を希望する方は、養生園での複合検診の際に、血液による抗体検査をオプションで受けていただくことも可能で、今年の検診の際には17の方が受けられました。本市での40歳以上の方の胃がん検診の受診率は、平成24年度は8.6%で、この他に個人的に医療機関等で胃カメラ検査などを受ける方もいらっしゃいますが、その数の把握まではできておりません。

以上、答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番(城 典臣君) 8.6%という低い数字であるなど、今思いました。私も4年近く前にピロリ菌検査をしたら、おりましたので、除去した覚えがございます。また、泉田議員も、つい最近除菌をされたということでありまして、日本人の半分は保菌者だろうということではいわれておりますので、この中の半分は、保菌者じゃないかなという割合でありますので。

医師会に行ってもですね、お話を聞きに行ってもいいです。今、医師会は二市二町、小中学校で年1回、腎臓、心臓、生活習慣病、メタボの検査を各市に委託されて実施されているそうです。もしも、この事業が実施されたとして、医師会として受けられるかどうかお聞きしました。すると、現場の人に尋ねられましてですね、腎臓の検査は尿を採取して検査しているから、量の問題はあるが、一緒に検査できるとのお答えでした。それは事務の方とお話したことでありましてですね、まだ理事会等開かれて聞いたことではありませんので、まだ事務段階の話であります。

これだけ、胃がんを発症するリスクがあるピロリ菌ですので、子育て支援、将来の医療費抑制につながると考えます。そこで、菊池市発で取り組み、将来を担う若い世代からピロリ菌除去をしませんかということでお聞きしたいと思います。

○議長(山瀬義也君) 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長(宮本誠一君) お答えします。先ほどの城議員の質問にもありましたが、真庭市では本年8月から全国で初めて、中学2年生、3年生を対象に、尿中のピロリ菌検査と除菌療法費用の一部助成を開始されています。個別通知を行い、検査を申し込んだ人は、全体の3割程度であったとのこと。8月から9月までの2カ月間に各医療機関で検査を受けられ、その後の詳細な検査や除菌療法を受けた生徒の割合や結果は、現在まだわかっていないということです。日本人のピロリ菌の感染割合は、30歳未満の方は10%程度で、ピロリ菌に感染しても一部の人しか、腫瘍やがんにはならないということです。国におきましては、ピロリ菌検査や除菌によるがんの罹患率や死亡率の減少などの効果等についての評価や検討が必要であるとの見解を示しております。

このようなことから、中学生に対するピロリ菌検査と除菌の取り組みにつきましては、真庭市での取り組み状況や検証結果、国の動向、県下の実施状況などを見極めていきたいと考えます。今後も引き続き、胃がん予防のための啓発及び検診の受診率向上に向けた取り組みを重ねて行ってまいりたいと考えております。

以上、答えいたします。

○議長(山瀬義也君) 城典臣君。

[登壇]

○4番(城 典臣君) そうですね、そういう答弁になるかと思えますけれども、今後
もですね、事あるごとに質問していきたいと思えますけれども、最後に市長にです
ね、もしもこの取り組みに対しまして、諸般の今言われました部長の諸般の問題が
解決し、また医師会や市民の皆さんから実施の声の機運が高まったとしましたら、
いつでもできる体制を整えておいていただき、速やかに実施していただきたいと思
いますが、いかがでしょうか。また、その時の予算としましては、次の市会議員か
ら定数が3名削減されます。3名分、浮いた予算を回していただければ、確保でき
ると思えます。この二点をお伺いしたいと思えます。

○議長(山瀬義也君) 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長(江頭 実君) ピロリ菌防止に係る今後の実施に向けての考え、それから、予
算の考えということでございますが、内容については、先ほど健康福祉部長がお答
えしましたとおりでございますけれども、今回城議員さんの方から、真庭市での、
ある意味画期的な取り組みについてですね、ご紹介いただきましたので、大変参考
になったところでございます。今後もですね、しっかりと今度は我々自身も情報収
集をしながら、国の動向、県下の実施状況などを見極めて、準備を進めてまいりた
いというふうに思います。また、その時点になりましてですね、協議をしながら、
必要性を判断していきたいというふうには思います。予算に関しましては、これは
何らかのひも付きということではなくて、全般の予算の中で、前向きに検討してい
きたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(山瀬義也君) 城典臣君。

[登壇]

○4番(城 典臣君) 一つ付け加えますと、ピロリ菌は一度除去しても、また再発す
るとよくいわれておりますけれども、これはちょっと病院に行って聞いてみまし
た。再発というのは、除菌がうまくいっていないから出るということでありまし
て、除菌さえうまくできれば、後は再発はしないということでもございました。

それで、次にいきたいと思えます。高齢者の肺炎球菌予防接種について、お伺い
します。これ、市民の皆さんから相談を受けましたので、質問したいと思えます。
日本人の死亡原因3位になっております肺炎のことで、お聞きしたいと思えます。
成人の肺炎の原因のうち、25%から40%が肺炎球菌という細菌によるといわれ
ております。しかも、肺炎で亡くなる方の95%以上は65歳以上の方だそうで
す。特に、次のように基礎疾患がある場合には、ぜひ肺炎球菌ワクチンの接種を検

討してくださいとあります。ご高齢の方、特に65歳以上と。心臓や呼吸器、肺、気管支炎に慢性的な持病がある方、腎臓や肝臓の病気のある方、糖尿病の方、病気やけが、交通事故を含む中で、脾臓を摘出された方、それぞれ免疫力が低下することで、肺炎のリスクが高い状態であるということでもあります。以上のことで、予防接種の必要性がいわれております。

接種費用が各機関で違いますが、約8,000円から1万円かかるそうです。大分高額ですから、したくでもできない方は多いと思います。そこで、接種費用に助成をしている自治体がないか調べました。すると、東京都世田谷区が70歳以上の方の肺炎球菌予防接種費用の一部を助成しておりました。費用の一部、一人1回のみ3,000円を助成されておりました。これ1回予防すれば5年間持続するそうです。以上のことから、効果があり、このことも医療費抑制に将来つながると考えます。市もやりませんか、お伺いします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。高齢者の肺炎球菌予防接種についてですが、現時点では予防接種法に基づく定期接種に位置づけられておりません。現在、厚生労働省において、現在の任意接種から定期接種へ移行することや、対象年齢や接種回数、方法等について、具体的な検討がされております。接種機会を提供する仕組みや、安全かつ効果的に接種を進めるための方策などが慎重に審議されている状況です。

このようなことから、高齢者の肺炎球菌予防接種の取り組みにつきましては、国の動向に合わせまして、取り組んでまいりたいと考えます。また、高齢者に対しまして、肺炎予防のための日常生活の注意などの啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） 部長、今言われましたけれども、近いうちに国の何らかの方針が決まるんでしょうか。それ、長くしないうちに決まるんでしょうか。どんなふうでしようかね。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。国のほうで調査・研究なされておりますので、そういった情報が入っておりますので、近いといいましても、今年、来年

という形ではないかもしれませんが、その情報をつかみながら、把握していきたいと思っております。けれども5年とか、10年とか、そんなに長い時間には、協議にはかからないと、私どもとしては考えているところです。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、地場産業育成についてお伺ひしたいと思います。特に介護保険事業の市民の利用状況はということで、介護福祉用具の購入と貸与、また住宅改修について、市内業者の利用状況はどうなっておりますでしょうか。市内の業者の利用が少ないようであれば、市内の業者を使ってもらえるようにしたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、市内に業者はいくつありますか。また、市内の業者の利用状況、市内の業者と市外の業者の利用状況を教えていただきたいと思ひます。周辺自治体、山鹿、合志、大津、菊陽は市内業者の利用状況もどうなっているか、わかればお聞きしたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。介護サービスの中で、福祉用具購入・貸与及び住宅改修における市内事業所の件数及び利用状況について、お答えします。福祉用具を取り扱う事業所につきましては、県などの指定が必要であり、現在指定を受けているのは、県下で131事業所となっており、そのうち本市で指定を受けている事業所は4事業所です。また、住宅改修につきましては、県などの指定の要件はございません。

次に、利用状況についてお答えします。まず、福祉用具購入につきましては、平成23年度中の利用総数246件、そのうち市内事業所の利用は52件で、利用率は21.1%となっており、平成24年度につきましては、利用総数256件、そのうち市内事業所の利用は81件で、利用率は31.6%となり、前年度より10.5%上昇しております。

次に、福祉用具貸与につきましては、平成23年度中の利用総数1,107件、そのうち市内事業所の利用は200件で、利用率は18.1%となっており、平成24年度につきましては、利用総数1,184件、そのうち市内事業所の利用は243件で、利用率は20.5%となり、前年度より2.4%上昇しております。

また、住宅改修につきましては、平成23年度中の利用総数219件、そのうち

市内事業所の利用は46件で、利用率は21%となっており、平成24年度につきましては、利用総数197件、そのうち市内事業所の利用は41件で、利用率は20.8%となり、前年度と比較すると0.2%下がっております。

近隣市町村の状況はどうかというご質問ですが、近隣の山鹿市、合志市、大津町、菊陽町に問い合わせましたところ、お尋ねのような市内事業所のみ指定するといった対応はできませんが、できるだけ市内事業所の利用を促しているというお答えでした。また、利用割合につきましても、具体的な数字は把握されていないものの、市内事業所の数が多い山鹿市における利用割合は、半数以上との回答でしたが、市内事業が少ない合志市や大津町では、3割未満という結果でした。

なお、市内事業所の利用を促進するための対応について問い合わせたところ、合志市では商工会と連携し、利用促進を行っているとのことでした。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城議員に申し上げます。質問は一問一答でお願いいたします。
城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） それでは、近隣の自治体の利用、何かこう、多いというのは何かかなと思って、保護されているのかなと思ったり、そうではないということで、わかりました。ただ、どの利用を決めるかは、ケアマネジャーさんがされているんでしょうからですね、市の活性化にもつながると思いますし、地場産業育成のためにもですね、市内業者の仕事が回るようにしたほうがいいと思いますが、市長、どう思いますか。お伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 介護サービスに係る地場産業の育成についてというご質問だと思います。先ほど、部長のほうからも申し上げましたが、介護サービスの利用につきましては、原則は利用者が希望するサービス提供事業者との契約になるということは、基本となるわけでございます。議員のおっしゃるようになりますね。市内の事業所を利用していただいたほうが、地場産業の育成にもつながりますし、市の活性化にもつながるということで、今後とも引き続き、市内事業所の紹介、それからケアマネジャーへの周知、また関係機関との連携などあらゆる機会を捉えて、利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にいひます。焼却施設キルンの期限延長に対する業者と行政の協議について、お伺ひしたいと思ひます。本年11月17日終了するはずであった溶融キルンが期限がきても終了せず、水迫地区に住む者として、ゴールは決まっていたのだから、今まで何をしていたのという思ひがあります。市は会社側と協議する中で、会社側の言い分が強行で、なかなか前へ進まなかつたのではと思ひてしまひます。

また、地元に住む皆さんが心配なく、早急に解決してもらふことが大前提だと思ひうし、最終的には菊池市内、地元、水迫地区から焼却施設がなくなることが一番望ましいと思ひます。地元、水迫地区の思ひを胸のど真ん中において、協議していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 城議員のご質問にお答えいたします。溶融キルン式焼却施設の閉鎖に伴う協議につきましては、平成21年1月の会社からの一方的な「一部変更協定の白紙撤回の通知」から、昨年10月の基本合意書の締結まで、白紙撤回の取り下げを最優先として協議してまいりました。また同時に、菊池環境保全組合への全域加入という大きな問題がございました。こういう問題がございましたので、溶融キルンの閉鎖に向けた協議が遅れ、環境保全協定書の期間、これは11月17日でございますけれども、までに協議がまとまりませんでしたので、このことにつきましては、本当に深くお詫び申し上げますところでございます。市民の皆さまにとりましても、協定書の期間を守ることは当然のことであると、市としても十分に認識しているところでございます。

基本合意書締結後、市としましては協定どおり、期間内に溶融キルンを閉鎖してもらうことを基本に、会社と協議を進めてまいりました。しかしながら、環境保全協議会設置要領で、施設の移転もしくは移転費用及び補償について、別途協議することになっております。会社としては、「営業の柱である焼却事業については、溶融キルン以外の焼却施設の新設については、何ら制限もなく、今後も継続させていただきたい考えである。そうした中、市が一方的に停止を求めるのであれば、補償が必要である」と主張し、協議が難航しておりました。この協議を続ける中、会社から「菊池市外に新たな焼却施設をつくってもいいが、そのための期間として、（これ最長5年間と言っておりますけれども）、溶融キルンの延長を認めてほしい」と主張してまいりました。市は、市民の皆さまの願ひは、菊池市内に溶融キルンを含め焼却施設がないことであると考えております。今ある溶融キルンがなくなっても、会社が同じ場所にまた新たな焼却施設をつくるのであれば、何も意味があ

りません。そのためには、焼却事業の市外移転が確認されるのであれば、ある程度の延長はやむを得ないと考えているところでございます。

また、この他に水処理問題もございます。現在、最終処分場からの浸出水は、浄化した後、溶融キルンで蒸発しているところでございます。溶融キルンがなくなれば、溶融キルンに頼らずに適正に水処理する、新たな水処理体制を構築しなければなりません。会社は今までの三者による水処理問題の協議の中で、本年処分場から出る浸出水を減らす方策として、処分場の一部にシートを張り、水が入らないようにするキャッピング方式を実施しております。この方法だと、キャッピングで水が入りませんので、減らした水の水処理問題がまだ残っております。引き続き、三者で水の終末処理の方法について、現在協議をしている状況でございます。

協定書で定められた溶融キルンの使用期間までに、このような水処理問題等の詳細な点までまとまりませんでしたので、苦渋の判断でございますが、11月14日の環境保全協議会で、今後合意すべき事項について確認し、この間は水処理問題に影響を与えないよう、やむを得ず溶融キルンの稼働停止を求めないとしたところでございます。今後の市民の皆さまの思いを重視し、一日も早く菊池市内の焼却場が終了することを目指し、引き続き協議は行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） 部長が答弁されましたけれども、市のこと、地元のことを考えて、真剣に協議してきたからこそ、本年度内合意に向けて、確認事項の取り決めまでできたという、協議するところまでできたという思いも、頑張ったからきたという思いも、確かに私もあります。しかし、推移をしっかりと監視していきたいと思えます。

そこで、今後の協議の流れはどのようになりますか。また、最後に12月地元説明会が開かれると聞いております。市長も出席されると聞いております。最後は、説明に出席される市長の思いをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 私のほうからは、今後の協議予定について答弁させていただきます。今後の協議につきましては、11月14日に環境保全協議会で確認しました今後の合意すべき事項でございますけれども。

一点目、溶融キルンの焼却期間については、水処理方法等の確立及び新たな焼却

施設の稼働までの必要な期間、延長することとし、今後、会社は菊池市内に新たな焼却施設を建設しないこと。

二点目、会社は溶融キルンの閉鎖に伴い、新たに必要となる処分場の浸出水処理の方法について、延長が認められた使用期間までに、三者で協議の上、これを確立することとし、生活環境保全上の支障が生じないように、維持管理していくことについて、地域住民の皆さまにご説明申し上げ、本年度内に合意できるよう進めてまいりたいと考えているところでございます。また同時に、溶融キルンの閉鎖に係る諸事項についても、環境保全協議会設置要領に基づき、協議を行い解決するよう努めてまいります。

今後も、地域の環境保全を第一に考え、菊池市内の焼却事業の終了と、産廃問題の解決に向けて、粘り強く協議を行ってまいりますので、どうかご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 本件に係る説明会に向けての私の心構えという、ご質問だったかと思えます。

まず、何よりも最初にですね、私の本件に対する基本的な考え方、立ち位置というのをはっきり申し上げておきたいと思うんですが、いろんな場所で私、申し上げていきますとおり、私の政策の基本、これは菊池市を今後どうやって発展させていくか、この基礎になるのは自然であると、自然力であると、こういうことを私はもう、一貫して申し上げております。この自然力あってこそ、これから強くしていこうという観光、それから農業も成り立つわけでございます。この観光にしろ農業にしろですね、これを支えていくものは、やはり菊池のこの水、そして森であります。だからこそ、この私の政策の大本はですね、「自然の恵みを守り、かつそれを活用して、安心・安全の癒しの里を作っていこう」というふうな、いわば一つの標語にしているわけでございます。逆に言いますと、この水がけがれた場合、水が駄目になった場合は、ある意味菊池は非常に深刻な状態になると思えます。もう菊池の発展というものは、非常に危うくなると。大変、私はそういう危機感を持っております。

ですから、今この産廃問題についてはですね、絶対に禍根を残さない。本当の根本的な解決を図りたいというふうに思っているわけです。それは、今、述べられました、焼却施設がともすればまだここに留まることができるような条項になっていますから、これはもう確実に、必ず外に出すということ。それを確立するというこ

と。

それから、水処理の後々永続的にですね、支障のない管理体制を確立するということが極めて大事でございますから、そのことをきちっとこの機会にですね、確約せしめて、確立させたいというふうに考えているのが、私の一番の大本でございます。

住民説明会ということでは、大変遅くなりましたが、来る12月14日にですね、地元、水迫地区の皆さまへの説明を計画しているわけでございますけれども、説明会では何よりもまず、環境保全協定書の期限、これ11月17日でございますけれども、ここまで協議がまとまらなかったということについては、まずお詫び申し上げたいと思いますし、それまでに十分な説明ができなかったということを率直にまず認めて、お詫びを申し上げたいというふうに思っております。

もちろん、そのことに関しましては、いくつかの要因がございまして、私が就任しまして、この事案を引き継いだ時点で、実は残念ながら、ほとんど具体的な交渉はなされていない状況でございました。そこからのスタートだったということをご認識いただければというふうに思いますし、また今、部長が言いましたように、菊池環境保全組合の全域加入の問題がちょうど時を同じくして進んでおりまして、その解決のためには、どうしてもこの産廃問題がですね、関連するところがありまして、この菊池環境保全問題を解決していくそのタイミングとの兼ね合いがございまして、残念ながら、この協定書の期限に間に合わせるができなかったということでございますが、いずれにしましても、この説明会では、まずこうしたところからですね、十分にご説明を申し上げたいと思いますし、それから、城議員が述べられました、様々なご意見に対してですね、水迫地区住民の皆さまの、その思いを大変重く受け止めて、誠心誠意を持ってですね、説明責任を果たしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 城典臣君。

[登壇]

○4番（城 典臣君） ありがとうございます。じゃあ最後に、地元に住む者としての思いを述べさせていただきます。

現在の執行部の状況を考えて、月例会での報告、今の答弁がいわゆるぎりぎりのところではないかと思うけれども、やはり地元の思いは、協定期限内でのキルンの操業停止である。昭和56年菊池市において九州産廃が処分業を開始して30数年、平成9年許可取り消しを求める訴訟、平成13年焼却炉の操業差し止めを求める訴訟等、地元は常に関心を持ち、産廃の解決に取り組み、またその解決に期待し

てきました。そして、地元で様々な産廃問題に関与してきました。住民の方々も高齢になり、また問題に携わる住民も変わってきましたが、その思いはそのまま残っております。当時、県は問題解決のためには、責任を持って積極的に関与するとしており、県も市も、原点をしっかりと見据えて、今後対応していただきたい。

先ほど、市長の力強い、解決に向けての答弁がございました。今月12月14日、住民説明会が開催されるとの話でございます。市長を初め執行部は、今までの経過を十分に理解した上で、説明に臨んでほしいということを切にお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。明日も、引き続き一般質問となっています。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後3時15分

第 3 号

1 2 月 1 0 日

平成25年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成25年12月10日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（23名）

1番	荒木	崇之	君
2番	柁原	賢一	君
3番	工藤	圭一郎	君
4番	城	典臣	君
5番	大賀	慶一	君
6番	岡崎	俊裕	君
7番	水上	彰澄	君
8番	東	英俊	君
9番	東	裕人	君
10番	泉田	栄一朗	君
11番	森	清孝	君
12番	中原	繁	君
13番	樋口	正博	君
14番	中山	繁雄	君
15番	怒留湯	健蓉	さん
16番	坂本	昭信	君
17番	隈部	忠宗	君
18番	葛原	勇次郎	君
19番	木下	雄二	君
20番	坂井	正次	君
21番	森	隆博	君
22番	山瀬	義也	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	岩 下 利 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
市 長 公 室 長	倉 原 良 則 君
教 育 部 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	中 村 鉄 男 君
農業委員会事務局長	松 永 隆 則 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
総 務 審 議 員	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。
（全員起立）

おはようございます。
着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。
初めに、葛原勇次郎君。

[登壇]

○18番（葛原勇次郎君） おはようございます。葛原でございます。

通告に森林活性化についてと学校跡地の活用としております。要旨といたしまして、市有林の現状はどうなっているか、また利活用、活用と同じでございますけれども育成、手入れ等々はどうなっているかを質問いたしますが、皆様方もご存じのとおり、私たちは議員の大半は森林・林業活性化促進議員連盟を結成いたしまして、今期で終わりますことから市有林の現状も知る必要があるということで、場所等を農林振興課に依頼をいたしまして調べておりましたが、調べる前に視察をしようということを計画しておりましたけれども、そういうようなことで調べておりましたが、ちょうどこの議会になってしまいまして、まず一般質問をしたあとに勉強して、そして私たち議会は査察を計画しておりますので、そのときは、また、よろしくお願い申し上げますが、まずは1と2の質問をいたしますが、現状についてと利活用でありますのでよろしくお願いをしておきます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。葛原議員の質問にお答えします。

現在、本市が保有しております市有林は55団地で面積は約1,318haで、そのうちスギ、ヒノキの人工林が約1,029haと78%を占め、残りがクヌギ及び天然林となっております。

市有林の管理につきましては、菊池市森林整備計画と森林経営計画に基づき、伐採、造林、保育の時期を定め計画的に実施しているところでございます。

間伐につきましては、市単独事業として平成22年度は23ha、23年度は2

7 h a、24年度は28 h a、25年度におきましては約25 h aの間伐を実施しているところでございます。また併せまして、国、県の採択を受け、間伐等森林整備促進対策事業として平成24年度が21 h a、25年度は12 h aの間伐を実施いたしております。下刈り等につきましても、平成22年度が65 h a、23年度が57 h a、24年度が57 h a、25年度は59 h aを実施いたしております。

市有林の間伐計画としましては、全体を20年周期としておりますので、今後10年間で間伐が必要な面積は約500 h aと予測をいたしております。

間伐の施業箇所につきましては、森林経営計画をベースに市有林管理人会議の意見を参考に選定をいたしているところでございます。また、樹齢が50年を超えるスギ、ヒノキが植林してある面積が約610 h aとなっており、人工林全体の59%を占めている状況にあります。

今後とも国、県、企業及び市有林管理人、森林施業者と連携し、市有林の適正な整備、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○18番（葛原勇次郎君） 素材はいっぱいあるようであります。手入れもされているようでございます。また、50年以上が今610 h aということで59%ということですが、私も青年団時代に団の活動資金に市有林の手入れ等々、草刈り等々に3、4日毎年頑張った記憶があります。材料としては、十分使えると思えますから今回の計画の中でありまして庁舎耐震補強、改築と複合施設等に対する市有林の木材の使用の考えはないかというものであります。なぜ、なんで今ごろと言われるかもしれませんけれども、それと申しますのも今年の10月17日、先々月でございますが、森林・林業・林産業活性化九州大会というものがあまして、去年は宮崎でございました。今年福岡でございました。3名の議員さんと出席いたしました。目的は当然森林の活性化と地域振興であります。基調講演で「木を知り、木を活かし、森と生きる」という演題で東大名誉教授の安藤直人先生の話の中で、「今は木を使う時代、木を利用して生かす時代、そして若い木を育てる時期でもある」というふうに私はお話を受け止めました。また事例発表で「駅舎、車両の木質化への取り組み」と題して九州旅客鉄道支社長の津高守さんの発表もあり、木のぬくもり、癒しを感じたところであります。また木の力はやはり年輪が育むものかもしれません。今回は市有林の活用であります。北中校舎のときは地元産材の使用で、市場も高くなり、経済効果はあったかもしれません。また校舎建設費も高くなったかもしれません。今回は自分のものを自分の家に使うことと同じことで市有林を市

民のために使うということで、幾らかの経費が安くなりはしないかと思ひますし、経済効果が少ないにしても菊池産材のアピールにつながると思ひます。庁舎、図書館等々の内装には抜群と思ひますし、木材の使用の考えを問うものであります。また先日も話が出ておりましたけれども11月23日の「菊池市の図書館を考える市民の会」主催の図書館でのまちおこしの講演の事例として話された中に、図書館を造る前に館長を決め、スタッフを選び、53回の会議と7回の設計引き直し等々に意見が出尽くすまで会合したという事例の話をお聞きすると、早くできあがることも大切でございますが、十分検討し、一部の見直しぐらいの考えはいかがなものかと私は思ひます。昨日の議員の考えとちょっと異なりますけれども、私はそのように考えますので、市長の考えを問いたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。庁舎等整備について市有林の木材使用は考えられないかのご質問でございますが、現在、庁舎等整備基本構想、基本計画に基づく詳細な実施設計を行うための基本設計を行っているところでございます。木材等の使用につきましては、実施設計の中で詳しい内容の検討を行いますことから、現時点での庁舎等整備に伴います木材の使用箇所や使用量等につきましては未定であります。

市有林の木材使用については、今後、庁舎等整備の詳細な設計を行う中で、木材使用の部位や経済的な比較の検討を行う必要がありますので「菊池市公共施設・公共工事木材利用促進基本方針」を踏まえ、検討してまいりたいと思ひます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） おはようございます。庁舎問題とも併せまして、木材使用、林業活性化との接点という関連のご質問であったと思ひます。

庁舎等の整備につきましては、昨日からのお話にもありますように、時間軸はきっちり意識する一方で、やはり何十年の計でございますので、しっかりと市民の、将来の市民にとっても使い勝手のいいものをつくりたいというふうにご考えているところでございます。今お話にございました市有林から生まれる木材の使用についても、これは地域の林業の活性化に恐らくつながるといふことは間違いありません。まして、また加えて菊池市は古くより森の町、材木、木材が非常に発展していた町でもございますので、一つの象徴的な意味合いでも市民及び来庁される外部の方々にもいい意味でのインパクトを与えることができるのではないかとはい

たしておりますので、そういった点を含めて少し前向きに検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○18番（葛原勇次郎君） 部長のほうからも公共施設等にも徐々に使うというようなことで、今回の庁舎の等々には未定であるというようなことでございましたが、使う気はあるというような気持ちを伺われたようでございます。また、市長のほうからは使い勝手のよいものをつくる、いい意味で前向きに考えてみたいというようなことでございますので、それ以上を迫する必要はないかと思っておりますので、そのように林活を活性化に努めていただければ幸いかと思います。

それから、次に名木の掘り起こしについてとして、一応通告をしておりましたが、これは岩の上に松があるのか、岩を抱いた松かということでございますが、五葉の松のことでございます。これも前語りが増えるかと思っておりますけれども、これは、私は知りません。知らんでなんでと言われると、またこれもわかりません。今思い出しますと、若いころ私は農業でありますから、経営の話は果樹、畜産、野菜等々でよい話を聞けば自分も見たくなりますし、見に行きたくもなります。そういうふうなことで家に帰り、祖父に、祖父にというと爺さんが爺さんの話をしますので昔の話になりますが、帰ってそういうふうなことを話しますと「お前は話を打ち食うけん、どんこんしょうんにゃ」というようなことでございますが、そういうようなことで私は今度のこれは話を食うてしまいました。と言いますのもここにおられる議員さん方は、この木は、3名はこの議員さんの中で知っておられると。それからまた話を聞かれた方も何人かおられるかもしれませんが、その方の話を聞くことによりますと見本市の流行る時代に岩を抱いた五葉の松の大木があるから見に行き、市内に移すことを考えたが不可能であったというようなことから、そのまま埋もれているということでもあります。話を食い、見てみたい、行ってみたいとの思いから今回の質問をしたところでございますが。場所は議員さん知っておられる方に聞きますと「もう忘れたし、行き道はちょっとようわからん」というようなことでございますので、依頼しておりました農林振興課で場所等々がわかれば示していただきたいというのが今回の質問でございますので。その後また私たち林活でまた見にいきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

鳳来地区の霧越の山中に自生しております五葉の松につきましては、葛原議員さんからも情報をいただいておりますので、先般地元の元市有林管理人さんへ聞き取り調査を行っております。五葉の松が自生しております場所につきましては、霧越の市有林の山頂付近にあり、幹周りも大人2人が手をつないでやっと届くぐらいの大木ということで聞いております。樹形は麓の広域幹線林道竜門線の一定地点から見るができるということで聞いておりましたので、先日目視により確認をしたところでございます。今後も市有林の中に自生をしております五葉の松ということでありますので、今後現地確認等を行いたいということで現在考えているところでございます。

以上お答えします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○18番（葛原勇次郎君） 確かにあることはわかりましたし、市有林であるということでもございます。場所も大体の付近、検討もつきましたし、やはり龍門地区にあるようでございますし、鳳来山の方角にあることもわかりました。私は、これは市長が言われます宝の山ではないかと思えますし、菊池溪谷に匹敵する森林浴、癒しの場としてもなりはしないかと思えますし、また山登りとか鍛錬コースとしても、また観光としてもできるような気がいたしますので、市長、副市長、このような話を聞いて興味は湧きませんか、行ってみたい、見てみたいとは思いませんかというようにでございます。そして、また菊池市の目玉として開山して森林活性化につなげて菊池遺産にするような考えはありませんかというものを問うものでございますが、縁起よく、今菊池市がいろいろありますから鳳来山のとっぺんから「御用だ」と言われよるかもしれませんので、いろいろな中に御用、御用というようなことでしたら、なにかいいような感じがいたしますので、そのお考えを問うてみたいと思えます。また市長、副市長さん、お二人とも山歩きは趣味であるというようなお話も聞きましたので、ここでちょっと意見を聞いてみたいと思えます。よろしくお願ひいたしたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 先ほどからのこの五葉松に関して、一つの観光資源と断言していいでしょうかね、そういったふうな活用の可能性はというお尋ねの向きでございますが、実は私自身は大きな木というのは大好きでございます、森を歩いたりするのが一番の楽しみであるわけですが、つい先日、菊池のわいふ一番館でタイトルは正確ではないかもしれませんが、「菊池の巨樹・名木展」といったような振れ込み

で12月の頭まで展覧会をやっておりました。館長にお聞きしたところ、私も見に行ったんですけども、今まで展示会やった中で市外から来た人が一番多かったらしいですね。それぐらいやはり巨樹というのは、昔からしめ縄を付けたり、一つの信仰の対象になるぐらい人々の尊敬を集めている、そういった存在でございますので、今もそしてこれから恐らく人気はあるんだろうなというふうに思います。私自身もちょっと興味があったんで見に行ったんですが、残念ながらちょっと道路からどれだったのかは必ずしもわかりませんでした。見ていないので何ともしょと今断言はできないんですが、お話を聞く限りですね、それから一般論としてこうした巨樹、名木の類をフットパスですとか森林を歩くコースですとかね、そういったもので賑わいをつくり出すことにつなげていく、これは十分に可能なことではないかと思えます。それから菊池遺産などにも場所、形状、全体的な雰囲気、それからその物語、そういったことによっては十分可能ではないかと思っているところでございます。菊池遺産につきましては、いろいろ定義がございますけれども、認定した後も継続して保護してといったことも伴ってまいりますので、やはり地元の方にも愛される存在じゃないといけませんので、行政区ないしは市民団体から推薦を受けるというふうな形が前提になっておりますので、そういう形で皆様のご支持なさって、それから市全体としてもなるほど確かにその意義があるということであれば検討していきたいというふうに思っているところでございます。ただ鳳来の人に何人かお聞きしたところ、必ずしも地元の人もご存じない人も多いようです。ですから、まず場所によっては例えば急峻な道ですとか崖があったりしたときに道を整備しなきゃいかんとかいうことになりますとちょっとまた前提が変わってきますので、簡単ではないケースもあるかとは思いますが、そこら辺はよく見極める必要があると。それから屋久杉なんかもそうでしょうけども、ケースによっては、実はそっとして自然のままがいいという場合があるかもしれません。そういったところもよく踏まえながら基本的には何かうまく使えないだろうかという可能性をぜひチェックしてみたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○18番（葛原勇次郎君） ありがとうございます。なんか興味はあるようでございますし、前向きに考えていただけるようでございますし、これが、開山ができて、そういうふうな形で観光面やいろいろな鍛錬の場所とかいうようなことになれば菊池市の活性にもつながるだろうし、林業の活性にもつながると思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます、私たちも林活でまた見に行きたいと思っておりますので、その

ときはご案内申し上げますので、一緒に行っていただければありがたいかなと思っております。

それでは、2回目の学校跡地はどのように進んでいるかということで、これは何回も問いませんが、龍門地区におきまして11月中旬から3回のふるさと行事がありました。学校跡地はどんなに進んでいるかとよく聞かれますので、今は地元と話したりアイデアを募ったりということで検討されているという答えを私はしておりますが、やはりつい聞きたくなりますので質問するわけでございますが、11月24日、体育館使用のふるさと剣道大会のときに運動場がいっぱいになるぐらい公民館も利用して大会が盛会に終わりました。ここの私の前におられますが、菊池市の剣道連盟の会長であります泗水支所長の松岡さんあたりは自席を離れないで最後まで見入って大会を盛会にさせていただきましたことを大変ありがたく思いますが、その昼時の話の中にこのようなところに合宿ができて、練習ができれば、本当に子どもたちのためにもなるだろうなというような、最高だろうなというようなことで校舎がもったいないですなというようなことを話されました。この方は地域外の方の話でございましたし、また昨日は荒木議員からも出張所の話が出ました。また地元からは診療所とか加工場とか介護施設とかということもいろいろ要望も、どこの学校跡地も上がっていると思いますが、学校付近を通り、生活をされる方々は校舎が残り、生徒がいなければ、一抹の寂しさを思われますので気がかりで聞かれる方が多いので、こうしてどうなっているかということ聞かれると思います。途中経過でも結構でございますので、今どのようになっているかをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 葛原議員の学校跡地活用についてお答えいたします。

学校跡地活用につきましては、河原小学校、迫水小学校、龍門小学校校区の代表者で組織されます検討会を立ち上げ、有効活用を図るため検討を行っているところでございます。このような中、さらなる活用案を求めるため自由なアイデア募集を行ったところでございます。提案としましては、雇用の創出、地域活力の低下・中山間地域の課題を解決するために企業、地域づくり団体、個人から10件程度のアイデアをいただいております。企業提案としましては、具体的な内容になっておまして、太陽光発電事業、介護事業、農業の栽培技術の研究施設としてのアイデアをいただいております。また地域づくり団体からは、地域を思う気持ちからUターンやIターン者を増やし、菊池に住み続け、誇りに思えるまちづくりのアイデアをいただいております。個人提案としましては、地域の特性に沿ったもの、ユニーク

なものなど様々な提案がなされております。ご紹介いたしますと、芸術家のシェアハウス、グラウンドをトレーラーハウスに、美術館、スポーツの合宿所などが提案されております。それらのアイデアを踏まえて、検討会で自由に意見を出していただき地域の皆様の思いを汲み取って活用につなげることが重要であると考えます。これまでの協議の方法としましては、各区長にアンケート調査の配布・回収をお願いし、各世帯からの各々の意見を伺っております。また区の集会や役員会においての意見の取りまとめをされましたので行政区単位の意見の集約を行ったところがございます。さらに河原小学校の校区では、検討会の皆様とアンケート調査などの意見の多かった施設を実際に見たいということでしたので山都町や美里町へ先進地研修を行っているところがございます。学校跡地活用の協議については、それぞれ地域の実情が違いますので進め方が若干異なっておりますが、地元の皆さんに意向を最優先していくという方針で丁寧到现在協議を行っているところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 葛原勇次郎君。

[登壇]

○18番（葛原勇次郎君） いろいろ検討されたり、アンケートをとったりで絞り込みが本当大変だろうと思えますけれども、意見が出尽くすまで検討していただき、特色ある学校跡地利用にお願いしておきたいと思えます。

それから、ちょうど教育長ここにちょうどお見えでございますので、これは返事はいいませんが、昨日の話ですので、人権フェスタがありましたね。そのときこの電話でかかってきたこの挨拶状の中に「様」と「さん」ですたいな、「様」と「さん」。挨拶される方は「様」、表彰される方は「さん」、それで何で人権フェスタにこういうようなことかと聞かれましたので、そういうことは。

○議長（山瀬義也君） 通告外の質問でございますから。

○18番（葛原勇次郎君） 以上で終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前10時34分

開議 午前10時41分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） おはようございます。昨日、東議員が庁舎について質問され

たので、当初予定していた質問の方向修正を余儀なくされました。市におきましてはよろしく願いいたします。

昨日市長は庁舎について、位置についての変更はありませんと答弁されましたが、リファイニング建築の情報が入り、40年の計で建設するのだから市民の利便性を考えれば再検討が必要だと言われました。少し言われているのが、整合性がないのではないかと議員の中で話が出ておりました。しかし、市民の皆さんの利便性が一番だと私は思います。そのため議員として質問いたしますが、議会に市長は新たな建設の工法としてリファイニング建築があることを知ったので、行政機能を1カ所に集約できないか検討したい。また行政機能を現在の本庁舎に集約できるのであれば、図書館等公民館機能の生涯学習センターは別館と聞きましたが、リファイニング建築とは何ぞや、また設計について東議員は5年と言われましたが、市長は1年強と言われましたが、どちらが本当ですか。この期間の違いは今後大きな問題になりかねませんので、これを1回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問はリファイニング建築とはどのような方法か、それから全体の期間についてのお尋ねでございました。

リファイニング建築といいますのは、これは勉強会で説明があった内容を私なりに理解したところでありますが、その内容を要約しますと、一つには従来の増改築とは異なり、弱体化した構造躯体の耐震性能を軽量化や補強によって、まず現行のレベルまで向上させるということ。それとともに大規模な内装及び外装の改修ないし用途変更、それから設備の一新を行うということでした。また現行の建築基準法に基づいた建築確認申請、それから建築耐震基準等の面では新築同等のレベルに引き上げる反面、躯体を再利用しますので新築よりも費用を抑えることができるという特長があるようでした。そしてまた、このことを一定の期間、これは数十年の単位だと思いますが、一定の期間ごとに繰り返すことによって、建築物の長寿命化を図る再生手法であるというふうなことで要約できようかと思えます。それから期間の問題でありますが、昨日東議員からも同様のご質問がありまして、確か私は、設計期間は概ね1年強という説明があったと記憶しているというお話をしたんですが、勉強会の際の記録をもう1回確認しますと、これは先生がみずからおっしゃっていたことと言えば、青木先生がやった例の中で言えば設計を始めて終わるまで最短で2年、長いと5年かかったものもありましたというご説明でした。大体2年から2年半ぐらいかかりますというご説明をされておりました。設計については大体1年ちょっとかかると思えますというふうに言われております。ただ設

計が終わっても入札の手続き等々、いわゆる行政側の手続き等があって、そこは自分では読めないのということでしたけども、着工したら大体自分の経験では1年ぐらいだろうと。ですから役所の、間の手続きですとか、入札の手続き等、仮に先生は確か半年ぐらいにもし仮定するとというふうにおっしゃっていましたが2年半ぐらいはかかるんじゃないかなというふうな、そういうふうなご答弁であったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 再質問いたします。新庁舎については事業費42億9,000万円で計画されております。設計について8,100万円費やされております。市長はこれから考えておられる庁舎について行政機能が1カ所に集約できるのであれば、全体の建設費用をいいものだからと高く構わないという考えなのか、それとも利便性がよりよく安くできたらという思いなのかどちらか質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今の新庁舎の建設に関して、簡単にいえば質か金額かというふうなご質問かというふうに思います。

まず、先ほどリファイニングの話がございましたが、こうした新しい知見が見つかったということ。それからそれに派生して新しい規制のありようがいい方向に変わったというふうな前提の違いがわかりましたので、そうした新しい知見を聞くときに検討を開始したばかりですので、その工法どうするかということもまず決めなきゃいけませんし、それによって金額等も多少は違ってくる可能性は大いにあるというふうに思います。ただリファイニングありきということではなくて、そのほかの方法も含めて検討してまいりますので、今の時点で金額的なめどは申し上げられないわけではありますけども、ただ考え方として述べておきますと、やはりいずれにして40数億円のレベルの巨額の費用がかかるということは間違いのないわけでございますし、1回つくとこれはやはり40年、50年の計になってまいりますので、やはり今ここはしっかり検討を納得いくまで進めておく必要があるだろうと思っております。ただ考え方として、これまでご承認いただいております現在の事業費、42億9,000万円ですか、これを基本的にはスタート地点として、これを基本としてどういう方法によるかで多少ここが違ってくる可能性はありますけども、なるべく事業費は抑えたいというふうには思っております。ただ大事なことはやはりバランスだと思っております。節約のあまりに一番大事な安全性が損ねるとい

とは、これはあってはならないことですが、今申しました長期にわたる使い勝手とか利便性が大きく損なわれるようなことがあっては、やはり後々次の世代の市民が非常に困ることにもなりますので、そこら辺を事業費も含めて、総合的に検討して判断していきたいと。ただ基本としてはなるべく事業費は抑え目していきたいというふうには考えているところです。よろしくお願いします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 今の市長のお答えで利便性がよく安くできたらという思いがありましたので安心したところであります。昨日の東議員も期間について質問されておりましたけれども、私も今までの経過がいろいろありましたが、庁舎問題を早急に進める必要があると思います。先だって図書館建設の勉強会において、講師の方が2、3年議論して建設したほうがよい図書館ができますと言われました。私はそんな余裕はないと思います。消費税が来年8%になり、すぐ10%になります。期間が長引けば、現在から比べれば倍違います。現在の試算ですと42億には消費税を含んでいると考えると約2億円が消費税、同じ建設費で10%になれば4億円、単純計算でも2億円違います。これを含め、現在検討中の整備手法の結果を早く出すべきではないかと思います。いかがでしょうか。また行政機能を現庁舎1カ所に集約し、総合的に配置を検討するのであれば、今公民館の横にあるプールは新たな土地の購入を含め、建設の検討が必要となるため、市営プールも生涯センターも一体的に整備したらいかがでしょうか。聞くところによると県体も25mプールでいいそうであります。新しく購入するとプールと駐車場も必要となります。幾らかかるかわからないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今のご質問は庁舎整備に係るスピード感についてと、それから関連する横の市営プールについての考え方ということでございました。今冒頭に言われました図書館に係るセミナーですか、講演会のほうは、私はちょっと出ていませんので直接には存じませんが、そういったふうな趣旨のじっくり2年ぐらい検討を重ねたがよいというお話があったという旨は後日聞いておるところではございます。ただ市の行財政基盤の強化という観点からしますと、やはり庁舎等の整備はなるべく急いで、極力早く本庁方式に移行しなければいけないと思っています。しかし、一方で今申しましたとおり庁舎整備というのは何十年の計でありますので、一度建設しますと長年使用することとなりますので、先ほど申し上げたのはお金プラス根本的な使い勝手というところを考慮して、総合的に判断することは非常に重要

であるというふうに考えております。そういう意味では、常に市民の利便性の向上を第一にということと考えております。ですからいずれにしましても新たな視点からの検討が入るということで、その分は今まで想定しなかった分プラスアルファの時間がかかるのは確かでございますので、その分も十分に意識しながら、できるだけ早い時期に検討結果を提案できるようにとは努力してまいりたいというふうに思います。それから、ただ図書館のソフトの話ですね、図書館の運営という話はこの前の答弁でお話しましたように、どちら道、建設にかかっても先ほどの例ですと2年半とかいう期間はどうしてもかかるわけですから、この間にはこの講師の方がおっしゃっていたような運営に係るソフトの部分の検討時間はある程度は十分にあるのではないかとこのふうには思います。ただ、それを理想的にはソフトの検討結果をハードに100%反映できるほうが本当は理想的でしょうが、それは、そこまでは待ちません。ハードのほうは先行させていただくので、その中でソフトについては検討する時間は十分あるだろうと、そういう趣旨でございます。

それから市営プールも生涯学習センターと一体的に整備したらどうかというご質問と理解しましたが、この生涯学習センターの位置については何度もお話ししましたとおり、今の市営プールがある場所を中心に整備するわけでございますが、確かに今の菊池市営プールというのは昭和37年に建築されていますので、もう50年以上が経過しているということで老朽化が進んでおります。そのため今回の庁舎等整備とは時間的にはある程度並行して、これは教育委員会のほうで整備方針を検討しているところでございます。検討に当たりましては、諸団体との意見を聴取するなどの、そういうプロセスも必要になりますので、この今やっております庁舎等の整備の検討等は、十分に情報連携は図りながらやらせていただこうと思っております、そういう中で教育委員会を中心に総合的に検討が進むというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 昨日の東議員の質問の中で、議員の中で情報が食い違っていたので、議員の中でリノベーション事業は上限4,000万円という話になったりしていますので再度質問いたします。リノベーション事業の概要と補助率についてお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） リノベーション事業の概要とその補助率ということでございま

すが、現在、生涯学習センターは社会資本整備総合交付金事業というものによる都市再生整備計画事業のうち、既存市街地の再構築を目的とするリノベーション事業、これの採択に向けて事務を進めております。リノベーション事業にはいろいろと対象の制約があるようでございます。この新庁舎の整備に係わる部分でいきますと図書館の部分、それといわゆる公民館施設、生涯学習センターの部分が対象となります。庁舎の部分は対象になりません。リノベーション事業として、もし採択されますと生涯学習センターの建設に対して国の補助が50%見込めることとございますので、財政的にも大変有利でございます。ぜひ活用していかなければならないというふうに考えております。先ほどおっしゃいました4,000万円云々という数字については、特にこちらのほうでは承知はしておりません。仮に現在の概算事業費ということ为例にとつてご説明しますと、補助対象事業費が15億5,300万円と現在の概算でございますけども、とした場合補助率が50%でございますから7億7,650万円がこの経過期間である5年間で、事業の進捗に応じて交付されるということとございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 市長の今の答弁で少しは市庁舎について見えてきたと思えます。市長におかれましては、早急に事業に取り組んでいただき、市民の皆さんが喜んでいただける庁舎、図書館、生涯学習センターを建設していただきたいと思えます。

次の質問に入ります。

伊坂橋の架け替えについて質問いたします。7.12水害から約1年半、県の架け替え決定の話を聞いてから随分経過しておりますが、どうなっているのかお聞きいたします。伊坂では、今、道路拡幅工事が行われております。これに対して住民の方は大変喜んでおられます。この橋も同時進行ではないかと思っておられる方も多数おられます。本年度は、水害はありませんでしたが、地域住民においては二度とあんな水害に遭いたくないという思いがありますので、どうなっているのか質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県道原植木線にかかります伊坂橋の架け替えにつきましては、現況を県菊池地域振興局土木部から聞いた内容をお答えいたします。

伊坂橋につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、昨年の7月12日の熊本広域大水害で被災をされており、安全・安心を確保するために昨年度末の国の経済対策予算等を活用し、橋梁の架け替え計画に取り組んでいるところであるということでございます。現在は交通管理者との協議や河川計画との調整を行いながら、橋梁や取り付け道路の概略検討を進め、12月から橋梁等の詳細設計と地質調査に着手しているとのことでございます。平成26年度につきましては、地元の説明会を開催いたしまして、用地測量及び用地取得に取り組む計画であるとのことでございます。工事着手につきましては、建物等の移転が完了した後になるということですので伺っておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） はい、計画されているということで安心いたしました。

次に総合支所について質問いたします。

私はこれまで何回か総合支所を残してくれと質問してまいりましたが、また去年の災害においても支所に現在の人員がいたので、災害も人命にかかわるようなことがなかったと私は思っております。また地域の疲弊などを上げられます。しかし、市の考えは変わらず、前市長からあるとき多目的研修センターが残ればいいんじゃないですかと言われました。何も返す言葉はありませんでした。しかし総務省が11月16日に平成の合併で生まれた自治体は交付税の増額の特例措置の期限が切れるようになるが、合併し誕生した自治体を援助すると聞きましたが、市がつかんでいる情報についてお知らせしていただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 現在、合併自治体の普通交付税につきましては、合併前に旧自治体が受け取っていた交付税総額の水準を維持するため、合併算定替という特例措置が設けられております。しかし、合併算定替に段階的に一本算定移行した場合、大幅な財源不足が見込まれるため、合併自治体においては国に対して支所の維持管理に要する経費など合併自治体特有の財政事情に配慮し、実情に沿った支援を求めてきたところであり、今回その支援策として、支所数に応じた交付税加算が検討されているところでございます。内容といたしましては、平成18年度の交付税算定における単位費用では標準的団体10万人規模における支所数を2カ所と仮定して算出されていたものが、実際の設置状況にかかわらず合併前の旧市町村ごとに支所を置いているものとみなし、必要な交付税額が算出されることとなります。

ただ、現在では人口を測定単位とする包括算定経費に移行しているため、支所経費における交付税措置額を算定するのは困難であることから、今後地方側の意見を踏まえながら詳細が詰められるものと拝察いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 旧市町村ごとに支所を置いているとみなして交付税が加算されるならば、現在の総合支所の数及び機能の維持をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

普通交付税の一本算定への移行に伴う財源不足につきましては、最重要課題として捉えており、熊本県においても合併自治体合同での検討会が実施され、交付税算定基準である支所関連経費や面積ウエイトの引き上げなど算定基準の見直しを国に対して要望しているところでございます。ただ、地方交付税の用途は地方自治体の自主的な判断に委ねられており、あくまでも一般財源として、それぞれの自治体の行政需要の実態に即して活用されるものであることから、支所機能の充実といった特定目的に対する経費として交付される性質のものではないということをご理解いただきたいと思います。なお、本市における一本算定化による影響額は今年度試算におきまして、約19億円と非常に大きなものとなるため、合併自治体における交付税が実情に即した算定となるよう、今後も合併自治体との連携を図りながら熊本県、県市長会等を通じ、国に対して要望してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 次の質問に入ります。

市有林の活用について質問いたします。葛原議員が聞かれておりますが、再度質問いたします。葛原議員は森林の活用について質問されておりましたが、私は別の面から菊池市の財政に少しでも寄与できないかという思いで質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 中山議員の質問にお答えします。

本市の自然条件は森林の育成に適しており、北部の龍門地域から旭志地域にかけ

ては県内でも有数の人工林地帯が形成をされております。そのような中、先ほど葛原議員にも答弁しましたように、現在、本市が保有しております市有林面積は約1,138haでそのうちスギ、ヒノキの人工林が約1,029haと78%を占め、残りがクヌギ及び天然林となっております。また市有林は50%以上が保安林ということで指定をされております。なお、管理につきましては、菊池市森林整備計画及び森林経営計画に基づき、国及び県の補助事業等を活用しながら伐採、造林保育の時期を定め、計画的に管理を行っているところでございます。さらに森林は災害防止や水源涵養など公益的な機能なども併せて有しておりますので、維持管理につきましては、機能を高める適切な森林整備が必要であると考えております。また本市は県下でも有数の原木シイタケの産地でありますので、成長したクヌギは原木として安定供給するため、伐採後は自然萌芽により再造林を行っているところでございます。このようなことから今後とも国、県及び市有林管理人、森林施業者と連携し、市有林の適正な整備維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 国においては、福島原発事故により、原子力から自然エネルギーなどに移管するよう国が取り組んでおります。また県でも県民による県民のための発電所で2カ所選定で、これは期間が終了しておりますけれども、県内の業者が地域主体に資金を調達して、県の認証を受け、自治体の所有する遊休地の貸し出しを含め、支援した事業が行われておりました。県の1段として天草の高校跡地1万1,000㎡で、規模800kw、年間85万kw、20年間に1億5,000万円の売り上げを見込んでいたと書いてありました。来年4月から売電価格は下がりますが、これから菊池市も交付税が減額される中、取り組む必要があると思います。いかがでしょうか。自治体はその金を捻出できないのであれば、ソーラーを事業する事業主に土地の貸し付けでもかなりの金額がもらえると聞いております。今部長の答弁にありましたけれども、保安林がかぶっていない箇所もあると思います。それから現在ソーラーもなるべく災害がでないように生コンの打ちっぱなしという、そういうようなことでいけないというような話も聞いておまして、どう市は考えておられるか質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ソーラー発電に対する考え方ということでございます。

これは市有林についてという文脈でよろしいですね。市有林におけるソーラー発

電の活用の可能性というご質問というふうに今了解いたしました。

メガソーラー自体は自然環境自体には悪さをしないといいたまうか、環境に直接的には影響を与える部分が少ないということで、ある意味、再生可能エネルギーとしては非常にクリーンなものだと認識しております。一方で現在の市有林の活用につきましては、先ほど経済部長が答弁したとおりでございますけれども、やはり森林というのは人が安心して暮らせる、その環境を守る一番の公益的な機能を備えておるほかに、気分転換ですとか健康維持、人の心を癒してくれるといった多面的な機能を有しております。なによりも何十年もかけて先人から大事に受け継がれてきた貴重な財産であります。やはり一番大事なものは、涵養林としての重要な機能になっているということで、菊池にとって水はもう生命線であるということも、昨日どなたかの答弁の際に申し上げたわけでございますけれども、この水を守るために、やはり森というものをセットでやはり考えていかないかんだらうと思っております、今後とも市有林の役割としては、こうした公益的な機能を果たすべく適正な整備、維持管理を行っていきたくと考えておりまして、現時点のところではメガソーラー等への活用は考えておりません。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 菊池市の文化財の保護について質問いたします。

市長は、菊池を癒しの里づくりを進めておられます。菊池市は宝の山ともいわれています。自然ではなく、ほかにもいろんなものがあると思います。先だって文化財保護委員の方が石橋などを回られております。フェイスブックに知り合いが「結構石橋など傷んでいます」という投稿がありました。私が考えると、例えば、石橋を見て、昔の人はどうやって橋をつくったんだらうかとふっと立ち止まり考えたりします。また神社に行くと天井に絵馬があります。何のいわれの絵かはわかりませんが、傷んでいるのをかなり見ますが、どうかこれができるかと思ひ質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 中山議員のご質問にお答えいたします。

まず、石橋について申し上げますと、アーチ橋、いわゆる眼鏡橋といわれるものが市内には13カ所ございます。このうち指定文化財としては県指定が立門橋、永山橋の2カ所、市指定が迫間橋の1カ所でございます。また菊池遺産として岩下橋の1カ所が認定されております。

絵馬につきましては、およそ行政区ごとに1カ所ずつ神社があると考えられ、その神社の拝殿などに少ないところで2枚から3枚、多いところでは4枚から5枚の絵馬が掲げられていると思われますので、全体では恐らく1,000枚近くになるのではないかと推測されます。それぞれにつきましては、神社や区などで大切にされていると思いますが、その中で指定文化財や菊池遺産となっているものは現在のところないというような状況でございます。

今後の課題といたしましては、地域の文化財を総合的に把握するための調査が必要ではあると考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） 遺産においては補助もありますけれども全額ではないと思います。確か神社においては政教分離で補助はないと理解しております。また市の補助では限度があると思います。市におかれましては、集落が修復を行う場合、金を出し代えといたしますか、何年かに分けて払っていただく、そうすれば集落の修復もその集落で考えられると思いますが、市の考えはいかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 再質問にお答えをいたします。

指定文化財や菊池遺産につきましては、それぞれ菊池市文化財保存整備費補助金交付規則、菊池市地域づくり推進補助金交付要綱に基づき、一定額以内の金額を補助できることとなっております。これはその対象が石橋でも絵馬でも同様でございます。これまでも区などより絵馬の修復の相談を受けたことがございましたが、指定文化財でない場合については補助の対象となっていないところでございます。一般団体の状況としましては、一部の財団法人等で絵画や彫刻などの修復に助成を行っているところもあり、未指定文化財であっても申請できるようになっておりますが、狭き門であり粘り強い申請が必要なようでございます。

現在の市の文化財保護条例の方針であります所有者管理の原則から申しますと、あらかじめ積み立て等によって自己資金の準備をいただき、修復の際に市や法人等の助成を活用するところではないかと考えます。

貸付金制度の検討に関しましては、基金を設置して条例等を整備する必要があるかと思っておりますけれども、修復等に必要の金額が大きくなった場合、複数年にわたる返済が担保されるかなど慎重な検討が必要ではないかと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 中山繁雄君。

[登壇]

○14番（中山繁雄君） ぜひ今のことを考えていただきたいと思います。部長も私が質問したら何箇所か見に行かれております。さすが部長さんだと思いました。現状もわかれております。絵馬の修復などに対してはご助言などをいただきたいと思います。皆さん、神社仏閣の梁の部分を皆さん思い出してください。あそこは複雑なことをつくってあります。あれは地震がきたときに横揺れ、縦揺れに耐えるためにああいう彫刻棟がつくられていると聞いております。また神社では、神社の中央に鏡が置いてあります。鏡の中央の文字は我であります。この我は自分であります。自分を見つめ直しなさいということだそうであります。団塊の世代の方々は定年され自由な時間があり、何かを追い求めています。この人たちを菊池に来ていただくためにも、石橋や絵馬などの物語があるものを大切にすることが必要だと思います。どうか、これに対応していただくようお願いして質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、水上彰澄君。

[登壇]

○7番（水上彰澄君） 議席番号7番の水上彰澄です。

通告に従い、質問をいたします。私の前に詳しく東裕人議員、中山議員お尋ねになられましたので、また直前に私も変更せんといかんという状況も起きております。しかしながら、一応予定したことでやってまいりたいと思います。

一つに庁舎等整備市民検討委員会のその後の報告はどうなっているのか。二つ目に市長は当初から基本設計であっても見直すべきところがあれば見直すと言ってこられた。私も同感であります。市民にとって合理性、また利便性になるとするならば、庁舎の場所変更等もあるということではないかと、そういう位置にしたかどうかということでもあります。特例債も5年延長されたことだし、50年から100年の計だと思っておりますので思い切った整備にしたかどうかという、以上、三点についてお聞きします。1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 三点ご質問いただきました。庁舎等整備市民検討委員会のその後の報告の件、それから新しい庁舎の場所等に係る件、それからこの際思い切った整備にしたかどうかというご提案でございました。順々にお話を申し上げます。

まず一点目でございますが、庁舎等整備市民検討委員会の開催についての件ですが、当初は基本設計業務でこの本庁舎及び生涯学習センターを含む別館の配置図の

素案を作成しまして、これをベースに第1回目のこの菊池市庁舎等整備市民検討委員会を10月28日に設定して意見を伺う予定としておりました。ご案内のとおり、10月21日の議会月例会においてご報告させていただきましたんですけども、行政機能を1カ所に集約するための具体的な検討を行いたいという考えからですね、菊池市のこの庁舎等整備市民検討委員会は延期をさせていただいたところでございます。今後のスケジュールについては、今着手しておりますこの検討結果がまとまり次第、改めて市民検討委員会を開催してまいりたいというふうに考えております。今のところは時期を定めず順延をしている状況でございます。

それから場所についてもお話がございましたが、これにつきましては、昨日私のほう答弁申し上げたとおり、これまでの議会の経緯を尊重して、場所については変えるつもりはございません。ただ1階を予定しておりました本庁舎の庁舎機能ですね、窓口機能、これの集約ということで市民の利便性のさらなる向上につなげればということで検討を進めていきたいと思っております。その検討の際に新たな知見が発見されましたので、先日の勉強会の中で示されたリファイニング建築も新たな建築方法の一つでありますし、その他の整備方法というのはあるかもしれませんので、それも含めて検討する必要があると思っておりますけども、いずれにしてもこの一体的な整備による庁舎の配置、それから規模、事業費などですね、現在の計画とも比較検討しながら総合的に、何がベストであるかということで整備方法を検討したいというふうに考えております。

それから思い切った整備にというご提案でございますが、今のところは、今申し上げたとおり窓口機能とそれからその他の本庁機能が分かれる形になりまして、ざっと目線で計算した限りでもそれぞれに用事がある方が250m以上、これは導線がつまり動かなければいけないというふうなことで、大変利便性を損なうのではないかと大変懸念しておりますので、そういったことを中心に検討を進めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○7番（水上彰澄君） 場所の件については、変えないということでございますが、私は今日まで庁舎の件については、前市長のときに2回、江頭市長になられて今日で2回目ですが、もともと泗水の富の原での建設計画であったのが、今の場所に、あの場所では厳しいということで、現庁舎付近になったことは皆さん十分ご承知のことです。このときは苦渋の選択であったろうとは思いますが、私はその後質問において、国道325号の旭志と泗水にまたがることの提案

もしたところでございますが、現庁舎の耐震強化とリニューアル、これは第2庁舎、第3庁舎を1カ所に集約するという案のときに、平成24年12月12日の質問のとき現庁舎の1階部分を解体して、並列に不足部分を建設したらどうかと提案いたしました。そのときは建築基準法に合わない、また市道が庁舎敷地内を通っているからと言われ聞き入れていただけませんでした。市道なんかは付け替えればいいと思いましたが、法には勝てません。今回はリファイニングの考え方、工法と申しますか、建築基準法が緩和されたことであれば、1階の部分は解体して先に申し上げたように並列に3階建てを建築するか、今のTの字かあるいはLでも構わないというところから市民の使い勝手のよい、しかも行政機能を1カ所にまとめる工法にしたらどうかということを質問いたします。行政機能を1カ所にしておくと現在の庁舎を耐震とリニューアルで守っておけば、どっちにしても現庁舎においては20年か25年では安全面から考えますと、例えばコンクリートの劣化ということが当然起きるわけでありますので建て替えなくてはならないと思えます。そのときは前庁舎の面積で予算においても当然比例するわけでありますが、半分の建て替えということになりますので、当然半額で済むということであります。建築基準法が緩和されたということがありますので再度提案をしたいと思えます。それは、ただいま市長がお答えになられました利便性ということを考えるならば、当然現庁舎のそばに集約するということでありましようから、そのような提案をしたいと思えます。市民の使い勝手のよいもの、合理性・利便性があるならば市民は反対はしないと、私はそのように思っております。反対するわけがない、そのように思いますので、この大事な時期に今の庁舎建設に判断を誤った判断にしてはいけませんと。次世代に後悔が起きないようにそのような決断を市長に求めておきたいと思えます。この今申しました現庁舎の横に新たにつくると、建設するということに対しての答弁も求めたいと思えます。いろいろあぜ道を食わずですね、もうこの時期になりましたので、その辺の検討もお願いしたいと、そのように思えます。何かあればよろしくお願い申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの話は現在の本庁舎の平屋部分ですかね、この部分を解体して、そこに複数階を新たに建てればいいんじゃないかとそういうことでございますかね。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○7番（水上彰澄君） 当然、当初の計画のとおり、この現庁舎の耐震と、当然耐震は

されましたので、耐震とリニューアルはその部分は残して、公民館側に建てる計画のものをこっちにもってきなさいと、そういうことでございます。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） わかりました。今のお話というのは平成24年12月の定例会ですかね、の一般質問でもご提案いただいた内容というふうに理解しました。

その一方で、今コンクリートの寿命というお話ございましたが、このコンクリートの寿命についても新しい知見が入りましてですね、これを長寿命化させる技術も今はあるということでございます。今お伺いしたご提案は、それとある意味また違う考え方で、この数十年の計でもう思い切ってきちっと新しいものをつくるというのはどうかと。それはそれで一つの考え方であろうと思います。いずれにしても、当時は建築要件の問題でその案が実現しようがないというふうな厳しい状況もあったわけですが、この間、法が緩和されたというところもございまして、一方で今申し上げたようなコンクリートの長寿命化に係る新しい知見も情報として入ってきてですね、様々な選択肢が増えておりますので、今おっしゃった点も含めてそうした様々な可能性の中から菊池市民にとってのベストな案を検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○7番（水上彰澄君） もう一応終わりますけども、このコンクリートの長寿命化というのは、ちょっとあんまり理屈がわかりませんが、何か液を吹かけるとかですね、また上塗りをするとか、全体を壊してするという部分においてはわかりますけれども、その辺がどういう工法なのかというのもわかりませんが、そういう専門的にあるとするならばそれでいいわけではありますが、その辺のところもお聞きをしておいてください。

次に、2問目の質問に入ります。

桜の木の植樹についてということで、市長の菊池川河川堤防から玉名までの桜の植樹をしたいと言われてきましたが、また癒しの里づくり構想の一環ではあろうけれどもですね、どのように進められておられるのかをお聞きしたいと思います。

それに「合志川の水と命を守る会」という民間団体があり、今日までに20年間続いているということですが、その会長さんの話を聞きますと県より桜の苗を40数本いただいたといわれ、ボランティアで植樹をしたいと話されました。合志川の水と命を守る会も同時期ごろにおいては旭志にもあったそうではありますが、

旭志においては自然消滅しているようであります。ある人にお聞きしましたら「そういうのがあれば泗水と一緒に再び呼び起こし、合志川の水と緑と命を守り、ホタルの飛び交う河川にしたい」と同調されております。市長の言われる癒しの里づくりにも適合しますので、ただボランティアだけに頼むだけではなく、植樹代とか弁当代とかそういう小さなものでありますが、市から助成してはどうかと思えますけれどもいかがでしょうか。また植樹の場所等においては、市から菊池市泗水浄化センターの合志川沿線を示されたということで、大変喜んでおられました。当然市有地であります。1月には実行委員会を立ち上げ、1月に設立予定ということで桜の里づくりに頑張れるとのことでした。市では今回の議会において癒しの里づくり桜植樹において500万円の予算計上をされておりますので、当然議会を通らなければなりません、通った後においては植樹に見合う助成をお願いしたいと、そのように思いますので、どうかその辺も考えていただきたいということを質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、最初に安全・安心の「癒しの里菊池」を実現するための「日本一の桜の里プロジェクト」の展開の中でございますが、菊池川流域の各市、町との連携についての現状をご報告いたします。

菊池川流域の連携プロジェクトにつきましては、市長より各首長に提案され、ご理解をいただいているところではございますが、現在は本市から商工観光課と土木課により各市町に出向きまして関係課へ趣旨説明を行い、構想の実現に向けた協議を行っているところでございます。また、来年4月に行われます「第33回の全国さくらシンポジウム in 菊池」には、菊池川流域の各市町の首長にお越しいたぎまして、「連携で海までつなぐ桜並木」と題しまして、「菊池川流域市町連携プロジェクト」構想の推進にご賛同いただき、発表してまいりたいと考えているところでございます。

次に、泗水地区の「合志川の水と命を守る会」では、今年度県の補助事業でございます「花木友の森」造成事業によりまして、泗水地区豊水にございます泗水浄化センター横の市有地に42本の桜を植樹していただくことと伺っているところでございます。

市といたしましては、事業を永続的に行うためには市民の皆様の主体的な事業推進が望ましいと考えておりますので、現在「桜の里プロジェクト実行委員会」の設立に向けまして、各種団体に呼びかけまして準備委員会を立ち上げ、協議を進めて

いるところでございます。実行委員会は先ほど議員が申されましたとおり、来年のなるべく早い時期に設立を予定しておりまして、「合志川の水と命を守る会」からも実行委員会に入っていただく予定でございます。

来年度予算に計上しておりますものも当然補正で計上しております。この予算につきましても菊池全域を対象とした桜の苗木等の準備資金として予定しているところでございます。また実行委員会では、行政と協働いたしまして全体計画の策定から植樹の計画や維持管理まで、一貫した運営をお願いしたいと考えているところでございます。今後とも「桜の里プロジェクト」推進につきましても、市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 水上彰澄君。

[登壇]

○7番（水上彰澄君） 今部長の答弁をお聞きしますと、来年度の予算まで検討しているということでございますし、来年のさくらのシンポジウムがぜひとも成功できますようにですね、もちろん市長の構想でもありますので、どうか今後各ボランティア等あたりも積極的に出て来られるような、そういうものにつくり上げていただきたいと、そのようなことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後の会議は、1時から始めたいと思います。

○

休憩 午前11時45分

開議 午後 零時58分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、発言の申し出がっておりますので、発言を許します。水上彰澄君。

○7番（水上彰澄君） 発言の訂正をお願いします。

私が質問中に泗水の富の原地区と申しましたが、菊池市の花房台地区というふうに訂正をさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 一般質問を続けます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○10番（泉田栄一郎君） 皆様、こんにちは。今日はGIS活用ということで横文字に挑戦していきたいと思います。私もなかなか苦手なところですけども頑張っていきたいと思います。

本市におけるGIS活用についての質問です。

初めにGISについて簡単に説明をします。GISは地理情報システム、英語でいいますと「ジオグラフィック・インフォメーション・システム」で地理的位置を手がかりに位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理、加工し、視覚的に表現し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術ということです。人工衛星、現地踏査、土地、施設や道路などの地理情報の管理、都市計画などに利用されています。本市でも既にGISを取り入れ、市民のために活用されていますが、まず、初めにGISを取り入れた目的と内容、そして取り入れるためにかかった費用を質問し、2番目にGISを継続して使うための年間維持委託の内容、その経費がどのぐらいかかるか、3番目にどこの課でどのようなことに使われているか、活用されているか、方法ですね、4番目にGISを活用するための研修はどのように行っているのか、また5番目に各課同士の連携について現状を質問します。6番目に現時点でGISを活用してみてもの総括的な効果及び今後の活用の展開について質問をします。

まず、以上のことを質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 泉田議員のGISの活用についてお答えいたします。

菊池市のGISについては平成21年度に固定資産、道路台帳の2業務を統合型GISとして導入し開始しております。

初期導入の目的・内容・費用についてのお尋ねでございますが、まず目的としましては、合併後の菊池市においての各データを統一し、構築したデータについては、本庁・総合支所間で共有するだけでなく、各部署で共有化し住民サービスの向上を目指すものでございます。

内容は、地籍データの統合、固定資産システム、土地家屋台帳等の電子化、地番家屋図作成及び写真地図作成、土地家屋台帳管理システム、道路台帳のデジタル化、道路台帳調書の統一、道路台帳管理システムの構築の8項目でございます。

初期費用は、固定資産基本データ整備事業で8,600万円、道路台帳システム整備事業4,900万円、合計の1億3,500万円となっております。

次に、昨年度の維持管理の内容と費用につきましてでございますが、毎年の維持経費としましてシステム全般保守が207万9,000円、地籍図等データ更新業務が873万6,000円、道路台帳システム補正整備が1,764万円、3年ごとの航空写真撮影及び写真地図作成が1,908万9,000円、非定期の一時費用として、下水道台帳補正が31万4,000円、農業振興地域整備計画策定業務が1

28万4,000円、公園台帳実務業務が75万1,000円、都市計画図総括図データ修正業務が37万8,000円となっております。

次に、現在の各課での活用方法につきましては、税務課での土地家屋台帳管理システムでの証明書交付、土木課での道路台帳管理システム、都市計画課での都市計画図の管理となっております。

職員の研修実績につきましては、毎年1回実施しており、昨年度は2月に職員の希望者11名に国際航業（株）の講師により、操作・使用方法について実際にGISを使用した研修を実施しております。

各課での連携につきましては、航空写真地図・住宅地図・道路台帳図・都市計画図・公園施設図・ごみステーション地図・ハザードマップ・小学校区図・農政情報図・地籍情報図・公共下水道地図などの情報を全庁で共有し閲覧できるため、関係課で連携して事業実施及び計画策定等に使用しております。

最後に整備後の総括としましては、税務課において本庁・総合支所間で共有して証明書等を交付するなど市民サービスの向上につながり、また建設部では道路台帳や都市計画図として効率的な活用が可能となるなど一定の効果が上がっているものと思われまます。さらに市民の利便性の向上に向け、効率的な行政運営を進めるため行政改革の実施項目として平成22年度から庁内GIS作業部会などで活用方法について検討を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○10番（泉田栄一郎君） 今、主にどういうところに使われているのかということで固定資産の課税客体の活用、また道路台帳図の整備仕様の統一、主にそういうところが中心に使われていると。また1億3,500万円近くの導入時の費用がかかっていると。また年間毎年維持管理費が2,800、合わせると40万円近く、相当なお金がかかっております。また単年度、またそれから3年に1回の航空写真、こういうものを合わせるとやっぱり2,000万円近く使われているということで相当な費用がかかっているということがわかっております。私なりに今回このGISの質問をするに当たりまして勉強してみまして、本日議長の許しをもらいまして、皆さんパネルを持って頑張っておられますので、私もちょっと今回はパネルを使ってちょっと皆様にご紹介をしていきたいとそういうことで考えております。ちょっと顔が見えるようにせないかんです。

それでは、これは泗水の吉富で痴漢の出没があったということで市民相談を受けましたので、それを基に作成してみました。GISを使いまして、その図面を見ま

して、その道路の幹線、どこのところに出没したかということで、その出没したところにGISで航空写真上から撮ります。それをまた現場のどのところに出没したかという写真をGPS付きのカメラで撮りますとこういうふうに瞬時にその場所がわかるということになります。そして、さらに今度はその地図をそこに地域の地図を出して、どの近くが出没したかと、また不審出没の場所がどの辺りが可能性が高い、そして、特に待ち伏せの危険性がこの辺りがあると。そして、またこの赤い道路のところは外灯がないというようなところで、一目瞭然にこのクリックをすればそれがわかるということで、例えばこれを小学校の一番目立つところに拡大して貼って、例えば保護者の方、また学校の先生、そして子どもたちにこういうところが危ないよというような形でお知らせすると。それぞれが共有してこれを見ることができると非常に優れた機能を持っております。またこれを使ってハザードマップ等をつくっていくということにもなると思います。これは学校現場で使えるというところじゃなくていろんなところに使えます。また例えば、次に、これは消防小屋、または消火栓、または防火水槽がどこの第何分団のどこにそれがあるかどうかで、地図上でクリックすればすぐその写真を撮っておけば、このようにその消防小屋と位置と、そして消火栓がどこにあると、そして防火水槽がどこにあるというふうな形でそれが瞬時にわかるということで、これは各部署でお互いの連携の中でできるという形になると思います。こういう写真等は各団員の方、または地域の方と一緒に写真をつくって地域の人たちとできるだけ経費がかからないようにつくることができるということで、非常に防災、その他に活用法が広がっていくことがあります。これらの情報をすばやく取り入れ、技術と市民の協力体制があればいろんなことができるというふうなことで勉強させていただきました。このGISを最大に活用していくならば、市にとっても職員の仕事の能率アップが図られ、住民サービスにも多大に貢献し、本市が一層飛躍するものだと確信いたしました。私自身も残念ですけれども携帯電話やiPad、パソコン等を持っておりますが、機能をほとんど活用していません。例えば自分のそういうものでチケットを買ったり、先ほど言われていましたようにフェイスブックを作成したりというような非常にいいものを持っていてもそれが使いこなせないということであれば、本当にもったいないことであると思っております。そういうことで、私はこの機能をそれぞれの課で最大限に発揮していただくことを望みます。例えば、住民の方が先祖代々の土地がどうしてもわからないからその窓口に来られてこのGISで調べてもらえないだろうかということを知った場合、宮崎の都市部では閲覧も可能で、またそれを交付していただけるというようなことをお聞きしました。そういうことで菊池市では、例えばこの土地をこのGISで見て、それが閲覧し、交付していただけるかどうか、

まずお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） こんにちは。泉田議員のご質問にお答えいたします。

現在、本市の税務課のほうで先ほどからありましたように土地台帳等の整備とか地図等は航空写真で受け入れてGISするとか一部ございますけれども、地籍調査が全部終わっておりません。それとシステム上、地図を市民の方にその部分だけを取り出すという形でまだなっておりませんので、今後の検討課題として取らせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○10番（泉田栄一朗君） 菊池市ではそれができないと。それがもちろん個人情報保護法の問題にもかかわるといふこともあると思いますし、先ほど言われましたように地籍がまだ終わっていないということもあると思います。都城市がどういふふうな形でそれをされておるか、まずそれも見ていただきたい、聞いていただきたいと思っております。それと例えば、その但し書の中でこの航空写真は地籍図と一致するものではありませんと但し書を書いて、それを提出するとか。いろいろな方法があると思いますけれども、やはり非常にこのGISの活用というのが市民にとってサービスがいいと思っておりますので、そういうことを少し研究し、また他市がそういうことを出しているとなればうちの菊池市でも出せないことはないというふうに思いますので、ぜひ調べていただきたいと思っております。

それと、この答弁は要りませんけれども、今後のこのGISの研修の仕方なんですけれども、まだGISを市町村取り入れていないところがたくさんあると思います。そういうことでうちの菊池市はこれだけのお金を使って取り入れているわけですので、ぜひ職員の研修を充実していただきたい、質の向上を上げていただきたい、そう思います。先ほど年に1回国際航業さんから講習を受けているということを書いてありましたけれども、やはり私が調べましたらGISを全国的に普及するために国土交通省が利活用する先進事例のモデル地区を指定し、全国7府県で実施しているということも聞いております。その中でまた福岡県の直方市では先進的な取り組みをしていると、直方は国勢調査の回収率が低下していく中、GISを活用することによって回収率を飛躍的に上げることに成功し、これは1人の職員の呼びかけがきっかけになったということでもあります。そのきっかけで広く広がったということです。この事例を発表したことにより、全国的にも世界的にもこの直方市が

注目をされたということです。これは、先ほども言いましたように地図がコンピュータの中で動くということです。行政の立場でいえば、菊池市全体がフィールドということです。どの部署にも菊池市内を管理する様々な図面がありますが、そしてまたデータがありますが、それをデータ化してコンピュータに取り組んで業務改善に生かし、より使いやすくする、活用するということであります。この研修のもう一つ聞いたところでは、九州大学の中でキャンパスの中でGIS研究会を月に1回やっている。また国土地理院では公務員だけが受けられる研修もしておられるということで、公務員だけを中心にした研修会もやっておられる。本市の中にも測量の会社がありますが、官民一体で研修会をもつことも市の活性につながるのではないかと考えております。ぜひ本市でも維持管理費に多額の費用を使うのですから様々な研修を積み重ね、質の向上を目指していただきたいと考えております。少数でもこの職員の研修が勉強をすることによってスペシャリストができれば、それがまた次の職員にそれを伝えていくという広がりが出てくるのではないかと考えております。そういうことで、ぜひ研修に力を入れていただきたいということで、その点についてどうお考えか質問させていただきます。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 研修についてのお尋ねでございますが、先ほども申し上げましたが、今後のGISの活用の研修につきましては、現在行っている職員研修を年1回以上開催したいと思っております。さらに県や他の自治体、民間における活用事例も数多くなってきましたので、それらを庁内GIS作業部会等で検討するとともに外部研修にも参加してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○10番（泉田栄一郎君） ぜひ、このGIS研修・勉強を行っていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

憩いの森公園についてでございます。10月30日、泗水町吉富にある憩いの森公園が第29回都市公園コンクール設計部門で一般社団法人日本公園緑地協会会長賞を受賞したということです。大変におめでとうございます。この表彰は技術水準の向上と新たな時代の都市公園の創造などを目的に行われました。人々が日常的に集まり、気づかぬうちに地域の自然や歴史・文化を知り、未来へとつないでいくことを目指した設計方面が評価されたということでもあります。特にこの地域は花房

飛行場跡地ということもあり、戦争遺跡から平和を伝えるフィールドミュージアムとして大きな役割を果たしていると思います。憩いの森公園は市民の意見を取り入れながら市民参加型のワークショップにより設計されました。このような公園づくりが自治体レベルで全国的に広がっております。今、憩いの森公園は地域の方々がウォーキングを楽しんだり、乳幼児を連れた若いお母さんたちが利用され、大変喜ばれております。この公園がある富の原地域はアパートの建設も増え人口が増加しております。年齢層も乳幼児や児童がいる若い世帯が多くなっています。私もこの計画中に何回かワークショップに出席をさせていただき、そのとき様々な年齢の方々がいろんな要望をされていることを知っております。その中で児童の遊具施設の要望がありました。しかし、今現在アスレチック的なものはありますが、低年齢の子どもたちが遊べる遊具がありません。今、公園が完成し、改めて利用する市民から子どもたちが遊べる遊具を設置してほしいとの声の高まりがあります。今後遊具設備の予定があるのか、またどのように考えられているのか質問をさせていただきます。

次に、今後の憩いの森公園の活用の仕方について質問します。

富の原地域の住民からよく聞くことは、近くに買い物をする店がほしいということです。若い世代の人々は増えていますが、もともといる人たちの高齢化も進んでおります。もとはこの地域にも一つスーパーがありました。それも数年前になくなり、私は富の原の地域に店がないということから、以前議会でも養生市場や物産館等の第三セクターが出張販売したらどうかと、また第2養生市場を出せないかという質問したことがございます。買い物難民という言葉を使いますが、実際困っている方がたくさんおられます。すぐにスーパーマーケットや小売店をもってくることは難しいでしょうけれども限府でやっている軽トラ朝市やフリーマーケットなどを企画する考えはないか、ご質問をします。また、買い物に不自由を感じている市民に対してどのような考えをもっておられるかご質問をします。

次に、今後の公園維持管理について質問をします。

憩いの森公園に限らず、本市にある公園は全て地域の宝として守り育てていく観点から述べさせていただきます。市民の心の中にある伝統や懐かしさ、地域性を引き出しながら自分たちの公園をつくるという精神が大事です。各公園単位で自分たちができることは自分たちでやる、専門家に頼むところは頼むという計画を立てるところから始め、いつしか地域の宝としてなくてはならない公園にしていくべきだと考えております。私は以前、憩いの森公園が計画された段階の平成23年3月に公園づくりについて質問をさせていただきました。また今年の9月議会では公園の長寿命化の考え方を質問させていただきました。このときは施設や構造物等のハード

面から質問をしましたが、今回は地域の人たちが公園を守り育てていくというソフト面から質問をしたいと思っております。特に維持管理をどう考えて活用していくかという点に関してでございます。既にボランティアで動いておられる団体があります。広報で見られたと思えますけれども、菊池観光協会主催で城山再生プロジェクトとして菊池公園一帯の清掃活動が毎年行われています。市内外から200人を超える参加者が集まり、作業後に梨カレーや菊池の天然水が振る舞われておりました。また憩いの森公園では富の原1区老人クラブの人たちが仲間と集い、「高齢者の元気な姿を示そう」というスローガンのもとで和気あいあいと作業されておられました。その思いは公園を訪れる人たちに気持ちよく利用してもらいたいということから発する行動だったと思えます。そこで例えば市として「憩いの森を守ろう隊」、そういうようなグループを発足できるようなきっかけづくりができないか。これはこの憩いの森にかかわらず、いろいろな菊池市の大きな公園があります。そういう公園を守るグループと申しますか、そういう隊をつくるきっかけができないか、その三点をお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、三点につきましてお答えさせていただきます。

まず、最初に公園の遊具設置でございますが、憩いの森公園につきましては、遊具により限定された使い方を強いることなく、子どもたちがみずから工夫して遊んでいきたいという思いでつくっておるところでございます。例えばクスノキやケヤキなどまだ植栽したばかりでございますので、あまり大きくございませんが、数年後大きく育ったときには、その景観を含めまして、自由に創造的な野外遊びができる場所として利用していただきたいと考えているところでございます。また公園の対象地域により、総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園とその規模に応じまして目的を果たすようにそれぞれが補完しながら存在するものがございます。一般的には規模の小さな街区公園には遊具等を設置いたしまして行うところでございます。また中規模な近隣公園には地域の人々が集えるような広場、もしくは憩えるような植栽を整備することとなっているところでございます。近隣公園として位置付けてございます憩いの森公園には街区公園のない富の原地区にとって唯一の公園であるため遊具を含めました様々な要望が出ているのは承知しておるところでございます。この件につきましては、しばらく時間をかけて様子を見させていただくならばと考えているところでございます。

次に、日曜朝市やフリーマーケットの公園利用についてでございますが、芝生広場に入らずに市道沿いの記憶の広場と称しております緑化ブロック、コンクリート

舗装の駐車場を利用していただければ、活動は可能であると考えております。物産品の販売などイベントとして、その開催計画及び管理方法など十分な計画の下による活動でございますならば大いに利活用していただきたいと思っておりますのでございます。

次に、公園の維持管理についてでございます。今年度は先ほど議員が申されましたとおり、憩いの森公園のボランティア活動として、地域の老人会の皆さんで除草作業をしていただきました。お陰できれいな公園を維持することができております。地域住民の皆さんの見守りやボランティア活動は今後の市政に必要不可欠なものと考えているところでございます。限られた予算の中での維持管理でございますので、これからもこのような地域の活動に大いに期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○10番（泉田栄一郎君） 三点の質問にお答えいただきまして、一点目は遊具というのが近隣公園であるために全体の目的を果たすために自由な発想の中で使われているからまだ遊具というのが考えられていないと。ただ今後はその可能性がある、地域の人たちから要望があつて、本当に必要性を感じればできないことはないというように受け止めさせていただきました。このお答えは要りません。それとこのフリーマーケットについてでございますけれども、これもやはり計画の中でコンクリートの部分、桜並木があるところの部分でそういう可能性があるところだということと認識をいたしましたので、しっかりした計画と利用・活用がきちっとできれば、その可能性があるということと捉えさせていただきましたので、ぜひこれをしっかりと考えて地域の活性化につながるように考えていきたいと思っております。ぜひ市としても考えていただきたいと思ひます。

最後の維持管理ということでございますけれども、私もこの憩いの森公園を見まして、憩いの森公園の注意事項ということが書いてあります。マナーを守ってご利用くださいという注意事項が書いてあります。その中には火を使ってはいけませんと、バーベキューや花火をしちゃいけません、またスパイクシューズの使用を禁止します、車、バイク、自転車等の乗り入れを禁止しますと、ペットにはリードを必ず着用すると、そういうことが書いてあります。また、木や花なんかの採取はだめだと、無許可の出店、広告もだめだというふうなことを書いてあります。そういう中で、やはりやっちゃいけないことがやりたいんですね。結構そういうのがあります。例えばバーベキューをそこで、公園の中でやりたいとか。また、そこで車とかバイクはいけないけども自転車ぐらいは乗りたいとか、そういうようなものもありま

す。ここでは、ペットはちゃんとこの鎖をつないでやっていけばいいと、そしてペットの糞は持ち帰るというようなことが書いてあります。そういうようなことで、やはり一つのこの地域の人たちがその公園を使うに当たって、きちっとした維持管理をする団体がリードしていただいて、そこで我が家には庭がないから、そこでバーベキューをしたいとか、そういうような可能性があるような、自分たちの維持する公園を育てていきたいというような、これからの維持管理の方法、そして、もちろんごみを拾ったり、草取りをしたりというようなボランティア活動をするような人と専門家がそこを本当に必要に応じて管理をしていくというような考え方が必要ではないかと思っております。そういうことで、そういう公園の今後の維持管理、そして今後の活用について、最後に市長にご見解を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今の憩いの森公園の用途についての制約ということのお問い合わせであったわけでございますけども、憩いの森公園は今しがたご説明があったようになるべく広く多くの方に楽しめていただけるようにという、一つの設計の思想でございますので、それをベースとしたですね、今正々とした使い方についての注意事項等を掲示しているわけでございますので、これは長期的な意味での公園内の保全、それから風紀等々を守るために設けたものでございますので、今のところはですね、これは変更するという事は考えてはいないわけでございます。よろしくどうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○10番（泉田栄一郎君） 今後の菊池の公園の維持管理のあり方ということで、ぜひ将来のことを考えながら、それも含めて考えていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午後1時37分

開議 午後1時46分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○13番（樋口正博君） こんにちは。過去2回、6月、9月と市長の施政方針についてお伺いをしましたが、今回は日常的なことで気づいたことについて、お伺いしたいと思います。

皆さんもご存じのとおり、11月に温泉街や商店街を中心にほの宵まつりが開催をされました。今年で第3回目の開催でありましたが、夜の街を市民手づくりの灯籠やオブジェでろうそくの光を用いて照らし出す、普段と違う幻想的な雰囲気多くの観光客も喜んでおられました。今年は市内のほとんどの小学校にも参加をしていただき、また高校生のボランティアも来ていただきながらライトカバーや灯籠作成に参加をしていただきました。私が住む正観寺会場には花房小学校や泗水東小学校の子どもさんたちも自分の作品を見ようと訪れていただきました。年々その規模を大きくしているところではありますが、近年では同じようなイベントが県内外で多く行われ、各地区それぞれの特徴を生かしながら競い合っております。私も作品の制作や点灯の準備設置、撤去等に関わらせていただいております。しかし、その中でスタッフの方はいろいろなご苦勞をされておられます。まずはその作成の問題です。現在では、市民広場近くの美術館の周りの限られたスペースで行われております。屋根もなく雨が降れば即刻作業は中止という状態であります。また作成運営に関わる人員確保の問題です。先に述べたとおり、一度に大勢の作業を行えないためにボランティアの募集もなかなか大きく呼び掛けられないと。ゆえに関わる人員が限られてくる。そういった中でも今回は隈府地区の区長さんのご厚意により、区民の皆様が各会場でろうそく点灯など協力を行っていただきながら無事終了を迎えました。本当に心よりお礼を申し上げるところであります。しかし、これ以上の規模拡大にはこの問題を含むその他の多くの問題を解決しなければなりません。そんな中、スタッフから提案として出てきたものが、表記した廃校校舎を利用した観光振興と山林保全であります。これからお話することは、あくまでも地元の同意があればと、ご理解があるということをお話いたします。もし、学校施設を利用できるのであれば、作業場として拠点を置き、河原、龍門、迫水、水源、各地区のひとり暮らしなど自分で山林手入れが難しい場所を指定してもらい、集中して竹を伐採していく、なおかつ各地区、広い範囲、広い人材に参加をしてもらうと同時に土日祝日は雨天でも作業スペースが確保できるため、ボランティアの募集も大きく行うことができると予想されます。関わる人間が多くなれば、自然と運営に携わる人間も増加します。現在、伐採している竹の本数は1回に当たり約500本から700本程度であります。数が増えれば、これが1,000本、2,000本と増えていくのではないかと、そうすることにより森林の竹による被害を少しは防ぐことができるのではないかと考えているということでありました。学校跡

地に関しては、様々な議員から様々なご提案がされているのは理解しております。ただこの提案は季節限定のスポット的利用であり、はっきりとした使用目的が決定すれば速やかに撤去できるものでもあります。跡地利用の大きな問題にはならないと考えますが、執行部のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 樋口議員の学校跡地の利活用についてのご質問にお答えいたします。

現在、学校跡地の活用につきましては、地域住民を中心とした学校跡地等校区検討会の中で検討を重ねており、その活用の方向性を模索しているところでございます。検討の中では、検討委員さんの意見はもちろんでございますが、アンケートやアイデア募集の結果を踏まえて、有効な活用案をまとめたいと思っております。ご提案いただきました、ほの宵まつりでの竹灯籠の制作場所としての活用、また竹害を防止する取り組みでございますが、体育館においては地域で利用したいと多くのご意見をいただいております。現在もスポーツ活動で利用されておりますので、その期間中の全面の活用は大変難しいものがあると思います。しかしながら、体育館の一部スペースの活用や教室、倉庫の活用など、工夫次第では可能になるものと思っております。また、ほの宵まつりは菊池市の観光振興にとって大変重要でありますし、竹害の解決策の一つとして考えられると思います。学校跡地の活用については、具体案の作成にはまだ至っていない段階でありますので、学校跡地活用のアイデアとして地域の皆様と協議をしてみたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○13番（樋口正博君） 今のお答えでは、地元で1回お話をさせていただけるというふうに受け止めております。ほの宵に携わるスタッフの夢はこのイベントを菊池地区だけではなく菊池市全体に広げたいというのが夢ということでもあります。つくった作品は実は展示が終わるとほとんどの作品、どうぞお持ち帰りくださいというお話を毎年しています。そのほとんどが軽トラに積んでご自宅などにお持ち帰りをされるんですが、本当に将来的に各地区の公園や店舗とか、また自宅などで菊池を歩けば至るところに竹灯りが灯る、そんな町にしたいというのが皆さんの思いであります。市長が提唱する「森の中のまち事業」が本当に成功というか、進んでいく中で、例えば森に包まれた中に竹灯りが灯るというのは、私は非常に最高のロケーションだというふうに思います。現在では、竹による森林の浸食被害は全国でも深刻

になっています。大体昔から古来より、竹はタケノコを食し、その皮は殺菌作用を利用して包装に使われ、親竹はうちわ、そしてお箸とか籠などに用いられて、日本文化の中で仲良く共存してきたところだと思います。ただ最近、中国等の非常に安い竹が入って、加工品が入ってくるものですから、知らず知らずのうちに金にならないということで放置をされたというのが現状だと思います。多分私は材木、木も同じ状況下にさらされているのではないかというふうに思います。自然を生かしながら、そのことを実践するためにもぜひとも前向きにご議論をいただきたいと思います。竹林伐採については、過去に泗水地区では緊急雇用対策事業で竹林伐採を試みたということもお聞きをしております。また、竹林伐採だけを考えてみれば、事後処理をですね、例えば市役所のトラックを出して廃棄をしてくれるということであれば、切り出しだけであれば年間数千本の竹林の伐採も可能ではないかというふうに考えます。このことに関しては、また処理等の問題がありますから、この場でのご答弁は結構ですが、過日あるところで市長のご挨拶をお聞きする機会がありました。既に竹田や臼杵などの先進地の事例をご存じのとおりで、燻煙処理の話まで出てまいりました。そこまでは一足飛びにとは申しませんが、ぜひとも現状を打開することが求められるというふうに感じておりますが、市長のご見解をよければお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 先ほど竹林の整備プラス竹灯り事業による森の中の町とのハーモナイゼーションということですので素晴らしい構想であると思います。それに関して私の感想を一言申し述べさせていただきますと、今ご指摘のあった竹田、それから臼杵市、まいりましたときに大変私は勉強になりました。臼杵市においては、あそこが竹灯りの発祥の地と聞いておるわけですけれども、大変成功しておりますですね、町中の至るところにこの竹灯りが非常に趣向を凝らして、いわばそれぞれのコーナー、コーナーで競い合うようなですね、趣向を凝らしているものですから非常にこの町中を一周するのが楽しいと。観光客、市民一体になってですね、着火マンを持って夕方点けて回るというふうなところまで浸透しております、いわばこの独りでの、何て言いましょうかね、祭り自体が力を持ち始めて、委員会ではなくて、むしろもうみんなが自然発生的にその祭りを回しているという状態になっておりますのを一つの事例として大変うらやましい一方で、一つの目標としてですね、これはぜひ、この今菊池市でやっておられる試みを続けていこうと、そのために一緒になってですね、進めていこうという思いを強くしたところでございます。それから竹田市で大変勉強になりましたのは、あちらでは経済を循環させるという

考え方に立って竹灯りやっぺいらっしやいまして、もちろん賑わいは生まれるわけですが、それが自己目的化しておりませんで、お客さんが来ることで当然町の中の賑わいということで観光、それから商業のところも賑わうわけでございますけども、今おっしやいました竹林被害で困っているところからですね、ボランティアを募って、その竹を切り出す。その竹をかなり早い段階、10月か11月の竹灯りに対して、もう確か2月ぐらいが第1回だったと思いますけども切り出して1回燻製をしておくらしいですね。色が茶色に変わったもので竹灯りつくるものですから非常に味わいが出ると同時に、終わったらそれを炭にするらしいんですが、そのことで事前に薫陶しておくことですね、非常に炭にいい炭ができる。その炭をまた売ってということで、いろんな林業、商業、観光、それから竹林の地主ですね、いろんな方に少しずつですけども利益が分配されていく、それで利益実感がじわっと浸み出して、皆さんがそのときだけではなくて末長くやっぺに行こうということであうまく回っていると。そういう事例として承知しましたので、両方の事例をうまく生かしながら進めていきたいなというふうに思ったところでございました。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○13番（樋口正博君） 先進事例までお話しただいてありがとうございます。私、豊後高田にも行ったことがありますけど竹細工の店もあると、将来的にそういうものまでできればいいなというふうには思っております。

次に移りたいと思います。

2番目の職員のスキルアップについてであります。まず一点目、職員の研修制度の考え方について伺いたします。

現在、職員研修は自治大学校や市町村アカデミー、その他、庁内外での講習会等、長いもので約3カ月、短いものでは1日と全体的には期間はばらばらであります。総じて短い研修のほうがほとんどということであります。また行先も大体限られているというところでもあります。当然庁内の業務があるわけですから、そんな中に時間は空けられないと私自身もそう思っております。しかし、あの3.11の東北大震災の際、多くの職員さんが熊本県のペアリングである宮城県各地に様々な職種を問わず、月単位で派遣をされております。また友好都市である遠野市へは3カ月にわたり職員さんが行かれております。非常時であるとはいえ、菊池市役所はその間大変ではあったでしょうが、通常に業務を全うしておりました。ならば私は実践的な研修制度も可能ではないかというふうに思いました。ここで言う実践研修とは、農、商、工、全国の先進地の自治体へ職員派遣を受け入れていただくと。当然相手

があることですからそう簡単に、行きたい、いいですよという話にはいかないでしょうけど、しかしながら実戦的な経験は必ず職員の糧ともなるでしょうし、菊池市の発展にもつながると私は考えておりますが、執行部におかれましては、今後、他自治体への職員派遣を考えることが可能であるか否かのご見解をお聞きしたいと思います。

2番目の褒賞制度についてですね。この件については、既に庁内において規定も設けてあることは承知をしております。ここで私が提案するのは、新たな褒賞のあり方というところであります。市長は民間企業で長くお勤めでした。私も短いなりに本社業務や営業として民間企業の一員として働いた経験があります。私が勤めた企業では、売上強化月間であるとか、強化商品を指定をしながら、その目標達成に応じて褒賞金を支店や個人に支給する制度がありました。目標達成のために必死で走り回っていたのを思い出すところではありますが、市役所でもそんなことができないかなと昔から考えてはおりました。ただ組織の性格上、市民の理解を得ることは非常に難しいというふうにも考えておりました。ならば、どうするかということで私なりに考えた思いは、市長もご経験されたかもしれませんが、一昔前のTQC手法でいうQCサークル (total quality control)、その中で現状の無理・無駄を省く提案活動を庁内で行ったり、また同時にAV、CV提案ですね、僕ら営業のときは手ぶらでは行かず、こうすれば品質・性能が上がるとか、コストダウンができるとかいう提案活動をもって営業していたわけですが、庁内における市民サービスの向上やコストダウンの提案の活動をして、庁内業務システムの無駄を省きながら仕事の効率化と標準化を行うと、こういう提案活動を実施して、年に2回ほど庁内、民間を交えた審査会で、その優秀なグループに対しては研修旅費を組んで職員のさらなるステップアップにつなげることができないかというふうに考えました。その提案の中には今すぐ使える提案もあるでしょうし、5年後、10年後可能という提案もあると思います。しかしながら、この様々な提案はこの庁内だからこそわかるいろんな業務の無駄であるとかそういうものが必ず出てくるでしょうし、特に若手の職員さんはなかなか直言することは難しいんですが、こういう提案活動を通じて庁内の様々なものを変えていくという機会にもなると思うんですが、そういう将来的に市の財産となるというような新たな発見をするためにも新しい試みとしてお考えになるところがあるかどうか、この二点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 職員のスキルアップの制度についての質問にお答えいたします。

地方分権が実行段階に移行し、権限の移譲も進められ、自治体の自主性、自立性が求められる中に、第一に職員の意識改革や政策能力の向上が求められていると考えています。このために職場内で集団研修や自治大学・アカデミー等への職場外研修を実施しているところでございます。先進自治体等への研修につきましては、短期（日帰り等）の研修は行っております。1カ月から1年といった長期的な研修につきましては、相手方の受け入れ体制のいかんによると思われませんが、先進事例を直接的に体験、勉強できるいいアイデアではないかと思えます。長期的な研修が可能な場合、実際の日常的な業務を経験する中で、研修先における先進的な考え方、手法等を取得し、幅広い視野を養うことは、研修として有意義であるとともに先進事例の本市導入に当たっても重要であると考えております。

次に、市民サービスにつながります提案活動への助成と申しますか、それにつきましては、職員の自己啓発や能力開発に対する市の助成としましては、菊池市職員自己啓発研修助成要綱による研修受講料の2分の1以内で、2万円を限度とする助成があります。また自主研修グループ（3名以上）として、市政の施策・課題、地域の活性化、行政事務の改善、職員資質の向上等を対象とする自主的な研究活動に対して、菊池市職員自主研究グループ活動助成要綱により1グループ当たり10万円を限度として助成制度を設けているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○13番（樋口正博君） 上限2万円の2分の1と、1グループ10万円とかいう話なんですけど、なかなかやっぱりこれって若手の職員さんは申し込みにくいんじゃないですかね。私はなぜ提案活動を行うかということに関しては、本当に庁内の業務を再度自分たちで洗いなおすことができますし、特に若い人たちの合理的な考え方も上に伝わっていくと思うんです。その中で審査会を経て、当然民間の方も入っていただいて、これだけのことをやっているというところで評価をされる中で、その副賞という言い方はよろしくないかもしれないですが、その成果をもって先進地研修と2分の1と言わず、ほぼ全額を出して、さらなるまた勉強をしていただくということは再度考えていただければなというふうには思います。なぜこんなことを言うかという、自分自身の経験で言うと実は僕は俗にいうメーカーというところに勤務をしておりました。ただ大きなユーザー移管が発生したものですから全国的に、若手を中心として販売店に1年出向したことがあります。普段それまで僕らが行っていたのは、TOTOであるとか日産とか新日鉄とか、俗にいう大手企業なんですよ。ちっちゃいユーザーを引き継ぐために1年間限定で出向したんですが、だか

らといってそれだけには構えないんで、販売店が持つユーザーを当然僕らは当然担当して回るんです。そうすると大きなところでやっていた営業とは全く違うところが見えてくるし、視点が変わるんです。大きなところは大きなところで大変なところもあるし、ちっちゃいところはちっちゃいところで大変なところがある。そういう視点を変えるためにも、ぜひとも私はどんどん違う自治体でも経験をさせていただければというふうに思っています。かつて私はブランド推進課を立ち上げられるときにこの場に立って、本当に大丈夫ですかという話をしました。それは農産品のブランド化や販路拡大は様々なバイヤーや市場関係者がひしめく中で市役所の職員さんだけじゃ対応が難しいんじゃないかという思いだったんです。それは職員の能力が云々という話ではなく、その環境に育っていない人がいきなり市場経済の売買行為の中で何ができるかといえば、やっぱりそれは非常に難しいんです。たまたま経済建設委員会で秋田の横手市に研修にまいりました。私は以前に、その前に個人的にその地を訪れたことがあって、そこはマーケティング推進課というんですが、食と農では日本のトップランナーではないかと思えますけど、既に市役所の中にデパートのバイヤーのOBを入れたりとかデザイナーに参画してもらったりして、実践的なことをやっているんですよね。だからこの市役所の中でそれができないということであれば、既にそれをやっているところに行って学んできて、持ち帰ってこちらで生かすということであれば、私はその対応も可能ではないかというふうにも思いました。市役所の環境でできない体験をするというところに関しては、実は先日もうちは旅館をやっています、朝お客様とお話をしていました。宮城の石巻市からお見えになったそうです。何をしにおいでになったかとお聞きをしましたところ、実は職員さんを派遣していただいたと。非常に頑張っていたので、今日は感謝状をもって市長さんに表敬訪問をさせていただくところなんですということでした。この表彰された方だけにとどまらず、多くの職員さんが宮城県に行っているような経験をされている。やっぱりこれは非常に貴重な経験と時間を職員さんにもたらした行為ではないかと思うんです。これをきっかけにぜひともそういう活動を続けていただきたいというふうには思います。これらの実現に対して市長自身どういうふうにお考えかというところをお聞かせいただければと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問は職員のスキルアップのための、特に外部でのそういったふうな研修の機会ということだと思います。おっしゃるとおりですね、職員のスキルアップというのは今後の市政運営において非常に重要なテーマだと私は認識しております。できるだけこれからですね、多様な研修の機会を提供するこ

とで職員としての柔軟な発想力ですとか創意工夫、場合によってはコスト感覚とかですね、そういったものを身に付けてほしいと思っておりますし、ご指摘のようにとりわけ他の自治体でありますとか、あるいはそれに類似した組織ですとかいったところは業務の似通ったところがあると思っておりますので、大変ヒントになるのではないかというふうに考えております。実は平成26年度からそうした考え方を少し取り入れておまして、まだ相手方の正式な決定のプロセスがあるものですから、最初のご回答はまだこれからではございますけれども、今行っております熊本県との人事交流、これは3名にしたいと思っておりますし、大阪事務所への引き続き職員を1名派遣したい。それから今まで熊本県市長会東京事務所に、これは輪番で送っておりますけれども、今年は輪番にかかわりなく1名送ると。それからこれは新しいことですが、熊本大学のこれは大学院だったと思っておりますけれども政策創造研究教育センターというのがございまして、そちらに政策研究員として1名を派遣する予定でおります。これは研究室の中に市役所の職員が、市役所の職員の身分を変える必要ありませんで、そこに研究員として行って、自分の研究テーマを持って行けるわけですね。例えば、話ですけど菊池市の、例ですけども菊池市の例えばあるべき交通システムをどうするかと、こういったテーマを持ちこんで、教授、それから研究生、研究員おりますので、そういう人たちと1年なら1年かけてそれを実際にもんでいくと。その合間には当然他の自治体いろんなプロジェクトありますから、そちらのほうに教授と一緒に行って、いろんな勉強して、また持ち帰って自分たちの政策にフィードバックするという事で非常に実践的な勉強になるのではないかというふうに思っているところでございます。そういう意味では県との人事交流がさっき3名と申しましたけど今1名でございまして、一挙にそれをそれに2名増やす。それから今申し上げた東京事務所というのは、これは輪番ですから待っていませんとあと何年後かになるんですが、これはあえてですね、大手の官庁、中央官庁ともですね、非常に人脈を付ける等の意味で大変意義深いものと思っておりますし、東京でのいろいろな大組織の中でのスピード感とかいろんな仕切りというものを学んでいただくには絶好の機会だと思っておりますし、ここも実質的には増員ということになりますので、今の熊大政策創造研究教育センターも含めまして、来年度は一度に一挙に4人ぐらいはこういったものを増やそうということで、もう既に手配はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 樋口正博君。

[登壇]

○13番（樋口正博君） 本当公務員というお仕事は大変な職業だと思っています。あ

る意味、非常時にしか日が当たらない仕事ともとれます。先の3.11の大震災で現場を支えていたのは、その大きな柱は自衛隊、消防、警察、役場の職員、ほとんどが公務員です。その中には自分自身も被災者でありながら懸命に地域のために働く。非常時になれば、本当にそういうありがたいことがわかるんですが、なかなか平時にはわからないというところが本当大変なところじゃないかと思います。最近スーパー公務員の話も出ますが、私自身はあんまりそこには興味がなくて、先ほど述べた石巻市から感謝状をもらった職員さん、またほかの地域に派遣をされた市役所の職員さん、またそれを支えたこの菊池市役所の職員さんのお陰で菊池市が宮城県の様々な地で感謝をされたということは間違いがない事実であります。私はこの市役所の中にも立派にスーパー公務員として働ける方がたくさんおいでだと思います。あとはこの地域に根ざして、この地域を変えていただく、そんな働きをしてもらうことが一番前に進めるところではないかと思います。あとは総指揮をとられる江頭市長の手腕にかかっていると思います。現在もそうであるでしょうが、なお一層職員さんを信頼し、コミュニケーションをとっていただいて、市内一体で前進していただくことをお祈りしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山瀬義也君）　ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩　午後2時19分

開議　午後2時27分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君）　議席番号5番の大賀慶一でございます。本日6人目ということで、皆さん少々お疲れかと思いますが、今しばらくお付き合いを願いたいと思います。それでは、通告に従いまして質問をいたしたいと思っております。

まず、ふるさと納税についてお伺いをいたします。ふるさと納税のこれまでの取り組みと今後の戦略についてお伺いをいたしたいと思います。

ふるさと納税は平成20年に、地方間の格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対しまして、格差是正を推進するための新構想として福井県の西川知事の発案で発足をしたといわれております。この納税制度は、寄附をする故郷には定義がなく出身地以外でも、例えばお世話になったふるさととかこれから応援したふるさとなど各自が思うふるさとを自由に選ぶことができます。つまり納税金の納税先を指定でき、なおかつその納税分は概ね100%控除できる、画期的で税収の少な

い地方自治体には大変ありがたい制度だと思っております。この制度は全国の納税者にその自治体を選んでいただくわけですから、その選んでもらうためにはその自治体の取り組みや力の入れようでは大きく税収が違ってまいります。今後国からの交付金も減額が目前に迫っていますので、それぞれの自治体が工夫して税収を上げていかなければなりません。そこで私は極端に言えばふるさと納税は自主財源に乏しい地方自治体にとっては埋蔵金だと思っておりますし、また市長がよく言われる宝の山であると思っております。努力次第では大いに稼げるのではないのでしょうか。実態を調査してみますと積極的に取り組む自治体とそうでない自治体によっては、税収に大きな違いがございます。それらのことを踏まえまして質問をいたしたいと思っております。

まず、ふるさと納税制度が発足してからのこれまでの本市の実績についてお伺いをいたします。

次に、本市でも「がんばるふるさと菊池応援寄附金」という名目の下に取り組んでおられますが、現状といたしますか、例えば応援いただいている方、あるいはどういった地域からとか金額とかわかりましたら詳しくお示しをいただきたいと思っております。

次に、ふるさと納税に対する本市の現在の取り組みといたしますか、PR活動についてお伺いいたしたいと思っております1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 大賀議員のふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと納税は平成20年度から始まった制度で、地方自治体に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、個人住民税所得割額の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されるもので、納税という名称ですが、形式的には寄附と税額控除が組み合わされた制度でございます。本市ではふるさと納税のために「がんばるふるさと菊池応援寄附金取扱要領」を定めており、寄附の用途は菊池市総合計画のまちづくりの目標である「心のふるさとづくり」、「生き生きふるさとづくり」、「爽快ふるさとづくり」のための財源と定めています。

ふるさと納税の一連の手続きをご説明いたします。まず、最初に寄附される方より菊池市へ寄附の申し込みをいただきます。それに対しまして、市は申し込みを受け付け、寄附方法などをお知らせいたします。また寄附者は市指定の納付書等により寄附金を納付していただきます。それに対しまして、市で寄附金を受領し、受領証明書を発行しております。そして、寄附者は寄附をした翌年の確定申告期間中に最寄りの税務署等で確定申告を行っていただいております。

以上の手続きにより所得税の還付と住民税の控除を受けることができます。所得税の還付と住民税の控除を受けるためには確定申告の手続きを行わなければならない、サラリーマン等に寄附が広がらない要因になっているのではないかと考えられます。

次に、PRの状況でございますが、平成20年の制度発足から市外県外へ移り住んだ方々に対する寄附のお願いのため、関東在住の菊池市出身者やゆかりの方々の集まりであります「東京菊池会」やその下部組織でございます「首都圏七城会」、「関東旭志会」、「東京泗水会」の総会、そして菊池高校同窓会の東京支部であります「菊朋会東京支部」の総会におきまして、がんばるふるさと菊池応援寄附金のチラシを配布し、寄附のお願いを行っているところでございます。このほか「広報きくち」や市ホームページでの寄附のお願いや市外に在住の市役所職員への寄附依頼も行っておりました。

次に、寄附の実績でございます。平成20年度は寄附者23人、寄附額115万5,000円で寄附者の居住地は関東13人、県内5人、愛知県2人、福岡県1人、宮崎県1人、高知県1人でございます。また平成21年度は寄附者34人、寄附額113万2,000円で、寄附者の居住地は関東19人、県内6人、関西3人、愛知県3人、福岡県2人、大分県1人でございます。平成22年度は寄附者23人、寄附額107万円で、寄附者の居住地は関東13人、県内6人、関西2人、愛知県1人、福岡県1人でございます。平成23年度は寄附者19人、寄附額92万5,000円で、寄附者の居住地は関東10人、県内5人、関西2人、愛知県1人、福岡県1人でございます。平成24年度は寄附者25人、寄附額100万4,000円で、寄附者の居住地は関東9人、県内6人、関西4人、福岡県2人、北海道2人、高知県1人、愛知県1人でございます。平成25年度11月末現在でございますが、寄附者17人、寄附額76万5,000円、関東8人、関西4人、県内3人、福岡県1人、岩手県1人でございます。平成20年度から今年11月末までに延べ141人の方から605万1,000円のご寄附をいただいたこととなります。このうち毎年5人程度は市の職員でございます。また寄附額1万円以上3万円未満の寄附をいただいた方に3,000円程度の特産品、3万円以上の寄附をいただいた方には5,000円程度の特産品をお礼状と合わせて贈呈をしているところでございます。ご寄附いただいた内容につきましては、寄附者の意向を尊重した上で公表して、よい場合のみ市のホームページによりお住まいの都道府県名、お名前、寄附額を公表しております。

以上、制度発足以来のふるさと納税の現状でございます。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） ありがとうございます。これは、もう今部長おっしゃったように公表されておりますので、私も公表を見まして、本当に少ないなとびっくりしたわけでございます。このふるさと納税は、これは本市に寄附をしていただくわけでございますので、やはり何といたしても本市からの努力も必要だと思っております。今後ですね、やっぱり我々議員もそうでしょうが、市民全体に協力をいただいて、これもっともっと増やすべきだと考えております。この制度は全国の納税者がターゲットでございますので、取り組み次第では本当に素晴らしい結果が出てくるんだと思っております。例えば島根県の米子市ではここ人口15万人程度ですが、平成24年度の納税者が7,201人で、8,900万円あまりが納税と寄附されております。24年度に比べますと実に寄附者にして2.6倍、寄附額にして2.3倍の実績がっております。また他方同規模の市であります滋賀県のある市では、この5年間で大体200万円の寄附しかあっておりません。実にこれは40分の1でありまして、真剣に取り組んだ結果の違いが明白であると私は思っております。全国にはまだまだ多くの実績を上げている市町村がたくさんございます。先ほども申しましたように今後自治体の交付金も減っていくわけでございますので、それぞれの自治体でそれぞれ税収アップに工夫をされると思いますが、私は本市においてもぜひこのふるさと納税に力を入れていただいて、スピードをもって取り組んでいただきたいと思っております。熊本県におきまして、私は在籍していました頃、確か平成20年か21年だったと思います。副市長が県の幹部でございましたのでわかりだと思いますが、県職員全体に対しまして1人で知人、友人、親戚の方々に1人5名ほどをふるさと納税の協力をしてくださいという、申し込みをしてくださいという協力依頼がありました。その後の結果については、私も承知いたしておりませんが、私の友人も賛同していただきまして2名ほどふるさと納税に賛同していただきました。私も今後本市もこのような取り組みをしていくことが非常に重要なことではないかと思っております。本市の職員、あるいは我々議員から始めて、広く市民の皆様にも協力していただくような取り組みも本当に必要であると思っております。

そこで次の点についてお尋ねをいたしたいと思っております。本市として今後ふるさと納税の新しい取り組み戦略はあるのか。

次に、本市の職員の市外在住者に対するふるさと納税、先ほど4名ということではございましたけれども、市全体からして5名ということでしたが、どの程度の職員ふるさと納税に対して協力をいただいているのか、以上二点についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 大賀議員の再質問にお答えいたします。

菊池市へのふるさと納税は制度発足以来毎年寄附金数20名強、寄附額100万円程度で横ばい状態になっております。がんばるふるさと菊池応援寄附金のさらなる周知拡大のために市役所職員を初め市外に居住している職員の親戚、友人など身近な方々に対して積極的なPRを行う取り組みを計画いたしております。具体的には熊本県の活動と類似いたしますが、年末年始の帰省、同窓会等が増えるこれからの時期に職員1人につき親戚、友人等3人程度を目安にふるさと納税のお願い状を送る取り組みでございます。この取り組みにより、PRをする人数の拡大を図り、ふるさと納税を通じて特産品のPR、菊池ファンの増加を目指したいと思っております。

それと先ほどもう一点が職員の協力というようにお話でございましたが、先ほどの数字の実績の中で年間5名程度ということで、ご寄附をいただいているわけでございますけど、現在の市外の職員の状況が100名をちょっと超えたような数字でございますので、率的にはそういうものかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） 職員の方のふるさと納税に対して概ね5%ということでございますけども、私はぜひこの職員の方、菊池で生活といいますか、仕事をしておられるわけですので、ぜひ職員の皆さんにも呼び掛けて協力をいただきたいと思いますと思っております。今の数字を伺いまして、市長、その職員のふるさと納税についてのどのような所見をお持ちでしょうか、お答えいただければと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ふるさと納税に関して、市の職員に対しての働きかけの考え方ということでございますけれども、基本的にまずこのふるさと納税ということ自体はですね、私としては就任しましたときから、これはぜひ活用しなきゃいかん制度だなと思っております。私なりにこれからプランを練っていかうとは思っております。そういう中で今回他市の状況もデータをいただきました。本当に大変参考になりました。ありがとうございました。特に今世の中ではですね、ふるさとに限らず、どうせこの税金、所在地で納めるわけでございますから、それを何箇所かに分けることで必ず農産物とかそういったふうな特典があるものですから、都市部では一つの株主優待券みたいなものがございますね。あれと同じような考え方であち

こちらからですね、そういう地元産品を集めていらっしゃるような事例もあるようでございます。私はそれだったらそれはそれでお金をお払いになる方の考え方の問題ですから、そういう方がこういうことをきっかけに菊池のファンになっていただければ、なおありがたいことですので、そういったところをつかまえながらですね、ぜひ進めていきたいと思っておりますのでございます。後々このインターネットショップも考えているわけですから、そこで菊池の産物を見せたりしているわけですので、そことリンクを張る形で菊池へのふるさと納税とその特典といったふうな仕組みにすれば、なお波及効果といたしましうか遡及効果といたしましうかね、大きいのではないかと考えています。そういう中で、職員に対してということでございますけれども、これは、ふるさと納税自体は何よりも自発的な意思でやっていただくというのが一番でございますので、そこら辺のご案内の仕方については、今申し上げたような市外の方全般に対する案内の中の一つとしてやるのか、またそれだけを取り出してやるのかですね、そこら辺はよくよく慎重に心配りをした上で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） 市長おっしゃいましたようにこれは寄附をしていただくわけでございますので、気持ちでございますので、本市の職員の方にもぜひ大いに呼びかけていただければと思っております。

次の質問に移りたいと思います。市長は、今議会に市長の就任当初からの公約でありました桜の里プロジェクトや森の中のまちづくりとして予算を計上されております。そして、また実現に向かって進んでおられます。私も期待をいたしております。そこで、私はですね、このふるさと納税を市長の掲げられます、そういう桜の里プロジェクト、森の中のまちづくり、あるいはホテルの里というようなことに名目をもってこれに協力していただけないかというようなことで呼びかけていくならどうかと考えております。本市で先ほど部長の答弁にありましたように三つの心のふるさとづくり、生き生きふるさとづくり、爽快ふるさとづくりというキャッチフレーズといたしますか、ということで協力がされております。先ほど言いましたようにやっぱりその名目をピシャッと名目づけまして、それに対して協力していただけないかということと呼び掛けていかればもっと具体的な方法ということでふるさと納税が私は増えるんじゃないかと思っております。ましてや1万円以上、先ほど言われましたように1万円以上の寄附をされる方に対して3,000円相当の特産品と、3万円以上の方に5,000円相当の特産品というのが本市からお礼として送

られておりますが、これを私は例えば菊池の米とか菊池の水とか多くのお礼の品を、品目をつくりまして選択肢をちょっと多くすればもっといいんじゃないかと思っております。ある町の一例を挙げてみますと埼玉県のは宮代町というところがございますが、ここはですね、里山整備、ホタルの舞う里づくり、桜イルミネーション、子どもの未来に関する事業、桜を大きく育ていく事業、歴史・文化を伝承する事業、特に指定しないなど10種類の項目に分けてふるさと納税を依頼されております。その結果、平成24年度はですね、23年度に比べて実に寄附額にして2.6倍、寄附者にして2.3倍という非常に取り組みによって実績を上げておられます。先ほど市長も申されましたように市長は常に菊池ファンを増やすとおっしゃっておられます。本当に私はそうだと思っております。この菊池ファンを増やすことは、このふるさと納税にも表裏一体となってですね、つながっていくものだと思っております。ぜひこのふるさと納税と菊池ファンを増やすことは同時進行していただきまして、そうすればふるさと納税もぜひ私は伸びると思っております。また、我が本市におきまして、先ほど部長のほうからありましたように寄附された方が公表されております。中には年間60万円あるいは40万円という、本当に5年間で200万円以上の寄附をされた方もいらっしゃいます。本当に私も一市民として頭の下がる思いでございます。そこで、市長、副市長、非常にいろんな場所で活躍されておりますし、各方面において多くの方とのつながりがございますので、市長、副市長におかれましてぜひこの高額納税者といいますか、そういうつながりも大変お持ちであると思っておりますので、ぜひそういう方に菊池市の魅力を伝えて、ファンになっていただくような仕事をしていただけないかと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） いろいろなルートを通じて、特に高額納税者の皆様をふるさと納税のほうに取り込めないだろうかというご提案だと思います。

それに先立ちまして、先ほど大変すばらしいアドバイスをいただきましてですね、私もぜひその方向でやりたいというふうに考えております。先ほどインターネットの話をしましたけどもインターネットショップでもそういうリンクを張りましょうし、それから市役所のホームページにも今おっしゃった二つの側面ですね、まず目的、自分のお金が桜に使われるんだとあるいはホタルに使われるんだとあるいは菊池の歴史環境の整備に使ってほしいとかですね、あるいは水を守る森に使ってほしいとか、そういうふうなご本人の一番心情に合った目的を選べるようにする。それからそれに伴う特典でございますね、商品も今おっしゃったように米、メロン等々

のいろいろな菊池の名物のものが選べるように、そうすることでやっているほうも気持ちいいですし、それから菊池の物産の宣伝にもそのままなるということかと思えますので、ぜひそういったふうな形で今後ですね、具体化していきたいというふうに考えました。

それからご提案の高額納税者に関しましては、おっしゃるとおりだと思いますので、私どものできる限りの範囲で呼びかけを図っていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） 市長の積極的な取り組みをお聞きしまして、少し安心したところでございます。

続きまして、学校給食についてお伺いをいたしたいと思えます。

学校給食は、皆さんご承知のとおり、戦後我が国の食料が乏しく子どもたちの栄養不足を補う目的で始まりました。そのときアメリカなどの諸外国から小麦粉や脱脂粉乳などが無償に近い形で供用されております。我々もその恩恵にあずかって育ってきた世代でございます。その結果、日本の子どもたちは自然とパンと牛乳を基本とした献立になり、私たちはいつの間にかパンを主食とする食事にもすっかり慣れてまいりました。そして、おかずがなくてもおいしい調理の手間のかからないパンや麺を主食とした食事をする機会が非常に多くなってまいりました。このことは後の戦後のアメリカの日本に対する小麦粉を輸出するための戦略であったともいわれております。パンや麺を主食とする欧米型の食は油脂質も多く栄養の面で偏った栄養の摂取につながり、多くの生活習慣病の要因になったともいわれております。そこで、何千年もの以前から日本人の主食である、国内で完全に自給できる米を主食とした日本食を学校給食に提供することが子どもたちの生涯の健康で生きるために望ましい食習慣の定着につながると私は考えております。学校給食は我々の感じからするとですね、ほとんど毎日行われているような感じがいたしますけれども、実際は年間に187回程度だといわれております、程度でございます。小中学生の食事の割合に占める学校給食の187回というのは、約17%にしか過ぎないわけでございます。このような食べることを学ぶ給食には非常に貴重な食の勉強を学ぶ機会でございますので、子どもたちにいい食事を提供することは非常に重要なことではないかと思っております。その思いで本市の学校給食についてお尋ねをいたしたいと思えます。

まず一点目に、本市の米飯給食の実態はどのように行われておりますでしょうか。学校給食の内容について詳しくお示しをいただければ幸いです。

次に、本市は農産物の宝庫でもありますし、農業が基幹産業でもあります。本市の学校給食の食材としての利用で地元の農産物ほどの程度利用されているのでしょうか。詳しくお示しをいただきたいと思います。

次に、わかりますればパン給食と米飯給食のコストについてもお答えがあればお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） それでは、学校給食についてお答えをいたします。

まず米飯給食の実態についてでございますが、学校給食において使用します玄米は菊池市教育委員会より地元産米の品種、等級を熊本県学校給食会に申請をし、熊本県学校給食会がJA熊本経済連より特別価格で買い入れ、精米し、学校や共同調理場に供給しているところでございます。また、同様にパンの原材料になる学校給食用小麦粉、学校給食用牛乳などの基幹物資につきましては、以前より農業振興や保護者負担の軽減を図る観点から国庫による補助等を行い、品質の保証と安全な食材の提供を目的に厳しい検査の上、安価にて提供されているところでございます。米飯給食の回数は、本市の全ての小中学校において、月、水、金の週3回で実施しておりますが、その消費量につきましては、平成25年度では3万4,443kgを見込んでおります。また銘柄、産地につきましては、地産地消の観点から全て菊池市産のヒノヒカリ1等級米の玄米を使用しております。市の購入価格につきましては、精米1kg当たり税抜き価格で326円70銭となっております。

次に、地元産の活用状況でございますが、地場産物の活用率につきましては、県産物ということで毎年県が調査をいたしております。最新の平成25年6月現在の状況で申し上げますと、県平均が54.2%に対し、菊池市平均は60.6%と県平均を上回った状況にございます。また、本市が独自で調査した結果では、33.2%が菊池市産の食材を利用しているというところであります。参考までに国の状況を申し上げますと第2次食育推進基本計画では平成27年度までに30%以上とすることを目指しているところでございます。現在でも本市の状況は国や県の目標を上回り、菊池市産だけでも国の目標を達成している状況にありますので、全国的でも優良な地産地消の自治体であると認識をしているところでありますが、引き続きの地元食材の活用と今後市独自の菊池基準を満たした安全・安心な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。なお、お尋ねのありましたコストにつきましては、手持ちの資料がございませんので、答弁のほうは控えさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番(大賀慶一君) ありがとうございます。本市ではよそに比べれば地元産の食材の利用率が高いということですが、目指すは、私は100%だと思っております。今後ですね、ぜひともこの地元産の食材の利用の向上をお願いしたいと思っております。今日では本当に日本の子どもたちは本来の和食といえますか、米を中心とした食事から、我々大人もそうでございますが、遠ざかりつつあります。しかし世界では、今、日本の和食というのが非常に注目をされております。先日は食の世界遺産にも和食が登録をされました。私たちはこういう機会にですね、ひとつ日本人として本来の米を中心とした食習慣を取り戻すべきだと私は考えております。子どもの頃から食の大切さは言うまでもありません。そこで年間187回程度の小中学校の給食で、米飯をできる限り取り入れることによって子どもたちに対して農業に対する理解を深めることもできると思いますし、米に対する認識の向上も図ることができると思っております。今後、子どもたちの健康や食の大切さをこの給食でありますことは食の勉強の大切な機会だと思っております。全国ではですね、この完全米飯給食というのが最近増える傾向にあるといわれております。私は米飯給食により米を食べることがもちろん食習慣の形成につながるということもありますけども、子どもたちの健康に対しても非常に影響を与えていると思っております。そこで、米飯給食に対する市長、教育長のご所見を伺えればと思っておりますが。

○議長(山瀬義也君) 教育長、倉原久義君。

[登壇]

○教育長(倉原久義君) 学校給食の全てを米飯給食にする考えはないかというご質問だと思います。その前に、まずこの学校給食法というものがございまして、この学校給食の目標、一つに適切な栄養摂取による健康の保持・増進を図ること。二つ目に日常生活におきます食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い及び食習慣を養うこと。こういうことを学校給食の目標としていところでございます。このようなことから学校給食では栄養価が高ければよいというものでもなく、いわゆる栄養バランスのよい給食の提供、和食はもとより洋食あるいは中華など様々な食文化の中で食事内容の多様化を図るために、そのためのパンの提供も必要と考えるところでございます。議員ご指摘の日本でも有数の米どころであります本市にとって米の文化を知るということは重要であると思っております。特に毎年これは全国的に1月は学校給食週間というのが行われております。本市におきましても例年1月これは実施しておりますこの給食週間では、今回はいわゆる米を題材に菊池米やあるいは餅を使った様々な料理を給食として紹介したり、

あるいは校内放送や「給食だより」等で米どころについて、この菊池について学ぶ計画を予定しております。大賀議員のご指摘の内容は十分理解いたします。確かに完全米飯給食をとということでございますが、現段階では食習慣やあるいは栄養バランス、給食献立の多様化並びに法の趣旨、こういうことから米飯給食を増やすということは、現在のところ難しいというふうに考えております。しかし、これまでも米飯給食、昭和50年代になってからですかね、少しずつ入ってきたのがですね。それまでは、もうパン中心の給食でした。その後、米飯給食が1週間に1回あるいは2回、そして現在では3回というような経緯をたどってきておるような状況です。今申し上げましたように、今の段階では完全米飯給食ということは難しいというふうに教育委員会では考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） 先ほど市長もと申しましたけども、次の質問にお答えいただければと思っております。

なかなか完全米飯給食、週5回というのは難しいという教育長のご見解でございますけれども、全国にはですね、この完全米飯給食をやっている学校が、2013年度には1,312校、実に4.2%が行われておまして、2010年度には1,994校、約6.5%で実施をされております。今日においては、恐らくもっと増えているんじゃないかと思っております。先ほども申し上げましたように本市の基幹産業は農業でもあります。今後、TPP問題や減反政策の見直しによる稲作農家の経営は非常に危惧されております。また学校給食での完全米飯化により、少しでも米の消費量を増やす、このことはですね、数量的にはこれはもう学校給食で使う大した数量ではないと思っておりますけれども、やはり米作の農家に対する米作の方々ですね、これは少しでも完全に菊池が米飯給食だということになれば、稲作農家の方々も勇気をもらうんじゃないかと私は思っております。それから本市は先ほど教育長も申されましたように全国でもこれは有数のうまい米の産地でございます。そのような面から見ましても、本市は改めまして今一度ですね、給食の米飯給食を見直してですね、完全米飯給食に移行すべきだと私は思っておりますが、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 農業振興も見据えた学校の米飯給食についての私の見解ということでございました。

今の学校の米飯給食に対する現時点での考え方というのは、今、教育長のほうからお話がありましたとおりですが、背景としましては非常にいわゆる欧米型の文化様式、生活様式というのが戦後に入りまして、かなり定着というよりも、それがある意味ベースになった、そういう生活になっているものですから、様々な好みが多様化していることもございまして、そういう中での今米飯週3日ということに今落ち着いているかと思っておりますので、それ自体は今いろいろな嗜好の多様化を反映したですね、一つのバランスをとった姿であるかというふうには思っています。ただ、この米飯給食を考える際にそういったふうな食育という観点とですね、それから今ご指摘のあった菊池の農産物の普及拡大という点と二面の考え方があるんだというふうに思います。その普及拡大ということでは、文字どおりこの米飯給食を推進するということは地産地消と、推進ということにつながるわけですが、地産地消というのは、その先には菊池の農産物をさらに拡大するということが究極の目的かと思っております。そういう意味では、菊池の子どもたちがこの菊池米あるいは七城米というものに対して正しい理解を持つ、そのことに非常に誇りを持ってもらうという理解、それから外に対してのもっともこの菊池米のすばらしさをPRしていくことは非常に大事だというふうに思っております。そういう意味でも米に限らずということになってきますが、毎日米にするかどうかということもさることながら、やはり菊池の広く農産物に対する安心・安全のブランドイメージといいましょうか、そういったものを定着させるということは極めてその米の消費拡大において非常に大事なことではないかと思っておりますので、特に学校給食とのつながりにおきましては、体をつくる、それからそのための正しい食事についての理解を得る、そういったふうな食育に加えて、この菊池の安全基準の、菊池基準を使った菊池食材をどんどんこの学校給食の中に増やしていくということは、これからますます努力していかなきゃいかんことだというふうに思っております。ひとたびこういう安心基準に則った菊池の農産物だけで、この学校給食が、非常に特色が出せるということになりますとそのこと自体が一つの外に対する発信力につながっていくだろうと。その中にお米の米飯給食化がどういうステップでできるかはちょっとまだ私としても確固たるものはまだございませんけども、米に限らずそういう菊池基準のものをどんどん増やすことで農産物の普及拡大というものと食育というものをですね、両方満たしていきたいなという戦略でこれからやっていきたいと思っておりますし、実際に安心・安全の給食食材をなるべく使っていきましょうよということに関しては、既にPTAの方ともですね、意見交換をさせていただいております。実際の食材を選択するのはPTAの方を中心とした食材にかかわる委員会のようなのがありまして、そちらになりますものですから、そちらとはいろいろな情報交換、意見交

換をこれからも続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） 学校給食、非常に難しいこともあるかと思いますが、先ほども申し上げましたように学校給食は年間187回程度でございます。17%ぐらいの割合でございますので、家庭ではほとんど欧米型の食事というのが、洋食というのが定着しておりますので、私としましてはぜひとも学校給食だけはですね、この米飯給食でいくというのを、米の産地であります、うまい産地であります菊池ならではのこそ私の考えでもございますので、ぜひそういう方向に取り組んでいただければと思ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思ひます。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

散会 午後3時16分

第 4 号

1 2 月 1 1 日

平成25年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成25年12月11日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（23名）

1番	荒木	崇之	君
2番	柁原	賢一	君
3番	工藤	圭一郎	君
4番	城	典臣	君
5番	大賀	慶一	君
6番	岡崎	俊裕	君
7番	水上	彰澄	君
8番	東	英俊	君
9番	東	裕人	君
10番	泉田	栄一朗	君
11番	森	清孝	君
12番	中原	繁	君
13番	樋口	正博	君
14番	中山	繁雄	君
15番	怒留湯	健蓉	さん
16番	坂本	昭信	君
17番	隈部	忠宗	君
18番	葛原	勇次郎	君
19番	木下	雄二	君
20番	坂井	正次	君
21番	森	隆博	君
22番	山瀬	義也	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	岩 下 利 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
市 長 公 室 長	倉 原 良 則 君
教 育 部 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	中 村 鉄 男 君
農業委員会事務局長	松 永 隆 則 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
議 事 係 長	松 原 憲 一 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

はじめに、岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

今回、4項目について通告をいたしております。1点目、市民の生命・財産を守り、安全・安心な暮らしの確保について、2点目に経済対策について、3点目に人事管理について、4点目が市道の管理についての4点であります。

はじめに、市民の生命・財産を守り、安全・安心な暮らしの確保についてでございます。いつ起きるも知れない大規模に災害に備え、行政として、市として、市民の安全・安心の確保のために万全な対策を講じておくことは、自治体の当然の務めであります。菊池市の中心市街地、D I D隈府地区における災害時の避難場所、地域防災の拠点となる広場の確保は、その意味からして大変重要であると認識をいたしております。現在、横町区、切明区にある2つのポケットパークの整備は、熊本県が菊池市において開催した「まち育て塾」、議員の中にもこの塾に参加された方が数名いらっしゃいます。その塾の代表でありました九州大学のF教授から菊池市にその提言・報告書が提出をされ、私もその提出のときに立ち会いをいたしました。それをもってポケットパークが整備をされております。ポケットパークは、植栽した広場、トイレ、足湯、水飲み場などが一体となって整備をされています。市長は、11月25日から12月8日までの2週間にわたってポケットパークの足湯を止められました。このポケットパークは、市が、行政が議会に事業予算を上程し、議会が承認・議決したことによって整備が図られた、市民の憩いの場であり災害時の避難場所でもあります。私は、市長の本件行為に対しては、江頭市長、市長としての裁量権の範囲を超えた行為ではないかと強く思っています。

まず、このことを最初に申し上げて、質問に入ります。

東日本大震災から12月4日で1,000日が経ちました。先月の11月の初め、被災地福島県郡山市の友だちと会っていろいろと話をしたときのことであります。彼はこんなことを話してくれました。郡山は被災直後から多くの被災者を受け入れてきた。3月の寒い中、体育館に避難した被災者に毛布1枚しか準備できなかったこともある。今なお多くの人が仮設住宅での暮らしを余儀なくされている。進まない、先の見えない復興は、除染した土などの置き場の確保が各自治体でできないこと。また、福島県で現職の負けが続いた首長選については、原発事故後の進まない除染、復興が大きな要因であったこと。福島県内4市町村で現職が敗れています。郡山市も首長が4月に改選で現職が敗れています。首長が代わったからよくなったかということ、以前と変わらない、悪くなった、こう言っていました。こんな話を目に涙を浮かべて話をしてくれました。一月前のことであります。彼は、当時の郡山市の総務部長で、災害対策本部を担当していました。休み暇は全くなかった。対応に追われていた、そう言っていました。この東日本大震災を契機として、広域災害への対応、関係機関との連携が重要視されるようになりました。そこで、今回は自助・共助・公助を念頭にした次の2つの質問を行います。

2点について、1点目は防災組織体制について、2点目は自主防災組織の推進についてであります。なお、この2点につきましては、昨年7・12九州北部豪雨災害時のその後でした、9月議会においてお尋ねをいたしております。これは前回の質問内容と答弁では、1点目、本市における防災組織再編では、防災担当部署、防災交通課が組織改革で総務企画部から市民環境部へ所管が代わったことによる国・県、近隣市町村、警察、消防団、各行政区などなどの関係機関との連携・機能等の維持確保は問題なく十分にできましたかとお尋ねをしたところであります。答弁では、早期に災害対策本部を設置しており、関係機関との連携は概ね取れていたと考える、そうお答えでした。当日の対応で、本市消防団全分団に出動要請し、情報収集・警戒・救助などを連携して防災活動に取り組んだ。また一方では、区長や市民から様々な情報が入り、その対応に追われたとの答弁もありました。私は、本部は夜半から早朝、そして終日、様々な情報が交錯する中、それぞれの事案に十分に対応できる状態にはなかったのではないかと推測をいたしております。前回の答弁では、防災組織体制については、今後防災マニュアルの再点検、機能しやすい組織づくりに努める。併せて職員研修、市民の防災意識の高揚、地域防災力の向上を図るとの答弁でありました。自主防災組織の推進については、菊池市は当時6組織で県下市町村で最下位でした。本年度は自主防災組織の立ち上げを積極的に進め、最高10万円の補助金を交付することといたしており、しっかり取り組みます。昨年9

月議会では以上のような答弁があつています。

さて、本年も関東地方での竜巻をはじめ、東京都の伊豆大島において台風による豪雨災害などが発生し、尊い人命と財産が奪われています。各自治体における防災組織体制の再構築が重要であると思います。

お尋ねですが、1点目、昨年同様です。防災の所管である防災交通課を現在の市民環境部から総務企画部へ所管換えについて、これは各行政機関、警察、消防、各行政区、その他の組織団体を含め市民の皆さんのサイドからすれば、私はベストではないかと思うところであります。

2つ目、自主防災組織の各行政区をはじめ一部地域等での組織化の現状を平成24年度、25年度別にお示してください。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。岡崎議員のご質問にお答えいたします。

防災危機管理体制につきましては、庁内の指揮命令や消防部局等との総合的な調整が容易にできるような体制が必要と考えております。それに向けて機能を発揮できる管理体制を目指して組織の機構改革を現在検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） おはようございます。私のほうから2点目についてお答えいたします。

自主防災組織は、自分の住む地域の実情を一番よく知っている住民が力を合わせて災害時の初期消火や被災者の救出、また普段からの防災意識を高め、被害拡大の予防策を図ったり、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうとする自助・共助の考えから各地域ごとに組織されているものでございます。平成7年の阪神淡路大震災では、消防車両等が現場へ急行できないなどの事態が発生しております。生き埋めや建物に閉じこめられた被災者の約90%が自力、または家族、近隣の人々によって救出されております。

このような事例からも、自主防災組織の必要性については十分認識しているところでございます。組織の設立促進の取り組みとしましては、平成24年度においては全体区長会会議や各地区区長会会議で地域の自主防災組織設立の重要性や立ち上げの取り組みをお願いするとともに、土砂災害警戒区域指定に伴う説明会と併せて

自主防災組織設立促進の説明を5地区において行っております。25年度においても区長会で説明するとともに、土砂災害警戒区域の21地域へ個別に説明を行っております。

また、10月には全区長へご案内し、泗水体育館において熊本県と共催にて地域防災力向上研修会を開催し、防災専門家を招いた講習と図上訓練を行い、地域で取り組む自助・共助の活動に向けた自主防災組織の設立促進の啓発に努めたところでございます。

設置状況につきましては、平成23年度まで、議員よくご承知と思っておりますけれども、6地区の設置状況でございましたが、24年度に新たに1地区、25年度は新たに11地区が設立されております。全体で18地区となっておりますが、またこのほかにも本年度内に組織・設立を準備されている地区もございます。今後も助言等を行いながら、早期の設立を進めるとともに、自主防災組織の設立が拡大するよう各地区への設立推進への啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） 組織体制については、現在検討中ということでありまして。検討をしている間に災害は起きるかもしれませんので、早急にですね、結論を出していただきたいと思っております。

2点目の自主防災組織については、現在18地区が設立をされているということでありまして。区長会等で研修を含めた説明会を実施されているということでありまして。今定例会に100万円でしたか、予算措置の上程が上がっております。このことも新しい自主防災組織への対応の一つの一貫ではないかと思っております。ぜひ全地区ですとね、自主防災組織が立ち上げられるように積極的に推進を図っていただけるものと信じています。自分たちの身は自分たちで守るという自助、そして地域の皆さんが地域のこと、みんなで守っていきこうよという共助、それを後押しするのが行政の務めであろうと思っておりますので、しっかりと自主防災組織の組織化に向けて頑張ってくださいことを要望いたしておきます。

次の質問に移ります。2点目、経済対策であります。菊池市は、歴史・文化と合わせて菊池溪谷、日本名湯百選の菊池温泉、阿蘇外輪山を源とする豊かな水と肥沃な大地に恵まれて、県内屈指の農業生産出荷額を誇る観光と農林業が基幹産業のまちであります。江頭市長は、所信表明の中で、菊池市は素晴らしい素材がたくさんある、宝の山を持ったまちだと言っておられます。企業的な経営方法や新しい考え

方と発想を盛り込んで、自然の恵みを守り、自然を生かして安心・安全の癒しの里を目標として新しい菊池市づくりを進めていく所存です、このように表明しておられます。その課題の一番目に経済対策を掲げておられます。昨年12月に発足した安倍内閣は、日本経済再生に向けて三本の矢、金融・財政・民間投資を柱とする政策を展開してきました。今、その結果、影響は私たち市民にとっては日常生活に欠かすことのできないようなガソリンや灯油類の値上がりをはじめ、あらゆる製品が高騰し、市民生活に影響をしてくれています。併せて、関税の協議交渉が続く環太平洋経済連携協定、TPP問題、来春に迫った消費税率の引き上げは、ますます市民の暮らしを苦しくし、様々な分野で大きな影響を及ぼしてくるものと思っています。菊池市の基幹産業である農林業、観光業等には、深刻かつ大きな問題であり、経営圧迫につながるのではないかと大変心配しています。

そこでお尋ねですが、非常に厳しい経済情勢の中で、儲かる農業を目指して、このことについてお尋ねします。本年度からスタートした「きくネット」こと菊池産品のインターネットショップの立ち上げはどうなっていますか。一定品質基準を定める菊池基準の策定は、現在までの取り組みと、それぞれ現在までの取り組みと進捗状況をお示してください。

また、地域農業対策について。菊池にはたくさんの特産品があります。米はもちろん、肉、それから果物類、そしてきれいな花類、そして先般も出ておりましたしいたけ204号、水田ゴボウ、様々な種類が豊富であります。菊池ブランド、特産品を生産者等の所得向上にどうつなげ生かしていくのか。手法ですね、戦略はどのようになっていますか。お聞かせください。

1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。岡崎議員の質問にお答えします。

新たな流通の手法であるインターネットショップの立ち上げに向けた取り組みにつきましては、現在、全国の自治体などを含む流通販売事業の事例収集と整理、そして売れる物と売れない物のマーケット調査やネットショップの運営研究などについて、専門業者に調査業務委託を行っているところでございます。今後の開設に向けた取り組みとしましては、調査報告を参考に、本市の農業者全体が手軽に参加できる運営組織の確立に向けて、JA、各物産館、市内農業者組織などが参加した専門部会により、現在協議を進めているところでございます。

また、菊池基準の策定としましては、市内農業者が積極的に取り組めるよう、くまもとグリーン農業との整合性を取りながら、所管であります県農林水産部農業技

術課をはじめ、先進的な環境保全型農業者や市内農業者組織及びJ Aなどの関係機関、団体と協議を進めているところでございます。

次に、本市の農産物の販路拡大と所得向上の取り組みにつきましては、生産向上のための各種補助事業の実施や農業経営基盤の強化などを図るとともに、市内外で開催されておりますイベントでの菊池米や牛肉、牛乳などの特産品のPRによる消費拡大、6次産業化の推進や情報誌等を活用した販路拡大に努め、生産者の所得向上につなげてまいりたいと考えております。

また、本年8月には市内農業者組織、各物産館、J A、商工会、観光協会などを構成員として発足しました菊池市ブランドづくり実行委員会では、季節の特産品の販路促進事業として、10月から地元での食の祭典や福岡市大手百貨店「博多大丸」での物産観光展、福岡イオンモール及び福岡市役所前広場での物産販売イベントなどを開催し、本市特産品の販路拡大を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） 今、お答えがありました。1点目については、専門業者に調査業務を委託していると。2点目については、関係機関・団体と協議を進めているところであるというようなことでありましたし、2点目のことにつきましては、販路拡大に向けて食の祭典や福岡等での物産展示等で販路拡大を行っているというようなお答えであったろうと思います。

再質問ですけれども、安心・安全な菊池ブランドづくりとして、地域ごと、例えば中山間地であります龍門、迫間、水迫などで、生産者から直接仕入れ、加工、販売まで一貫しておこなうような組織を設営する考えはないか。市内の廃校になった学校跡地の活用を図り、本市の中山間地域での雇用を生み出し、所得向上につなげることが最も大切ではないかと思っています。儲かる農業、しっかりとした足を据えて、そういう組織再生の設立に向けてどう考えておられるかをお聞きします。くまモンにならって、りゅうもん特区とか、いろいろ考えられますので、ぜひ市の考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

本市では、生産者から仕入れた農産物を加工から販売までを一貫して行っている代表的な施設としては、メロン果汁等を使用したゼリーなどの加工品を生産販売しているメロンドームや牛肉、豚肉を使用した総菜などの加工品を生産販売している

旭志村ふれあいセンターが現在取り組まれているところでございます。農産物の仕入れから加工・販売までを一貫して行う取り組みにつきましては、特産品の付加価値の増進、所得向上や地域雇用の確保、ひいては地域の活性化など、様々な相乗効果が見込めるものと考えておりますので、本市としましても積極的に参画し、支援協力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） 積極的に進めていくということですので、大いに期待をしていきたいと思えます。

再々質問ですけれども、非常に厳しさを増す菊池市の農林業の現実からしまして、菊池市が独自で進めようとしている菊池基準、菊池ネットづくりは、地域の農林業の担い手にとって、明日への夢、希望へつながるものとして大きな期待が寄せられているのではないかと考えています。菊池市基準、ぜひ日本に一つと言われるような斬新的なものになることを期待いたしていますし、また山間・中山間地を多く抱える本市の地域農業対策については、生産・加工・販売等を通し、地域の声を一所に結びつくことが大変重要であると考えています。これまでのような形にはまった三セク型ではなく、大胆にほかにならないような、市長がおっしゃる菊池型を目指してもらいたいと考えています。市長、ぜひ菊池に新しい風を吹かせてください。現在、新年度予算の編成時期でありますので、来年度は地域活性化、農業施策に億単位の予算をですね、ぜひ組んで、地域農業の活性化に向けて取り組んでいただければと思っておりますので、市長の決意をお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆さん、おはようございます。ただいまのご質問は、菊池基準等を中心とした稼げる農業について頑張ってくれと、こういうお話だったかと思えます。これからの農業というのは、今まで以上にですね、大変厳しい状況を迎えているというふうに認識しております。TPPに加えまして、減反政策の見直しといったようなことまで出てきました。これから相当やっぱり新しい発想で臨んでいかねばいかんだろうというふうに考えております。一層の農業力を強化していかなきゃいかんわけですが、そのために必要なことがいろいろあるかと思いますが、その根本的なものと言うのはですね、一つ製造業等における考え方と本質的には似ている部分もあると思っておりますので、そういったことも参考にしながら考えていきたいというふうに思っております。特に生産サイドから見た場合、この農業力強化のポ

イントは2つほどあるのかなと思っておりまして、一つは生産力自体を向上していくということ、生産効率をどう上げるかというポイントになるわけですが、例えば集団営農といったふうなテーマがこれに当たってくると思います。二つ目は、品質に関わるポイントであります。これは、特に販売戦略とも密接に絡んでくる問題でありまして、菊池基準はまさにこの品質をテーマとした取り組みであります。特に販売戦略から見た場合は、この健康志向というのがですね、これからますます大きな世界的な潮流になるということは、もう間違いのないことだと思います。したがって、これからその健康に直結する食の安全・安心ということがですね、消費者の大きな関心事になる、もう既になっているわけですが、これからますますそれが大きくなるだろうと。そして、それが販売そのものを左右してくるだろうと思うわけですが、実際にはこの過去を振り返りますとですね、長期に渡って食の品質に関わる信頼感というのが非常に損なわれているわけです。しかも消費者は生産の現場というのを見に行くわけにはいきません。ですから、こうした中で一つの企業とかですね、一つの農家がではなくて、自治体が菊池基準としてその食の安全に向けた取り組みをやりますよということを示すこと自体が、まさにこの菊池の農産物全体に対する品質イメージの差別化のツール そのものになってくるんだというふうには信じております。特にインターネット販売との組み合わせによりまして、その効果がより上がるものだと期待しておりまして、菊池の水と豊かな自然を遡及しながらですね、そのイメージを重ねて、安全・安心の食の里菊池というイメージを全国に発信して農業者の所得向上につなげていきたいということで考えております。特に菊池基準につきましては、その具体的な枠組みは目下検討中でありまして、既にあるくまもとグリーン農業の枠組みとの整合性を取りながらですね、わかりやすい体系を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） 新年度予算に市民のバスツアー、消費者のバスツアーかなにかを予算化して、消費者の皆さんがですね、生産現場、加工現場に行けるような方策も一つの手ではないかと、今市長がおっしゃいましたので、予算化を期待したいと思っております。

次に移ります。人事管理について。菊池市は2005年3月22日に菊池市、菊池郡の七城町、旭志村、泗水町が合併をしてできたまちであります。4つの地方自治体の職員が合併により新しく誕生した菊池市の職員となっております。豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち、これが本市の基本理念でありますし、それぞれ

の職場・職域で行財政改革の強い風が吹く中、市民福祉の向上のために日々それぞれの職場でまちづくりに精進をしておられます。新市菊池市が誕生から早8年8カ月が経ちました。それぞれの職場環境につきましては、地方自治、行政の担い手であり職員の方々が健康で、いつも明るく、将来の希望をもって職務に専念できる環境であると私は信じています。

通告しました菊池市の人事管理について、1点目に人事評価制度について。人事評価制度は、2009年10月から国では目標管理を含めた全省庁統一の人事評価制度が実施をされています。はじめに菊池市の人事評価制度について、いつから制度化をされましたか。

2点目、評価制度の運用について、制度構築と運用は3対7の割合であると言われています。制度構築が3ならば、運用は7です。運用とは、研修などでの周知、面談の実施、評価調整、評価分析、開示、苦情対応等の相対と言われています。研修は十分にできていますか。また、評価者には年に3時間程度の研修が必要とされ、欠席者は出さないと、こう言われています。

お尋ねですが、職員研修実施状況と、その受講について、一つ、誰が評価者で、誰を非評価者として評価するのか。また、面談の方法、質、時間数の量、評価シートの管理はどうなっていますか。

2点目、政策、市長の公約、総合計画、実施計画との連動、各部各課の組織目標を含め議論できていますか。

3点目、健康管理について。職員の健康管理、メンタルは十分実施できていますか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 岡崎議員の人事評価制度についてのご質問にお答えいたします。

新たな人事評価制度については、国においては平成19年の国家公務員法の改正により、従来の勤務成績の評定に代わり、「任用、給与、人材育成と、人事管理のあらゆる側面で活用する能力、実績主義の人事管理を行う」を基礎として規定されました。この人事評価制度は、勤務成績の評定を行うことと併せて、職員の自発的な能力開発、勤労意欲の高揚及び職務能力の向上並びに組織の活性化を目的としております。本市におきましては、人材育成の一つの手段として、平成19年度から制度構築に取り組み、平成20年度から平成22年度まで3年間の試行を行い、平成23年度より本格的に運用してはりましたが、制度が煩雑であることなどから、

平成24年度より人事評価制度検討委員会を庁内に設け、職員組合からの参加も得て制度内容の見直しや改善の議論を実施してまいりました。職員の研修につきましては、評価制度の理解や評価基準等の統一を行うために随時実施してきております。本年度は、国の人材育成と専門家派遣事業の採択を受け、総務省職員及び立教大学法学部の原田久教授による管理監督者向けの研修を実施したところですが、職員研修については、次年度以降も引き続き実施してまいりたいと考えております。

評価方法につきましては、原則として職務に応じて設定した業務達成度による目標達成評価、行政評価と業務遂行過程における職務能力の執行態度による業務過程評価、能力、執務態度評価としております。評価者につきましては、自己評価と1次及び2次評価とし、一般職員の場合で申し上げますと、評価シートによる自己評価を行い、1次評価を係長が、2次評価を課長が行っております。面談につきましては、当初面談、中間面談、最終面談の3回の面談を実施するようにし、時間を60分は掛けるようにしております。職員個々の評価シートについては、2次評価終了後、総務課に集め、管理をいたしているところです。業務目標の設定についても、それぞれの組織の業務内容に基づく目標を個人ごとに設定し、その達成度を評価するものでございます。昨年度につきましては、制度内容の見直しや改善の議論を実施した結果として、評価シートの見直しや目標達成評価を一時的に外し、業務過程評価のみを実施したところでございます。

いずれにいたしましても、事業部署と管理部署との違いによる目標の設定や達成の難易度の設定、評価内容の判定など様々な課題があるのが現状でございます。今後、制度全体の見直しを含めて研修等を通して評価者と非評価者の信頼関係の構築やスキルアップ、職場内でのコミュニケーションの活性化により、公平・公正・透明性・客観性・納得性のある制度構築を進めていきたいと考えております。

次に、健康管理についてでございますが、これまでも職員のメンタルヘルス対策のための研修や療養相談等に取り組んできたところでございますが、人事異動、業務の質的・量的負荷、職場内や対外的な人間関係、その他プライベートな事情等でストレスを受け、心の病気を患う職員は依然として増加傾向にございます。心の健康問題を抱える職員が増加することは職員本人のみならず市にとっても大きな損失でございます。本市といたしましても、職員が心の病気に陥らないような職場環境の整備を行うことはもちろんですが、併せて心の病気により休職等をした職員が円滑な職場復帰を支援する仕組みづくりを進めていくことも喫緊の課題であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） しっかりとした制度の構築と運用を図ってもらいたいと思えますけれども、再質問では、運用面ですね、特に重要とされている人事担当者の研修の実績、また担当者としての在籍、人事担当係として在籍年数、経験年数ですね、をお示ししていただければと思います。

また、適正な運用、男女、年齢に関係なく公正公平に評価をされ、昇級昇格、配置、給与等、全てにおいてされているのか。

3点目が、メンタルな、先ほどおっしゃいましたようにメンタルな職員が増加する中で、その対応・対策は市として十分にできていますか。

そこら辺のところを再度お聞きいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

人事担当者における経験年数と研修の受講実績につきましては、総務企画部長、総務課長が配属2年目、職員係、総務審議員が配属1年目、総務課職員係長が配属4年目、職員係担当参事が配属3年目となっております。研修の受講状況につきましては、職員係長が昨年度の市町村アカデミーにおいて人事評価の研修を受講しており、担当参事は毎年県で実施されております人事評価担当者研修を受講いたしているところでございます。今後も可能な限り研修を受講し、担当者としての資質向上と円滑な制度運用に寄与できるよう努めていきたいと考えております。

評価結果の昇格や配置、給与面の処遇等につきましては、現在のところ反映しておりませんが、公平公正な運用ができるよう努めてまいりたいと思えます。

健康管理についてのご質問でございますが、心の病気により休暇・休職中の職員への対応につきましては、基本的には所属部署より該当職員への対応を行っておりますが、必要に応じて総務課職員係においても、本人や主治医への聞き取りや面談を行っております。職員個々の状況を確認しながら、病状の回復に向けて柔軟に対応していますが、まずは職員が心の病気に陥らないことが重要であると考えております。

そのようなことから、本年度中に心の健康づくり計画の策定を予定しております。また、併せて職場への復帰にあたり、より具体的で適切な支援を行うための職場復帰支援の手引きにつきましても策定を予定しているところでございます。

いずれにいたしましても、職員の心の健康は、職場の公務能率向上のため、またよりよい行政サービスを継続的に市民に提供するために重要な課題であると認識しておりますので、心の健康問題を抱えた職員を出さない、出させないための要望の

取り組みを基本的に積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） 運用にあたってはですね、しっかりした体制をつくっていただいて、経験年数が皆さん浅いですね、人事担当としての。それを補うための研修は十分されていると思いますけれども、例えば県にも人事担当の専門職員の人がおられますので、そういう県からの派遣も一つの方法になるのではないかなというのも考えております。研修ではなかなかですね、補完できない部分があると思うんですよ。やっぱり経験を積むことと、そうした人が隣においてしっかりそれを見習って進めていくというようなことは非常に大切なことじゃないかと思えますし、運用面での取り組みの中でですね、そういうことも検討することは大切だろうと私は思います。

最後に、市長、人事評価制度の構築運用についてですね、どのようにお考えでられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 現行の人事評価制度に関する私の意見ということでございますが、企業におきますと、人事評価というのは評価制度、それから賃金に関わる制度、それからいわゆる昇進・昇級に関わる制度といった3つの制度がございますけれども、いずれにしてもこの明確な成果主義ということで運用されておまして、逆に言いますと仕事の成果・実績がきちんと公平公正に評価する仕組みがないと逆効果で業績に悪影響を及ぼすわけでありまして、そういう意味ではご指摘があったように評価する人のこの評価能力ないしはその水準というもの、ここに差があったりですね、評価の仕方が曖昧な状態であったりすれば、もう返って個人の不公平感から上司の不信感とかですね、不満が募ってしまうという諸刃の剣でございます。ですから、本市としましてはこの適正な人事評価制度、これを構築していかなければいけない。それによって適正な評価を行い、かつこの高い評価を受けた職員についてはそれなりにやはり何らかのインセンティブにつながるようなことが本来望ましいと思えます。そういったことが個々のモチベーションにも大きく貢献するものと考えています。ただ、現在のこの導入しております制度自体はですね、先ほど部長から答弁しましたように、一言で言えば、まだ試行錯誤の段階であるというのが私の見方でございます。ですから、早急にこれまで試行してきた結果をもう一回点検してですね、課題を整理すると。その上で、特に部下と上司の信頼関係を構築する

というのが何ごとも基本でございますが、そういったことも合わせて進めてまいりながら、今の制度を改めていきたいというふうを考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） 菊池市における人事評価制度の構築と運用、適正に、また職員の人たちが安全・安心じゃありませんけれども、仕事に邁進できるような環境づくりを、評価制度も含めて構築していただければと思います。

最後に、市道の管理についてであります。市民の日常生活に欠かすことのできない国道・県道をはじめとする数ある市道の維持管理につきましては、市民の皆さんの理解と協力によって道路行政が成り立っていると思っております。また、そう理解しております。特に、道路沿線の地域の皆さん方が実施をされている除草作業等の維持管理は、年々高齢化が進む地域の皆さんにとって大変なご苦勞が大きいのではないかと、大きい負担が掛かっているのではないかと思っております。今回は市民生活に深く結びついている市道について、愛称を広く市民等に募集する考えはないかということであります。グリーンロード、ミルクロード、御所通り、いろいろ名称がありますけれども、そういう親しみやすい名称をですね、市民の方々から付けていただくというのは一つの道路行政、管理を含めてですね、非常に市民の皆さんも親んでもらえるし、道路行政に対する理解も深まっていくじゃないかと思っておりますので、このことについて市のお考えをお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、本市におきましては1,586本の市道路線がございます。各路線には道路法に基づきました路線名があり、起点・終点等の地名が付けられているところがございます。路線を市道認定する際には告示を行います。路線につきましては十分に知られていないのが現状ではないかと思っております。また、通称や愛称につきましては、市内におきましても先ほど議員が申されましたように、御所通りやグリーンロード、花見丁通り、泗水地区におきましては緑道等があることは認識しているところがございます。特に市で現在のところ登録しているわけではございませんが、日ごろより利用される地元の方々におきましては愛着を持って呼ばれているようなところと思います。また、市道につきましては、日ごろより地元の皆様方の見守りやボランティアによります除草作業等により、きれいに道路が維持されており、大変感謝しているところがございます。市道は特に地域の身近な道路でもございます

から、親近感を持って利用していただくための前例の御所通りと同様に自然発生的に地域の皆さんで愛称を付けていただければ愛着が芽生え、さらに親近感が湧いてくるのではないかというふうに思っているところでございます。やはり、地元による皆さん方の愛着が芽生え、いろいろとボランティア作業等による道路の清掃等に協力いただければ、大変市としても助かるところでございます。今のところ、議員おっしゃいますように愛称等の募集については、今のところは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 岡崎俊裕君。

[登壇]

○6番（岡崎俊裕君） 愛称募集については、今のところ考えていないということでございましたので、ぜひ考えていただきたいということを申し添えておきますし、特に少子高齢化が年々加速しておりますので、市道の維持管理には市民の皆さんの理解が大変重要だと思っております。ご協力をいただく市民の方々の熱意を大切にしてもらってですね、安心・安全な道路の管理に努めていただければと思っております。

以上で終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午前10時58分

開議 午前11時07分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） おはようございます。それでは、通告に沿いまして一般質問に入らせていただきます。

はじめに、新市建設計画ということでお尋ねをしていきたいと思えます。

1点目に共通事業と旧市町村事業の区分ということですが、道路・学校整備、市営住宅等の整備事業の計画につきましては、各部で事業ごとに区分・基準を明確に策定されたと認識しておりますが、共通事業、市町村、旧市町村事業の仕分けの根拠等を詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

2点目に、合併当初の計画事業と新規追加事業についてお尋ねをします。合併協議会で確認されました当初の建設計画とそれ移行に追加した新規事業について、特に削除された事業と新規に追加されました事業及び理由等をお聞かせいただきたい

と思います。

3点目に地方債、合併特例債も含まれますけど、発行と将来負担ということでお尋ねをしますが、新市建設計画の当初計画での地方債の発行見込額は約260億円ありますが、借金返済が与える市財政負担への影響についてであります。財政計画の検証、歳入における地方交付税の減少、歳出における地方債の元利償還の増加が与える菊池市財政への影響度を明確にお聞かせいただきたいと思います。

4点目であります。市町村事業の配分と旧市町村ごとの進捗状況についてであります。9月の定例会におきましては、三本の矢ということでお尋ねがあったように、事業の進捗率とどこまで、どの程度まで延ばす考えを持っておられるのか。また、旧市町村事業の進捗率の誤差をどの程度まで押さえる考えであるのか、お聞かせいただきたいと思います。

簡潔に答弁のほうはよろしくをお願いします。1回目の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 森隆博議員の新市建設計画についてお答えいたします。

まず1点目の新市建設計画の普通建設事業は、合併協議会において財政計画を作成する中で検討がなされております。当時4市町村から出されました普通建設事業の要望額は、新市の財政規模では到底対応できないものでした。そのため、それぞれの市町村の標準財政規模の過去3年間の平均の比率に応じた枠配分で調整されております。新市の当初10年間の普通建設事業費約429億円は、4市町村から出された事業と新市で全体的に取り組む事業で構成されております。事業区分の基本的な考え方としましては、4市町村から出された事業を市町村事業として、新市で全体的に取り組む事業を共通事業として整理した経緯がございます。新市になってからは、合併時に作成しました普通建設事業計画に基づき、進捗状況を管理しながら事業の見直し等も含めて調整に努めてまいったところでございます。

次に、事業の全体見直しによる事業区分の取り扱いでございますが、これまでに事業の全体見直しは、平成19年2月と本年度に行っております。見直しする中で、共通事業の取り扱いは、合併当初より予定されていた事業では庁舎や生涯学習センターの整備事業、防災無線整備事業などがございます。新たな事業としましては、光ブロードバンド整備事業や県営菊池テクノパーク整備に伴うアクセス道路の整備事業などがございます。また、合併当初は市町村枠にあった事業でも全市的な取り組みとして共通事業へ移行した事業として、公立学校施設整備事業、消防・防災・交通関係の整備事業、廃棄物処理施設のアクセス道路の整備事業など、合併当初は市町村枠であった事業でも全市的な取り組みとして共通事業へ移行した事業もござ

います。その理由としましては、義務教育施設であることや多くの市民生活に影響がある施設へのアクセスなど、市民の安心・安全を確保するための事業については共通事業としたところがございます。ご質問がありました道路につきましては、基本的には市町村枠での対応、学校施設については共通事業での対応、市営住宅につきましては市町村枠での対応としております。

今後の事業の取り扱いにつきましては、議員より提案がありましたことも含め検討させていただきたいと思っております。

次に、合併当初の計画事業に対して削除された事業と、新規に追加した事業についてお答えいたします。共通事業、市町村事業をすべて申し上げますと数が多く時間がかかりますので、共通事業で申し上げます。

まず削除させた事業ですが、共通事業では一般廃棄物最終処分場建設事業、田園空間整備事業、ほたる交流館整備事業、アンテナショップ開設事業などがございません。削除された理由としましては、制度の廃止や社会情勢の変化、市民ニーズの変動に伴うものでございます。

次に、新たに追加されたものでしまして、光ブロードバンド整備事業、県営菊池テクノパーク整備に伴うアクセス道路の整備がでございます。これにつきましても同様の理由でございます。

3点目に、公債費につきましては、合併時から28億円程度で推移してまいりましたが、新市建設計画事業を勘案いたしますと、償還のピーク時には33億円程度になる見込みでございます。合併特例債につきましては、後年度元利償還金の70%が交付税における基準財政需要額に参入される有利な起債ではありますが、安易な起債借入れは後年度、公債費負担の増大につながり、財政硬直化に要因ともなります。このため、合併特例債の発行期限が5年間延長されたことを受け、緊急性や必要性を十分精査し、事業実施時期を繰り延べるなど義務的経費であります公債費の平準化に努めていく必要があると考えております。

それから、次に新市建設計画の普通建設事業計画の進捗状況につきましては、9月の議会定例会で報告させていただきましたが、改めて市町村別の平成24年度末までの状況を申し上げますと、旧菊池市約93億7,000万円、執行率65.7%、旧七城町が約20億5,000万円、執行率45.9%、旧旭志村が約29億7,000万円、執行率75.3%、旧泗水町が約36億1,000万円、執行率が52.9%となっております。ただいま申し上げました執行率を平成26年度末でどの程度まで持っていくかとの質問もあったかと思っておりますけれども、厳しい財政状況が予想されていますので、なるべく有利な事業、補助事業や経済対策を活用しながら、4地域の均衡制も含め進捗率を上げるように努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） ただいま部長のほうからの答弁の中にもありますが、やはり新市建設計画投資事業の共通事業と旧市町村ごとの投資事業の区分であります、何々の理由だから公共事業にしたとか、何々の理由で市町村の事業に計上したということでもありますけれども、やはりこの見直しの合併当初の計画、そして19年度、また本年度の見直しの中の事業内容を確認してみますと、給食センター、菊池に新たに今新設中ではありますが、またそれに合併後の各学校の児童育成クラブの建設工事、そして総合体育館等の空調設備の設置工事とか、南中学校のエレベーター設置工事、エコビレッジ旭の整備の追加工事、ほかにも道路の改良等が共通と示されております。すべてが学校関係は共通事業というふうに認識しておりましたが、泗水町の市町村の事業の中に、泗水町の事業の中にはですね、やはり泗水幼稚園の整備事業とか、泗水町の給食センターの経費、近隣公園の整備事業、またそれに道路関係にしましても国道・県道と連結します泗水中央線の改良工事とか、泗水の建設計画工事の区分というのが、やはりそういったものが泗水町の工事の中に入っておるというのがどうしても理解できないということで、今回お尋ねをしておるわけがあります。そういうことで、そういった区分の仕分けの根拠というのを、よかったら詳しく再度お尋ねをしたいと思っております。

2点目に、合併協議会で確認しました事業の削減した理由、また新規に追加しました事業等の理由が、やはりこう地域審議会をはじめ市民への説明ができてない状態で進めておられるというふうに私は思っております。例を挙げますならば、合併協議会で確認しました事業の中に、有利な基金があるということで、その事業を推進し、それを削除し、そしてそのところに新たな事業が入ってきているという部分もあります。私も23名の議員の中で、今、2名が合併協議会のときから参加しておったという中の一人でありまして、1年半いろんなこの事業の見直しの計画を立てる中で、それから19年度の見直し、今年度の見直しを見てくる中で、やはりこういったところの順番の入れ替えといいますか、そういったものは、やはり住民にぴしっと説明をしていかないとはですね、やはり誤差といいますか、各市町村の割当額というのは一番初めから決まっておったわけでありますので、その額から外れてくるんじゃないかなというふうに考えるわけであります。やはりそういったことで、執行部は必ずですね、スタート時点からゴールまでの道のりと結果というのは、やはりこうぴしっと市民に報告し、また議会にも報告する必要性があるということをお思っておりますので、そういった必要性についての考えもお示しいただきたいと

思います。

3点目にお尋ねしておりました地方債の発行と将来負担であります。合併特例債の発行可能額、5年延長ということで、平成31年度までであります。新市建設計画の当初計画で、合併特例債の発行額は213億円、これに対し平成26年度までの発行見込額は151億円ということで、約61億円が27年から31年度までの発行可能額であります。新たな新市建設計画の特例債であります。これも借金であります。菊池市の財政計画、歳入歳出を明確に、歳入ではどのような影響で、どれだけの減収見込み、歳出ではやはり公債費、これから多くなってきます扶助費等の増加が与える影響等を市民に明確に示し、議会にもぴしっとした説明をしていかなければならないと思いますので、財政の検証、政策について、再度お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

1点目の泗水幼稚園はなぜ共通事業ではないのかとの質問でございますが、義務教育施設であるか、ないかで区分をしているところでございます。学校施設の整備につきましては共通事業の取り扱いとし、幼稚園・保育園の整備事業につきましては市町村事業としているところでございます。

次に、2点目の地域審議会への説明につきましては、旧市町村の区域を単位として設置されておりますので、合併後の平成17年から4地区それぞれ毎年複数回開催をしております。会議では、普通建設事業の前年度実績や今年度の事業計画、また毎年ではありませんが進捗状況について説明を行ってきたところです。本年度につきましては、議会審議会へ報告しました新市建設計画に伴う普通建設事業の一覧表の資料を提示し、意見等を伺う予定としております。

また、市民の皆様へは毎年度の普通建設事業の内容につきまして、市のホームページで市民向け予算書、今年の仕事や財政白書にて知らせをしているところでございます。合併時に作成しました財政計画の検証としましては、平成17年度から平成24年度までの実績と比較としまして大きく変動しております。その外部要因としましては、国の三位一体の改革やリーマンショックに端を発します経済の低迷に関する国の経済政策等による影響が主なものとなっております。また内部的要因としましては、集中改革プラン及び第一次、第二次行政改革大綱による行財政の効率化による経費削減や新市建設計画における普通建設事業の見直しなどによる影響より変動しているものでございます。財政計画の策定にあたりましては経済状況も不透明な要素であり、できる限りの情報を基に作成しておりますが、依存財源に頼っ

ている本市としましては、計画策定後の税制改正や交付税制度改正などの国の動向に大きく左右されるため、計画との乖離が生じていることをご理解いただきたいと思ひます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 学校関係の事業は学校関係、泗水幼稚園の場合は学校関係ではないというような捉え方ではありますが、以前から、泗水の合併前から幼稚園のほうは泗水小学校の校長が見ていくというような、組織で運営をやっておったわけがあります。また、その給食センター等も七城とか泗水あたり、旭志もですけれども、合併前にも新たに新設されておったわけがあります。今回、合併後の見直しというようなことで、共通事業の中に菊池市の分が入ってくるというのを少し、これはやはり菊池市でやれば菊池市の単独事業でやるべきじゃないかというふうに私は考えるわけがあります。そういった中の事業の仕分けというのがですね、やはりぴしっとした説明をやっていかないと、やはりいろんな方向から、私たちも指摘を受けるわけですが、やはりその中に地域審議会の説明を行ってきたということでもありますけど、泗水も一時独立運動の絡みもありまして地域審議会を全くやってないという状況であります。やはり、そういうことを考えますと、今後この共通、また市町村事業の計画を示す中でですね、きちっとした市民への説明を行うのは、これは重要な問題であろうと思ひますので、今後それに対しての取り組みをやるか、やらないかということと、それとやはり泗水の中央線といいますか、これは県道・国道と連結して、これが一つの伊坂から325から、やはり植木インターのほうまでの道路が開通すれば、これは泗水の動脈といいますか、今、これが開通しないと泗水町は観光バスも通れないような、ほとんど大型バスが通れないというような状況でありますので、早急にとということ、これはもう合併前からの思ひでやっておりますが、なかなか用地交渉、こういったものが進んでいないと。やはり町の時点のときには専門的な、やっぱり地元の人が交渉に行つて解決できておったわけですが、今までの流れを見てきますと、ほとんどやはり明許繰越という事業でなつてきているのも現実でありますし、明許繰越というのは次年度まで明許繰越というのは当然起きると思ひますが、2年も3年も繰り越すというのは、やはりいかななものかというところもあります。そういったところをやはりぴしっとやっていかないと、何年先につながるかわからんような計画になつてまいりますので、その点についてのやっぱり反省点もあるんじゃないかろうかというふうに思ひます。

また、合併のときにグリーンロードの改良計画というのもしされたわけでありま

す。13mの道路を設けて、横に4mのトラクター道路を設けるという図面の提出も合併協議会のほうであって、そしてできるものだというふうに私たちも確認して合併をしたわけでありますので、やはり基盤整備の遅れもあると思いますが、そういう方向についてもびしっとした計画どおりに進めていただきたいというふうに思うわけであります。

いろいろと問題点はあります。確かに住宅も今、泗水の場合は新たに今、30戸できたわけでありますが、菊池市の住宅は改装というような形で、改築工事がほとんどというようなことで進んでおります。確かに低所得者の方々のためにはそういった考えも必要と思いますけど、やはり学校も、小学校も4つなくなって、なくなったところから自然と若者はまちに出てくるというか、そういった方向性が生まれてくるわけでありますが、そういう人たちのためにもですね、新たな、今からの将来にあったような住宅をつくっていかないと、やはり菊池市外に移転していかれるというような現象が見えているわけでありますので、そういったものについての考え方というのはびしっと示していかなければならないというふうに思います。

やはり今、私が指摘した中におきまして、今の見直しというような考えと、地域への説明ということに対しまして、やはりこう市町村の負担割合というのが影響してまいりますので、今後の取り組みということについて、よかったですら市長のほうから一言答弁をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） それでは、私のほうから泗水中央線と住吉赤星線についてお答えさせていただきます。

市道の改良工事につきましては、基本的に4市町村とも市町村事業として取り扱いを行っております。それと、この前、森議員のほうでこの前お示ししました、議会のほうにお示ししました資料の基でいろいろご質問されていると思いますので、それにつきまして1点だけ、給食センターの建設事業の取り扱いにつきまして、義務教育施設の整備と捉えておりますので、共通事業として取り扱いを行っていますが、しかし調整漏れで泗水給食センター事業が現在は泗水枠に入っていましたので、共通事業として訂正をさせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今お尋ねの件でございますけれども、当初計画に立てた内容が、今こうやって振り返ってみますとですね、必ずしも計画どおりということには行っ

ておりません。これは説明を申し上げましたように、その後の様々な環境変化等々があつて、そうした結果を踏まえたものであります。ただいま現在のできあがりの姿については、必ずしも議員の皆様方をはじめ地域の皆様、満足のいくものではない部分は多々あるかと思ひます。残りの期間及びその期間内に終わらない場合も、次の5年間において、さらに見直して、本当に皆様のある程度の納得性がいただけるようなものに全力で努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 確かにこれから先、財政面はですね、厳しくなつてきます。

そういうことで、やはり今後菊池市に必要な事業、そういったものを優先的にきちっと示しながら、やはり取り組んでいかないと、なかなか将来性がないというふうに伺えますので、その点についてはですね、ぴしっとした計画をもって進めていただきたいと思ひます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。菊池市の菊池環境保全組合への全域加入ということでお尋ねをいたします。

1点目に、全域加入の条件、菊池市の確約についてであります。確約書は法的に拘束力があるかということで、2市2町の顧問弁護士に確認を行ったということでの確約書であります。11月29日に菊池市の臨時議会におきまして、同文議決のときであります。工藤議員の質疑に対しまして下田部長の答弁の中で、確約書は新環境工場建設稼働の平成33年度までという答弁がなされましたが、確約書の中の4項目目にあります、菊池市は菊池市民に対し説明を行い、菊池市全域加入の理解を得るよう菊池市が責任を持って解決し、環境保全組合には一切の迷惑を掛けないことと、このことについてが33年度までに菊池市が行うことの答弁だったと私は理解しております。

そこで、再確認でお尋ねをいたします。

1点目に、確約書は環境保全組合と菊池市の継続的確約であることを認識されておるのかということであります。

2点目に、4項目目の菊池市市民に対し説明を行い、菊池市全域加入の理解を得るよう菊池市が責任を持って解決することは、合志市に建設する予定地へ菊池市の反対運動が起きても菊池市が責任を持って解決することで、菊池市環境保全組合議会は承認し、全域加入を認めた決議案であります。2市2町の管理者及び担当課長も同席の中で決議案件でありますので、菊池市を含む全域加入の条件、確約書の認識というものを明確にやはりお示しをいただきたいと思ひます。

2点目に、菊池環境工場建設予定地、特に泗水地区に関連しますので、泗水地区についての説明であります。今後この予定地として地区説明を行わなければなりません。説明の時期、場所等についてもお尋ねをいたします。

3点目に、新環境工場建設による地域への保障ということですが、地域住民、泗水地区住民がそれに当たると思いますが、新環境工場建設への反対運動が起きた場合、泗水地区内の補償も考えられます。菊池市のことは菊池市が解決することで認識し、承認した決議案でありますので、菊池市の考え方、この3点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 森議員のご質問にお答えいたします。

菊池環境保全組合の本市全域加入に伴います確約書につきましては、ご存じのとおり市長及び議長名により平成25年10月15日付けで提出させていただいているところでございます。この確約書につきましては、本市が菊池環境保全組合に加入している間、未来永劫遵守しなきゃならない内容になっているということを認識しているところでございます。その4項目目の内容といたしまして、菊池市は菊池市住民等に対し説明会を行い、菊池市全域加入の理解を得るよう菊池市が責任を持って解決し、組合には一切迷惑を掛けないこととなっております。市といたしましては、新環境工場建設候補地の周辺はもちろん、すべての市民に対し全域加入についての理解を得ることは必要不可欠なことだと考えております。特に候補地周辺等につきましては、丁寧に説明を行い、本市が責任をもって諸問題に解決を図り、組合の全域加入に支障をきたさないよう進めてまいります。

次に、泗水町への説明会でございますけれども、合志市が組合の新環境工場建設候補地となったお知らせを組合とともに地域住民に対し丁寧に説明会を今まで行っているところでございます。今後の説明会の予定といたしましては、1月22日の永出分区への説明会をはじめ、関係行政区への説明会を地元公民館等で開催する予定としております。今後は、質問事項に対する回答を含め、地域の皆様が安心できますようにできるだけ詳しく丁寧な説明を行い、菊池環境保全組合と協力しながら新環境工場の建設を進めてまいりたいと考えております。

また、新環境工場に伴います地域への補償等でございますけれども、今後の重要な課題でございます。説明会を重ねながら関係区及び組合と十分協議を行い進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○21番(森 隆博君) 今、部長のほうから答弁をいただきましたが、再度確認のため再質問いたします。

環境保全組合は、今後機種選定を行いながら、建設予定地関連地域、地元の説明会を実施していかれると思います。住民説明、用地買収、または平成27年度まででありまして、環境アセスは28年度という目的で地区説明会を実施していかれるわけでありまして、合志市の予定地は泗水地区内といってもよい場所でありまして、今まで候補地ということで説明会を行ってきました中におきまして、泗水地区に2点の問題点が指摘されております。1点目は、焼却施設の排水問題、また最終処分場の埋め立ての汚染問題、特に地下水の汚染というような心配を受けたところでもあります。泗水町の約半分の人口を賄っております水源地、第3水源地、第4水源地が、この新たな建設予定地から700mという隣接地のこともあります。また、この地域の地層といいますか、地盤が50mほどまでがシラス台地というようなことで、吸水力があるという地形でもありますし、永南区の隣接地でありましたが、もう40年ほど前の話でもあります、たばこ乾燥小屋、約8mほどあった建物が一夜にして沈んでしまったというような地形のところでもあります。また、桜山の南側にあたります、ちょうど8区の手前ほどになります、そのあたりが畑地であります、1反から2反ほどがいきなり10mほど沈下するというような事例もあっておりますし、8区の住宅の前の玄関先が一夜にして下がっておって、玄関から出られなかったということもあまして、熊大の先生方からいろんな地層学という説明を受けて、地域住民の方々もやはり不安を抱いておったところに、そういった説明でもありましたので、やはり今後この地域住民に対しまして、地下水の安全策というものに対しましては、きめ細かな説明が必要と私は考えます。この地区説明会についての方針、そして2点目であります焼却施設内の排水問題等もありますが、現状では農道の排水路を利用して日向川へ排水するという計画であります。日向川から合志川へ、そして一番初めの堰が富堰ということでありまして、泗水町の北側に位置します村吉、富、富出分、薬師、久米と、泗水の中心地の水路に流れ込むということで不安が問題化されております。

以上の2点でありますけれども、やはり菊池市の地区説明と菊池環境保全組合の地元説明、異なった説明は絶対にあってはならないというふうに考えております。今後の地元説明会の進め方、方針は、やはり合志市の予定地説明及び隣接地の泗水地区の説明を実施する上で、職員を組合に派遣して、合同の調査及び研修を実施し、専門知識を持った上で、やはり地元の説明していくというのが必要不可欠というふうに考えます。そういうことで、合志市の荒木市長、菊池市の江頭市長と相談の上

で、よければそういう人材を菊池市環境保全組合のほうに派遣をいただきまして、そしてそういった知識を持った上で、お互いがそういった予定地、隣接地、そういったところの説明をやっていただきたいと思いますので、そういったことが考えられないかということをお尋ねしておきたいと思います。

それと、菊池市の先の広報による全域加入のお知らせの内容でありましたが、将来のごみ処理区域が広域化され、関係市町村に経済的なメリットが大きいということで、全域加入を求めてきたという内容の記事でありましたが、環境保全組合の議会の中におきましては、合志市、菊陽町、大津町、まるで逆の考えで認識をされておるわけでありまして、本当にこの認識というのは、やはりいろいろと問題点が発生しますので、ぴしっとした返事をいただきたいと思いますので、やはり菊池市のごみ処理費は環境保全組合の処理費の2.5倍という経費が今現在かかっておるわけがあります。そういったことも保全組合の議会の中では報告がされ、皆さんが認識されておるわけでありまして、やはり例を言いますと泗水町の人口が1万5,000人で、保全組合で処理費が約9,000万円、残りの3万5,000人の処理費が5億4,000万円というのが今現状でありますので、今回菊池環境保全組合に加入となりますと、菊池市は約2億3,000万円近くが浮くということになります。10年経ちますと23億円というような数字にもなるわけでありまして、メリットは菊池市のほうがあるというふうに理解されておりますので、そういったこともぴしっと考えた上で慎重な物事を進めていただきたいと思いますというふうに思います。9日の日に大津町のほうも同文議決をいただきまして、スムーズに今進んでおるわけがあります。12月24日に環境保全組合の定例会を開催するわけですが、ちょうど13日から一般質問の締め切りというふうにしておりましたので、そういった中におきまして、やはり菊池市の考え方、そういったものをぴしっとこの場で示していただいて、今後スムーズな県への申請ができるように取り図っていかねければならないと思っておりますので、その点についての確認を江頭市長のほうから答弁をいただくならと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） それでは、私のほうから市長が答弁する前に一言答弁させていただきます。

新環境工場建設につきましての地域の心配ごとがあるのじゃないかという議員さんのお尋ねと思っておりますけれども、菊池環境保全組合は事業主体として進めておられて、まだ設計書もできていない状況でございます。その詳細内容については、本市からの答弁は控えさせていただきますが、組合としては環境保全を第一と考え、

万全を期して計画されていくものと考えております。地元説明会につきましても、市が率先して組合と一緒に説明会を行う予定としておりますので、また説明会にあたりましては組合と十分協議を行い、地域の皆さんの理解が得られるような丁寧な説明を実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、広報等におきましても、本市のほうに一番メリットがあるのか当然でございますので、その辺もわきまえて保全組合との関係構成市町に対しましては進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 私のほうからはお尋ね2点についてご説明をしたいと思います。

1つは、組合への菊池市からの出向者を派遣する点について、2点目はこれまでの経緯を踏まえた上での現在の私の考え方ということでございます。

まず最初に、出向の可能性でございますけれども、本件2市2町で常々コミュニケーションを深めながら共同事業として進めておりますので、ご提案のあったアイデアもですね、ちょっと持ち帰りまして、関係する2市2町の管理者会議、あるいは議会ともよく相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えます。

それから、この問題に対する今までの経緯を踏まえたこれからのスタンスということでございます。幸い組合の本市の全域加入問題につきましては、今もお話がありましたとおり、ほかの関係1市2町のご理解・ご協力を得まして同文議決をいただいたところでございまして、何とか全域加入ができる見通しとなったところではございます。ただ、これまでの議論の中で明らかになったのはですね、やはり過去にこの菊池市がほかの関係1市2町さんの信頼を損なうところが実はあったと。そのために、大変ご心配をお掛けしたということがあったかと思えます。そのため、加入に関わる議論が大変時間がかかりました。最終的にはご理解をいただいたところでございますけれども、この間、大変な時間・労力を費やしてですね、多大なご迷惑をお掛けしたところでございますので、そういった経緯を踏まえて、今回改めて関係市町の私どもに対する信頼と期待をいただいたということでございますので、こうしたことを裏切らないようにですね、これから誠心誠意努めていく所存でございます。特に確約書につきましては、先ほど市民環境部長が申し上げましたとおりでございまして、当然のことながらこの永続的に遵守していかねばならないものであるというふうに私は認識しております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森 隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 市長のほうからも確約書については永久的に遵守していくというような返事をいただきまして安心しておりますが、やはり昨年12月24日に前市長が全域加入という要望がありまして、1年かかってですね、ようやくここまで来たわけでありますので、これから先、やはり緊張感を持ってやはり取り組んでいかなければいけない問題というふうに思っておりますので、前向きに取り組んでいただきますことをお願い申し上げまして、私の質問は終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食等のために暫時休憩します。

○
休憩 午前11時51分

開議 午後 零時57分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、柁原賢一君。

[登壇]

○2番（柁原賢一君） こんにちは。柁原です。よろしく申し上げます。

3階の市庁舎から眺められます菊池神社や御所通りの黄色の銀杏の葉もすっかり落葉し、市民の皆様にとっても、何かと気ぜわしい師走の時期ではないでしょうか。さて、一般質問に移ります。

まずは、庁舎整備について質問させていただきます。本議会においては、庁舎整備について東裕人議員をはじめ多くの議員の質問があっております。このことは、多くの市民、議員にとって、非常に関心の高い、またこれからの庁舎等整備にあたって、議論を尽くさねばならない最重要課題であるからにほかならないと考えています。質問の内容については、他の議員の方々と重複する部分も多々あると思いますが、丁寧にお答え願います。

市長は、去る11月の月例会で、市庁舎整備の再検討を行いたいと議会に表明され、これまでも東議員ほか各議員の答弁の中で、建築工法に新しいリファイニングという新しい知見と本年度からの建築基準法の面積要件緩和によって、これまで3階建ての生涯学習センターの1階に計画されていた市民部等の行政機能を本庁側に移し、市民の利便性の向上を図りたいと答弁されています。また、生涯学習センターについては、国からの補助金率50%のリノベーション制度を利用し、市民ワークショップで要望の高かった1階に図書館を配置し、2階に公民館機能を配置する、このような市長の答弁であったかと思えます。間違っていましたら、ご訂正ください。

さて、庁舎整備について、次の2点について質問いたします。

1点目、市長はこれまでの答弁の中で、議会を尊重しながら慎重に再検討を行う旨の発言をされています。しかしながら、既に基本設計・実施設計は8,100万円で議会で議決されております。この議会尊重と議決との整合性はどうか考えたいいんでしょうか。

2点目、菊池の図書館を考える市民の会が結成され、今一度図書館について再検討しようという市民の声が上がっていますが、再検討はされるのか。

以上、2点について質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問でございますが、議決内容とこれから進めようとしていることとの関係というのが第1点。第2点目が、市民の声が上がっていることに対してのこれからの取り組みということであったかと思えます。

まず1点目でございますが、昨日までの答弁の中でお答えしましたこととやや重複する部分がありますので恐縮でございますけれども、議会での議決の過程を尊重すると申し上げておりますは、やはり時間・体力かけてですね、かつ市民の間にも大変痛みを伴ったプロセスであったということを踏まえまして、そこで決まった、一番の問題は、その庁舎の場所をめぐっての議論でございましたので、場所についてはですね、庁舎等整備の位置につきましては、現本庁舎及び市営プールの場所で予定どおり整備していくというところは基本でございます。ただその中で、さあこれからいよいよ建てるといったときにですね、やっぱり40数億円を使って、一回建てますと40何年、40年、50年の計ということになってまいりますので、やはりこのスタート時点において、もう一回この市民の声も反映させながらですね、きちっといいものをつくっていききたいということで考えておるわけでございます。その観点としては、無理無駄がないように、合理性ですとか、機能性を考慮しながら、本当に最終目的である市民の皆様の利便性が更に向上するように、そういう観点で見直してまいりますので、見直しの大きなポイントは行政機能を1カ所に集約することができないかということでございます。

それから、費用の面に関しましては、これからどういう手法がベストの案であるかということにも関わってきますので、その全体の中でまた検討を進めていきたいというふうに思います。

それから、市民の意見をどう反映していくのかということでございますが、もう既にこれまでもですね、生涯学習センターのワークショップという形で、今年の7月から4回の開催、それから先進地の視察も催したところでございます。それを

踏まえて、皆様方から大変たくさんアイデアもいただいております。また、先日の菊池の図書館について考える市民の会のシンポジウムの中で出された意見についても把握しているところでございます。ハードの部分につきましては、今後市民検討委員会といった中でですね、議論を今度していただきますし、運営のソフトの関わる分につきましては、今後まだ時間もございますので、専門家のご意見、それから様々な市民の方々の協力を得ながらですね、運営のあり方等を含めまして、これは教育委員会のほうで主にご検討をいただくことになるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 柁原賢一君。

[登壇]

○2番（柁原賢一君） その再検討にあたって、設計業者を変更することはあるのか。もし変更しないということであれば、契約期間の延長等で設計業者との問題は処理できるのか、この点について質問したいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 庁舎整備の見直しに伴い、現在の設計業者の変更ないしは延長等の可能性に関わるご質問でございましたが、先般の新しい知見に基づいてもう一回ベストな案を様々なオプションから検討していこうということでございますので、現時点ではまだどういう方式になるかというのはわかりませんので、設計業者の変更が必要なのか、あるいは延長ができるのか、こういったことも含めてですね、総合プランの中で併せて検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山瀬義也君） 柁原賢一君。

[登壇]

○2番（柁原賢一君） ある程度全ての面において検討していこうというような話であるかと思えます。隣接の山鹿市、玉名市で庁舎建設が始まっているようでございます。一般市民の目線として、どうしてもその建設費の比較というものに目が向いてしまう傾向がございます。庁舎等建設計画が今後完全に庁舎建設と学習センター建設に分離できるのであれば、完全に計画工事の名称を変更し、一つは庁舎増改築工事、もう一つは学習センター建設工事と分離処理する必要があるのではないのでしょうか。また、予算の面においても再配分し、議会の承認が必要になるとは思いますが、市長の考えはいかがですか。質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 現時点では、この今の庁舎等整備のこれまでの案を踏まえてですね、合理性・機能性という観点からもう一回見直していこうということでございますので、今、新たに特段別なものを計画しているわけではございませんので、今おっしゃったような点が必要になるのかどうかも、少しまだ今の点では何とも申し上げ兼ねますので、その点も含めて検討を進めていきたいというふうには思います。

○議長（山瀬義也君） 柁原賢一君。

[登壇]

○2番（柁原賢一君） リノベーション事業を取り入れようというのであれば、この計画についてはやっぱり分離すべきではないかというふうに私は考えます。50年後を見据えた庁舎建設が語られていますが、現状の全国的な人口減少から考えるに、10年後、20年後の再合併も考えられなくもないと思います。そういう話でありますので、庁舎建設にあたっては、3つの支所等を活用し、必要最小限の予算で庁舎が整備されることを望んで、この庁舎問題については質問を終わりたいと思います。

次に、図書館の建設について再質問いたしたいと思います。現在の菊池市の状況は、泗水には立派な図書館がありますが、旧菊池市や七城町、旭志村には公民館の中に併設された小さな図書室があるのが現状です。合併前の話ですけれども、ある中学生が自転車でわざわざ西合志町の図書館に通っている、そういう話を聞き、一市民として大いに胸を痛めた、そういう記憶がございます。図書館の建設は、多くの市民が待ちに待った建物であります。また、最近の図書館は従来の本を読みながらわからないことを調べる場から、講演会や意見交換の場、紙芝居や子どもたちへの読み聞かせという交流の場、また情報を発信する場、そのように図書館の機能が変化してきているのは現状ではないかと思います。例えば、佐賀県武雄市の図書館は、TSUTAYAが運営し、コーヒーを飲みながら本を読むことができる、非常に多くの皆さんが訪れているという話を聞いております。

このような視点から、菊池にとってどのような図書館がよいかということで、教育関係者や地域ボランティア団体の人たちによってつくられたのが菊池の図書館を考える市民の会でございます。去る11月23日に「図書館でまちおこし」という講演会がございました。2011年のライブラリーオブザイヤー2011という世界的に優れた図書館に与えられる大賞を受賞されました長野県小布施町の花井館長先生の講演会でございます。この中で、菊池の生涯学習センターの中での図書館についてのワークショップは4回、長野県の小布施町でのワークショップは53回、

53回も開かれて、図書館の建設にあたられております。

以上の視点から、この市民の会のメンバー等を含めて、菊池に合った新しい図書館づくりの再検討が考えられるのではないかと思います。市長の再答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） せっかくだとつくる図書館であるので、新しい図書館のありようについて議論の場をとというご趣旨のご質問かというふうに思います。特に図書館の運営において極めて重要なのは、まさにおっしゃったように、市民の使い勝手とかをどういうふうに反映していくか。それから、最近の図書館のこの性格・ありようというのが大分変わってきているのも確かでございます。情報時代にマッチしたそういう様々な多機能が求められている。それから、ものを読む、あるいは本を借りる場よりもですね、知的なこの情報を集積して、そこでいろいろな議論に発展させていく、そういったふうな機能も最近では目立つところかというふうに思います。まさしくそうした運営のこのソフトにあたる部分が私か図書館運営において非常に重要な部分をなすのではないかと思います。理想的には、このソフトの哲学がそのままハードのほうにも反映されるというのが一番の理想であるとは思いますが、一方で市の財政状況、それからこれまでの検討の経緯等もございますので、図書館を含めた庁舎等の整備については、これはやはり一定の時間の中でですね、スピード感を持ってやっていかねばならないと思います。ただ今申し上げましたソフトの部分につきましては、いずれにしても建築が完成するまではまだ時間もございますので、先ほどの図書館について考える様々な市民のグループ、諸団体あると思いますので、そういった方々の英知を集めてですね、本当にいいものをつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 柁原賢一君。

[登壇]

○2番（柁原賢一君） 庁舎整備等と一緒に図書館をつくっていききたいというその市長の発言ではなかったと思いますが、ハードを先につくる必要性も、リノベーション事業をするのであればもうちょっと時間をかけてその作り方とか、そういうものについても考えていいのではないかなというふうに私は思います。その講演会の中でですね、小布施町では、逆に図書館長を一番に公募で決めて、それから図書館の建設にあたったと、そういうふうに聞いております。その木村副市長は、そのときにたしかいらっしゃったと思いますけれども、こういう観点についてです

ね、どういうふうにお考えになるのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただけるならというふうに思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（山瀬義也君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） 今、柁原議員のほうから図書館の運営についてのご質問だったと思いますけれども、かつて県立図書館の私、館長もいたしておりました。そういう中で、本当に今、新しい形の図書館というのがかなりのところで出てまいっております。先ほどお話がありました小布施町もそうでございますし、武雄の図書館もそうです。そのほか、伊万里であるとか、宗像であるとか、いろんなところで取り組みをなされております。そういう、どういうそれが流れの中かといいますと、やはり図書館というのが一つの大きなまちづくりの核になっていく、そういうその素地を持っていると。そういうことが皆さんお考えになってのことだというふうに理解をいたしております。ですから、今後ですね、図書館の運営、そのあたりについては、じっくりと検討して、素晴らしい図書館になるようにやっていくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 柁原賢一君。

[登壇]

○2番（柁原賢一君） 菊池の市民が待ち望んだ図書館でありますので、拙速に建設するのではなく、十分に検討していただいて建設のほうをお願いしたいと思います。

これについて、1番目の質問を終わります。

続きまして、域学連携についてお尋ねします。どのような内容の授業であるのか、域学連携といっても、市民の皆さん、恐らくご存じないと思いますので、内容について詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 柁原議員の域学連携についてのご質問にお答えいたします。

域学連携事業とは、総務省が実施する大学と地域住民やNPO等と行政が共同で地域の課題解決や地域づくりに取り組む事業でございます。地方に不足している学生の若い力や大学教員の専門的な地域を導入して地域活性化に取り組むもので、国費での授業となっております。平成24年度は社会福祉協議会が主催で域学連携地域づくり人育成支援事業の採択を受けまして、九州看護福祉大学と地元団体と連携して「地域づくり人育成塾」を実施しております。内容につきましては、研修や講

演会を通じた新たな地域づくり活動を行う人材の育成で、受講生により地域づくり団体「菊池・人づくり愛塾」が発足しております。今年度は、域学連携実践拠点形成モデル実証事業を市の事業として申請し、昨年度に引き続き全国で5カ所のモデル地区として採択を受けたものでございます。参加している団体は、九州大学、熊本大学、熊本県立大学、東海大学、九州看護福祉大学、首都大学東京の6大学、地域づくり団体では社会福祉協議会、菊池人づくり愛塾、菊池寄合い衆、NPO法人菊池まちづくり千年の風、NPO法人21世紀環境研究会、菊池建物応援団、菊池養生詩塾、環境保全型農業研究会の8団体、そして菊池高校、菊池農業高校、菊池女子高校の市内の3高校も参加しております。事業内容は、大学や地域づくり団体の専門性を生かすために4つのコースを設けており、一つ目は昨年の事業を引き継ぐ地域づくり人育成コースで、社会福祉協議会を中心に迫間地区でフットパスによる地域づくりに取り組んでいまして、地元区長さん方と一緒にコースの検討などを行っているところでございます。二つ目は文化資源活用コースで、今年度事業の採択事業となっている大学が地域で活動するための拠点整備を行うものでございます。今年7月に国登録文化財となった松倉邸の南側が空き家となったままで整備活用が求められていましたので、学生と一緒に修復作業をワークショップ形式で行います。作業は建築の専門家集団である菊池建物応援団を中心に実施いたすところでございます。また、雪野地区でも大学生と地元住民と一緒にワークショップを行い、フットパスコースの検討を行います。三つ目は、整備した活動拠点を菊池ラボと称して大学や地域づくり団体、高校が自由に使えるようにするため運営体制を構築するコースで、松倉邸を活動拠点としている千年の風等が参加をしているところでございます。最後に、四つ目は農業資源活用コースで、安全・安心な農畜産物のブランド化に向けて、菊池環境保全型農業研究会を中心に東海大学や農業高校と連携して研修を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 柁原賢一君。

[登壇]

○2番（柁原賢一君） 私も菊池千年の風に参加しておりまして、これまでいろんなまちづくり活動をやってきておりますけれども、そのまちづくりの団体における補助金、市からの助成、そういうものはどういうものがあるんでしょうか、これまで。助成金と言いますか、大まかな各団体に対するですね、それぞれの団体ありますけれども。というのが、なかなかNPOの活動とかやっておりますけれども、なかなか自己資金だけではやっていけない状況、これまでずっとまちづくり千年の風をやってきまして、NPO団体でやってきておりますけれども、なかなか行政あたりのやっ

ぱり援助とか、そういう補助金なりを利用して活動をやっていかないと、非常に独自の団体で、市民団体ではなかなか活動というのは非常にできないし、また継続というのが非常に難しくなっております。こういうまちづくり団体についてはですね、ある程度の、何らかの金銭的な補助といたしますか、継続していくためにはそういう助成金みたいなものがある程度は必要になってくると思うんです。だから、そういう何かをやるときに、いろんな助成金というのをこれまでされてきたと思いますけれども、そういう内容について各団体別に教えていただけるならと思うんですが、概略で結構です。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にNPOへの補助というなお話でございますけれども、現在の時点ではいろんな形で提案を受けまして、企画振興課のほうで行っております地域づくり補助金のその範囲の中で行っているところでございます。それと、域学連携事業につきましては、国の補助として300万円の予算の中で、先ほど申し上げました事業をそれぞれにやっていくというような状況でございます。以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 柁原賢一君。

[登壇]

○2番（柁原賢一君） 松倉邸を改修するときにも、その個人の建物ではありますけれども、市のほうから助成をいただきまして便所の改修工事を行っております。今度また松倉邸の南側の菊池のラボづくりということで、若い人たちと一緒に共同するという事業がございますけれども、ここにもやっぱりその風呂場であったり、便所等であったり、非常にその改修すべきものがございます。そういう今度の資金の中では、そういう改修費用というのは入っていないと思いますが、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 学生のほうでですね、ワークショップを行ってやっていきますので、その中で、先ほど申し上げましたけど、300万円という数字をトータルでお話ししましたけれども、その中で、どこまでという部分はあるかもしれませんが、ただいろんな改修等につきましては、先ほど専門家集団の建物応援団と今までもいろんな形でご協力をいただいておりますので、いろんなアイデアを出していいものができるものと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 柁原賢一君。

[登壇]

○2番（柁原賢一君） その補助金の中ではですね、その資材的なものに使うというような金額は出せないということで、概ねその各4つのこれまでの域学の今年度のその計画の中です、その学生と一緒に松倉邸を改修するというございますけれども、どうしてもやっぱりその便所とか風呂場とかになりますと、そういうのになりますと、とても自分たち個人だけのあれでは非常にできないというような状況が生まれてきますので、そういうときは別途ですね、市のほうから助成をお願いできるならというふうに思います。

また、まちづくりに必要なものとしてよく言われますのはですね、3つのもの、ばか者、よそ者、若者という3つのことがございます。このラボづくりにおきましてはですね、これからずっと学生たちが拠点にして、この菊池のまちをよくしようということで、よそ者の視点、それから若者の視点ということで、これまでもいろんな助言をいただいております。また、それに基づいていろんな事業もある程度私たちが協力してやってきております。これにとってはですね、やっぱりまちづくりをするものにとっては、やっぱりこういう拠点というのは非常に重要でございます。遠く福岡、それからまた東京からも見えるようになります。こういう場合に、こういう拠点があれば、非常にその活動しやすい、若者たちがもう自由に活動しやすい、そういう場が非常に生まれてきますので、ぜひ継続的な事業というのをお願いしたいと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 継続的な事業ということで、次年度以降の取り組みかと思っております。域学連携事業は継続的に取り組むことが条件となっており、次年度以降も一定条件下で財政支援の対象となる有利な事業となっております。先ほどもお話がございましたけれども、菊池ラボの整備により、大学や地域づくり団体が活動する拠点ができますので、3年から4年を目途に事業に取り組んでいきたいと考えておまして、今後泗水・七城・旭志地域への活動の展開もしていきたいと考えております。

地域の活性化には、先ほど議員のほうからもお話がございましたが、よそ者、若者、ばか者の3つの者が必要であると言われております。大学生が地域に入ってくることにより、地域づくりによそ者、若者の視点が増えられ、新たなアイデアや展開が生まれるものと期待をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 柁原賢一君。

[登壇]

○2番（柁原賢一君） この事業は、その国のほうの補助が終わりましても、よその地域において、旭志、泗水、七城の地域においても継続して5年なり、10年なり、そういうスパンで後の事業が市の継続事業としてできますように行政のほうにお願いいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午後1時31分

開議 午後1時41分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） こんにちは。森清孝でございます。通告に従いまして質問をいたします。

まず、太陽光発電についてでございます。身近な住宅の屋根を見ますと、いつの間にかソーラーパネルを上げた家が増えた気がいたします。また、工場跡地や山間には、産業用の設置もあちこちに見られるようになりました。新聞報道では、本市においても旭志地区で九電工の子会社と2,122kwの立地協定を結ばれ、11月15日から稼働しているとのこととあります。

このような状況の中でお尋ねをいたします。

一つ、本市における公共施設での発電実績についてどうなっているか、お尋ねをいたします。

二つ目、住宅用の助成事業は好評で、申し込みも多かったと聞いております。26年度はこの助成事業はどういたしますか。今までの実績と併せてお尋ねをいたします。お答えください。

三つ目、本市管内における産業用、10kw以上が産業用と言われておりますけれども、産業用の太陽光発電の設置状況はつかんでおられますか、どうですか。つかんでおられるならば、その状況をお聞かせください。

また、市有地の活用方法の一つとして、太陽光発電を検討すべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。お尋ねをいたします。

一部、昨日、同僚議員の中山議員と重なる部分はありますけれども、よろしくお願いを申し上げ、最初の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 森清孝議員の太陽光発電についてのご質問にお答えいたします。まず、私のほうからは、本庁舎の太陽光発電設備についてお答えいたしたいと思います。

地球温暖化対策推進事業、グリーンニューディール事業の一環として、本庁舎の片側車庫の屋根に太陽光を設置しているところでございます。発電量ということで、発電を申し上げます前に、単位についてご説明申し上げます。単位につきましては、kwhで説明をさせていただきます。kwhとは、1時間当たりの発電電力量、もしくはある時間帯、1日等の商品または発電電力の時間積算値を示すものでございます。これがkwになりますと瞬時の発電電力を示しますので、kwhということで単位は説明させていただきます。発電量としましては、平成24年11月から平成25年10月までの1年間で、直流電力量約3万1,658kwhでございます。また、一月の最高発電量は5月の約3,957kwhとなっております。庁舎につきましては、以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 教育委員会からは、学校施設での太陽光発電設備の設置状況と発電実績についてお答えさせていただきます。

まず、設置状況でございますが、小学校が限府小及び旭志小の2校、中学校が菊池南中、七城中及び旭志中の3校、合計しまして5校に設置をしているところでございます。

次に、平成24年11月から25年10月までの1年間の発電実績でございますが、限府小が3万7,468kwh、旭志小が2万2,375kwh、菊池南中が7万999kwh、七城中が4万478kwh、旭志中が3万7,143kwhとなっているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 森議員のご質問にお答えいたします。私のほうからは、住宅用の太陽光発電の状況と産業用太陽光発電についてお答えいたします。

まず、住宅用の太陽光発電システムの設置補助事業でございますけれども、この事業に関しましては、合併前の旧菊池のときから行っておりまして、平成12年度には助成を開始しております。平成12年度から今年の10月末までのトータルを

申し上げますと、交付件数1,249件、補助金額1億4,695万3,000円となっております。住宅用の太陽光発電システムの最近2カ年の平均的な設置経費を申しますと、平成23年度が1件当たりの設置費が約251万4,557円、平均最大出力4.6kw、1kw当たりの設置経費が54万6,642円となっております。平成24年度は1件当たりの設置経費が243万1,809円、平均最大出力が4.99kw、1kw当たりの設置経費が48万7,336円となっております。この補助事業につきましての平成26年度以降でございますけれども、国・県の助成動向等を注視しながら対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、産業用の太陽光発電でございますけれども、一般的に地面に直接設置するものに関しましては、この設置が建造物と見なされないこと、また景観を阻害するほどの高さでないことから、規制に該当するケースが少ない関係で把握するのが難しい状況でございますが、1メガを超える、いわゆるメガソーラーにつきましては、県が事業者と市町村とで三者協定を交わすことを進めております。その分について把握しておりますのでお答えしたいと思います。

県のホームページでも公開されておりますけれども、本年11月現在で県内で47カ所ございます。そのうち5カ所が本市内に立地しております。また、本市には環境基本条例に該当する1,000㎡を超える開発につきましては、環境課への事前協議が必要となっておりますので、それに該当するものにつきましては届け出が出ております。平成24年度で個人で1件、平成25年度11月末現在で個人で1件、企業で3件でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） 26年度、住宅を云々というのは、ちょっと聞き漏らした感じがいたしますが、また後でお尋ねをいたします。

小学校・中学校に関しましてですね、上げてないところもあるようでございますけれども、小学校に上がっておりますと、地域の住民の方々は、学校にも上げてあるからということで、えらいPRにもなると思いますが、上げておられない、理由があつたと、耐震かなんかと思いがたけれども、そのことをお聞かせください。

2点目、その住宅用の助成のことでございますけれども、えらいこう申し込みが多かったということは先ほど申し上げましたけれども、今お話を聞いてみますと、よその自治体と比べて非常に菊池は太陽光の設置が進んでおるのではないかとこのふうな気がいたしました。クリーンエネルギーのまちと言ってもいいような感じがするわけでありまして。もっとこれを推進されるのかどうか、お尋ねをいたします。

3つ目、産業用のことですが、今、なかなか民間のことはつかめないというようなお答えでございましたけれども、例えば合志市におきまして焼却場跡地あたりを見ますと、太陽光のパネルがずっと引かれております。他市の状況あたり調べられて、本市においてもいくつか遊休地と言われるようなところも、私の目から見ますとあるわけでございますので、そういうところの設置、検討されるつもりがあるのか、ないのか、その辺をお答え願いたい。

2回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 太陽光発電を未設置の学校があるけれども、どういう理由かというお尋ねだったかと思えます。太陽光発電設備が未設置の学校につきましては、屋上に設置する場合、校舎が設備過重に耐えうる構造であるのか、また設置できるスペースが確保できるのかなどの詳細な調査が必要となりますけれども、その調査がまだできていないことから未設置となっているものでございます。全校に設置できればとの構想は持っておりますが、これまで学校施設の安全性や緊急を要する案件を優先して取り組んでまいりましたので、今後財源確保が見込めるようであれば太陽光発電も考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 森議員の再質問にお答えいたします。

住宅用の太陽光発電につきましては、平成22年度の国勢調査の本市内における持ち家、一戸建て件数でございますけれども、1万2,469件、これの10%であります1,247件への設置を目標にしておりました。本年度中にその件数を超えたため、一応の目標は達成されたものと考えているところでございます。また、電力パネルの製造技術も進んだことなどから、数年前と比較しまして1kw当たりの設置費用が3分の2程度に下がってきております。今後、国・県の補助金の動向を見極めながら、先ほど議員もおっしゃいましたように、非常に申し込みも多うございますけれども、その辺も考慮に入れながら、来年度以降は考えてまいりたいと考えています。

次に、市内の未利用地への産業用の太陽光発電の設置についてでございますけれども、メガソーラー等の太陽光発電設備につきましては、設置した後も自然環境に優しく、環境に影響をほとんど与えないという点から見ますと、非常に理想的な再生可能エネルギーだと考えているところでございます。ただ、本市の未利用地の資

産に関する現在の考えですけれども、資産の維持管理費の削減とか、固定資産税等の
の税収確保にもつながるため、売却処分することを基本に考えているところでござ
います。また、売却できない資産につきましても、財源確保に向けた有効活用を図
ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） 最後は、ちょっと市長にお尋ねをしたいと思います。先だっ
て、またこれも新聞報道でございますけれども、荒尾市の管内の民有地でえらい大
きな27haぐらい使いまして、県内最大の太陽光発電施設が15年の1月稼働を
目標に工事が始まるというようなことが載っておりました。ソフトバンクが計画と
いうようなことでございます。今も答弁にありましたように、遊休資産の考え方
については人それぞれであろうと思いますけれども、私どもから見ますと、例えば焼
却場跡地、あるいは市営牧場跡地、あるいはいくつかの工業団地予定地等も考えよ
うによりますれば、そのような候補の一助になるのではなかろうかなというふうに
思うわけでありまして。あとがどうなるかという心配もあるようでございますけれ
ども、九電等に確認してみますと、まだ国の姿勢がよっぽど変わらない限り買い取
りますと。ただし買い取る値段は、ちょっとまだ不明ですというようなお答えもござ
いました。それぞれ市長も考えておられると思いますけれども、市長の見解を最後
にお聞きしたいと、このように思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 太陽光発電に関する私の見解をというお尋ねでございました。
この太陽光を含めました、いわゆる再生可能エネルギーというもの、これは私、や
はりこの菊池の自然を使ってですね、この癒しの里をつくっていかうというときに、
やはり一つこの菊池の水、森、そして土、それがまた農産物を産んでいるわけで
ございますけれども、これはやはりこのいい意味で循環するようなですね、そういう
姿が描ければ大変菊池の里の一つの理想図としては大変素晴らしいだろうなとい
うふうに個人的には考えているところでございます。再生可能エネルギーの中にも
この太陽光発電あり、あるいはこの水力発電あり、あるいはバイオマスといったふ
うな、いろいろな技術の発展に伴いましていろいろなオプションも大分増えており
ますので、それぞれの長所、特徴というものがあるのかなと思っていますので、そ
ういったところはよく見極めながら検討していきたいとは思っているところでは
ございます。ただ現時点では、その太陽光のほうがですね、やっぱり先行した部分も

ざいまして、大分値段的には下がってきたりする傾向はあるようでございまして、ひとたび設置をした際にこれが非常に一定の土地を固定化するということがありますので、先ほど来申し上げている、その癒しの里構想との整合性と言いましようか、全体の調和の中で、そのことについてのプラス、マイナスというものをよく検討していきたいなというふうに考えているところでございます。現在のところではですね、今、市有地等を何かこういったものに使っていかうという具体的なことは特に考えてはいません。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） 具体的に考えておられないというようなことでございますけれども、企画部等もあるわけでございますので、一つしっかり検討をしていただくようお願いし、2番目の問題に入ります。

コメ政策転換について伺います。40年ぶりに減反廃止などと言われてもですね、事はそう簡単ではなかろうというふうに思うわけであります。現場での具体化は年明けと思いますが、お尋ねをいたします。ただ、生産調整云々につきましてはですね、国の政策でございますので、この場でいろいろ議論してもどうかなというところもでございます。ただ、その国の動きを受けて本市はどうするかというような視点からお尋ねをいたします。その意味で、3番目に挙げておりました5年後が実質的にどう変わるかという質問につきましては、ちょっと場違いでもにくい点もございますので省いて、1番と2番についてお尋ねをいたします。

1番目、コメ政策転換によりましてですね、行政の関与はどういうふうに変わりますか、お尋ねをいたします。市としましてのですね、事業への関与のあり方、あるいはJAとの連携はどうなりますか、お尋ねをいたします。

2つ目、水田フル活用と言われまして、飼料用米をうんとつくりなさいというような、特に自民党の政策担当者あたりからの声が出ております。今、20万tぐらいつくつとるそうでございますけれども、これをもう転作ではなくて本作に持っていくというふうな話も出ておまして、これはどうかなという気もせんでもないわけでございますけれども、ちょっとそのことにつきましてですね、25年度産の状況と26年度では話のとおり、私はつくりたいという生産者の希望がですね、希望通り希望が通って作付けができるようになるのか、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 森清孝議員の質問にお答えします。

コメ政策につきましては、平成23年度より本格実施されました農業者戸別所得補償制度に伴い、水田農業推進協議会、担い手育成総合推進協議会、並びに耕作放棄地対策協議会を一本化し、農業団体や農業者の代表者と関係者により菊池市農業再生協議会を設置し、米の生産調整等推進事務に現在あたっているところであります。今回のコメ政策転換につきましては、先般の農林水産業・地域の活力創造本部におきまして、経営所得安定対策の見直しと日本型直接支払い制度の創設についての方針が決定をされております。ただ、決定をされましたが、その方針に基づく市町村に対しての具体的な説明会は年明けに開催される予定となっております。したがって、現段階では詳細に把握はできておりませんが、公表されております米政策見直しによりますと、平成26年度は米の直接支払い交付金10a当たり1万5,000円は半額となり、平成30年度には廃止となっておりますが、その代わりに新しく日本型直接支払いへ形を変えた農家支援が創設をされております。また、新たに飼料米と米粉用米の数量払いが導入され、飼料用米につきましては、交付金の上限額が10a当たり現在の8万5,000円から10万5,000円へと上がっております。再生協議会につきましては、引き続き米の生産調整の事務に対応していくものと予測しておりますので、JAをはじめ関係団体とのさらなる連携を図っていかなければならないと考えているところでございます。

また、飼料用米の作付けにつきましては、現在JA菊池におきまして推進が図られているところでありますが、平成25年度飼料用米の収穫量は378t、WCS用稲の作付け面積は297haとなっております。来年度以降、交付金が増額になれば、飼料用米の作付けは増えるのではないかと現在は見込んでいるところでございます。

なお、生産者の希望通り作付けが可能かということにつきましては、先ほどお答えしましたとおり、国や県からの事業の詳細についての説明会が開催されておられませんので、現時点でははっきりしたことはわかっていないところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） 飼料米のことについてお尋ねをいたします。本市は、ご案内のとおり一大畜産の基地でございます。特に酪農でありますとか肉牛の盛んな地帯であります。いわば飼料米の産地が、即消費地にもなるというようなことでございます。そういう土地柄でございますので、これから今まで、去年もいろいろ試験等をやっておられるようでございますけれども、今後飼料米もどういふふうで使用し、

どういう状況の中で推進してまいられるのか、その辺を再度お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

飼料用米につきましては、現在JA菊池において「えこめ牛」の飼料として供給をされているところがございます。これは、輸入トウモロコシの代替え作物として、管内で生産された米を加工・調整し、飼料用米として牛に与えることで、安心・安全なえこめ牛として、平成24年度におきましては管内11戸の畜産農家で約1,800頭が肉用牛として飼養をされております。また、輸入相場にもよりますが、トウモロコシ等の価格と比較しますと、輸送のための運賃や保管料等を含め飼料用米の価格が高くなっておりますので、生産コストの削減を図るため、現在県や市において給与体系確立のための助成制度を創設し対応をいたしているところがございます。なお、今後とも「えこめ牛」を環境の配慮したこだわりの牛肉としてブランド化を進め、付加価値を高める取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） やっぱりこれも最後には市長にですね、市の姿勢といいますか、考え方としてお考えをお聞きしたいと思えます。

ご案内のように、我が国におきましてはですね、米を家畜のえさにするというの
は長い間タブーであったと、このように思います。しかしながら、最近その考え方も、やっぱり余ればえさにするという、世界共通の考え方に日本もなっていましたし、米をえさにすることに抵抗もなくなってきたと、このように思います。今、輸入トウモロコシの代替えとしてというような話があったわけでありませけれども、家畜の嗜好性、あるいは値段、あるいは安定供給というような分野におきまして合格点が取れば、トウモロコシと遜色のないような結果が出れば、これは本市にとって大きな展開が期待できると、このように思います。特にJA菊池は、作業、あるいは飼養管理等におきまして農水とも大分試験をしたり、パイロット的な事業をしたりということで近い関係にもございます。もしも本当にこのえさが本作というふうなことになるならば、地元はその工場の立地とかですね、大バケをする可能性もなくはないと私は思うわけでありませ。つきましては、市においてJAと歩調を合わせて研究開発に力を入れるべきと、このように思いますが、市長はどのようにお考えか、ひとつ前向きな答弁をお願いしたいと、このように思えます。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） この飼料米についての当面の私の考え方というご質問かと思えます。今まで答弁を申し上げましたように、この試みというのは、この菊池にとっての新しい付加価値を生み出せるのではないかという願いを込めて、またかつ国の政策とも強調しながらですね、進めているところでございます。やはりこれがこの消費者に受け入れてもらうということが一番大事なことだと思いますが、そういう意味ではですね、このえこめ牛というものが消費者、特に味、それから価格の点においてですね、今後どういうふうな受け止め方をされていくのかは、これはまだまだ見極める必要もあると思っていますので、こういった効果も検証しながらですね、当面この飼料米ということについてはJAさんと連携をしながら進めていきたいと思っています。とりわけ、ともすれば耕作放棄地等も増えていく中で、農地がともすれば荒れていくわけでありましてけれども、一方で灌水の効果も期待されているところでもございますので、こうしたことを見極めつつですね、検証をしながらJAさんと連携して進めていくと、こういう姿勢で当面進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） 米の減反が始まって40年というような話でございます。40年前は私も若かったわけでありまして、ちょうどそのころ、強烈な経験をしたことがございますのでその話を基に3番目の営農集団の項に入りたいと思います。

実は、ちょうど40年ぐらい前にアメリカの中西部のアーカンソー州というところで米づくりの研修といいますか、研修旅行をしたことがございます。規模の大きさ、それはどなたもおっしゃることではありますが、私が目について、焼き付いて残っておりますのは、ちょうどそのころ、私たちの水田地帯でも除草剤というのが普及、大体し終わりましたですね、今は使われておりませんが、我が家では24Dという薬、100cc入りの瓶を10本ほど使っておりました。しかし、私たちが尋ねたアーカンソー州の農家では、ドラム缶にそれがごろごろ24Dの薬がドラム缶に積んであったと。それを目の当たりにしたときですね、非常にショックを受けた。機械の大きさよりも何よりも、それだけ規模が違うと。私たち100cc単位で物事を丁寧にやっておりましたけれども、向こうはドラム缶の話というようなことございまして、それ以来ずっと規模のこと、あるいは米の値段のことですと農業界でも論争があるわけでありましてけれども、どうも違うんではなかろうかなというふうな思いを持って40年間ほど来たわけでありまして。

そういう中で、この米の転作に絡みまして、自民党の政策責任者である人は、担い手の農家像や農業・農村像は、営農累計の違いに合わせて都道府県、あるいは地域ごと、要するに自治体ごとにひとつ考えてもらう必要があるというようなコメントを発表されております。要するに、もう北海道から九州まで日本の農業という一括りでは話にならんと。それぞれであるというふうなことであろうというふうに思います。

そこで、先ほど市長もちょっと営農組織ということに触れられましたけれども、日本の中で、特に水田農業においてですね、規模拡大路線が多い中で、広島県と大分県の県知事、このお二人がその規模拡大路線はやめようと、私たちの県ではそれぞれの県知事さんが、営農集団、名前はいろいろ呼んでもいいわけですけども、営農集団、あるいは営農集落、そういう考え方で進むべきであるというふうなことをもう以前から言うておられます。冒頭申し上げましたように、規模の違いを云々しましてもなかなか解決できる問題ではございませんので、一つ知恵を出し合いながら、みんなでその地域ぐるみで活性化しながら農村を守ろうという発想であります。

そこで、それらを前置きとしましてですね、本市にもいろいろ苦労しながら営農集団があるわけでございます。ただ、さっきから申し上げておりますように、本市はよそと比べまして優秀などといいますか、非常に進んだ農業地域でございまして、今、さしあたって作業を受託してくれる人がいないとか、荒れ地が多いという目立った状況にはございませんけれども、今しばらくしますと、やっぱり営農組織あたりの必要性は目に見えとるんじゃないかと、このように思います。

そこで、その営農集団のことについてお尋ねをいたします。本市における営農組織の状況、組織の数でありますとか、運営状況等はどうなっておるか、お尋ねをいたします。最初の質問とします。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

現在、本市総合計画後期基本計画におきまして、多様な担い手の育成を施策の一つと掲げ、集落を単位に機械の共同利用などを行う集落営農、複数集落にまたがる広域生産組織、機械利用組合による作業受委託組織など、組織化や法人化などによる生産組織の育成を推進しているところでございます。その一つとして、担い手不足が懸念されている地域を対象に、担い手空白地域解消支援事業として、平成23年度より県及びJAと連携し、これまで4集落で担い手の受け皿となる集落営農組織の設立に向けた話し合いや研修などの活動に対しまして支援を行ってきたところ

でございます。また、集落営農組織につきましては、農地利用の合理化や機械施設の共同利用、共同作業により、農業生産コストの低減を図るなど、効率的な生産体制の確立と集落内にある農地の有効活用や維持保全、集落活性化を目的に、市内33の集落におきまして組織化がされ、活動をされている状況にあります。地区の内訳としましては、菊池地区が9組織、七城地区が8組織、旭志地区が6組織、泗水地区が10組織となっており、集落営農組織における取り組み内容は様々でございますが、米・麦・大豆や新規需要米としての飼料用米等の生産過程の一部または全ての作業を共同で行う作業受託などが主な取り組みとなっております。現在、JA菊池が事務局として集落営農組織への支援に取り組みられ、その推進を図っておられますが、現時点におきましては、法人化した組織は現在のところ1組織で、その法人のみで現在は利用権設定等が行われているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） 先だって新聞報道でも大津町の大規模な集落営農、あるいは旧鹿本町の庄というところの集落営農に、そのいずれにも開設の祝賀会と申しますか、記念行事に蒲島知事本人が来られたというようなことで、県も指定しながら、地域を指定しながら、この集落営農と組織営農というのを推進されておるようであります。しかしながら、この捉え方はいろいろございましてですね、弱い者が集まって落ちていくと、要するに集落営農だというふうなうがった見方をする人もおりますし、みんなで楽しく集まってやろうと、集まって楽しくの集落営農だということもあるわけでありまして、考え方としましては非常にこうちゃんと学習をして勉強していきますと、進んだやり方であり、我が国にも、特に日本の農村には合ったやり方ではなかろうかと私は思うわけであります。

そこで、市としても研修なり推進をしてほしいとは思っておりますけれども、先ほど言いましたようにまだまだ個人でバイタリティのある人もいくらもおられますし、自分で株式会社つくってやるんだという人もおられますし、それはそれで結構だと思うわけでありまして、中山間地等につきましては、早くからやっぱり取り掛かっておかないと、1年、2年の急ごしらえではできないんじゃないかなろうかというふうに思います。それぞれ課題を抱えた法人化というふうに言われておりますけれども、市での法人化の進み具合、あるいはなぜやっぱり法人化が進まないのか、こういうことについて調べておいでであればお答えを願います。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） 質問にお答えします。

本市における法人化につきましては、先ほど1回目の答弁でお答えしましたように、現時点におきましては1組織が法人化をされ、利用権設定が行われているところでございます。組織の法人化によるメリットとしましては、利用権設定が可能になることや各種資金の活用、また経営所得安定対策の規模拡大加算などの各種加算金による助成や補助事業申請における算定ポイントの加算など、法人化によるメリット等については、今後とも組織への周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、熊本県担い手育成総合支援協議会主催の「地域営農リーダー育成セミナー」が年8回開催されておりますので、スキルアップやノウハウ取得のために積極的な受講を現在呼び掛けているところでございます。

しかし、法人化が進まないことにつきましては、組織の各構成員の方の法人化に対する捉え方が様々であることや現時点で法人化の必要性を感じていないことなどが考えられますが、市としましては今後とも話し合いの機会を捉え、引き続き法人化に向けた働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） しっかり働きかけてください。お願いしときます。

次に、4番目の道路整備についてお尋ねをいたします。

1つ目、県道原植木線についてでございます。先ほど森隆博議員も少し触れられましたけれども、住吉熊本線の起点であります住吉交差点、それから先、先といいますか泗水の中央部に向かってでありますけれども、路線の変更の話があるや、なしやというふうにも聞いておりますし、県営事業で広い道路ができて、あそこはどうなつとですかというような話をあっちこっちから私どもも地元で聞くわけがありますが、もう長いこと通行止めになっております。というようなわけで、路線のつけ替え計画があれば、どのようになっているのか。あるいは、開通の予定がわかっておりますれば、そのことをお聞きします。

2つ目、市道住吉東西線ということについてお尋ねをいたします。ここは、合志川の南岸で、去年の水害でひどくやつつけられたところでございます。護岸がえぐられ、堤防を水が超えたところでもありますが、お陰様で護岸の復旧工事も終了し、一安心と、まず関係者に地元民に成り代わりましてお礼を申し上げたいと、お礼を申し上げたいところでございますが、今までの土盛りの法面がですね、護岸工事で間知ブロックに変わりました、同じネズミ色といいますか、灰色一色になりま

した。道路の路肩もたま灰色ということで、どこまでが道路なのか、どこからが護岸なのかがちょっと目にはわかりづらいということで地域住民の方々から、ひとつどうにきせんとあそこは引き込まれるようで必ず事故が起こるといような話でございます。特に川への出入り口のところににつきましては、狭小な部分が2カ所ほどございましてですね、非常に心配をしております。ということで、安全のためにガードレールか何か一つ早急に施工してほしいというふうに思いますが、どうお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 森議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に県道原植木線につきましては、菊池地域振興局土木部に尋ねておりますので、内容をお答えいたします。県道原植木線につきましては、菊池地域の東西幹線軸といたしまして、特に狭隘区間が多い泗水地区の区間、県道住吉熊本線との交差点から県道熊本菊鹿線との交差点約6kmの整備が段階的に進められているところでございます。平成16年度に国道387号から市道下高江線のバイパス区間、久米区間でございますが、延長1.6kmが完成し、現在は吉富地区のほ場整備に併せまして県道幸川鹿本線から合志川右岸の市道までの富堰付近でございますが、バイパス区間でございます、吉富工区の2.1kmの整備が現在進められているところでございます。当面は重点的に吉富工区の整備に取り組み、残り区間は吉富工区の整備が完了した後、今のところ平成30年度に完成目標を置いているというところでございます。経済の動向等を見極めながら、ルートの整備時期等につきましては検討していく予定と伺っているところでございます。

次に、市道住吉東西線につきましてお答えいたします。住吉東西線につきましては、県の災害復旧工事により堤防天端までの護岸が施工され、より安全な堤防となっております。議員ご指摘のとおり、住吉橋の上下流の2カ所の車道部分につきましては、河川改修により道路方線が曲線となりましたものですから、通行車両や歩行者に危険を及ぼす可能性があるということは認識をしているところでございます。菊池地域振興局土木部へ現状を伝えましたところ、県でも危険な箇所であるということは認識されておりました。しかし、本市の市道が堤防兼用道路として認定されていることから、道路管理者によりまず整備をお願いしたいとの回答でございました。現在は、カラーコーンにて臨時的に注意喚起を行っているところでございますが、今後は県の許可を得次第、安全対策を講じてまいります。通学路でもございますので、早急に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 森清孝君。

[登壇]

○11番（森 清孝君） できればすべて終わって正月を迎えれば、地域住民の方々も喜ばれるというふうに思いますが、今おっしゃいましたように管理者は市でありますので、ひとつ早急に善処していただくように指摘を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩 午後2時32分

開議 午後2時40分
○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 議席番号17番の隈部でございます。本日最後となると思いますが、通告に従いまして、1つ、庁舎等整備について、2番目に図書館について、3番目に中世の歴史資料館について、4番目に域学連携事業について質問をしたいと思います。この中で、庁舎等整備、それから図書館、4番目の域学連携事業につきましては、まったく柁原議員の質問と同じでございますけれども、通告でございますので通告に従いまして質問をしたいと思います。

庁舎等整備につきましては、多くの議員の皆さんが質問をされましたが、通告に従って行いたいと思います。首都大学青木教授の「建築ストック再考リファイニング建築という手法」という講演を聞いたわけでございますが、講演後の庁舎等整備の考え方についてお伺いをいたします。市長は、11月21日の月例会で、先の勉強会を踏まえての考え方を示されました。要約しますと、一つに、行政機能をできるだけ1カ所に集中する具体的な検討を始めた。現在の計画では、市民からは使い勝手が悪く非効率である。生涯学習センターのワークショップにおいても、またパブリックコメントにおきましても、図書館は1階に配置してほしいという声が根強い。リファイニング法の勉強会で、古い建物であっても新しい工法によって具体的な増築が可能である。新しい視点と技術の情報が入ってオプションが増えた。本年から建築基準法が改正され、増築面積が緩和された。庁舎整備を取り巻く環境の変化、市民ニーズの変化、市民の使い勝手などを考えなければならない。一体的増築が可能であれば、市民の利便性からいって無理・無駄がないリファイニング以外の建築方法があるかどうか、現在考えている。また、生涯学習センターは、2階建て

となる。生涯学習センターは、リノベーション事業、国の助成が50%である。市営プールの場所につくる。それから、それに伴いまして工期の問題、あるいは基本設計、実施設計の平成25年度末となっているが、恐らく計画期間内では困難である。市民の利便性、長期的な使い勝手がよいように、今やっていると後悔すると思うので、延びるのではないか。3月末の予定がずれ込む可能性がある。まだ示す具体的な内容が煮詰まっていないというような発言をされました。これまで議会といたしましては特別委員会をつくりまして議論して決定をした経緯があります。これを踏まえて、市長の考えであります、一つ、市民の利便性あるいは合理性を考えて行政機能を1カ所に集中する。2番目に、長期的な使い勝手のよい機能的な庁舎等の整備を考える。3番目に、提案されたリファイニング建築工法を一つの案と考える。4番目に、築地井手を利用した周辺整備等課題は多いが、これからどのような庁舎整備を考えておられるのか、まず伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問は、庁舎整備に係るいくつかのポイントに関わる私の意見をということでございましたが、まずこれまで答弁させていただきました内容と多少重複する部分がある分は、どうかご了承いただきたいと思っております。

まず、位置については、今ご質問の中にはなかったんですが、まず大前提としてはですね、これまでの議会での論議の経緯を踏まえて、今の本庁舎及び市営プールの場所で整備していくという前提で考えておりました、本庁機能の集約というのは、やはり一番大きなポイントであろうというふうに思っております。これは、2番目におっしゃいました、まさに使い勝手を考慮したとき、一番市民にとってもですね、利用頻度が高いところでもありますし、またこのことが、翻って私どもの市役所業務の効率化にも資することだというふうに思っております。

それから、リファイニングに関しましては、先般の青木さんの勉強会が一つの大きなこのヒントを与えていただいたというのは、もう間違いのないところなんです、その講演会からですね、またこの規制が緩和されているというふうな新しい知見も見つかりまして、どうももう一回情報を再点検してですね、それから今申し上げた利便性のところをもう一回見直して、やるべきであろうということを感じた次第でございます。それに向けてこれから、なるべく時間を掛けずにですね、早急に検討を具体化していきたいというふうに思います。

それから、周辺を含めましては庁舎整備の一つのイメージ感といいたしでしょうか、関しましては、本庁舎と新しい庁舎の間に井手が流れているわけですがけれども、こういった菊池らしさを生かしながらですね、そこも視野に入れて総合的に市民に

とって一番ベストな施設をこれから考えていきたいというふうには考えております。
以上です。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 先日から多くの議員さんからいろんな視点から意見が出ておりますけれども、合併特例債は5年延長になりましたが、ぜひスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

再質問をいたします。今後の庁舎等整備のスケジュールと基本設計・実施設計の見通しについてお伺いをいたします。

それから、庁舎等整備に関する市民検討委員会の開催とどのような内容について検討をされるのか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問は、庁舎等整備に伴う今後のスケジュール感と、それから市民検討委員会における主な論点といたしまししょうか、ポイントということでございました。庁舎等の整備スケジュールでございますけれども、今後配置、規模、それから事業費等の検討を行いまして、できるだけ早い時期に検討結果をご提案できるように進めてまいりたいというふうには考えております。段取りとしましては、この検討した結果につきましてですね、市議会の報告をはじめ市民検討委員会、それから地域審議会、区長協議会も説明の必要がありますので、そこでまた意見聴取を行いたいというふうには考えております。合わせて、市民の皆様へも周知してまいりたいというふうには考えております。実施設計の完了時期については、当初は平成25年度末での完了を予定しておりましたけれども、かなりの角度でこの工期内での実施設計の完了は多分困難であろうなというふうに現在では考えております。今具体的な目途については、現段階ではまだ申し上げられません。

それから、庁舎等整備市民検討委員会の開催に関するご質問ですが、今までご説明しましたように、特に行政機能を1カ所に集約するという目的で、具体的な検討をこれから行ってまいりますので、最初の委員会については延期をさせていただいております。今後検討の結果がまとまり次第、市民検討委員会を開催してまいりたいというふうに考えております。

その内容ですけれども、市民の方々に入っていただくわけですので、庁舎及び生涯学習センターの利活用に関する市民目線からのご意見、それから設備や機能性等の観点を中心に検討をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 昨日から出ておりますように、庁舎建設というのは本市の重要な課題でありますので、よろしく願いをいたします。

次に、2番目の図書館について質問をいたします。図書館でまちおこしをと、「菊池の図書館を考える市民の会」が発足をいたしました。まず、図書館に关しまずワークショップが4回行われておりますけれども、どのような意見が出され、そしてまたこの意見をどのように今後の図書館あるいは公民館に生かされるのか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 隈部議員のご質問にお答えをいたします。

ワークショップにつきましては、生涯学習センター専門部会の下に作業部会を設けて、7月28日より4回の開催と1回の現地視察を実施したところでございます。ホームページや広報紙により募集を行い、募集期間に応募のあった方を中心に40名の方に参加をしていただきました。1回目には、まず図書館の概念を参加者に理解していただくため、オブザーバーである県立図書館副館長より図書館についての様々な事例を交えながら講演いただき、その後、庁舎整備室より生涯学習センター整備に伴う経緯と事業計画の説明を行いました。2回目以降につきましては4班に分かれ、「私たちがつくる図書館と公民館」というテーマで意見やアイデアを出していただき、具体的な構想を班ごとに発表を行ったところでございます。そして、そのイメージを図面に落とすという作業を行い、最終的に3案をワークショップのまとめとしたところでございます。ワークショップの中では、地域に根ざした図書館、子どもが読書に親しんでもらえる図書館、市民が育てる、育つ図書館などという意見が上げられ、全体的なイメージとしましては、明るく、静かで、清潔な図書館、居心地のいい図書館、日本一の図書館にという意見が出たところでございます。

また、期待したい役割として、「菊池ならではの菊池の歴史文化を学べる図書館に」といった意見や、「子どもが本に親しみやすい図書館にしてほしい」、「高齢者から子どもまで集える場所であってほしい」といった意見が出ました。また、建物全体のことについては、1階にしてほしいという意見も出ております。そのほかに、書架の高さや採光、学習スペースの設置、バリアフリーな図書館、飲食可能な図書館にといった意見も出てまいりました。本市としましても、このワークショップでの意見やアイデアをできる限り反映をさせて、今後の建設にあたることが大切であ

ると考えております。同時に、箱物の建設だけではなく、その運営についても市民の皆様とともに考えてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

ただいまワークショップで出ました意見、それからアイデア、ぜひ生かしてほしいと思います。

次に、本市の図書館に対します基本的な考え、理念は何か。また、構想、運営方針等どういう図書館をつくりたいか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 再質問にお答えいたします。

図書館は、単に本を貸し出しする時代は終了し、これからの図書館は本を介して地域の人々をつなぎ、様々なイベントとタイアップしながら情報提供、公開、展示をする場、まさに生涯学習の拠点としての役割を担う施設に移行しつつあります。学力世界一と言われるフィンランドでは、図書館利用率も世界一で、住民が身近な図書館で幼いころから本に親しむことができる環境が整備されていると言われております。地域の将来を担う人材を育むことは大変重要であり、そのために長期的な視野で魅力的な図書館づくりを進めることは大切ではないかと考えております。

図書館についての基本的な考え方としましては、菊池市の図書館を人づくり、まちづくりのための重要な施設と位置づけ、地域に根ざした市民とともに育つ図書館、文教菊池の心と豊かな暮らしを育む図書館といったものを考えているところでございます。運営方針としましては、一つ目にすべての市民が親しみやすく利用しやすい図書館、二つ目に市民の様々な文化や教育活動を支援し、資料や情報が豊富な図書館、三つ目に、市民の問題解決、地域の情報発信及び情報収集のための図書館、四つ目に、ふるさと菊池の伝統文化を受け継ぎ、未来に伝える図書館などを考えておきまして、そのような施設をつくることによって、「文教菊池」の気運を高め、菊池市に愛着を持って豊かなまちづくりを目指していく拠点になればと考えております。建設にあたりましては、市民の要望を十分取り入れながら進めてまいりたいと考えております。これまでもワークショップやパブリックコメントで市民の皆様から多くの要望が寄せられており、また期待されている施設でもございます。地域を支える情報拠点として、暮らしに役立ち、誰もが本と出会う喜びを感じられる居心地のよい図書館の建設に努めてまいります。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 図書館に対します理念あるいは運営方針等、素晴らしいものであると思います。

再々質問をいたします。先日の長野県小布施町の町立図書館長、図書館の「まちとしょテラソ」の前館長であります「花井さんの図書館でまちづくり」という講演会には、市民の皆さん方150人近くがお集まりになりました。ようやく図書館に対します市民の関心が高まってきたと思います。図書館の新しいあり方につきましては、先ほど教育部長から回答がありましたように、まちおこしや情報発信基地、あるいはおもてなしに対する共感が圧倒的でした。また、アンケート調査等によりますと、市民各層の参加を求める意見が出されておりました。今後、市民の思いや声をどうつなげていくか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 再々質問にお答えをいたします。

図書館のあり方につきましては、パブリックコメントやワークショップで市民の皆様から多くの要望やアイデアが寄せられております。また、先日開催された花井裕一郎さんの講演及びその後のシンポジウムでも多くの意見が出され、関心の高さを認識しております。市民から、長年にわたって要望され期待された施設でございますので、多くの意見を集約した施設でなければならないと考えております。先ほどの柁原議員のご質問に市長や副市長が答弁されましたように、ソフトの部分につきましては専門家の意見や市民ボランティア及び関係団体等の協力を得ながら運営のあり方も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 小布施町の「まちとしょテラソ」というのは小布施町を照らすという意味があるそうでございますけれども、市長にお尋ねをいたします。市長は図書館をまちおこしにどのように生かすお考えであるかお伺いをいたします。

また市長が考えておられます理想の図書館についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） これからのまちおこしをどのように図書館に生かしていくか、

それから私が考える理想の図書館像はということでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたように、従来の伝統的な図書館のイメージというのは、本を読む、借りる、あるいは調べる、勉強するといったような、ある意味非常に静室な場所であったわけですが、時代が大分変わってきていますね、市民の求めるニーズ、それから図書館のイメージというのは大分変わってきております。これはやはりそれなりの理由があることだというふうに私は考えております。そうした先進事例の中から学び取るとですね、やはりこれから非常に重要なのは情報基地としての図書館というものが大変重要であろうなと思っています。この情報が集まり、かつそこに人が集まってですね、意見が行き交う場となって、そこからまた新しいアイデアが生まれて、それがまた地域に還元されていくというふうな循環を創り出す場ということで私は大いに期待しているわけでございます。

そういう中で、子どもから高齢者までですね、様々な人と人のつながりというのが生まれてきますし、この地域の人自らが自発的で様々な学習活動をした成果を、また家庭や地域に還元していくと、まさしくそういうことはまちおこしにつながるんじゃないかというふうに考えております。ですから、私は図書館は人寄せのためということではなくて、人が集まるようなですね、そういうふうな情報を集めて発信する、そういう場にしていくことが必要であろうというふうに思っております。一種のこの地域情報、地域文化等のこの知的情報の発信センターであると同時に、地域の知的活動のセンターであるというふうな位置づけにしたいと思っていますし、そのことが自然とこのまちおこしにつながるんじゃないかなというふうに考えております。

あえて、私、このまちおこしにつながるという言葉で地域おこしにつながるというふうに捉えたいと思っております、例えば図書館で新しいそのテーマ、例えば今非常に農業を取り巻く環境が激変しつつありますけれども、例えば新しい農業経営というものをごどう考えるだとか、図書館のいろんな情報を使いながら、それを徹底的に議論していくとか、あるいは農業と商業、これは昔から菊池のこの一つの経済の循環のスタイルだったわけですが、この農業・商業のリンクをどういうふうにもう一回再生するかといったふうなテーマも非常にこの地域おこしにつながるテーマだろうと思っておりますし、あるいは歴史と観光という観点から、もう一回歴史の分脈を見直すとかですね、いろいろなテーマがあろうと思っております。一言で言うのは難しいんですけども、そういう意味では、今言ったような活動を通じてですね、市民の方が主役となって図書館というものを育てていく、そういうふうなあり方が一つの理想かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 市長のお話を聞くと、早くできてほしいなというふうなわくわく感が漂うものでございます。先日のパネルディスカッションの中でもですね、築地井手のほとりでベンチで本を読まれるような環境とか、芝生の上で寝そべって会話をしたり本を読んだりする環境がほしいなというような意見も出ておりました。

次に、3番目の中世の歴史資料館についてお伺いをいたします。文教菊池の再興とともに、本市の活性化、まちづくりのため中世の歴史資料館については、再三以前より質問をしたり、要望をしてきましたが、庁舎整備等々に伴いまして、考えるよい機会ではないかと思えます。特に中世の時期に九州の中心でありました菊池です。中世の歴史を学ぶなら、菊池に行けと言われる中世の歴史資料館構想はないか、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） お答えをいたします。

中世の歴史資料館構想につきましては、これまでも答弁しておりますとおり、歴史文化基本構想を念頭に検討する必要があると考えておりまして、そのために本年11月下旬に文化庁主催で行われました歴史文化基本構想研修に職員2名を派遣し、構想策定に向けて職員のスキルアップを図っております。菊池は、肥沃な土地と良質な水に恵まれた地域であり、そのことによって多くの遺跡が残り、兵站基地としての古代鞠智城が築かれ、そして初代則隆公に始まる菊池一族の長い歴史、近世の在町としての豊かな経済に支えられた文化・教育が連綿と続いてきました。どの時代、どの分野を切り口にしても、多くの文化・歴史資源を有しておりますので、これをどのように保護・保存・活用するかを整理し、計画的に進めるために、歴史文化基本構想を策定する必要があると考えております。歴史資料館につきましては、この歴史文化基本構想を策定する過程の中でどのような形が望ましいかを検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 歴史文化基本構想策定に取り組んでおられるということでございますけれども、これにつきましてもスピード感を持ってですね、早急をお願いをしたいと思います。特に遠野に行きますと素晴らしい歴史資料館がございまして、こういうのができますと修学旅行でもですね、全国から来るんじゃないかと思って

おりまして、鞠智城と合わせまして一大修学旅行の拠点になるのではないかと考えております。

次に、再質問に移ります。菊池には多くの古文書があり、その多くは個人所有となっております。市にはきちんとした、例えば温度や湿度管理がされた倉庫や展示場がないことから、熊本市に預託されたケースもございます。例えば、武藤家文書、それから木下鞆村日記など、熊本市に委託をされました非常に残念でございます。既に寄贈を受けました画家の坂田憲雄氏の作品も、きちんと整備された倉庫に保管をされていないと聞いております。早急に古文書、絵画の保管庫の整備、それから展示場の設置を要望いたします。

また、さらに各総合支所に保管をしてあります発掘出土品ですね、この整理につきましても収納する倉庫も確保する必要があると思っておりますが、お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 再質問にお答えをいたします。

絵画、発掘出土品の収蔵施設につきましては、絵画の収蔵、展示場所、また発掘出土品の収蔵及び整理作業、民俗資料と合わせての展示場所を確保できるよう学校跡地の利用計画の中での施設改修も含め現在庁内で検討しているところでございます。絵画の保管、収集、展示につきましては、安心して寄贈・寄託いただけるような施設・設備があつてのことだろうと思っておりますので、そのような施設・設備の確保に向けて庁内の検討を深めてまいりたいと考えております。菊池に関する記述のある文書等につきましては、可能なものについては実物の入手、また複写やデジタルデータとして収集することで、資料の充実を図ってまいりたいと考えております。

同時に、市民の方々がお持ちになっている資料の中にも重要なものもあると考えられ、歴史講座や出前講座、ホームページや広報紙での紹介なども活用しながら啓発に取り組んでまいります。

また、新しく建設を計画しております図書館の中には、絵画や古文書を収蔵するスペースを予定しております。さらに、郷土資料に関する部分については、市内外の大きくの皆様に関心を持っていただけるよう充実させてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） ぜひよろしくお伺いをいたします。

先日、中央図書館の3階に収納されております書籍につきまして、熊本県立大学

の中島先生より整理の中間報告という形で報告がありましたけれども、6,000冊ほどあるそうでございまして、1年を掛けて1,000冊が分類されたということでございます。

このように、非常に菊池市にはいろいろな古い書籍や古文書が残っております。ぜひ発掘をお願いしたいと思っております。

4番目に、域学連携事業についてお伺いします。地域再生を積極的に推進するために、地域と大学、行政の共同プロジェクトによりまして、地域力の創造、人材の育成と自立的な地域づくりを推進するために、本市では域学連携事業に取り組んでおられます。まず、3年目を迎えます九州大学に委託をしておりますまちづくり、歴史、文化資源の総合基礎調査に関する事業につきまして、成果をお伺いしたいと思います。

2番目に、昨年度、九州看護福祉大学と共同で行われました「地域づくり人育成塾」の成果についてお伺いをいたします。

3番目に、今年度行われる「地域活力創出モデル事業」の取り組みにつきましては、柘原議員さんの質問で詳しく説明がありましたので、簡単に要約をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 限部議員の域学連携事業についてのご質問にお答えいたします。

平成23年度から九州大学に委託して実施しておりました文化資源総合調査につきましては、先人の礎の基に築かれた歴史、伝統、文化を省みることにより、地域の誇りを取り戻し、市民自らが地域の活性化につなげていくことを目標に、平成25年度までの事業として取り組んでまいっているところでございます。来年3月までに活動報告会を含む講演会を14回実施し、まちづくり活動を行っている方からお話を伺う「まちづくり道場」も18回に及ぶ予定で、多くの皆様に参加をいただいているところでございます。また、古民家を町の宝として保存継承するため、建築関係者でつくる「菊池たてもの応援団」が組織され、藤原先生の指導の下、建物調査を行い、3つの建物が国登録有形文化財として登録されるなどの成果が出ております。

次に、昨年社会福祉協議会主催で実施しました総務省の域学連携「地域づくり人育成塾」の成果としましては、研修に参加した方で新たなまちづくり団体「菊池・人づくり愛塾」が立ち上がり、研修や講演会などの開催が取り組まれております。

3つ目の今年度取り組んでいます域学連携「地域活性創出モデル事業」につつま

しては、柁原議員の質問でお答えいたしましたとおり、6つの大学と8つのまちづくり団体と3つの高校が参加して地域の活性化に取り組み、国のモデル事業として採択されたものでございます。参加大学や地域づくり団体の専門性を生かし、4つのコースを設けており、1つ目は社会福祉協議会を中心とした「地域づくり人育成コース」で、フットパスを活用した地域活性化に取り組んでいます。2つ目は、「文化資源活用コース」で、今年7月に国登録文化財となった松倉邸の南側を活動拠点として整備するもので、学生と一緒に修復作業をワークショップ形式で行います。また、雪野地区でも大学生と地元住民と一緒にワークショップを行い、フットパスコースの検討を行うこととしております。3つ目は、整備した活動拠点を「菊池ラボ」と称して、大学や地域づくり団体、高校が自由に使えるようにするため運営体制を整備します。

最後に4つ目は「農業資源活用コース」で、菊池環境保全型農業研究会を中心に東海大学や農業高校と連携して研修などを行う予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

1番目のまちづくり、歴史、文化資源の総合基礎調査に関する事業につきましては、平成25年までということでございますけれども、今後の取り組み状況についてお伺いをいたします。

また、昨年行われました地域づくり人育成塾についての今後の対応についてお伺いをいたします。

3番目に、6つの大学と3つの高校、それから8団体と行政と共同で人材育成や地域活性化に取り組まれるもので、全国のモデル地域に採択をされていますが、この「地域活力創出モデル事業」の今後についてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

建物調査につきましては、生涯学習課を窓口として、平成26年度以降も事業を継続してまいります。また、文化資源を活用したまちづくり活動は、域学連携事業として実施してまいるところでございます。

次に、昨年の社会福祉協議会主催の域学連携事業につきましては、今年引き続き「地域づくり人育成コース」として取り組んでおりまして、フットパスを通じて地域の活性化に取り組む人材を育てる取り組みを行っております。域学連携事業は、

今年度大学や地域づくり団体が活動する拠点を整備し、継続的に取り組むことが条件ともなっており、大学教員の専門的知識や学生によそ者・若者の視点や行動力を活用しながら3年から4年を目途に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 市長はかねがねおっしゃっておりますように、3つの「つ」で菊池市を活性化したいと言われております。「集う・つなげる・続ける」ですね、こういう国の事業も、単に国の予算が付いたからするというだけでなく、ぜひ続けていただきたいと思っております。

再々質問に移ります。1番目のまちづくり、歴史、文化資源の総合基礎調査に関する事業につきましては、今後全市への展開を要望いたします。現在、旧菊池市内が主ですけれども、旭志地区、泗水地区、七城地区への展開を要望いたします。

また、デジタルアーカイブで保存・活用についてされているかどうか、お伺いをいたします。

2番目の地域づくり人育成塾については、これにつきましても全市への展開を望みたいと思っております。それについてもお伺いをいたします。

3番目の地域活力創出モデル事業については、市民の周知徹底、理解をどのように行うか、お伺いをいたします。先ほどの説明でもありましたけれども、例えばまちづくり歴史文化資源総合基礎調査についてでございますが、14回の講演会が行われたと報告がありましたけれども、非常に市民の参加者が少ないと思っております。特に18回を迎えますまちづくり道場については、先日は泗水で行われましたけれども、参加者は本当に7、8人ございました。貴重な菊池市の人材の方の生き様とございますか、そういう話がありましたけれども、非常に残念だと思っております。今後、こういう域学連携事業を進めるためには、市民の方々のご理解も大変必要ではなかろうかと思っておりますけれども、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再々質問にお答えいたします。

建物調査につきましては、既に七城、旭志、泗水においても候補建造物の情報がございますので、生涯学習課を窓口として登録有形文化財の申請手続きを進める予定としております。

また、デジタルアーカイブ化につきましては、現在のところ神楽等の民俗芸能を動画記録し、紹介資料として活用できるよう準備しているところでございます。

企画振興課におきましても、今年度県の夢チャレンジ補助事業を活用して、高齢者から聞き取った生活や文化を記録に残す事業を実施しており、併せて昔の写真の収集を行い、将来の活用に向けた台帳化やデジタルデータ化にも取り組んでまいります。

次に、域学連携事業は、昨年の地域づくり人育成塾も継続した形で実施しております。次年度以降も一定の条件下で財政支援の対象となる有利な事業でもありますので、今後、泗水、七城、旭志地区での活動へと展開してまいりたいと思っております。

域学連携事業の市民への周知・理解につきましては、11月24日にキック・オフ会として事業着手の報告会を文化会館で行ったところでございます。

今後も多くの市民の皆様に参加、ご協力をいただくため、広報やチラシを活用して丁寧な周知に努めますとともに、多くの皆様に呼び掛けながら進めていきたいと考えております。

また、今年度の成果報告会を前総務省地方財政局長の椎川忍様をお招きして、来年2月16日（日曜日）に七城公民館講堂で開催する予定としておりますので、こちらも周知に努めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） 域学連携事業におきましては、若い大学生の人たちが菊池市に入ってくることでございますし、市民の方々と一緒に新しい感覚でまちづくりに取り組む必要があると思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君） 以上で、本日の一般質問は終わりたいと思っております。明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○
散会 午後3時31分

第 5 号

1 2 月 1 2 日

平成25年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成25年12月12日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（23名）

1番	荒木	崇之	君
2番	柁原	賢一	君
3番	工藤	圭一郎	君
4番	城	典臣	君
5番	大賀	慶一	君
6番	岡崎	俊裕	君
7番	水上	彰澄	君
8番	東	英俊	君
9番	東	裕人	君
10番	泉田	栄一朗	君
11番	森	清孝	君
12番	中原	繁	君
13番	樋口	正博	君
14番	中山	繁雄	君
15番	怒留湯	健蓉	さん
16番	坂本	昭信	君
17番	隈部	忠宗	君
18番	葛原	勇次郎	君
19番	木下	雄二	君
20番	坂井	正次	君
21番	森	隆博	君
22番	山瀬	義也	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
総務企画部長	野 口 祐 成 君
市民環境部長	下 田 俊 一 君
健康福祉部長	宮 本 誠 一 君
経 済 部 長	平 野 國 臣 君
建 設 部 長	松 野 浩 一 君
総務企画部統括審議員	西 浦 一 義 君
七城総合支所長	岩 下 利 昭 君
旭志総合支所長	水 上 菊 也 君
泗水総合支所長	松 岡 千 利 君
財 政 課 長	小 川 秀 臣 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊 藤 道 俊 君
市 長 公 室 長	倉 原 良 則 君
教 育 部 長	倉 原 久 義 君
教 育 部 長	中 村 鉄 男 君
農業委員会事務局長	松 永 隆 則 君
水 道 局 長	原 和 徳 君
監 査 事 務 局 長	宮 村 公 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
総 務 審 議 員	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

隈部忠宗君。

[登壇]

○17番（隈部忠宗君） おはようございます。会議の冒頭でありますけれども、昨日の私の一般質問の中で、中央図書館の県立大学地域貢献研究事業の中間報告で、先生の名前を「中島先生」と申しましたけれども、「大島明秀先生」の間違いでございますので、お詫びを申し上げます。



日程第1 一般質問

○議長（山瀬義也君） 日程第1、一般質問を行います。

はじめに、坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） おはようございます。いつも10年先を見据えると言っておりましたけれども、本日は合併して10年の新市建設計画、残り1年しかありません。10年先と悠長なことは言っておられませんので、今回は「目の前の坂井」ということでよろしく願いをいたします。

新市建設計画について質問をいたします。本年の25年10月21日の議会審議会の席で、最新の、新しい合併してから10年間の、しかも平成26年までの旧各市町村の新市建設計画執行見込み執行率が発表されました。以前から進捗率を早く出してほしいと要望をしておりましたが、なかなか出してもらえず、残り1年しかないこの時期に、あまりにも、あまりにもひどい執行見込みの差でありましたので、今回の議会でも質問をすることにいたしました。

1番目の質問でございます。執行部は、5年経った21年までの集計を平成23年7月1日に資料を出されました。執行率、菊池48%、七城31%、旭志53%、泗水44%の執行率で、5年間で、はじめの5年間で既に大きな差が生じておりました。この時点で執行部はこの差を何も考えられなかったのか、これを1回目の質

問といたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） おはようございます。坂井議員の新市建設計画についてのご質問にお答えいたします。

新市建設計画の市町村事業の進捗率に差が生じた要因ということですが、旧市町村から引き続き行っているまちづくり交付金事業等の補助事業に着手した地域は進捗率が高くなっており、一方で制度の廃止や社会情勢の変化と市民ニーズの変動、また用地交渉の難航などで事業着手に至っていない事業がある地域は進捗率が低くなっております。特に七城地区においては、全体の中で道路整備の計画の比率が高かったことから、関係地区の同意や用地交渉の難航等が進捗率に大きく影響していると考えられます。

次に、進捗率の低い七城地区への対応ですが、新市建設計画は10年間の計画期間内での調整を図る必要がございますので、平成20年度から七城区長会等にも事業要望の調査等を実施しております。そして、平成24年度には七城地区で補助事業である社会資本整備事業を計画しましたが、関係地区の同意が得られず事業実施に至っていないのが現状でございます。

なお、当時の区長会等からの事業要望につきましては、引き続き検討してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 総務部長がおっしゃった、もう十分わかります。まちづくり交付金事業、七城はもう後のほうになっておりましたし、菊池・旭志が早かったと。そして、またいろんな用地交渉も思うようにいかなかったという点もあると思います。ただし、こういう進捗率も出ておりましたので、私はそれから2年ぐらい経って、合併後7年ぐらい経ったころ、23年の末ごろから24年度にかけて、何回も新しい進捗率の経過を尋ねました。しかし、なかなか進捗率が、新しい進捗率が出てこなかった。やはりその進捗率を基準に考えていくものだと思いますので、10年間というのはですね。その進捗率をなぜ早く出せなかったのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 再質問にお答えいたします。

新市建設計画の市町村事業の進捗率の報告につきましては、平成19年2月に全体の見直しを行いました。その後については、軽微な変更を行っていましたが、経済対策の取り扱い等もあり、全体見直しについてはなされていませんでした。そして、平成24年6月に合併特例債の5年延長の法案の決定を受け、本格的な全体見直しの実施に着手したところでございます。平成23年度末の進捗率につきましては、その見直しの途中ということで数字が確定しなかったため報告できなかったものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 総務部長は、合併特例債の延長5年が決まったから、それから考えたいので公表しなかったと言っておられますけれども、一般的な方は、10年で考えられとるんですよ。5年延長すれば15年になります。いいんですね、それで。10月21日の議会審議会で、しかも最終年度の26年までの10年間、残り1年ぐらいしかありませんが、執行見込み率がいきなり公表されました。この資料であります。これ議員の皆さん、皆、持っておられますけれども。ちょっと言います。これは、当初標準財政規模割りを出してあった、菊池48.4%、七城15.1%、旭志13.4%、泗水23.1%、この事業費から執行見込み、これを計算したわけですね。そうすれば、この10年間で執行率が菊池市は82%、泗水は83.2%、旭志は、頑張っておられて105%、七城は61%、旭志の半分ですね。大変な数字です、これ。なぜこんなに遅い時期なのか。そして、取り返しのつかない執行見込み率でございまして、残り1年、期間もない。そこで質問ですけれども、取り返しのつかないこの時期で、なぜこの取り返しのつかないこの時期だったのか。この数字が出たのがですね。質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 総務企画部長、野口祐成君。

[登壇]

○総務企画部長（野口祐成君） 先ほど答弁いたしました理由により、平成23年度末の進捗率の報告が遅れましたが、全体見直しを行う途中で平成24年度決算が確定いたしましたので、平成24年度末の進捗率で報告できるよう本年の7月から8月に掛けて集計作業を行ったところでございます。その後、庁内の検討組織で最終調整を行いまして、10月の議会報告となったところでございます。

今後、新市建設計画の進捗状況につきましては、地域審議会へ報告をしまいたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 部長のおっしゃるのもわかりますけれども、執行見込み率、これは今からのことを考えて出しているわけですね。それが61%はないと思いますよ。それならば、それなりに考えて、たった1年しかない、大体はこれを割合も上げて出すべきですよ。そういうことを含めて、また質問しますけれども、ここで建設部土木課の業務をちょっと見てみますと、市道の改良事業の本数、これを言ってみたくと思います。これは、今までの累計でございますけれども、旧菊池市104路線、泗水42路線、旭志46路線、七城は何と20路線です。橋梁も含めると、菊池112、旭志49、泗水48、七城は23であります。また、25年度の事業をちょっと書いてありますが、七城では4路線の工事を行い、そのうち本庁で2路線、支所で2路線、旭志は4路線の工事を計画し、本庁で1路線、支所で3路線、泗水は4路線の中で2路線を本庁、2路線を総合支所、菊池市は全部で12ありますけれども、全部本庁でやっている。総合支所からはですよ、職員をどんどん吸い上げてですよ、菊池は本庁で賄っている、その人間で。こういうのにも不満はあります。それだから、この結果かなとも思いますけれども、何と言っても市長、この進捗状況、また執行見込みをご覧になってどのように思われたのか、質問をいたします。

それから、早くから新しい進捗率を出すように要望していましたが、取り返しが付かないようなこの時期にこの数字が出たわけでございますけれども、この進捗見込み率は、これは市民も知っておく必要はあると思います。市の広報を通じて、また地域審議会、特に七城区長会には公表していただきたい。無論私たち、七城地区の議員は、立場はございませんけれども、このままではいけないと痛切に思っております。いかがでしょうか。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） おはようございます。ただいまの坂井議員からのご質問でございます。七城の進捗率に関わる私の感想、それから進捗率の公表についての考え方と、こういうご質問であったと思います。

最初の七城の進捗率についてでございますけれども、感想ということ言えばですね、4つの旧市町村の比較で見ますと、確かに七城地区の進捗率は低いなというふうに思うのが正直なところでございます。かつこれは就任以来ですね、大変気に掛けていたところでございます。それから、また先ほどお叱り、ご指摘もございましたけれども、その集計等の作業におきましてですね、大変長期間報告ができなかつ

った状況があるようでございまして、このことについてはぜひ改善をしていきたいと思っておりますので、適時に報告ができるように今後指導してまいりたいと思っております。

その理由について私なりに分析をしたところですね、先ほどの部長の答弁にも少し触れてございましたけれども、七城地区では比較的インフラ整備が進んでいたということもあって、新市建設計画の中でちょうどいいいたしましたご希望というのが、比較的ですね、やはり道路計画の割合が高かったということで、実際にそれを具体化しようとするのと周辺関係地区の同意の問題であるとかですね、用地交渉が難航した等々の、それぞれには理由があるようではございます。ただ残りも1年ちょっとということになりましてですね、現実問題、残り時間でこれを全部解消していくということは、なかなか現実問題難しいところがあるのは事実ですが、一方で特例債が5年延長になっておるという状況を踏まえてですね、新しいニーズをお聞きして、それ中で異議があるものがあればですね、ぜひ前向きにそこは考えて、少しでも今後の延長の中で均衡を、近づけるような努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、進捗率等の公表の件でございしますが、実績ということに関してはですね、これはやはり公にして知らせていくべきだというふうに私は考えております。今後の事業費についてもですね、いろいろな変更は当然生じていくと思っておりますので、当然市議会をはじめ、それから地域審議会への説明を行いながら意見を伺ってまいりるわけですが、その後、固まりました進捗率につきましてはですね、議会、地域審議会の意見調整が終わった後、実績としてこのしかるべき順序でですね、区長会の報告をはじめ広報ですとかホームページといったところで公表していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） ありがとうございます。今の数字は、なるべくなら出してもらいたいと思っております。努力された後の数字をぜひ出していただきたいと思っております。

この新市建設計画のこれだけひどい数値、執行率を、見込みを出されますと、七城町民として合併合意の約束違反と思うのは、七城町民だけとは思いますが、公平公正な菊池市として新市建設計画を遂行してくれると信じて合併をいたしましたので、それが今のようになっているところでもございます。私は、旭志とか菊池市の事業が多くやっていただくのは、それはそれでいいんです、もう合併した同じ町ですから。しかし、やはり七城の執行率はしっかり考えていただきたい。七城町

民にとってあまりにもひどく、合併の合意約束が破られたような気がいたしておりますので、ご配慮願いたいと思います。江頭市長は就任以来、均衡が取れるよう努力すると言っていたけておりますけれども、就任半年で解決することは大変でしょうけれども、これまでのひどい数字、格差をご覧になって、七城町を納得させていただけるように、今まで要望しておりました事業変更、事業延長等を真剣に考慮していただき、七城にとりましても6地域から菰入新橋の要望書も出ております。七城地域にとっても必要な事業は、まだございます。そういった事業をしっかりと進めていただきたいと思いますがお伺いをいたします。

また、合併した4市町村、いろいろありましたけれども、お互いに夢を見、信頼し合えるよう均衡の取れた新市建設計画事業をしっかりと遂行していただきたいと思いますがいかがですか。お伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問、これからの七城地区に関する取り組みの展望といったことかと思いますが、今、坂井議員のほうから言及がございました菰入新橋地区のご要望でございますけれども、これは関係する区長さん方からも要望書とともに私のほうでご説明をいただいた件でございます、私も承知しております。特にこの件は、通学路の安全性という意味で少し不安があるというふうな切迫した事情もあるようでございますし、そこを改善していけば交通アクセスの向上にもつながるといったところは確かに確認はできる場所かと思っております。また、単に道路橋梁だけではなくてですね、各地域の方々がこの道路橋梁の改善と合わせてですね、周囲の環境整備も自分たちも汗を掻きながらやっていきたいと。特に川の沿線でございますので、この桜ですとかね、あるいはフットパスコースといったものの趣旨をご理解いただいて、併せてそういった自分たちのまちづくりというものもやっとならしていきたいという一つの大きなこの構想の中で位置づけていらっしゃるということで、大変地域にとってもですね、今後の発展性につながるお話だなというふうな受け止めておりますので、私としては様々な観光も含めてですね、経済の活性化につながる可能性が非常に大きいなということですので、今、前向きに考えさせていただこうというふうに考えているところです。

また、このことがですね、先ほどの、今度延長されましたその総合計画の中で、先ほど来からおっしゃっている全体の均衡をですね、少しでも近づけさせる一助にもなるのかなというふうにも考えております。ただ、橋梁等が入りますと、これは国交省、ほかの機関とも協議を重ねていかなければいけないところがございますので、そういったところともよく協議を重ねて、基本的には前向きに捉えていきたい

というふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 合併して七城としては、最後の大事業になるかもしれません。大変な問題も控えているかもしれませんが、ご努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、児童の安全と県道の整備について質問いたします。前回の定例議会で、時間が余りなくて半端になってしまいましたので、再度質問をいたしたいと思ひます。

登下校時の危険箇所は把握されておられるのか、1点目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） おはようございます。坂井議員のご質問にお答えをいたします。

全国で昨年4月、集団登校中の児童が巻き込まれる交通事故が相次いだことを受けまして昨年度文部科学省などから通学路の緊急安全点検の実施について通知があり、併せまして熊本県警察本部からも、各警察署に対して点検実施の通達が出ております。本市教育委員会としましては、それらを踏まえ、昨年6月に全小学校に対して通学路の危険箇所を調査し、学校、PTA、地元交通団体関係者、警察署並びに道路管理者であります県及び市立ち会いの下、通学路における安全点検を実施したところでございます。そういうことから、把握はしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） やはり児童は菊池市の宝でございます。事故がないように祈っております。

七城小中学生の通学路で、特に南地区エリアで2カ所、この前もちょっと言いましたけれども、危険区域がございます。1カ所は高島の県道が交差する場所です。ここに信号機を早めに設置してほしいというお願ひをいたしました。この点どうなっているのか。

それと、もう1カ所は本村橋田地区の通学路であります。前回は、時間帯通行はできないかと、いろいろ質問しましたがけれども、そのほかに何か対策を取られたのか、質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員が申されました七城町の上橋田区の県道辛川鹿本線から本村区までの市道板井橋田線につきましては、現在も狭い道路といたしまして利用が非常に困難であることは認識しているところでございます。現在、交通安全協会と連携をいたしまして、徐行を呼び掛ける看板の設置を行い、安全運転の呼び掛けで対応しているところでございます。

また、県菊池地域振興局土木部の回答によりますと、県道の熊本菊鹿線と県道植木インター線が交差いたします七城町戸田島の県道交差点につきましては、平成26年5月ごろの完成を目指して工事を進めており、当面は熊本菊鹿線から植木インター菊池線の出口を一時停止処理をして供用を予定しているとのことでございます。交差点の信号機の設置につきましては、供用後の交通動向、経過観察の上で、改めて検討が行われるとのことでございます。市といたしましても、通学路で交通量も多い道路でございますので、今後も継続して信号設置につきまして、強く要望を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 県道熊本菊鹿線、そしてまた県道植木インター菊池線ですかね、この交差する地点は非常に交通量も多く、また児童もたくさん通学しております。できるだけ早い信号の設置の要望をお願いしたいと思います。

もう一つのほうですけれども、児童通学路の本村橋田地区は、ラッシュ時には非常に混雑をいたします。また、皆さん結構狭うございますが飛ばして行かれます。そういうところで、元七城町のときも13年ぐらい前に県道改良辛川鹿本線のバイパス道路が計画をされ、実行されておりますけれども、今の進捗状況はどうなっていますか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県道辛川鹿本線につきましては、現在山鹿市から七城町の上橋田区の手前までは拡幅工事が完了しているところでございます。上橋田区から内島区までのバイパス区間が未着手のままとなっているところでございます。県にお聞きしましたところ、橋田の用水路に係ります登記の処理など、バイパス区間の整備に関する調整に長時

間かかっているため、平成23年度には現道を一部拡幅して離合箇所を設ける等の対応を行っているということでございます。

また、県道熊本菊鹿線やふるさと農道等の周辺道路も新たに整備されたことから、交通の流れの変化を確認いたしまして、バイパス区間の整備のあり方について再調整を図ってまいりたいということでございます。

市といたしましても、今後通学路の安全確保のためには、県に対しまして要望を継続的に行ってまいりますとともに、県との連携を図りながら推進を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 必要な道、また安全を守るためにバイパスが計画されたわけでございます。もう13年ぐらいになります。なかなか進みません。用水の井手とかの問題、いろいろあると思えますけれども、この県道辛川鹿本線は、バスも運行する菊陽辛川から鹿本来民までの県道で、通勤・通学、また地域の産業の動脈でもございます。特に通学時の通行上、大変危険でもございますので、本市も本気ですね、早期着工・完成をしていただけるように県にしっかりと働きかけをお願いしとうございますが、質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 議員がおっしゃいますとおり、この区間は長時間かかっております。県の方でも、先ほど申しましたとおり、交通の流れの変化等を確認しながらバイパス区間の整備のあり方を見つけまして再調整を図っていきたいということでございます。この点につきましても、私ども市といたしましても、県のほうとの連携を図り、継続的に図りながら推進を進めてまいるといふ所存でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 3番目に、農業の振興について質問をいたします。

まず、近隣市・町のふん尿処理施設及びハウス等の償却資産税また固定資産税の免税、減免状況についてお示しください。よろしく申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） おはようございます。坂井議員のご質問にお答えいた

します。

近隣の合志市、大津町、菊陽町及び山鹿市の畜産堆肥化処理施設及びハウス施設に係る固定資産税の減免状況について調査いたしましたのでご報告いたします。

堆肥化処理施設につきましては、合志市においては平成27年度まで全額免除、大津町におきましては新たに課税されることになった年から10年間分を全額免除、菊陽町においても、新たに課税されました年から10年間全額免除をもって終了することとなっているところでございます。また、山鹿市においては減免の規定はございませんでした。

次に、ハウス施設でございますけれども、ハウス施設に係ります固定資産税の減免を行っている市町村はございませんでした。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 合志市、大津町、菊陽町、大津・菊陽は新たに10年間は免税ですか、合志市も措置をしてあるということでした。市長の掲げる3つのプロジェクトのうちの2つですね、川の堤防に桜を植え、桜の里づくり構想、それにほたる王国ですけれども、これは自然環境を整備し、2つのプロジェクト、いずれも川をきれいにするのが大変大事でございます。水上議員の質問にも紹介をされましたけれども、川をきれいにする会ですか、頑張っておられるグループのことを知りました。大変関心をしているところでございます。市長のプロジェクトに大いに賛同し、合志川の堤防の脇の土地に県の補助金で50本程度の桜の木を植樹されること、素晴らしいことであります。また、川をきれいにする会ということで、ほたる王国にもつながります。ほたるが乱舞するためには、川をきれいにする必要がございます。そのためには、下水道の整備、これも必要でございます。また、畜産農家との連携も当然必要になってくると思います。農家の協力が不可欠であります。そのためにも、先ほど他市町村との固定資産税ですか、優遇措置がございました。本市も農家に支援をし、桜の里づくり構想、ほたる王国と実現させるためにも、協力を得ることが大事だと思います。他市町村並み、それ以上に畜産農家のふん尿処理への減免、免税をやることによって、川もきれいになり、ほたるも乱舞するようになるものと思います。

また、他の補助、助成等でも畜産農家との連携が大事になってくると思います。桜の里づくり、ほたる王国のためにも、農業振興上でも、ふん尿処理施設、またハウス等の減免・免税を考え、より何といたしますか、農家のためになる免税・減免を考えてみたらどうでしょうか。質問をいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 再質問にお答えいたします。

近年の農畜産業を取り巻く状況といたしましては、配合飼料とか、燃油の高騰とか、農家の経営を圧迫していることは市としても十分承知しているところでございまして、議員がおっしゃいますように、ほたるの里づくり、いろんな桜を植えたりとかですね、そういう河川を浄化する、そういう必要性も十分わかっております。畜産堆肥化処理施設につきまます固定資産税の減免につきましては、平成11年制定の家畜廃棄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律により、一定規模以上の畜産農家において堆肥化施設の整備が義務づけられたところでございます。本市は合併前から堆肥化施設の固定資産税の減免状況を申しますと、旧菊池市が平成13年度から、旧旭志村及び旧泗水町が平成12年度から堆肥化施設に係る固定資産税の100分の50を減免しておったところでございます。合併後は、これを旧七城町も含めまして市全域に広め拡大しているところでございます。また、平成20年度からは平成19年1月1日以前に取得された堆肥化処理施設についても、100分の50の減免措置を5年間延長してやっております。また、本年3月31日で失効する予定でありました本減免規則につきましては、平成30年の3月31日まで、さらに5年間延長する規則改正を行ったところでございます。

以上のように、本市におきましても継続して減免措置を行っております。以前から取得された施設につきましては、既に10年以上の減免措置を受けられるものもございまして、堆肥化処理施設につきましては、環境保全上必要であることにより減免を行っているところでございますが、ハウス施設につきましては、農家さんが営利を伴うところの施設でもございまして、ほかの商業・工業等の償却資産税については申告後納税もされておられます。ハウス施設に係る償却資産についてのみ固定資産税の減免は、現在のところ考えていないところでございます。

なお、堆肥化施設につきましても、先ほど申しましたように5年間100分の50で延長したところでございますので、その制度を遵守してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） わかりました。本市もしっかりと考えてやってはおりますけれども、川を浄化して、市長の構想に近づけるためにも、より畜産農家と連携をしてですね、支援をしてやっていただきたいと思います。

次に、4番目の粗大不燃ごみ収集について質問をいたします。これは、同級生の主婦の方からごみ収集のことで尋ねられました。情けないですけれども、詳しく私は知りませんでした。お断りをしました。すみませんと。そこで、突然で失礼ですけれども、市長に質問ですが、粗大不燃ごみの収集について、出される粗大ごみ、出されない粗大ごみの分別とございますか、それはご存じですか、どうですか。質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 粗大ごみに関わる分別を私が知っているかどうかということでございますが、私も就任しましてから私も市民の方をお願いする立場になっているものですから、自分なりに勉強はしたところではあるんですが、それまではちょっと本当にお恥ずかしながら全然知りませんでした。今もですね、ちょっとそれはそらんじているかという、ちょっとそこまでは自信はございません。細かいところではどうかなというふうに首をひねるのがあるのは、これはもう正直なところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） すみません、聞き取りで言ってもおりませんでしたけれども、正直な意見だったと思います。やはり海外とか、都会で活躍されておられたので、就任前は多分あまり知らなかったのが本音だと思います。

そこで、先ほども言いました同級生の方から聞かれた粗大ごみに出されん粗大ごみとぎゃんすつとよかねと、溜まってしょうがないと聞かれましてですね、正直なところ、私も家内任せで処分方法を知りませんでした。情けないですけれども。

そこで、今度はですね、少し難しいですが質問いたします。今度は、東京に長くおられた木村副市長に尋ねます。正直言って、あんまり誰でん知らんと思うとですよ、男の人は。出されない粗大ごみ、粗大不燃ごみをどのように処分したらいいかご存じならばおっしゃってください。すみません、失礼ですけれども。

○議長（山瀬義也君） 副市長、木村利昭君。

[登壇]

○副市長（木村利昭君） おはようございます。突然のご指名をいただきましたけれども、東京におりましたときには、ほとんど実は処分をするということがございませんでした。と言いますのも、次々に新しい方が来ていただくので、それをそのまま引き継いで残していくというのが大体習慣でございまして、そのため経験したこと

はございませんので、お答えにはならないかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） どうも、副市長、すみませんでした。私が言いたかったのは、市長と副市長に答えていただきましたけれども、知らないんですよ、ほとんどの男性の方は、私も知りませんでした。意外と知らない市民の方が多いと思います。粗大不燃ごみの処理に困っている市民の方もたくさんおられるということ言いたかったんです。どうか市としてですね、困っている市民の方の身になって対処してほしいと思いますし、またその処理がスムーズにできるよう考えてほしいですが、いかがですか。また、私のような方もおります。粗大不燃ごみ処理等の市民への周知をもって図っていただきたいと思いますけれども、いかがですか。質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 坂井議員のご質問にお答えいたします。

出せないごみの処理方法でございませけれども、ごみの種類ごとにそれぞれ方法がございまして、大変難しゅうございます。例えば家電リサイクル対象品の場合でございませけれども、購入した小売店に引き取りを依頼したりとか、新しいものを購入するときに小売店に引き取りを依頼する方法、購入した店が不明な場合は、郵便局でリサイクル券を購入し、取り引き場所等に持ち込んでいただく方法もございませ。その他、農業用の場合は産業廃棄物とかもございませるので、その場合は産業廃棄物の処理業者に依頼する必要もございませ。例えば、タイヤ・バッテリーなどの場合は、購入された販売店あたりに依頼するとか、このように種類ごとに違いませるので大変難しゅうございます。ごみ収集カレンダーとか、旭志とか七城に關しませしては年に2回ぐらいの粗大ごみとか収集を行っておりますので、そのときにチラシを配付したりとかしておりますけれども、そういった通常出す場合には大変難しゅうございませるので、ごみ出しカレンダーとか、また市のホームページなどには記載しております。それでもわからない場合はですね、本庁環境課とか、総合支所の担当のほうにお電話していただければ丁寧に対応いたしますので、そのようをお願いしたいと思いませ。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 今、部長おっしゃいましたけれども、非常に難しいんですね。

これは本当普通の市民は大変と思います。だから業者さんを紹介するなりですね、総合支所、本所の電話番号といいますか、教えられる、そういったことを本当に徹底して周知といいますか、市民の皆さんが、大半の方がわかっているように周知をお願いしたいと思います。

続きまして、5番目観光振興について質問をいたします。散策したい溪谷、日本第2位の我が菊池市が誇る菊池溪谷は、まさしく菊池の宝でございます。その宝が駐車場が近くなる、車で訪れる観光客にとっては大変不便を感じられていると私は思います。

そこで質問ですが、今の駐車場の状況をお聞かせください。

○議長（山瀬義也君） 経済部長、平野國臣君。

[登壇]

○経済部長（平野國臣君） おはようございます。坂井正次議員の質問にお答えします。

菊池溪谷は、年間約25万人の観光客が訪れる本市観光のシンボルと位置づけているところでございます。菊池溪谷には、有料駐車場として第1駐車場と第2駐車場及び無料駐車場として第3駐車場と中央駐車場の計4カ所が設置され、ご利用をいただいているところでございます。駐車場の収容台数につきましては、有料の駐車場につきましては大型バスが8台、中型が4台、普通車・軽自動車が入30台収容可能となっており、また無料駐車場におきましては大型バスが3台、普通車・軽自動車が入321台駐車できるスペースを確保しているところでございます。基本的には、マイカー等でお越しのお客様につきましては、駐車場から歩いて溪谷に入谷していただいておりますが、大型バス等でお越しのお客様は、溪谷入口付近にバスを止められ、乗降されているのが一般的なようでございます。また、駐車場から溪谷入口までの距離につきましては、一番近い第1駐車場で約200m、反対に一番遠い中央駐車場からは約1kmの距離となっております。

そういったことで、特に入谷者が多くなります夏休み期間や紅葉時期には、お客様の利便性や第1駐車場の渋滞緩和措置として中央駐車場からシャトルバスを運行しているところでございます。今年度におきましても8月に8日間で延べ23台、11月も5日間で延べ14台を運行したところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂井正次君。

[登壇]

○20番（坂井正次君） 時間も足りなくなっておりますけれども、今の観光客の主流は、主体は、団塊の世代の方々だと私は思います。この方々は時間とお金をたくさん持っておられます。しかし、年を取っておられるので、駐車場が遠くにあるので

不便だと思えます。しかもシャトルバスは夏・秋の観光シーズンのみで、土日の運行でございます。土曜・日曜以外、平日でも団塊の世代、若い世代を呼び込み、夢のような話でありますけれども、レストラン、土産、ほか外貨を落としてもらいたい、そのような気持ちでトロッコ列車ですね、湧水の溪谷を結ぶトロッコ列車ということで、トロッコ列車中心にテーマパークをつくり、それによって観光客を呼び込み賑わいをつくる、これは私の夢のような話でございますけれども、平成22年に第4回定例会で質問いたしました。九重町の九重の夢の吊り橋の話でございますけれども、大分、これは九重町ですかね、何も無い山村の山間の谷間に20億円の大金を投じて、平成18年10月に完成しました吊り橋でございます。着工前には相当もめたそうでございますけれども、年間30万人、1日1,000人以上が採算ラインだったそうでありまして、自然との共生をテーマに選挙で民意を問い、実行に移された。完成後、4年経った時点で4年間で実に600万人の方が訪れ、年間150万人、目標は30万人だったので5倍の入場者。1人の入場料が500円の入場料で、600万人を掛けますと30億円の収入だったそうです。九重町の役場職員の方が4年間で10億円余ったと言っておられました。その他、食事、土産物等を合わせますと波及効果も絶大だったと思えます。九重町のように散策したい溪谷日本第2位の菊池溪谷でございます。先ほど部長がおっしゃいました25万人と言われましたけれども、年間平日も賑わうように溪谷の峰の隣にもともと材木を運ぶトロッコ列車があったことでもございますし、溪谷の貯木場跡地、憩いの里水の駅へとつながり民間とタイアップしてでもですね、山の自然、川の魚、世界の川船など、また山の料理、いろんなテーマがあり、湧水の溪谷へ自然を満喫するトロッコ列車と題打ってテーマパークなどをつくったら非常におもしろいと思えますけれども、これは時間もなくなりましたので、提言といたしたいと思えます。また、今度の機会に質問いたします。ありがとうございました。

○議長（山瀬義也君）　ここで、10分間暫時休憩します。

○
休憩　午前10時59分

開議　午前11時08分
○

○議長（山瀬義也君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君）　それでは、一般質問させていただきます。私も坂井議員同様、市民が大変困っておりますので、一般質問させていただきます。

市道の新設についてお尋ねします。旭志川辺南区は、熊本中央ゴルフ場の南に位置しまして、東のほうは大津町に、西のほうは合志市に挟まれたところにあります。約20年前に不動産会社が造成して、現在に至っているところでございます。道路はありますが、それぞれの地権者の土地が道路まではみ出しておりまして、住民の方々は維持管理に大変苦勞されております。

そこで質問ですが、住民の皆様の願いである市道の新設はできないか。距離は約1km程度でございます。そのことについて、第1回目の質問といたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

川辺南区の集落内の道路につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、住宅開発業者の宅地開発を行った際に整備されました個人所有の私道でございます。合併前の平成14年度から15年度に川辺南区の地籍調査が実施された際に、区より村道としての認定要望が出されておりますが、その後も取り組んできたところでございますが、地権者の方の所有者全員の承諾が得られず、現在はそのままの状態にあるところでございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） それでは、次の質問に移ります。ここはですね、桜山団地と同様ですね、非常にややこしい問題がかかっているわけでありますので、やはり住民の力ではどうしようもないんですね。やはり行政がタッチしてどうにか解決していかなければ、一生そこは私道というか、公道というか、そういう状態でございます。そのようなことでですね、どうにかならんかということが私の願いでございまして、私が聞いた範囲によりますとですね、今、住んでいる住民の方々は寄付してもいいとはおっしゃっているわけでございます。それを除きますと、やはり道沿いに家々が大体建っておりまして、空き家というのは3分の1あるか、ないかぐらいでございまして、空き地はそのくらいでございますので、どうにかですね、その地権者の調査も済んでいるようでございますし、そのようなことでですね、行政がひとはだぬいでやってくれんかなと住民の、これは切なる願いでございまして、その点について質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 坂本議員がおっしゃいますように、道路が私道という形で

なっておりますので、市といたしましても市道の認定が得られない生活道路としての維持管理がなかなかできないところでございます。市といたしましては、再度検討を行いまして、地域の皆様との調整を図りながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。現状では、申し訳ございませんが区長さんを中心に地元の方々に管理をしていただくこととなりますが、このままでは市といたしましても生活道路としての地域住民の皆さんの生活に支障がないような適切な管理体制を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） 私個人の心情といたしましてはですね、実に、私はいつも市のことを考えているわけでございますけれども、やはり隅々からきれいにしていただければ、街中はいずれいつかはきれいになるんですよ。そのようなことでですね、やはり隅々から、町村境とか、そういうところが一番いつまでも旧態依然とした環境で暮らさなければならぬということが問題でございまして、やはりその合併の弊害といいますか、そういうことがないようにですね、松野部長にはよろしく願いしておきます。

それでは、次の質問に移ります。防災無線についてお尋ねいたします。地球温暖化の影響で非常に自然災害が多く見られるわけでございます。九州北部豪雨、それにこのごろでは台風による伊豆大島の災害、非常に大きな災害が日本を襲っているわけでございます。このような中でですね、今、防災無線のデジタル化が計画されております。予算は通りました。そこでですね、デジタル化するために14億円かかるというようなことですが、そのデジタル化したことによってどのようなメリットがあるか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 坂本議員のお尋ねにお答えいたします。

今回の防災行政無線整備につきましては、本来の目的であります旧市町村の整備の統一化であります。デジタル化においては電波法の改正により、現アナログ電波については将来的に使いえなくなることから、時代のニーズに沿ったデジタル化を図ったところでございます。このデジタル化の整備のメリットにつきましては、迅速な情報周知ができることと、市役所内の親局設備と内蔵マイクを備えたスピーカー、屋外拡声子局89装置間で無線連絡通話ができることとなりますので、災害時に電話や携帯電話が使えない状況下でも災害現場近くの返信機能付きの拡声子局か

ら親局への情報交換が可能になります。当然、本庁・総合支所間は通話ののみならずデータや画像の送受信も可能になります。また、今回の整備につきましては、七城地区や旭志地区の機器が設置後26年以上経過しておりまして、老朽化が進んでおり、親局の操作卓や屋外拡声子局の故障や不調が増加しつつあります。重度の障害では、アナログ部品調達が困難になりつつある現在、長期間復旧できない恐れもございます。デジタル化による修理費用の削減や機器の不調が解消されるメリットなどが考えられます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） 拡声器による情報伝達と申しますか、そのようなことですね、今行われているラップスピーカーで情報を提供するというようなことではですね、今、家のつくりを見てもですね、その災害時に雨の場合、風の場合、そういう音ですね、その放送が遮られるわけですね。人命を救助するためには、第一にその情報を正確にみんなに伝えなければ、防災の意義がないと思います。そのようなことを考えますときにですね、やはり命はお金で買えないんです。10億円かかろうが、20億円かかろうが、30億円かかろうが、すべきことはしとかにや間に合わんと思います。ですから、この中でですね、私思うに、その情報を正確に住民に徹底するためには、各家庭に受信機の設置をお願いしたい。これが住民の願いだと思います。災害はいつ起こるかわかりません。明け方であれ、夜中であれ、今サッシが閉まってですね、昼間でも、市内を私も考えてみます、いつも。市内はですね、ラップスピーカーで連絡がぁっていると思いますけれども、車の音、昼間でもですね、なかなか聞き取れないんです。そう考えたときにですね、災害のときに鳴らしてもですね、半分伝えられればいいほうだと私は思っています。そのような中で、やっぱり人命を守っていくということは大変不可能に近い状態だと私は思うわけでございますけれども、そのような中でですね、受信機の家庭設置、これをぜひともお願いしたいと思っておりますけれども、どう考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 再質問にお答えいたします。

災害時におきましては、市民が安全・的確に避難行動できるよう周知するとともに、休日・夜間も含め市民との間に確実に情報伝達を行う必要があると思います。防災行政無線の屋外拡声子局からの音声による情報伝達は、議員がおっしゃいますように住宅の高気密化、暴風雨による外部騒音、風向き等により音声の聞き取りに

くいという声もあり、各個人に直接発信できる戸別受信機の設置についての要望等もあることも存じているところでございます。戸別受信機等の整備につきましては、多額の費用がかかりますので、現在進めております防災行政無線の整備時に拡声放送が届かない谷間や集落から離れた住居、避難所、学校等へ設置することで当面は対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、戸別受信機とは別に本市で行っている伝達方法としましては、携帯電話のメール機能を利用して災害情報をメール発信することにより、どこにいても災害情報を受信することが可能な、登録制メールやエリアメールがでございます。この方法を広く市民の皆様に登録していただくよう推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） メール登録とおっしゃいましたけれども、メール登録は現在何人されているかわかりません。私は知りません。でもですね、今現在、難聴地域には戸別受信機を付けるとおっしゃいました。それで、やはりどうせ付けるならばですね、さっき言ったように、命はお金で買えないんですから、そこを徹底してください。やるのか、やらないのか。そこだけ聞けば、私はもうやめます。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 防災無線に関わる戸別受信機に対する方針ということでございます。坂本議員のご指摘なさるご心配というのは、よく私も理解するところでございます。特に最近の集中的なゲリラ豪雨といいましようかね、かなり従来よりも相当ひどくて、いわゆるバケツをひっくり返したような状況があるのでですね、通常これでいいと思っても、意外とそういう常識とはまた違う次元を超えた部分もあるかというふうには認識しているところでございます。

そういう中の一貫としてですね、戸別受信機というところというのは、これはその地域、特に拡声器の放送が届きにくいところ、あるいはぽつんと離れた住居であるとかですね、そういったところはまず優先的に考えていきたいと思っておりますし、それから双方向の伝達、通信、それから画像データのやりとりも可能だということを知っていますので、難聴地域にかかわらずその避難所とか学校とかにはですね、優先的には考えていこうとは思っております。ただ何分戸別の受信機というのは結構の値段がするようでございましてですね、全戸にということになると相当多額の費用になることは考えられますので、まずは今、新しいシステムを導入しようとして

いるところがございますので、まずともかく運用してみてですね、状況を確認するのが一番じゃなかろうかと。本当にその豪雨の際にどこもかしこも聞こえなくなるのかですね、それも少しちょっと考えにくい部分もございますので、そういったところを一つ一つ検証しながら、必要に応じてまた検討していきたいと、そういうちょっとステップバイステップですね、考えさせていただきたいというふうに思っているところです。よろしく願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） 先日、ニュースを聞いていましたが、やはりフィリピンの台風の放送があっていましたが、やはり100mの強風が吹いたと。日本にも近いうちに100mぐらいの台風が来るだろうという予報もなされておりました。そのようなことを考えますとですね、やはり最新の防災設備が必要だと私は思います。よろしく願いしときます。

続きまして、次の質問に移ります。図書館建設についてお尋ねいたします。新しい図書館の建設が計画され、実行に移されていますけれども、泗水図書館との競合が心配されております。今後の運営はどのような方法で行われるか。また、利用状況の変動において統合するというようなことはないか、質問いたします。

○議長（山瀬義也君） 教育部長、中村鉄男君。

[登壇]

○教育部長（中村鉄男君） 坂本議員の図書館についてのご質問にお答えをいたします。

日本図書館統計では、本市人口の5万人規模の都市に必要な蔵書数は20万冊と示されております。泗水図書館には、平成25年4月1日現在で8万冊の蔵書がありますので、新図書館に残りの12万冊の蔵書を収納できる規模を計画しているところがございます。泗水図書館は、平成19年度より指定管理者である本と人とのネット泗水により運営されており、平成25年3月31日現在での平成24年度市町村読書関係実態調査では、年間の個人貸出冊数は8万2,410冊、個人利用者は1万7,665人の実績となっております。昨年度は7月の九州北部豪雨により災害を受けましたが、行政、指定管理者、そして市民の方やボランティアによる協働復旧にあたり、改めて地域の方から愛され親しまれている図書館であると感じたところがございます。現在の運用は、泗水図書館、中央公民館図書室、七城公民館図書室、旭志公民館図書室と電算システムを連携した統一運用で実施しております。新図書館には、菊池氏をはじめとした古文書の保存・保管、展示のスペースを設けた郷土資料コーナーを設置するように計画をいたしております。それぞれの図書館が所蔵する郷土資料、専門書のデータの共有により、相互貸借の強化や地域のボラ

ンティア、読み聞かせボランティアとの連携、活動への支援などにも取り組んでまいりたいと考えております。新図書館と泗水図書館及び七城公民館図書室、旭志公民館図書室が、それぞれの地域の特色を生かしながら連携を図り運営していくように考えておるところでございます。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） 安心しました。

それでは、最後の質問に移ります。最後は、子育て支援の充実についてお尋ねいたします。

核家族の進展や離婚の増加、望まない妊娠・出産等による子育て支援は難しい問題を抱えています。また、経済の不景気がかかなりあつての非正規労働者の仕事の関係や経済面でも、その追い打ちがかかっております。このような中であつて、質問ですが、幼い乳児の病中・病後の保育所のあり方、今、私立保育園で1件あつているようでございますけれども、一端流行性感冒とか、インフルエンザとか流行つてくると、やはり2、3人の収容体制では間に合わない状態にあると思います。やはりその働きたくても働けないような、そしてましてその非正規労働であり休みが続きますと仕事なくなる。そのような親御さんもたくさんいらっしゃいます。このような中でですね、私立保育園では経営面とか予算面とかでかなり無理がくるところもあると思いますけれども、そこをですね、どうにかして公立保育園で見て増設はできないか。このようなことを思うわけでございますけれども、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えいたします。

現在、実施しております病後児保育施設の開所実績から判断しますと、現状で充足していると考えていますが、子ども子育て支援に関するアンケート調査の結果によって、市民のニーズの把握に努めていきたいと考えております。

また、幼児の預かり保育事業を実施するにあたりましては、病後児保育事業と同様、感染防止のため、通常の保育所と隔離された専用施設が必要となることから多額の設備投資が必要となります。さらに病児の看護を担当する看護師等を10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して暮らせる環境を整えるために保育士を利用児童3人につき1名以上配置することになっており、公立・私立を問わず経営面のみならず人材の確保が問題になってくると考えられます。

今後、策定が予定されている、仮称ですけれども、菊池市子ども・子育て支援事業計画におきまして、先ほど答弁しましたアンケート調査の結果によりまして検討をしていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） 難しい点多々あるかと思えます。しかしながらですね、子育て不安による虐待、ドメスティック・バイオレンス、このような関係で移行していく場面もあるわけでごさいます、やはり虐待の件数が私は調べてみましたところによりますとですね、平成24年度の家庭児童相談ですね、130件の相談があっているわけでごさいます。24年度でごさいます。その中で虐待が45件起きているわけでごさいます。このようなことを考えるときに、やはり病中・病後ですね、預けられるような、たまにはストレスを解消できるような場もつくってやらなければ、本当にお母さん方は大変です。今、じいちゃん、ばあちゃんのいらっしゃる家庭はいいと思えますけれども、本当に夫婦二人で、非正規労働で働いて、病気したら困る、でも病気したら1週間休まなければ、親子休まなければならない。そのようなことを考えたときにですね、あなたならどうしますか。あなたが非正規社員で、仕事に行って、子どもは病気して、1週間も休まなければならないということを考えますとですね、それは大きな問題ですよ。それはせめて10人か20人の家庭かもしれないけれども、その10人や20人の中にですね、自分が入っていたらあなたはどうしますかと言われたとき、あなたならどうします。やるなら今ですよ。冗談は抜きです、本当です。これは、社会流行語になりましたけれども、これは本当の話ですよ。それでですね、やはりできないほうにするよりも、アンケート採る間に、子どもたちは虐待されて死ぬかもしれん。そのようなことを、アンケートを採らなくてもわかっているじゃないですか。今まで何年で扱ってきとるんですから。みゆき保育園で3人の定員がある。3人じゃ足りない場合もあるんですよ。いつも病気したら入れられる安定期に入ったら入れられるというようなことになればですね、今、支所もいっぱい空いているじゃないですか、ですね。定年になった看護師さん、保健師さん、そういう方もいらっしゃるんですよ。そういう方を利用しながら、総合支所の片隅でいいじゃないですか。部屋はあるんですから。そのようなところを利用して、やはりできるような体制で、できるようなことからしていただきたいと思います。その点についてお尋ねします。

○議長（山瀬義也君） 健康福祉部長、宮本誠一君。

[登壇]

○健康福祉部長（宮本誠一君） お答えします。

坂本議員おっしゃっております、市民の意向によってやるのが行政じゃないかというようにございまして。施設等も余っているから、そこを使ってやれというようなこともございましてけれども、これにつきましては先ほども申しましたように、子どもさんの保育預かり児童の数によりまして保育士の数、看護師の数等決められておまして、施設があるから簡単にできるというものでもございませぬ。

今後ですね、児童数の増加の対応につきましても、今後関係機関と協議を行い検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） わかりましたとは申しませぬ。実はですね、最後になりますけれども、もう部長と話しても話になりませぬので市長にお尋ねいたします。市長はこの前の選挙でですね、1万4,535票をおとりになりました。この1万4,535票はですね、投票数の半分以上でございまして。この1万4,535票の願いはですね、住民の期待とお願いがこもっているわけでございます。そのようなことを考えたときにですね、菊池の未来、日本の未来を背負い、重要な人材の育成は社会全体で大きく、太くしていかなければいけないと思っております。このような中でですね、子育て支援事業もいろいろありまして、つどいの広場、乳幼児期の親と子どもが気軽に話し合う場所ということでございまして、それが20年度延べ8,041人利用されております。社会福祉協議会に委託金として1,080万円払っております。ファミリーサポート事業というのがあります。これは、働く人の仕事と育児の両立を支援するために行う事業でございまして、これも社会福祉協議会に委託してあります。20年度の延べ人数が357人、委託金が312万5,000円。またですね、児童及び女性相談事業というのがあります。さっき言いましたけれども、24年度、実績130件の相談があっているわけでございます。うち、さっき言いましたように虐待が45件ということでございましてけれども、この一番問題なのは児童及び女性相談事業でございまして。この延べ130件のうち相談されて解決された部分がどれだけあるか、私にはわかりませぬ。部長はご存じと思っておりますけれども。このような中でですね、やはり何と申しますか、このつどいの広場に行けるような環境に恵まれた親子は幸せです。見て、話して、昼帰って、ご飯つくって食べるだけで結構ですから。でもさっきも申しましたようにですね、今日の暮らしも、今日の仕事がでけんにご飯が食べられないという場面にも至るともなりかねないわけでございます。要するにですね、やはり、じゃ生活保護に頼るかとなってくるん

ですよね。生活保護に頼れば、生活保護に頼らざるを得ない。ゆえに勤労意欲がなくなる。このようなことを繰り返していけば、社会の構成は間違ってしまうわけでございます。やはり勤労精神をなくさないようなですね、施設をつくって、みんな働いて子どもを大きくするんだ、生活保護じゃなくてですね、子どもは親が働いて育てるのが本当なんです。そのようなことですね、やはり仕事ができるような体制をつくってやらなければ、福祉費が増えています、増えています、何も手立てはせじなですね、ただ増える、増えると言っているは何にもならんわけですよ。福祉費を減らすためには、やはり親が仕事に行けるような、そして生活保護者は仕事ができるような、そういう体制をつくっていかなければですね、それはやはりその福祉費が増えるのも当然でございます。臨時でもいいじゃないですか。困ったときに助けてやるんですから、しゃんむりその法律どおりにいかんでも。さっき言ったように、私は定年された保健師さん、看護師さん、そういう方でも結構機能は果たすんですよ。そんなことを考えたときに、やはり前向きに考えてですね、一生懸命やってください。ただそこを問わなければですね、内緒でもいいじゃないですか、困っている人を助けるんだから。これはもう、ちった過ぎましたけれども。そのようなことですね、やはり真剣に考えていただきたい、私はそこが言いたいんですよ。よろしくお願いします。その点について、市長にさっき答弁いただきましたけれども、改めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今のご質問は、とりわけ生活困窮度合いの高い子育て世代への支援ということでございます。私の癒しの里構想というものが、何回もお話しておきますけれども、単に観光客を誘致する一つ的手段としての癒しの里というだけではなくて、住んでいる住民自体が、やはり住んでよかったと、本当に癒されるようなですね、安心・安全の里をつくっていききたいというのが究極の目的でございます。

そういう中で、できればこの穏やかな発展が続くまちにしたいとも思っておりますので、こうした子育て世代、若い世代がですね、定住してくるような環境を整えればいなということを目指してやっているところではございます。

そういう意味では、今おっしゃったような、本当に社会の中でお困りの方々を何とかしなきゃいかんというのは私としても感じているところでございます。

一方で、そういった環境整備にあたりましては、やはりその市民の方々から預かった税金で運用していますので、できるだけこのニーズに合ったですね、適切な体制等をやっぱり常に心掛けていかなきゃいけないと思いますので、先ほども部長の

ほうからご説明しましたけれども、今、ちょうどアンケートを行っておりますので、こういった結果を踏まえて関係機関等と協議を行ってですね、検討を進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） やはり菊池に住んでよかったと言われるようなまちづくりと、いつもおっしゃいますけれども、菊池に住んでよかった、若い人たちが寄ってくるようなまちづくりを創り上げていきたいと思っております。

終わります。

○議長（山瀬義也君） ここで、昼食等のために暫時休憩いたします。午後の会議は、午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時45分

開議 午後 零時58分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。いよいよ一般質問も本日で最後となりました。とりをいただきましてありがとうございます。

それでは、通告に従いました質問させていただきます。

まず、市道戸城渡打4号線についてお尋ねをいたします。この路線につきましても、水迫地区戸城集落と水源地区渡打集落、そして日生野区を結ぶ重要な道路であり、また県道二重峠菊池線の災害時の迂回路としても重要な路線であります。市としても、これまでの質問・要望によって、整備の必要性を十分認識され、辺地総合整備計画に追加していただき、現在整備が進んでおりますが、現在の進捗状況と今後の計画をお示しいただきたいと思っております。

次に、市道古川伊倉線についてお尋ねをいたします。この路線につきましても、国道387号の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また産さん滝、千畳河原への観光ルートとして、これまで何度も質問・要望してまいりました。お陰様で現在千畳河原から細永橋までは改良が進み、夏は多くの観光客で賑わっております。今後は、滝集落から伊倉区までの整備となると思われませんが、今後の整備計画をお示しいただきたいと思っております。

次に、市道七坪小楠野線についてお尋ねをいたします。この路線につきましても、これまで何度も質問・要望させていただきました。特に七坪集落については道路幅員が狭く、小木地区に一般廃棄物処理場が位置しておりますので、長い間関係車両が頻繁に通行し、地域住民の生活道路として支障が生じております。市としても十分整備の必要性を認識して整備計画が進んでおりますが、現在の進捗状況と今後の計画をお示しいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） 木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、市道戸城渡打4号線につきましては、平成21年度より市道渡打永山1号線までの計画延長622m、幅員が5m、総事業費が約6,000万円で整備を進めているところでございます。本年度は約120mの整備を行い、完了するところでございます。

今後の計画といたしましては、議員が申されましたとおり県道二重峠菊池線までの区間につきまして、平成26年度以降に地元の皆さんと協議を行いながら整備計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、古川伊倉線につきましては、細永橋から滝集落間の1工区、延長640mの区間につきましては、平成25年5月に完了いたしております。本年度より滝集落から伊倉区までの2期工区約1,000mにつきまして事業を着手しているところでございます。25年度におきましては、測量設計を発注し進めているところでございます。今後は、辺地総合整備計画に基づきまして、複数の計画案の中から最善のルートを選定いたしまして、地区の関係者のご理解・ご協力を得ながら早期に改良工事を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、七坪小楠野線につきましては、総延長500m、車道幅員6mで、平成23年度より事業を着手しており、延長200mにおきましては整備が完了しているところでございます。本年25年度につきましては延長140mの改良事業を発注し、工事を進めているところでございます。平成26年度に残り約160mを整備し、完了する計画でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましても、地域にとって非常に重要な路線ばかりでございますので、ぜひともですね、きちんとした推進

ができますようにお願いをしておきます。

それでは、次にたばこ税についてお尋ねをいたします。この件につきましては、前市長のときに質問・要望させていただいておりましたが、今回は市長も代わられましたので、改めて質問させていただきます。たばこ税収入が市の自主財源となり、市税に貢献しているということは皆様も承知のことではございます。私は、たばこは吸いませんので申し訳ないのですが、現在たばこ税の値上げの中に愛煙家の市民の方々のお陰でたばこ税はあまり変わらない実績とのことでありましたが、改めてこれまでの推移と使途目的についてお尋ねをいたします。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 木下議員のお尋ねにお答えいたします。

市たばこ税の歳入推移につきましては、過去5年に遡りまして、実績をご報告させていただきます。平成20年度約3億2,500万円、平成21年度約2億8,100万円、平成22年度約2億5,900万円、平成23年度約3億3,200万円、平成24年度約3億2,400万円となっております。また、市たばこ税の使途目的でございますけれども、たばこ税は普通税でございますので、使途を特定せず一般経費にて広く行政サービスに活用させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。たばこ税については、あまり本当に推移が下がってないということでありますけれども、先般の質問でもですね、使途目的は一般財源に組み込まれているということでございますけれども、たばこ販売協同組合のほうからですね、補助金のお願いがしてあるということで、先般陳情をしてあるということをちょっと連絡いただきましたけれども、前回の質問のときには検討をするとか、そういう返事もいただいておりますけれども、今度は市長も代わられましたので、何か山鹿とか熊本市内のほうではですね、補助金が出されているということでございますけれども、その件についてですね、ちょっと考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） お答えいたします。

市たばこ税は、本市の重要な財源でございます。たばこ販売関係の団体がたばこ販売促進に努力されていることは十分認識しているところでございます。また、未

成年者の喫煙防止に関する取り組みとともに喫煙マナー向上の啓発、環境美化についても活動されていることに敬意を表するところでございます。たばこ販売関係の団体に対する補助金につきましては、本年3月議会において議員のご質問に答弁させていただきましたように、たばこ税は目的税ではなく貴重な一般財源となっているため、市民の公共のために使われるべきものであり、禁煙への取り組みが推進されている昨今の背景からも、たばこ販売関係の団体への補助を行うことは適切ではないのじゃないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ほかの市町村と比べた場合ですね、一応部長が申されましたように、未成年の喫煙防止と、それと清掃活動にも貢献をさせていただいていると、そういうことは認めていただいているということでございますけれども、山鹿とかほかの市町村が出して、なぜ菊池が出せないのかなということ、そのことをちょっと改めてお聞きしたいと思いますが。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） その要因の一つ、今現在本市で補助をしておりませんが、その理由の一つといたしましては、平成15年5月に施行されました健康増進法において、国民は生涯にわたって健康の増進に努めなければならないとなるなど健康維持を国民の義務としており、自治体や医療機関などに協力義務を課している背景もございまして。近年の健康志向といった社会情勢からたばこ関係の団体については、非常に補助は難しいところだとは思いますが。14市をちょっと調べておりますけれども、現在14市のうちたばこ関係団体に助成されているのは5市でございまして、先ほど申しましたように健康志向で今後はそういう補助されている5市におきましても見直しとかも考えていかれるのじゃないかなと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。市長もですね、同じような考えであられるか、市長のほうのご意見もお聞きしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） たばこ販売組合への補助に対する私の考え方ということでございますが、本市におきましては、ご案内のとおり、平成18年度までたばこ販売関係の補助を実施していたようでございますが、平成19年度に行政評価委員会の改善提案というのを受けまして、それを反映して廃止しているということでございます。その理由の一つとしてはですね、平成15年に施行されました健康増進法において、簡単に言えば健康維持を国民の義務といったふうに位置づけておりまして、自治体や医療機関などにもですね、協力義務を課しているといったことがこの時代背景としてあったというふうに理解しております。私としましては、近年のこの健康志向といった社会情勢から見ましても、このたばこ販売関係の団体の補助というのは難しいんじゃないかというふうに考えているところでございますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

それでは、次に小川基金について、特に奨学金としての活用の状況についてお尋ねをいたします。この件につきましては、6月、9月定例会にも質問させていただきましたが、江頭市長はこれまでに故小川水寶氏の娘さん、小川恵美様と東京で直接会って、故小川水寶氏の意志の確認をされ、菊池の将来を担う子どもたちのために活用したいと述べられ、物とか箱物ではなく、人に投資をしていきたいとのことでありました。

そこで、具体的な取り組みとしてお尋ねしたのが、前教育長の田中教育長が、小川基金人づくり事業、夢実現応援プランを作成されている事例を申し上げ、市長も9月定例会の答弁で前教育長のプランをまだ承知していないので、そのプランをベースに見直しの必要があるのか、ないのかを検討した上で、改めて小川恵美様に確認をさせていただき、早急に執行できるような形に持っていきたいとのことでした。

そこでお尋ねをいたしますが、現在小川恵美様との確認はどこまで進んでいるのか。また、予算化に向けての進捗状況をお示しいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 小川基金の具体的な予算化に向けての進捗状況というお問い合わせでございます。今、ご紹介がありましたように、小川基金の使途、とりわけ奨学金というものについてはご遺族である小川恵美さんのほうから直接私も聞き取り

をしまして、基本的な取り組みの方針というのは、今ご案内があったようにお伺いしたわけでございます。一言で言いますと、経済的な理由で進学が困難であるといったような方々に使ってほしいというお話を伺ったところでございます。9月の議会におきまして、過去の検討事例等を踏まえた上で具体的な運用案の形で小川さんにお示しをしたいというお話をしておったところですが、実はその後担当部署とのやりとりにおきまして、これはお恥ずかしい話ですが、私の錯誤がありましてですね、私の指示がうまく伝わっておりませんでした。残念ながらこの間、具体的な進展がない状態でした。私のほうに勘違いがございまして、大変お恥ずかしい次第となりまして申し訳ございません。まだ案ができていない状態でございますので、小川さんのほうにもまだ私のほうからはコンタクトをしていないというのが今の実状でございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） まだ小川恵美様とコンタクトができていないと、またそれと具体的な予算化に向けてが動いていないということでございます。非常に残念であります。この奨学金の問題については、もう新聞にもちょっと載りましたけど、平成21年の3月に入学準備金の制度についての導入の記事が載りました。それから、もう何年も経ってですね、本当に残念であります。新市長になられて早急に対応していただけたらと思っておりましたので、今、そういうことでございますけれども、今後ですね、どのような対応を取っていただけるのか、もう一回ちょっと具体的にお示しをしていただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今後の対応でございますが、もう至急具体案を作成していただくということで担当部署とも話を始めました。この後、具体案を作成しましたところで、また教育委員会とのすり合わせ等もございまして、これはまたご遺族である小川さんのほうにお持ちしてですね、内容を確認していただく必要もございまして、それを踏まえて、条例化に向けた一連の作業を大至急進めてまいり所存です。今のタイミングでありますと、来年度のこの当初予算には残念ながら間に合わない状況となっておりますけれども、一方で、これがもし来年度から入ったとした場合でございますね、もっともニーズが高い部分というのは、この入学の一時金に当たる部分でございます。これが必要とされるのはカレンダーでいいますと再来年の2月、3月に掛けてではないかと思われまますので、今から大至急作業をさせていただいてですね、

恐らく途中で補正予算の形になると思いますが、キャッチアップが可能であるというふうには今考えておりますので、それに向けまして全力を尽くしてまいり所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしてもですね、本当に期待をして持っている子どもたちがたくさんいると思います。やはり財政的などというか、家庭のいろんな事情で進学を諦めているような子どもたちがたくさんいると思いますので、ぜひとも、今、市長が申されましたように早急に対応をお願いしておきたいと思っております。

それでは、次に小水力発電についてお尋ねをいたします。小水力発電につきましては、平成23年6月からこれまで何度も質問、要望させていただきました。また、ほかの議員の方々からも質問があっております。東京電力福島第一原発の事故により、改めて日本のエネルギー政策が抜本的に見直されることとなり、国・県も再生エネルギーに注目し、地域からの自然エネルギーの投資計画が起きております。市として住宅用の太陽光については、昨日の森清孝議員の答弁で確認できましたが、これまで1億4,695万円を超える補助が行われておりますが、私の考えとしては、これまで何度も申し上げてまいりましたが、菊池市の中山間地の自然に流れる河川や用水路、特に農業用水路を活用した小水力発電による地域興しが不可欠ではないかと思っております。江頭市長の施政方針では、小水力等の自然エネルギーを活用し、自然の恵みを生かした循環型社会のモデル地方都市を目指すとのことであり、前回の質問では一つの検討委員会のような組織をつくりたいとの答弁をいただきましたが、現在どのような取り組みをされておられるのか、具体的にお示しをいただきたいと思っております。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 議員のお尋ねにお答えいたします。

小水力発電事業につきましては、6月にも議員よりご質問があっております。担当課においても事業を推進すべく取り組んできたところでございます。具体的には、再生可能エネルギー庁内検討委員会を立ち上げまして、その第1回目として県エネルギー政策課の山下課長にご講演をいただいたところでございます。この講演会には、庁内関係各課から二十数名の職員が参加し、県のエネルギー政策の考え方と小水力関係の事業をはじめ、総合エネルギー計画や熊本県民発電所構想、省エネ推進事業等の具体的な取り組みについて知識を得たところでございます。この講演を参

考に、本市が進める上でどのようなやり方が最適があるか、さらに検討してまいりたいと考えております。

また来年度につきましては、有識者の方の市関係団体の代表者の方に参加いただき、専門委員会を組織し、さらに小水力事業実現に向けて取り組んでいく予定としているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。今、部長から答弁をいただきましたけれども、専門的な委員会をまた立ち上げていくということでございますけれども、この小水力については、やっぱり首長の強いリーダーシップが必要だと思いますので、市長の今現在の取り組みの状況も含めてご回答をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 小水力発電に関します今の現状及びこれからの取り組みについてということでございます。施政方針にも掲げているとおりでございますが、本市にあるこの自然エネルギーを活用して、自然の恵みを活用した循環型社会を目指していこうと。できればそのモデル地方都市になりたいということの一つのイメージ像にしているわけでございます。特に小水力発電というのは、木下議員がお考えのようにですね、非常に菊池の特性を活かした、菊池らしい自然再生エネルギーのあり方ではないかなというふうに私も同じような気持ちでおるところでございます。現状でございますけれども、今、市民環境部長が述べましたように、再生可能エネルギーの庁内の検討委員会というのを既に組織しておりまして、有識者等を招いての勉強会も徐々にではありますが、既に始まっているところでございます。また、その構成員でもあります土地改良区とも連携をしながら進めてまいっているところでございます。そのとっかかりとしまして、実は私が理事長を務めております菊池市の土地改良区におきましては、この土地改良区が事業主体となってですね、築地井手及び古川兵戸井手から各2カ所ずつ、合計4カ所を国の補助事業へ申請しているところでございます。これは小水力と再生可能エネルギー導入推進事業と称されるものでございまして、まず何よりもこの今の現状から一回調査をする必要がございまして、どのような事業化が可能であろうかということ調査することに対しての補助を受ける事業でございます。こちらを一つの切り口にしてですね、具体化に向けての検討を進めていきたいというふうに思っております。

今後につきましては、専門委員会において有識者の方々の意見を参考にしながら、

この委員の中で検討を重ねまして、本市が持つこの潜在能力である豊富な水資源というものを活かした小水力発電の調査、それから導入に向けての具体的な検討を続けてまいりたいというふうに思っているところでございます。私も大いにこの小水力発電については、期待しているところでございますので、ぜひお力添えもいただきながら進めてまいりたいと思っているところです。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。市長の力強い答弁を聞いて安心したところでございます。いずれにしましても、本当に先ほどから申し上げていますように、菊池市は非常に中山間地の傾斜地が多い地域でございますので、私ども地元でも非常に期待をしておりますので、どうぞよろしく願いしておきたいと思えます。

それでは、次にポケットパーク足湯についてお尋ねをいたします。ポケットパーク足湯につきましては、平成23年9月の定例会の予算の採択のときから反対をしておりましたが、完成後も市民の足湯に対する厳しい意見があることは、江頭市長も認識され、今回検証のために11月25日から12月8日の2週間、足湯を止められました。アンケートについては12月15日までですので、まだ実施中でありまます。アンケートについては広報に掲載されておりましたけれども、あまり内容としては小さく載っておりましたし、それと、なぜ止めるように至ったかと、費用の問題等も示してありませんでしたので、市民としては判断が難しかったのではないかと考えております。

そこでお尋ねでございますが、市の広報以外の市民に対する説明はどのようにされたのか、お示しをいただきたいと思えます。

また、アンケート中ですので集計もできていないので何とも言えないと思えますが、市民の声によっては完全に足湯を止めることも考えると思えますが、どのような方法で市民に公表を今後されていくのか、決まっていればお示しをいただきたいと思えます。

○議長（山瀬義也君） 建設部長、松野浩一君。

[登壇]

○建設部長（松野浩一君） それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

ポケットパークにつきましては、本市の清らかな水のイメージと温泉の街であることから、親水施設や足湯を抱き合わせて整備することにより、本市のイメージアップと観光拠点と生活拠点が一体となった個性あるまちづくりによりまして、交流

人口等の増加を目指したものでございます。整備にあたりまして、住民の皆さんの参加によりますワークショップ等を開催いたしまして、地域の皆さんのご意見を伺いながら進めてまいったところでございます。今回、先ほど申されましたとおり、11月25日から12月8日までの間、一度足湯の運用を止めまして市民の皆様にその状況を見ていただき、意見を伺うためのアンケートを11月18日から12月15日の間実施しているところでございます。いただきましたご意見につきましては、集計・解析等を実施いたしまして、市民の皆様にお伝えしてまいりたいと思います。そのお伝えする方法でございますが、今のところホームページ、広報等、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また今後につきましては、施政方針でも触れてありますように、癒しの里づくりを行いますための森の中プロジェクトの中で、ポケットパークのさらなる活用を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。先般、11月28日に熊日紙に掲載された記事はですね、事業費、それと維持費の問題をちゃんと書いてございましたので、これが一つの市民にとっては非常にいい検討材料になったかなというふうにして理解しております。今後のことはですね、やはりこういう厳しい状況の中でございますので、今後もずっと維持費が年間に250万円近くかかっていくということに対して、市民がどういう感じで見られるかというのが非常に大事だと思います。それとアンケートがまだ途中でございますので、その内容についてどのような意見が出てくるのかということも含めてですね、やはりこの問題については非常に大事な問題だと思いますので、今後ずっと今までの計画どおりというよりも、やっぱり変えるところは変えていくような気持ちを持ってやらなければいけないと思いますので、この件についてはですね、市長の考えもお聞きしておきたいと思いますので、市長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ポケットパーク足湯についての私の今後の考え方ということでございますが、まずもって今回実施しましたこの狙いのところがですね、多少わかりにくかったというご意見も今いただきましたので、改めて今後に生かしていくようですね、これは反省していきたいと思います。

今回のアンケート調査はですね、何かのこの結論ありきということで進めている

わけではございませんで、就任の前からですね、この足湯に対して市民の方からは、必ずしも諸手を挙げてご賛同いただいているということではなく、むしろ様々な疑問を抱かれているというふうなご意見を多数聞いていたものですから、ここは広く市民の声を聞いた上で、それで本当に必要なものであれば、それは続けていけばいいと思いますし、もしそうでなければ費用対効果というものは常に考えていかなければいけないと思いますので、それを実証的に一つ一つ市民の声を聞きながら検証していこうと、そしてまたその結果次第で必要な手を打っていこうという意味で本件を始めたわけでございます。まもなくアンケートのほうが大体締め切りがまいりますので、その結果を踏まえてですね、改めて結果次第でどういったふうな運用をしまいかということをもたまたま考えていきたいというふうに考えているところでございます。どういう結果になるかは、まだ今のところではわかりませんが、新しい運用についての案が出てくれば、そこでまた広報についてはきちんと周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。先ほどから申しますように、まだアンケートの結果が出ておりませんので何とも言えないというふうに思いますけれども、やはり費用対効果と申しますか、維持の問題は非常に今後のやっぱり菊池市の財政にとっても大切な問題だと思いますので、そういうことを市民目線に立ってやっていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは、次に庁舎問題について、特にリファイニング建築についてお尋ねをいたします。この件につきましては、これまで東裕人議員、中山議員、水上議員、柘原議員、隈部議員より質問がございましたので、市長の考えは概ね理解はできましたが、私の考えも含め質問をさせていただきます。

庁舎整備については、現在基本設計が予算も可決され、事業が進んでいる状況がありますが、その採択にあたっては、これまで執行部の説明では、現庁舎については増改築はできないとの説明が繰り返し行われておりました。ある面では、ほかの方法がなければ仕方なく判断せざるを得なかったというのが私の思いであります。しかしながら、今回江頭市長が提案されておりますリファイニング建築は、先日の11月2日に行われた庁舎等整備に関わる勉強会において、私も直接講師の青木先生にお尋ねをいたしました。現庁舎に増改築ができることと申していただきました。私も個人的には市長が今回庁舎問題でそれぞれの議員に答弁されておられますように、市民目線で考えた場合、行政サービスの機能の充実が一番であり、合理性・機

能性を考えた場合、現在の計画では市民への行政サービスが2カ所に分かれることとなり、長い目で考えた場合、非常に使い勝手の悪い庁舎となってしまいます。今回の市長の提案の一番の理由は、建築基準法の改正によって、これまでの判断材料が変わってきたので、市民の利便性を考えた場合、行政サービスを1カ所に集約する必要があると考えられ、勉強会も開催されたと理解しております。今後は市長も強いリーダーシップを持って、また市民目線で考えていかれると思いますが、市長の考えを改めて示していただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 庁舎問題に対する私の考えを今一度ということでございますので、これまでの答弁の繰り返しになることにはなりませんけれども、どうぞお許しいただきたいと思います。ポイントに絞った形で整理させていただきますと、これまで庁舎の整備については多くの検討がなされてきたわけでございますけれども、今般そのリファインディング建築という新しい知見というものが私たちの目に触れたということ、それからそれを通じてですね、今おっしゃいました建築基準法の改正があって、これが私どもの立場から見ますと緩和されたということで、ある意味では前回判断をいただいたときよりもですね、この判断の前提事項というものがよい方向に広がっているということございました。庁舎整備というのは何十年の計でございますので、ひとたび建設しますと長年使用することになり、特に後年のこの市民の方々にとってはですね、後になってはどうしようもないというようなことにもなりますので、今このスタートのところで、そうやって新しい知見、条件が出てきたのであればですね、やはりそこも含めて今一度根本的にこの使い勝手などを見直して、そして総合的に判断し直したほうがいいたろうということと考えた次第でございます。ですから、軸としますのは、あくまで長期的視野に立った市民の利便性の向上ということでございます。そのことで、行政運営の面から見てもですね、特に庁舎機能の一体化というところになれば、業務の効率化にもつながることだと思っておりますので、ぜひともこれは検討する価値が大いにあるというふうに考えているところでございます。

今後、配置や規模、事業費等の検討を行いまして、なるべく早い時期に極力スピード感を常に意識してですね、新しい検討結果をご提案できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。先般の勉強会には執行部の方々も大分お見えでありましたので、執行部の方々にも十分理解はできていると思います。また、議員の方々も大分お見えでありましたので、やはり最終的にはやっぱり市民目線といいますか、やっぱり市民が使いやすいような庁舎を建てていくのが一番だと思います。市長もこのことについては、もう強いリーダーシップを持って、ぜひとも実現化するように頑張ってくださいと思います。

それでは、最後に環境問題についてお尋ねをいたします。

まず、環境整備基金の現状と対応についてお尋ねをいたします。この環境整備基金につきましては、使途目的が決まっており、江頭市長になられてからも運用についての確認をしておりますが、改めて現状と今後の対応についてお尋ねをいたします。

次に、旧市営牧場跡地の現状についてお尋ねをいたします。旧市営牧場跡地は、現在土地開発基金で購入しておりますが、環境整備基金で買い戻すこととなっておりますが、いつごろになるのか、現状をお示しいただきたいと思います。

次に、焼却施設の今後の対応についてお尋ねをいたします。特に11月21日に執行部より月例会で報告がありました環境保全協議会の確認事項についてのお尋ねをいたしますが、なぜこのような結果になってしまったのか。これまで執行部はどんな対応をされていたのか、詳しくお示しをいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） まず、環境整備基金について答弁させていただきます。環境整備基金の現在の積み立て内容でございますけれども、内容別に3つの通帳に分けて管理しているところでございます。1つは、市外からの一般廃棄物搬入に係る環境保全協力金及び産業廃棄物管理型最終処分場がある市町村に対して、県から交付される熊本県管理型最終処分場立地交付金と同額の一般財源を積み立てているもので、利息を含め4億5,005万円の積み立てとなっております。2つ目は、九州産廃株式会社からの寄附金を積み立てたもので、利息を含め7,536万円となっております。3つ目は、熊本県管理型最終処分場立地交付金を一時的に積み立て、5年以内に市が行う事業に充当するもので、利息を含め1億1,840万円となっております。

次に、旧市営牧場跡地の現状につきましては、平成25年3月定例会でもお答えしておりましたとおり、まずは地域環境に配慮した当該土地の利活用計画の策定が必要であることから、平成24年度から関係部署による庁内検討委員会で協議を重ねているところでございます。当該土地は、現在農用地区域の採草放牧地として用

途が指定されております。仮に水源涵養林等の農地以外の用途として活用する場合、農地法上、原則第一種農地に区分されているため農振農用地区域の除外及び農地転用など様々な法的な制約をクリアする必要があるがございます。現在は、活用方法については具体的な進展までにはまだ至っていないのが現状でございます。

環境整備基金の活用につきましては、条例等に基づき地域の環境保全等に必要な財源に充てるほか、九州産廃株式会社の最終処分場の操業の短縮協定に伴う補償金の財源と旧市営牧場跡地の環境整備基金での買い戻しに充てる予定でございます。これまで産廃問題の早期解決に向けては、地元水迫地区の住民の皆様はじめ全市民の皆様のご協力とご理解により取り組んでおりますので、水迫地区はもちろんのこと、市全体の環境整備にも活用していきたいと考えているところでございます。

最後に、焼却施設の今後の対応、これまでの協議状況でございますけれども、熔融キルンの閉鎖に伴う協議につきましては、先日城議員に答弁しておりますので、これまでの協議状況については簡略にご説明させていただきます。市は協定どおり期間内に熔融キルンを終わってもらうことを基本に会社と協議を行ってまいりました。会社の考えは、営業の柱である焼却事業については、熔融キルン以外の焼却施設の新設については、何ら制限もなく、今後も継続させていきたいと考えているということでございました。そうした中、市が一方的に停止を求めるのであれば補償が必要であると主張し、協議が難航しておったところでございます。市は、市民の願いは菊池市内に熔融キルンを含め焼却施設がないことであると考えております。今ある熔融キルンがなくなっても会社が同じ場所に新たな焼却施設をつくるのであれば意味がありません。そのためには、焼却事業の市外移転が確約されるのであれば、ある程度の延長はやむを得ないと考え、11月14日の環境保全協議会で今後合意すべき事項について確認を行い、この間は水処理問題等に影響を与えないよう、やむを得ず熔融キルンの稼働停止を求めないこととしたところでございます。この間の協議状況につきましても、もっと早く地元水迫地区の皆様をはじめ市民の皆様へご説明しなきゃなりませんでしたが、菊池環境保全組合の全域加入という大きな問題もあり遅れてしまったことを大変申し訳なく思っております。このことにつきましては、10月29日と11月12日に水迫地区の環境保全協議会の皆様へ今までの協議内容のご報告とご説明をしたところでございます。また、今月14日には水迫地区住民の皆様を対象にこれまでの協議経過のご報告と今後の対応についてご説明を申し上げるとともに、期間内に熔融キルンが終了しなかったことに対し深くお詫びを申し上げるとともに、説明会が遅くなったことを改めてお詫び申し上げたいと考えているところでございます。その後は各区長会等においてもご説明をしてまいりたいと考えているところでございます。

今後は、市民の皆様のお考えを重視し、地域の環境保全を第一に考え、1日も早く菊池市内での焼却事業が終了することと産廃問題が早期に解決することを目指し努力してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 理解しろといってもですね、そんな簡単に理解できるような問題じゃないと思います。産廃問題についてはですね、もうこの協定書ができた時点で、もう15年というのはもう市民に対する約束でもあったわけですね。ですから、もう15年で終わるといって、やっぱり全市民、または地域の人もそういうふうにして理解していると思います。ここにですね、平成22年の12月の定例会のですね、請願者は地元の水迫地区区長会、環境保全協議会、それと清流会、それと焼却炉を監視する市民の会、それと紹介議員が城議員、私、それに葛原議員ですね、議会にちゃんと九州産廃（株）との環境保全協定書並びに環境保全協定の一部変更協定書の履行に関する請願というのがあります。その中で、ちゃんとですね、溶融キルンを確実に履行するという事は、もうちゃんと出ているわけですよ。これを議会で認めて、それに基づいて執行部は動いていたというのが現実だと思います。それなのに、言っちゃいかんですけどね、もう途中の何の説明もなしに、すべて事後報告みたいな形の中で地元にも説明が行われているということです。それとですね、この後、前市長が平成24年10月29日に水迫地区住民説明会の資料がここにございます。そのときには、7時半から里山の家で行われましたけれども、前市長、それに下田部長、それとその当時の環境課長の倉原課長がお見えでございました。私も同席しておりましたけれども、こういう資料の中にはですね、もうちゃんと、言うなれば新たな水処理の方法の確立とか、もう溶融キルン式焼却施設の閉鎖ということで、この資料の中には、案でありますけれども渡してあります。そのときに、大学といろいろ打ち合わせをしながら、それに向かってちゃんとやっていきますということで、地域住民の方もですね、何人も確認されました、本当にできるんだろうかと。そういう中で、確認をした上で、市長もお見えでしたから、部長もそのときにちゃんとできますという確定が取れるような言葉をいただいて、みんな納得していると思います。そういうふうにして理解をして帰られたと思います。ですから、この間、説明会が地元であったときにも、いろんな意見が出たと思います。今度14日の日にですね、また地元住民の方々もたくさんお見えになります。その先般の説明会のときに来られなかった、この10月29日のときの説明会に来ていた住民の方が来られれば、いろんな意見が出てくると思います。とに

かくですね、もう本当に私たちもびっくりしております。先ほど申しましたように、もう平成22年の定例会議できちんとこれを守ると、そういう形で満場一致だったと思います。そういう中で決まっていることが、執行部はその後全然そういう意識をしていない。そら広域の環境問題もいろんな問題があったと思います。しかしながら、それと並行して絶対説明責任は果たせたはずです。そのことについてはですね、どう責任を取るつもりでおられるのか。また5年間、この確認事項という形の中で、5年間延長という形をおっしゃっていますが、こんなの通るはずありませんよ。だから、もうこういう5年間を決めてから私たちに報告するとか、そういうのはもうあり得ないと思います。また、やはり地元はもちろんですけれども、これはもう市民全体に対してですね、やっぱり説明責任がちゃんとあると思います。そのことについては、もう一回、部長、答弁をいただきたいと思います。

○議長（山瀬義也君） 市民環境部長、下田俊一君。

[登壇]

○市民環境部長（下田俊一君） 議員の、昨年の10月29日の水迫地区での住民説明会でございますけれども、当日は基本合意書の内容の説明の時期だったと理解しております。そのときに、確かに水処理問題等もございまして、その中で福大の先生の意見を参考にキャッピング等で施工して、水処理問題が問題なくなるような方法で検討しているようなことの確かに説明があったと思います。ただ、前回も全協でもご説明しましたけれども、水処理問題のキャッピングは水を減らす方法でございまして、これもかなり効果は出ておりますし、現在も既に九州産廃のほうは旧処分場のキャッピングを一部施工しているところでございます。そういう説明会の中で、住民の皆さんに誤解を招くような発言があったことを、この場をお借りしまして深くお詫び申し上げますところでございます。また今回の11月14日の確認事項でございますけれども、これはあくまでも本年度内に2項目、1つは協定で定められた溶融キルンの水処理の確立及び新たな焼却施設の稼働までに必要な期間、これを最長5年間でございますけれども、これを延長することとし、九州産廃は菊池市内に新たな処分場を設置しないことと、もう1点は水処理問題もございまして、これは今後合意する事項として定めたものでありまして、既に決まったわけではございませんで、本年度内にこの内容でなんとか合意できるように進めたいと考えているところでございます。当然、これにおきましては地元住民の皆様、議会の皆様にご説明し、ご理解いただいた上で合意事項になると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（山瀬義也君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番(木下雄二君) とにかくですね、いずれにしましても14日のやっぱり説明会の際にしっかりと地元の意見を聞いてですね、今後対応していただきたいと思っています。

時間もありませんので、市長のほうでですね、市長も就任の後、地元はまだ1回も入られていないと。この責任も重いと思います。やはりですね、やっぱり菊池市にとって何が重大かということをしつかり理解した上でですね、やっぱり早急に行かなければいけないところというのは、やっぱり水迫地区だったと思います。そのことによって、はじめてですね、理解をしていただく部分もあったと思います。それは広域のごみの問題もあったかもしれませんが、今後はですね、14日、地元に入られますので、そのときはやっぱり誠心誠意ですね、また今までの執行部の状況もしっかり確認した上で対応していただきたいと思っています。

最後に市長のほうからお言葉をいただきたいと思っています。

○議長(山瀬義也君) 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長(江頭 実君) 産廃問題に関わる、特に住民説明のありようについてということでございますが、まずもって最初にですね、水迫地区の住民の方々に大変ご心配をお掛けしておりますことを最初にお詫び申し上げたいと思います。今、最後にご指摘がありましたように、なかなかまだ現地においての本件に関する説明会のようなものはまだできておりません。大変申し訳なく思っております。また、11月17日であった本来の協定書の期限までにですね、先方との協議がまとまらず、現段階では、今、使用期限を過ぎた状態ではありますが、キルンが稼働中であるということ。それから、そのことについての説明をその前にですね、できていないということを心からお詫び申し上げる次第でございます。

この着任して最初の大きなテーマというのが、実はこの産廃問題であり、それから一般ごみ問題であり、それから庁舎問題であったわけでありまして、そのうち一般ごみ処理問題につきましては、何とか目途が立った状態にきたのかなというふう

に。
○議長(山瀬義也君) 発言の時間が過ぎております。これで発言を止めたいと思います。

一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。次の会議は12月19日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後1時59分

第 6 号

1 2 月 1 9 日

平成25年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成25年12月19日（木曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○

追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 意見書案第7号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉についての意見書
上程・説明・質疑・討論・採決

○

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
日程第3 意見書案第7号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉についての意見書
上程・説明・質疑・討論・採決

○

出席議員（23名）

1番	荒木崇之君
2番	柁原賢一君
3番	工藤圭一郎君
4番	城典臣君
5番	大賀慶一君
6番	岡崎俊裕君
7番	水上彰澄君
8番	東英俊君
9番	東裕人君
10番	泉田栄一朗君
11番	森清孝君
12番	中原繁君
13番	樋口正博君

14番	中山	繁雄	君
15番	怒留湯	健蓉	さん
16番	坂本	昭信	君
17番	隈部	忠宗	君
18番	葛原	勇次郎	君
19番	木下	雄二	君
20番	坂井	正次	君
21番	森	隆博	君
22番	山瀬	義也	君
23番	境	和則	君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市長	江頭	実	君
副市長	木村	利昭	君
総務企画部長	野口	祐成	君
市民環境部長	下田	俊一	君
健康福祉部長	宮本	誠一	君
経済部長	平野	國臣	君
建設部長	松野	浩一	君
総務企画部統括審議員	西浦	一義	君
七城総合支所長	岩下	利昭	君
旭志総合支所長	水上	菊也	君
泗水総合支所長	松岡	千利	君
財政課長	小川	秀臣	君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	伊藤	道俊	君
市長公室長	倉原	良則	君
教育長	倉原	久義	君
教育部長	中村	鉄男	君
農業委員会事務局長	松永	隆則	君
水道局長	原	和徳	君
監査事務局長	宮村	公男	君

事務局職員出席者

事務局 長	城 主 一 君
議 事 課 長	宮 川 啓 子 さん
総 務 審 議 員	徳 永 裕 治 君

○議長（山瀬義也君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（山瀬義也君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（山瀬義也君） 日程に従いまして、日程第1、去る12月9日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第122号から議案第160号まで、及び請願第5号の40案件並びに継続審査となっておりました請願第4号について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） おはようございます。本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、予算案件1件、請願1件の2案件でございます。

まず、議案第128号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第4号）中付託分について申し上げます。

まず、今回の総務課分の人件費の補正については、年度当初からの執行状況と1月1日の昇給昇格、年度末までの見込みから全体の執行状況を調整して予算の組み替えを行うものであるとの説明を受け、歳入の主なものとしては、款16財産収入、項1財産運用収入の財政調整基金利子58万5,000円の増額は、24年度の決算により剰余金として地方自治法233条2項により、基金繰り入れとして8億円積み立てたことにより増額となったこと。また、減債基金利子35万8,000円は減債基金の預金利子の増額によるもので、今回の補正を含んで基金残高としては、財政調整基金が52億8,185万3,000円、減債基金が25億2,90

4万9,000円であるとの説明があり、また財政調整基金繰入金としての4億3,159万3,000円の減額補正は、繰越金等の補正に伴い財源の確保ができたため基金の繰り入れを減額するもので、この金額を減額し、本年度の繰入を3億4,485万9,000円とするとの説明がありました。また、款15県支出金、項2県補助金、目2総務費県補助金の131万8,000円の増額は、地域づくり夢チャレンジ推進補助金、県補助2分の1で、企画戦略プロジェクト「記憶の記録伝承事業74万円」「菊池あきんど塾事業57万8,000円」が2分の1の県補助で事業採択されたもので、「記憶の記録伝承事業」は、御所通り界限で、昔からの言い伝えられた民話やエピソード、食べ物や祭りなどのソフト面の掘り起こしを目的に行うものであり、実施主体は、文化資源活用地域づくり実行委員会で、構成メンバーは、NPO法人菊池まちづくり千年の風、菊池養生詩塾、菊池建物応援団、つまごめ座、お話の森、熊本県立大学で、高齢者の聞き取り調査や資料収集を行い、紙芝居や町歩きマップ等を作成するもので、「菊池あきんど塾事業」は、商店街の古典の魅力向上させることで商店街全体の活力を取り戻すし、地域コミュニティの向上を図っていくことを目的に行うもので、専門講師と商人同士の交流や情報交換によって新たな事業展開を引き出して連携に繋げて行く。塾生としては、繁盛店づくり事業参画者、空き店舗対策モデル事業実施者、飲食店関係者などで塾生を募り、商工会に委託するものであるとの説明がありました。

委員より、団体名を挙げて、いかにも「市民の声」というフレーズをよく聞かすが、執行部が考える市民団体として定義とは一体なにか。また、域学連携の現状が市民への周知徹底や市民理解が乏しいように感じる。活動に参加してみて感じるのが、参加者もごくごく限られた人たちだけで、同じ顔ぶれが多い。全市民での共有にしっかり取り組まないと、本当の意味での効果は生まれてこないんじゃないのかとの質疑に対し、執行部より、同じ目的を共有された方で活動する団体として、まちづくりの市民団体として、市の活性化を支援している団体として捉えている。また、全市民への周知に関しては、新しい周知に努めるとの答弁がありました。

次に、歳出の主なものとして、款11公債費、項1公債費、目1元金の653万8,000円の増額補正につきましては、地方債借入時、利率見直し通知が九州財務局より今年の3月25日付けであり、本市においては元利均等で計算しているため利率が下がった分、元金が不足するため増額する必要があるとの説明がありました。

次に、学校教育課の今回の補正は、年度末執行見込による補正及び中学校の空調整備事業並びに菊池地域学校給食センター整備事業費の追加分で、その主なものは、款9教育費、目1学校管理費の設計管理業務委託料61万7,000円と工事

請負費 2,056万7,000円については、菊池北中学校、旭志中学校の空調分で、当初整備計画予算に対し、執行見込み額が上回った。その要因としては、理科室や音楽室といった特別教室の位置や配置の問題、また学校によってはキュービクルの距離が長いといった当初の想定以上に電気配線や配管の導線が長かったことが主な要因であったとの説明がありました。

また、款9教育費の学校給食費の1億2,784万8,000円の主なものは、菊池地域学校給食共同調理場の2期工事に関わる事業費で、そのうち消耗品費3,300万6,000円は、学校給食共同調理場の整備に伴い2,000食に対応する児童生徒用の皿、箸、トレー等食器関係、そして工事請負費7,609万4,000円は、隈府小学校及び菊池南中学校の受け入れ校施設整備2,864万円と隈府小学校の給食室解体及び共同調理場外溝整備、児童育成クラブのフェンス工事等4,731万2,000円であります。また、備品購入費1,420万7,000円は、共同調理場の事務室、会議室、休憩室、更衣室等の机や椅子、ロッカー、食器棚、洗濯機、乾燥機等の備品451万3,000円と配送車2台分968万9,000円であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、学校給食共同調理場整備に関する予算はこれで最後かとの質疑に対し、執行部より、平成26年度で受け入れ校側の整備までを行う必要があります、共同調理場建設工事費、旭志地域拠点校化改築工事費の整備計画書の説明を受けました。

また、委員より、廃校となった小学校の体育館の夜間開放分の光熱水費の補正に対し、廃校になったから普通財産になっていると思うが、どうして学校教育課で予算をあげているのか。予算措置が適切ではないのではないのかとの質疑に、執行部より、当初予算を計上する時に関係課、企画振興課、社会体育課との協議を行ったが、今後、改めて再度関係各課で協議していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、給食センター建設の時、立地の時点で教育委員及び子育て支援課に説明されたのか、学童保育の当事者からの要望はどんなものか、現在環境整備等はどのようにしているかの質疑に対し、執行部より、教育委員会にも当然拠点化方式の時点から説明を行い現地調査もしているし、隣接地の問題もあり、子育て支援課にも説明をしている。併せて隣接住民説明会も行い、子育て支援課を通じて児童育成クラブとの協議も行った。要望についても育成クラブの代表者と協議を行い進めてきたとの答弁があり、討論を行った結果、反対討論として、学校給食のセンター化については、当初から異論があり、今回確認したんだが、センターの立地に関わる説明について教育委員会には現地調査も行い説明したとのことであったが、その確認事項については未だ払拭できないこと。また、児童育成クラブへの事

前説明で、子育て支援課への確認をしたが「聞いてない」とのことであった。予算化するときの姿勢には未だに疑問が残るということで反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号、公契約条例の制定を求める請願書について申し上げます。請願書審議にあたり、紹介議員をお呼びし、趣旨説明・質疑を行い、また執行部にも意見を聞きながら慎重に審議をいたしました。

まず、請願書の趣旨としては、公共事業のあり方や働くルールづくりが全国で始まっている中、この公契約条例というのは、市の事業を受注した企業とか下請け業者に対して、市が定める賃金以上を支払う事が義務付けられる。発注側と受注側で結ばれる契約において、生活できる賃金をはじめ、安心して暮らし働くことのできる労働条件を公契約条例を制定し保障していただきたいとの趣旨説明がありました。

主な質疑としまして、委員より、他の自治体での条例制定の状況と内容はどの質疑に対し紹介議員から、主な自治体は野田市、川崎市で、現場で働く人の賃金とかまで定めた条例になっているみたいである。6月5日の全国市長会の中でも提言されているとの答弁があり、執行部からは、条例の中身がどういったものをつくるかで変わってくると思うが、最低賃金の基準づくりが困難ではないかを感じる。本市においても「菊池市下請け契約報告事務要領」などの要綱もあるし、国においては、最低賃金法、労働基準法、建設業法などの上位法がある中で、この公契約条例の実効性を考えた場合に、果たしてどうかという思いはあるとの答弁がありました。

請願に対する賛成討論として、請願の文言に何の違和感もないし、労働条件や賃金等手当に対する不安があるのなら配慮はすべきものと思う。本市には中小企業振興基本条例はあるが、それが掲げる理念は尊重しつつも、それを補完するという意味でも条例制定に向かって取り組む意味で賛成である。また、労働者の賃金底上げを図って豊かで安心した生活ができるような地域社会の実現をするために、この条例は本市にとって大変必要であると思うとの討論があり、採決の結果、賛成多数で、本請願は採択すべきものと決定をいたしました。

以上、本委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同を賜りますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、福祉厚生常任委員長、葛原勇次郎君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（葛原勇次郎君） おはようございます。福祉厚生常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例2件、予算案件4件、議決案件13件であります。また、9月定例会から継続審査となっております請願についても審査を行いました。2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果を報告いたします。

まず、議案第122号、菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する等の条例の制定について申し上げます。本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、条例を改正するものがあります。

執行部より、ユニット型及び従来型施設をそれぞれ追加指定することに伴い、つまごめ荘で行う事業ごとに細分化されている条例を集約整備するための改正との説明を受けました。特に質疑はございませんでした。

次に、議案第123号、延滞金の割合の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について申し上げます。本案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い条例を制定するものです。

執行部より、地方税に係る延滞金の割合等が改められたことに伴い、市税に準じて介護保険料等の市の歳入に係る延滞金の割合の特例について見直しを行うため関係条例の整備を行う必要があるとの説明がありました。これも、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第128号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第4号）中、付託分について申し上げます。

消防費の負担金補助及び交付金において、自主防災組織設立促進補助金100万円は、自主防災組織の設立を促進するために交付される補助金であり、今回10団体分の100万円であるとの説明がありました。

委員より、自主防災組織設立事業補助金交付要綱があるのかとの質疑に、執行部より、交付要綱があるので申請があった場合は説明しているとの答弁がありました。

火災が発生した時には消防団員にもメールが流れるのかとの質疑に、消防署から登録している団員には届くようになっているとの答弁がありました。

次に、総務費、徴税費、備品購入費の30万9,000円は、電子申告に使用するパソコンの補償期限が来年3月までとなっているため、新しいパソコンを購入する費用との説明がありました。

委員より、パソコンの購入で30万も必要なのかとの質疑に、執行部より、地方

税電子化協議会から、ある程度以上のものという推奨があつているという答弁でございました。

衛生費、環境衛生総務費、負担金補助及び交付金の417万円は太陽光発電施設設置費補助金で、一般家庭分の30件分の補正との説明がありました。

委員より、各自治公民館に太陽光設置を推進してほしいとの質疑に、執行部より、先進地などを勉強して、今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、衛生費、環境対策費、役務費の20万円は、産業廃棄物のボランティアが活動を行った際に発する処理費を計上するものとの説明がありました。

委員より、ボランティアの内容を聞かせてほしいとの質疑に、執行部より、県の産業廃棄物協会城北支部の活動で主に道路等に捨てられているごみを処理するものとの説明がありました。

衛生費、環境対策費、委託料の200万円は、執行部より、九州産廃の溶融キルン廃止に伴う補償問題等で、九州産廃と協議するうえで不動産鑑定に依頼して、市として補償金について確固たる補償金額を担保するため計上したとの説明がありました。

委員より、不動産鑑定委託料の説明を詳しくしてほしいとの質疑に、執行部より、環境保全協定書に定められた環境保全協議会設置要綱に補償の問題については規定されており、今回、溶融キルン焼却施設の補償の条文により会社が要求しているところである。これに基づく要求に対して市の考えによる補償額を算定し、会社と交渉する必要があるため、今回市が考える不動産鑑定をお願いするものであるとの答弁がありました。また、熊本県の立場はどうなっているのかとの質疑に、最終処分場の補償時の不動産鑑定料は市が支出している。今回も市からの支出と考えているとの答弁がありました。

委員より、県にこの委託料の協力を求めることはできないかとの質疑に、三者協議に県も加わっているので、補償の確定が決まれば県にお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

衛生費、塵芥処理費、需用費の376万5,000円は、指定ごみ袋が不足するため作成するものとの説明がありました。

委員より、市内の業者に分割して発注ができないかとの要望がありました。

民生費、児童福祉施設費、委託料の90万円は病児・病後児保育業務委託料で、当初の見込みより利用者が増えたため計上したとの説明がありました。

委員より、現在は旧菊池市だけだか、菊池市以外も必要性があると思うので広げていく必要があるとの質疑に、現在、子ども・子育て支援のアンケート調査を行っているので、その結果を踏まえて十分検討していきたいとの説明がありました。

また、委員より、アンケート調査の状況はどうなっているのかとの質疑に、現在、委託した業者が集計を行っている。結果がまとまり次第、関係機関に知らせたい。次年度の計画策定に生かしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第129号、平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、質疑はありませんでした。

次に、議案第130号、平成25年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

保険給付費、介護サービス等諸費、負担金補助及び交付金のうち居宅介護サービス給付負担金が増額されている理由はとの質疑に、執行部より、昨年度の実績で予算を計上しているが、施設への入居が減って自宅で介護する方が増えているとの説明がありました。

次に、議案第136号、平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第137号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市泗水地域福祉センター）及び議案第138号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市ふれあいセンター）の議案2件は福祉課関係の議案であり、同時に審査を行いました。

委員より、今回指定管理を受けようとしている団体は、福祉事業等の指定管理を幾つも受けているが、その体制はあるのかとの質疑に、執行部より、対応はできていると考えているとの答弁がありました。

また、委員より、菊池ふれあいセンターは建物が老朽化している。抜本的に場所を変える時期に来ているのではないのかとの質疑に、今後移転の方向で検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第139号から議案第144号、公の施設の指定管理者の指定についての6議案は、児童育成クラブの指定管理に伴う議案で、菊池市隈府小学校区児童育成クラブ、菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ、菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ、菊池市花房小学校区児童育成クラブ、菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ、菊池市泗水東小学校区放課後児童育成クラブの議案であり、同時に審査を行いました。

委員より、今回指定管理者に指定する団体は、これまでトラブルもなく、引き続き受けるといふことであるのかとの質疑に、執行部より、市としてモニタリングを実施して、適正な管理運営ができていると考えている。指定管理を受けたいという申請により指定をすとの答弁がありました。

委員より、隈府小学校児童育成クラブの保護者会から給食センター建設で抗議を

含めて意見が上がっている。児童育成クラブと学校との連携がとれているのか疑問であるとの意見が出されました。

委員より、委託先として管理が行き届く法人がいいと考えるが、保護者会がいいのかとの質疑に、保護者会を母体とした団体も利点がある。地域や学校との連携がとれるため、法人が行う利点は経理面などがある。どちらがよいかは判断できないとの答弁がありました。また、委員より、子育て支援課と学校教育課が連携して、子どもたちの安全と環境づくりが一番であるので、緊張感をもって行ってほしいとの意見がありました。

次に、議案第145号から議案第149号の公の施設の指定管理者の指定についての議案5件は老人福祉センター関係の指定管理に伴う議案で、菊池市七城ふれあいプラザ、菊池市七城高齢者能力活用センター、菊池市老人福祉センター、菊池市七城老人福祉センター、菊池市旭志老人憩いの家（太陽の家）の議案であり、同時に審査を行いました。

委員より、この議案で七城地区には3つの施設があるが、まとめて指定管理できないのかとの質疑に、執行部より、同じ敷地内に建てられているが、建築年度と補助を受けた機関も違うので、それぞれ名称がついている。それぞれに条例も制定されている。しかし、同じ団体が指定管理しているので人件費も抑えることができるとの答弁がありました。

また、委員より、指定する施設の中で委託料が上がっている施設と下がっている施設があるのはなぜかとの質疑に、七城地区の施設は電気料が按分されているため下がっている。上がっている施設は、電気料、修繕費、消耗品が上がっている。契約する際は精査して契約したいとの答弁がありました。

委員より、菊池市老人福祉センターは次期指定から公募する考えはないのかとの質疑に、それを含めて考えている。運営して日が浅いので3年間を振り返って検討したいとの答弁がありました。

次に、請願第4号、「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願書について申し上げます。この請願書については、9月定例会から継続審査となっておりました案件で、その後、2回常任委員会を開催し慎重に審査を行いました。10月23日の会議では、今回の年金削減で受給者がどれくらいの影響があるのか検討する必要がある等の意見があり、委員より意見を聞き審査を行いました。11月21日の会議では、年金に係る執行部を呼んで年金受給者の実態や生活保護と年金の関係についてお聞きし、審査を行いました。

次に、討論がありました議案について申し上げます。

議案第128号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第4号）について、款

4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 5 環境対策費の委託料の不動産鑑定委託料の 200 万円について、この委託料は時期尚早と考える。使用期限の延長も議会は認めていない。もう少し時間を掛けて行うべきであるとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願第 4 号、「年金 2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願書については討論がありましたので申し上げます。

まず反対討論では、若い世代は今の暮らしが大変な中で、老後の生活まで考えられないのが現状である。年金 2.5%削減しなければ、若い世代、いわゆる現役世代に少なからずし寄せがいくことは否めない。負担増するのも支出カットするのも不人気である。1,000兆円を越す借金がある日本経済において、どこからか手をつけていくしかない。苦しいのは高齢世代だけでなく、現役世代もきつい。今は日本全体が我慢のときである。以上のようなことから反対とする。

賛成討論では、年金保険料の際限ない値上げ、繰り返される給付削減、支給開始年齢の先送りなど、年金制度の連続改悪が強行される中、国民に年金不信が広がっている。年金の大幅引き下げは高齢者の生きる権利を奪うだけでなく、低迷する経済にも大きな打撃である。高齢者の多い地方から、その生活実態を踏まえ、削減中止を求める声を上げていくことが当然であると考え賛成とするとの討論がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決定しました。

その他の議案については、討論もなく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました案件の審議の経過と結果についてご報告いたします。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願いいたします。委員長の報告といたします。終わります。

○議長（山瀬義也君） 次に、経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） 改めまして、おはようございます。ただいまより、経済建設常任委員長の報告をさせていただきます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案 4 件、予算案 6 件、議決案件 11 件です。現地調査も踏まえ、慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 124 号、菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、市営富の原団地の新設に伴い条例の一部を改正するものとの説明を受け、質疑

を行いました。

委員より、給水施設等の1,000円は何かという質疑に対し、執行部より、主に集会場等の共通の用となる部分の共益費であるとの答弁がありました。

次に、議案第125号、菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部改正による延滞金の割合と消費税法等の一部改正による使用料の見直しを行うための条例改正であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、使用料の見直しは、消費税が5%から8%になるという変更だけで上乗せはないかという質疑に対し、執行部より、消費税の増率分だけであるとの答弁がありました。

次に、議案第126号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定については、議案第125号と同様に地方税に係る延滞金の割合の変更と消費税に伴う使用料の見直しであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第127号、消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、消費税法等の一部改正に伴い、地域生活排水処理施設条例、農業集落排水処理施設条例、専用水道設置等に関する条例、給水条例、簡易水道給水条例の一部を改正するもので、使用料等について消費税の増額分を見直すものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、下水道料金は地区別に見ると差があるがどうするのかという質疑に対し、執行部より、今、料金を見直しを進めており、統一できるところは統一するという考えであるとの答弁がありました。

委員より、合併して10年が経過するので、早く進めてほしいとの意見がありました。

次に、議案第128号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第4号）中付託分について、その主なものを申し上げます。農業振興施設費において、工事請負費291万3,000円は、全国さくらシンポジウムにあわせて、きくち観光物産館のトイレを改修するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、きくち観光物産館のトイレを和式から洋式へ改修するものということだが、大改修する時期に来ているのではないかという質疑に対し、執行部より、大改修については今のところ予定はないが、市民広場再整備計画があるので、それに準じていくとの答弁がありました。

林業振興費において、作業路・作業道開設事業補助金90万6,000円は、多くの森林が間伐期であるため作業路開設事業の増によるものである。また、森林整備地域活動支援交付金240万円は、森林経営計画作成や森林整備に必要な地域活動を支援するためのものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、森林整備において、作業道が乏しく作業がしにくいという中で、1,300haの市有林を持っている以上、所有者の責任として行政がリーダーシップをとって林道整備を前向きに進めてほしいという意見に対し、執行部より、作業路については、幅員2mで平米当たり500円、幅員3mは1,500円の補助をしており、林業も大変厳しい状況であり、地区の方が林道網の整備をしたいということであれば、申請された年に対応できるよう今後とも進めていくとの答弁がありました。

また、委員より、森林整備地域活動支援交付金はどの団体に交付されているのかという質疑に対し、執行部より、森林経営計画作成促進について森林組合に主に委託しているので、その事業に充当しているとの答弁がありました。

また、委員より、市営団地等の市でつくる木造建築は、菊池産材を優先的に使うような取り組みを行うべきとの要望があり、執行部より、平成24年度に菊池市公共施設公共工事木材利用推進基本方針を定めて、地域の木材使用の促進のため庁内でも周知を図っているが、できるだけ地域産材が使われるようなルールづくりも検討したいとの答弁がありました。

商工業振興費において、空き店舗対策事業補助金11万5,000円は、本市において創業する整体院に対し、対象経費である借家料の2分の1の3カ月分を補助するものとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、空き店舗対策事業補助金の対象になる業種はどういうものかとの質疑に対し、執行部より、出店者の交付要綱、内規においては、小売業、飲食業及びサービス業と規定している。サービス業においては風営法の第2条に定める業種を除くとしているとの答弁がありました。

道路橋りょう総務費において、桜の里プロジェクト推進委託料500万円は、桜の木100本の植栽費用と竜門ダムの桜の剪定及び日本花の会より苗木を200本もらうので、その植え付け費用であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、桜の里プロジェクト推進委託の委託先はどこになるのかとの質疑に対し、執行部より、今後決めていくが、剪定、植え付け、育苗等があるので、造園業者になる予定であるとの答弁がありました。

さらに、委員より、一方で観光協会がさくら基金という基金を募っているので、基金と併せて全体的にどうやっていくのか庁内で協議してほしい。バラバラにしても効果がないと思うとの意見に対し、執行部より、このプロジェクト推進においては実行委員会の立ち上げを図っており、観光協会にも入ってもらい、最終的には一体化した事業展開できるよう組織化し、協力体制をつくっていききたいとの答弁がありました。

公園費において、調査設計等委託料375万円は、森の中のまちプロジェクトの方針策定であり、ワークショップ、管理方法の策定、イメージ図の作成等の委託である。また、工事請負費1,135万円のうち200万円は桜山公園の追加で造成中にごみ・ガラ処分が発生したため、その処置費であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、森の中のまちプロジェクトの方針策定では、ワークショップの手法はほかにも何回かしてわかっているのではないかと。職員でできる分は上手に進めてほしいとの意見に対し、執行部より、この方針策定については、当然職員が中心になって進めていくが、これを手伝ってもらう委託であり、一番ほしいのは情報収集と法整備であるとの答弁がありました。

また、委員より、桜山公園の造成地は、以前、そこにはヒナの生産場と養鶏場があって鳥の死骸を放置してあり苦情が出ていたところであるので、最初から調査し処分した上で公園費を上げるべきとの指摘がありました。

次に、議案第131号、平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第3号）ですが、歳入の辺地対策事業債860万円の減額は、辺地対策事業債に係る国の予算額に対し、各自治体からの要望が超過したために辺地対策事業債としての新たな借入が難しいため、簡易水道事業債へ組み替えるものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第132号、平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）において、雑入のスクラップ売却金177万3,000円は菊池浄水センター改築工事に伴う発生鉄くずの売却益である。また、債務負担行為補正は平成26年度の浄水センター等運転業務委託で、限度額を7,315万9,000円とするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、業務委託料は上がってきているようだが、どういう算出なのかという質疑に対し、執行部より、委託料の算出という資料があり、流入水量、年数、汚泥の処理量等によって数値が決まっており、それに係数を掛けて何人必要かということで算出しているとの答弁がありました。

議案第133号、平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の主なものについて、維持管理費の泗水地区の汚泥処理委託料100万円は、4月から6月までの予定数量よりかなり多く入ったことで約80万円増えているので、今後も考慮して増額するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第134号、平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）は債務負担行為の補正で、平成26年度の浄化槽保守点検及び清掃業務

委託の限度額を217万9,000円とするものであり、鳳来穴川地区の6施設分であるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第135号、平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の主なものについて、維持管理費の修繕料263万6,000円は七城南部地区の5カ所のマンホールポンプ修繕によるものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第150号から議案第158号の公の施設の指定管理者の指定については、きくち観光物産館、旭志ふれあいセンターほたるの里、七城町特産品センター、泗水町特産物センター、泗水町第二特産物センター、菊池市七城ふれあい交流館、菊池市リバーサイドパーク、菊池市有朋の里泗水孔子公園、菊池市観光情報発信施設の各施設の指定管理者の指定を行うものであります。施設は来年3月31日に指定期間満了となるため、菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき、募集要項を示し公募を行い、菊池市指定管理候補者選定委員会に諮り、指定管理候補者として選定した各団体を指定するもので、指定管理の期間は5年とするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、どの施設も現地説明会には複数の団体が参加されていたのに、旭志ふれあいセンターほたるの里だけが2社の応募があったということで、この状況を見ると魅力がなかったのではないかと考える。指定期間の5年も長すぎるのではないか。同じ団体のまま、あと5年続くことになるが、何か手立ては考えているのかという質疑に対し、執行部より、今回、指定管理を公募したことは、非常に大きなインパクトを与え、生き残らなければならないという思いに至ったことは組織の活力の面において良かった。第3セクターもこれから先、お互いが競争しつつも連携すべきところは連携し、市も主体的に入って一緒に菊池のブランドづくりにも努力しなければならないと考えるとの答弁がありました。

次に、議案第159号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市甲森北集会場）は、土地が甲森北区の所有で昭和63年から市と土地使用貸借契約が締結され、その期間は平成27年3月31日となっている。建物の集会場については、平成元年から管理委託契約が締結され、その期間は平成26年3月31日となっており、指定管理制度導入後も集会場の期間はそのままとなっているため、土地と建物に1年のずれがあるので、今回の集会場の指定管理期間を平成27年3月31日までの1年とするものである。集会場は対応年数を経過しているため、平成26年度中には譲渡を含めた検討を進めていきたいとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、甲森北集会場は今年度譲渡してもいいのではないかという質疑に対し、執行部より、地元とも協議したが、土地使用貸借契約の期間に合わせて、指定

管理期間を1年延ばして、その後、譲り受けについて考えたいとの意向であったとの答弁がありました。

次に、議案第160号、合志市道路線の認定の承諾については、合志市において道路台帳の統合及び道路台帳管理システムの導入に伴い、合志市道の全線の廃止及び認定が予定されており、2路線は区域を超えた認定となるため、菊池市議会の承諾を得るものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、合志市道に認定した場合、菊池市の住民の生活道路でもあり、道路整備等の要望は合志市にすることになると思うが、すぐに対応してもらえるのかという質疑に対し、具体的に事例が発生したときは、土木課から合志市に要望を上げたい。また、現状でも合志市の市道として認定されており、維持管理については合志市で責任持って対応していただけるものであるとの答弁がありました。

以上、現地調査を踏まえ慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第124号から議案第128号、議案第131号から議案第135号及び議案第150号から議案第159号については、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、討論のあった議案第160号について申し上げます。議案第160号、合志市道路線の認定の承諾については、この道路を活かして菊池市内の住宅が整備された経緯があり、道路認定する上で、住民に対する説明責任もある中、地図上の説明だけでは住んでいる住民の方々に不安を残す点がある。また、2つの市にまたがった道路であり、お互いの市がしっかり協議をした上で進めるべきとの反対討論がありました。また、現状においても合志市の市道で道路整備等が行われてきており、この議案は道路台帳整備のためのものであり、現状と何も変わることはない。また、わずかではあるが道路台帳整備を行わないと交付税措置にも支障をきたす懸念があることを考えると、早急に道路台帳整備を進めることが両方の市にとってよいことであるとの賛成討論がありました。

採決の結果、可否同数となり委員長採決により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員長の報告を終わります

○議長（山瀬義也君） ここで、10分間暫時休憩します。

○

休憩 午前10時59分

開議 午前11時06分

○

○議長（山瀬義也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） それでは、経済建設常任委員長にお伺いをいたしたいと思えます。

議案第126号について、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いをいたしたいと思えます。2点だけ質疑をいたしたいと思えます。この中で、合併浄化槽の整備についての進捗状況についての議論はなかったのか。また、2点目に、合併浄化槽の使用料金が他の下水処理の使用料金との議論はなかったのか。以上、2点についてお伺いをいたします。

○議長（山瀬義也君） 経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） 大賀議員の質疑にお答えします。

浄化槽の整備についての進捗状況、また浄化槽の使用料金、他との比較ということでございますけれども、今回はその質疑はございませんでした。

○議長（山瀬義也君） 大賀慶一君。

[登壇]

○5番（大賀慶一君） 終わります。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

坂本昭信君。

[登壇]

○16番（坂本昭信君） それでは、総務文教常任委員長にお尋ねいたします。

議案第128号、平成25年度一般会計補正予算のうちですね、款9、項7学校給食費でございますけれども、最近大変アレルギーの生徒たちが増えているわけでございます、その調理方法と申しますか、その調理の器具やら何やらいろいろ、個々にそのアレルギーが違いますので、どのような審議があったのか、お尋ねしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（山瀬義也君） 総務文教常任委員長、東英俊君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（東 英俊君） 坂本議員にお答えをいたします。

生徒児童のアレルギー食に対応する質疑はあったかというご質問であったかと思えますけど、今回の委員会の中ではございませんでしたけれども、この学校給食の共同調理場建設において、この給食調理場そのものがアレルギーあたりの調理とい

うものに対応しているという説明がもともとあっております。

以上、お答えします。

○議長（山瀬義也君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで質疑を終わります。

これから、委員長報告が不採択であります請願第4号、「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願書を除き討論を行います。議案第122号から議案第160号まで、及び請願第5号について討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 私は、議案第128号、平成25年度菊池市一般会計補正予算（第4号）について、反対の討論をいたします。

理由は、款9教育費、項7学校給食費、目1学校給食費に関して、これまでの主張との整合を図るということもございしますが、給食センターの建設は、いよいよ最終段階で、来年度当初より予定されていた学校を対象として、その供用が始まりますが、私はこの期に及んでも以下の点で問題を指摘せざるを得ません。定例議会ごとに討論を行ってきていますので重複は避けたいと思いますが、ここの至っても私が見過ごせないと思うのは、教育行政の姿勢です。その顕著な中身の一つ、それは専従者である学童保育施設への配慮の不足です。たびたび言ってきました日照権の問題、風通しの問題、十分な遊び場を確保する問題等々が著しく阻害されることへの配慮の不足です。まるで学童保育の存在が念頭にないような計画であり、立地と言わなければなりません。私は、ある教育委員さんに聞きました。その方は、学童保育にそんなに迷惑を掛けると、そこまでは聞いてないと首を傾げておられました。学童保育施設の責任者や職員さんにも聞きました。もう口を揃えて、えっ、とんでもないと、聞いてないと言うことをおっしゃって大変驚いておられました。保護者にも聞きました。ある方は、うちの子は支援が必要な子で、今の状況でさえ施設が狭くてなかなか入れてもらえなかったと。やっと入れてもらえたんだけど、みんなで施設の拡充を相談しているときにというふうに絶句されました。その後、教育委員会には問い合わせや抗議や要望があったやに聞いていますが、先般いろいろ聞きましたところ、信頼回復にはほど遠いようです。思いますに、同じ次世代育成の本市の主要施策である学校教育と同様に、親と子への不可欠の支援として重要な役割を担っている放課後児童育成クラブ、学童保育といえますね、の当該施設や利用者、保護者、そして担当所管課等に対して事前協議がなかったことは、一

般市民の感覚ではとても信じがたい話であり、それを軽んじた姿勢は大いに批判に値します。現在の担当課長等は大変苦勞し、状況改善に努力をいただいています。これは単なる縦割り行政の弊害というよりも、計画立案当時の教育行政、計画立案当時の担当部署の姿勢の問題と言わざるを得ません。私は、あえてこのことを述べ、今後は謙虚な姿勢で、より謙虚な姿勢で任務に臨んでいただくべきであることを討論の趣旨として、もって反対討論といたしたいと思います。

○議長（山瀬義也君） ただいま、議案第128号に対する反対討論がありましたので、まず議案第128号に対する討論を行います。議案第128号に対する賛成者の発言を許します。

議案128号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、議案第128号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

森隆博君。

[登壇]

○21番（森 隆博君） 議案第160号、合志市道路線の認定の承諾についてでありますけれども、この道路自体、二子上1号線という呼び名であります、314mほどは、これは地域的には菊池市の地域内にあります。以前からその道路管理は合志市がやっておったということでありまして、この道路を利用しまして、奥の方に以前は合志市の住宅地があったということで、合志市が道路管理をやっておったということは私も地元ということで知っております。その後、陽光台という菊池市の団地造成が行われまして、これの進入道路となっております。そういうことで、やはり今、桜山の点滅信号、県道の住吉熊本線、この県道を横断しまして桜山からその団地のほうにマンホールがようやく設置ができたという今の状況であります。

そういった中におきまして、その団地にこの計画が、下水道の計画が今設計調査というような形で進められておる状況であります。そういった中に、やはりこの進入道路であるところを合志市に委託を認めるということになりますなら、やはりそういった地元の説明といいますか、そういったものをびしっと行った上でやるべきではないかということが一つあります。それと、この道路を利用しまして奥の方に、東側のほうに養鶏場がありまして、養鶏場のその環境問題といいますか、鶏糞の持ち出し、また廃鶏等の処理等に、やっぱり運搬されているような道路でもありますので、そういった住宅の方々の不安といいますか、合志市に委託した場合、どこに文句を言っているのかと、苦情を言っているのかというような不安等もあるわ

けであります。また、そういうことも踏まえまして、当委員会で、確かに現地調査も行いました。やはり、永南区から桜山の点滅信号のほうに向かう道路と、その陽光台という団地から出入りするところがちょうど三角の交差点というような形になっておりまして、今現状では菊池地区のほうがカーブミラー付けたりとか、一旦停止の標識を立てたりというようなことを現状ではやっております。合志市側のほうには、一切カーブミラーもないというようなことで、永南のほうから来られた車と団地からの出入りの車がよく接触事故を起こす場所という危険箇所でもあります。そういうふうなこともありますので、やはり合志市に認定を認める場合は、やはり地域にぴしっとした説明を行うことが先でありまして、今回のこの議案は、やはり利に沿ってないと、説明ができていないということで、私はこの議案に対しては反対といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、議案第160号について反対討論がありましたので、議案第160号に対する討論を行います。議案第160号に対する賛成者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 議案第160号については、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、議案第160号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○15番（怒留湯健蓉さん） 私は、請願第5号、公契約条例の制定を求める請願書を採択すべきものとして賛成討論をいたします。

公契約条例については、自治問題研究の主要課題であり、長く論議をされてきました。そういう意味では、古くて新しい今日的な課題と言えます。公契約条例とは、公共事業の現場で働く全ての労働者に対して、賃金の基準額と労働条件を条例により保障しようという考え方です。これまで本市においても、公共工事に関わる発注・受注・落札・中間利潤等々の問題が過大視されてきましたが、それは今も現在進行形の大きな課題でもございます。この請願は、公共工事に働く人たちのその労働の対価と働き続けられる条件に関して、自治体としての一定の決まりをつくることを求めるものです。担当委員会では、行政サイドから関連の上位法があり、それによる指導等がなされていること、また公契約法として、まずは国が動くべきであること等の見解が示されましたが、それはそれとして、またそうであっても、現にこの請願に書かれているような深刻な状況があるわけですから、自治体として

も、議会としても手をこまねいてこれを座視していいかということが問われているのではないのでしょうか。税を持って行う公共工事であれば、これに関わるすべての人にその恩恵があまねく行き渡らなければなりません、しかし現実はこの請願に書かれているとおり、そして私たちが知っているとおりです。国際的には、ILO 国際労働機関により公契約に関する条約は採択されていながら、日本はこの条約をまだ批准していませんので、したがって行政のご見解のように、国に働きかけることと同時に、まずは公共工事の発注者としての自治体が条例を制定して規範を示すのは、むしろ当然の義務と言えます。1990年代、バブルがはじけて以降、建設労働者への賃金水準が下落する中で、自治体などが発注する事業でも、そこで働く労働者に低賃金しか支払われず、いわゆる官製ワーキングプアの走りを創り出しました。そして、今日さらに官製ワーキングプアは大きな社会問題となっています。公正・公平な地域社会、安心して働き続けられる地域社会への道筋の一つとして、本請願が求めている公契約条例の制定は重要な役割を果たすと思われまます。したがって、本請願は採択すべきと考え、賛成討論といたします。

○議長（山瀬義也君） 次に、請願第5号について討論がありましたので、請願第5号に対する討論を行います。請願第5号に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） おはようございます。請願第5号、公契約条例の制定を求める請願について、紹介議員でもありますので賛成の討論を行います。

建設業に従事する労働者の賃金、生活実態や地元建設業者の経営状況は、ご承知のとおり大変厳しい状況にあります。先日の熊日新聞でも、労働者の高齢化、給料が上がらないから若者が集まらないという負のスパイラル、業界の将来が見通せないといった記事が掲載されるほどであります。そういう状況の下、公共事業のあり方や新たなルールづくりが全国的に始まっています。本請願の公契約条例は、先ほどもありましたが、発注する公的機関と受注者の間で結ばれる公契約において、生活できる賃金をはじめ人間らしく働くことのできる労働条件を保障するものであります。この必要性については、全国市長会は本年6月5日、公共事業の充実に関する提言の中で、公契約において適正な労働条件や品質が確保されるよう労務単価の下落に歯止めを掛ける対策などの措置が必要であると述べているほどであります。作業従事者の賃金や労働条件を下支えする制度制定に向け、本腰を入れて検討を始めることこそが本市の地域経済振興策に魂を入れるスタートとなる、そういう思いも込め、請願に賛成をし、議員の皆さんにおかれましては請願を採択していただく

ようお願い申し上げます、討論を終わります。

○議長（山瀬義也君） 請願第5号について、ほかに討論はありませんか。

中原繁君。

[登壇]

○12番（中原 繁君） 今のこの公契約については、初めてかな、怒留湯さんと初めて賛成のほうで一致したのは。先ほど総務委員長から報告がありましたように、公契約については、総務委員長の報告のとおりですね、やっぱり額に汗をして現場で働く労働者の賃金の底上げを図る。よって、労働者の皆さんが豊かで安心して生活ができるような地域社会の実現こそ大事だと思います。

以上の理由から、私は賛成であります。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

樋口正博君。

[登壇]

○13番（樋口正博君） 公契約条例の制度の、今言われたあらましについては、なるほどおっしゃるとおりだと思います。しかし、現状の経済を考えた中で、今何が起きているかという話になれば、例えば一般の住宅にしても消費税が上がる前に駆け込み需要で家を建てると。ただし、大工さんたちから話を聞くと、その現場では、家自体は3%上がるからということなんです、資材は3割、4割の高騰が続いている。ということはですね、そもそもの設計単価の部分から、根本から考えなおさなければ、企業は倒産してしまえば、そこに働く従業員すべてが路頭に迷うわけですから、その点については、その大元も考えつつ慎重に事を進めるべきと思い、反対討論とさせていただきます。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、請願第5号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、討論を終わります。

ただいま反対討論がありました、議案第128号、議案第160号、請願第5号を除き一括採決します。

お諮りします。議案第122号から議案第127号まで、及び議案第129号から議案第159号まで、37案件については、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、以上37案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第128号、議案第160号、請願第5号についてを起立より採決します。

お諮りします。議案第128号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 賛成多数です。よって、議案第128号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第160号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 賛成多数です。よって、議案第160号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました請願第5号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立多数です。よって、請願第5号は、原案のとおり採択することに決定しました。

次に、委員長報告が不採択であります請願第4号について討論を行います。討論はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○9番（東 裕人君） 請願第4号、「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願について賛成討論を行います。

今、年金保険料の際限ない値上げ、繰り返される給付削減、支給開始年齢の先送りなど、年金制度の連続改悪が強行される中、国民の年金不信が広がっています。もう誰も100年安心などと言えない制度となっているわけです。しかも消費税引き上げが予定されている中で、年金の大幅引き下げは高齢者の生きる権利を奪うだけでなく、低迷する経済にも大きな打撃となります。年金削減は、本市の1万5,000人を超える国民年金受給者をはじめ多くの高齢者の生活に深刻な影響を及ぼすだけでなく、若い世代の将来不安をさらに広げるものとなります。高齢者の多い地方自治体からその生活実態を踏まえ、将来を考え削減中止を求める声を上げていく

ことは当然であると考えますので、賛成であります。

○議長（山瀬義也君） 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

荒木崇之君。

[登壇]

○1番（荒木崇之君） 請願第4号、「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願書について、反対討論をいたします。一部委員長報告と重複するところがあるかと思いますが、ご了承ください。

本文中に老後安心の日本は、若い人たちにとって求められる国の姿とあります。そのとおりであります。しかし、厚生労働省が発表した労働白書によりますと、現在の日本で一家の所得が単身で200万円、二人以上の世帯で300万円を下回る低所得者層において、稼ぎ頭となっている非正規労働者は2010年時点で150万人に上るとされています。また、労働者全体で非正規労働者は2,043万人と、初めて2,000万人を突破し、その率は38.2%で、男女とも過去最高です。若い世代は、現在の暮らしが大変な中で、老後の生活まで考えられないのが現状ではないでしょうか。2.5%削減しなければ若い世代、いわゆる現役世代に少なからずしわ寄せが行くことは否めません。負担増するのも、支出カットするのも不人気です。不人気ですが、1千兆円を越す借金がある現在の日本経済においては、どこからか手を付けていくしかありません。入りを増やすか、出を減らすか、どちらか選ぶべきです。苦しいのは高齢世代だけではなく現役世代もきついです。今は日本国全体が我慢のときであると思います。以上のことから、反対の理由といたします。

○議長（山瀬義也君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山瀬義也君） これで、討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。請願第4号、「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願書に対する委員長の報告は不採択であります。よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。請願第4号について、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（山瀬義也君） 起立少数です。よって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

○

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（山瀬義也君） 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査につい

てを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 国保税、福祉、環境、健康管理等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発、土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会改革検討特別委員会

- 1 議会改革に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

追加日程第1 意見書案第7号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉についての意見書について

- 議長（山瀬義也君） 次に、追加日程第1、意見書案第7号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

泉田栄一郎君。

[登壇]

- 10番（泉田栄一郎君） それでは、意見書案第7号についてご報告します。

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉についての意見書の提出について申

し述べます。上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定によって、経済建設常任委員会より提出します。

提案理由としましては、本市においては農業を基幹産業としており、現状のままでのTPP交渉参加は農産物分野において多大な損害が危惧されている。よって、農林水産分野の重要5品目などの聖域を確保し、それが確保できない場合は、脱退も辞さないとした強い決意と十分な情報開示を行い、幅広い国民的議論を行うよう強く求めるものであります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（山瀬義也君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第7号については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第7号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山瀬義也君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第7号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、平成25年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

閉会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 山 瀬 義 也

菊池市議会議員 隈 部 忠 宗

菊池市議会議員 葛 原 勇次郎

付 録

平成25年第4回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(12月3日・12月19日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第99号	平成24年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第100号	平成24年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第101号	平成24年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第102号	平成24年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第103号	平成24年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第104号	平成24年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第105号	平成24年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第106号	平成24年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第107号	平成24年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第108号	平成24年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第109号	平成24年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決・認定
議案第122号	菊池市介護老人福祉施設条例の一部を改正する等の条例の制定について	原案可決
議案第123号	延滞金の割合の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第124号	菊池市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第125号	菊池市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第126号	菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第127号	消費税法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第128号	平成25年度菊池市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第129号	平成25年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第130号	平成25年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第131号	平成25年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第132号	平成25年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第133号	平成25年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第134号	平成25年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第135号	平成25年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第136号	平成25年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第137号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水地域福祉センター)	原案可決
議案第138号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池ふれあいセンター)	原案可決
議案第139号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市隈府小学校区児童育成クラブ)	原案可決
議案第140号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池北小学校区放課後児童健全育成クラブ)	原案可決
議案第141号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊之池小学校区児童育成クラブ)	原案可決
議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市花房小学校区児童育成クラブ)	原案可決
議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城町放課後児童健全育成クラブ)	原案可決
議案第144号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水東小学校区放課後児童育成クラブ)	原案可決
議案第145号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあいプラザ)	原案可決
議案第146号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城高齢者能力活用センター)	原案可決
議案第147号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市老人福祉センター)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第148号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城老人福祉センター)	原案可決
議案第149号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志老人憩の家(太陽の家))	原案可決
議案第150号	公の施設の指定管理者の指定について (きくち観光物産館)	原案可決
議案第151号	公の施設の指定管理者の指定について (旭志ふれあいセンターほたるの里)	原案可決
議案第152号	公の施設の指定管理者の指定について (七城町特産品センター)	原案可決
議案第153号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町特産物センター)	原案可決
議案第154号	公の施設の指定管理者の指定について (泗水町第二特産物センター)	原案可決
議案第155号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市七城ふれあい交流館)	原案可決
議案第156号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市リバーサイドパーク)	原案可決
議案第157号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市有朋の里泗水孔子公園)	原案可決
議案第158号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市観光情報発信施設)	原案可決
議案第159号	公の施設の指定管理者の指定について (菊池市甲森北集会場)	原案可決
議案第160号	合志市道路線の認定の承諾について	原案可決
議案第161号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
意見書案		
意見書案第7号	環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉についての意見書	原案可決
請願		
請願第4号	「年金2.5%削減法」を廃止する意見書採択に関する請願書	不採択
請願第5号	公契約条例の制定を求める請願書	採択

菊池市議会会議録
平成25年第3回10月臨時会
平成25年第4回11月臨時会
平成25年第4回12月定例会

平成26年2月発行

発行人 菊池市議会議長 山瀬 義也
編集人 菊池市議会事務局長 城 主一
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1010

菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888
電話 (0968) 25-2325

